

令和6年

第1回臨時会

会議録

第2回定例会

奄美市議会

## 第1回臨時会

## 会議録目次

## 第2回定例会

### ○第1回臨時会

議事日程・付議事件 .....	1
-----------------	---

5月14日（火）

出席議員及び欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 .....	3
職務のため出席した事務局職員 .....	3
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
報告第2号、3号（2件）上程 .....	5
議案第38号～40号（3件）上程 .....	6



### ○第2回定例会

議事日程・付議事件 .....	11
第2回定例会一般質問通告 .....	14

6月18日（火）（第1日目）

出席議員及び欠席議員 .....	23
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 .....	23
職務のため出席した事務局職員 .....	23
会議録署名議員の指名 .....	25
会期の決定 .....	25
議案第41号～第47号（7件）上程 .....	25

6月19日（水）（第2日目）

出席議員及び欠席議員 .....	29
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 .....	29
職務のため出席した事務局職員 .....	30
一般質問	
永田 清裕 君（自民党新政会） .....	31
叶 幸治 君（公明党） .....	41

盛 剛 君（無所属）	53
竹山 耕平 君（自民党新政会）	63
6月20日（木）（第3日目）	
出席議員及び欠席議員	75
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	75
職務のため出席した事務局職員	76
一般質問	
大庭 梨香 君（公明党）	77
瀧 真一郎 君（無所属）	84
崎田 信正 君（日本共産党）	92
幸多 拓磨 君（チャレンジ奄美）	103
6月21日（金）（第4日目）	
出席議員及び欠席議員	117
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	117
職務のため出席した事務局職員	118
一般質問	
泉 義昭 君（奄美笠誠会）	119
帯屋 誠二 君（無所属）	128
前田 要 君（奄美笠誠会）	138
6月25日（火）（第5日目）	
出席議員及び欠席議員	149
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	149
職務のため出席した事務局職員	150
議案第41号～第47号（7件）上程	151
請願第1号（1件）上程	159
陳情第3号～7号（5件）上程	159
議案付託	159
7月5日（金）（第6日目）	
出席議員及び欠席議員	161
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	161
職務のため出席した事務局職員	161
議案第41号～47号（7件）上程	163
請願第1号（1件）上程	167

陳情第3号, 5号(2件) 上程 .....	167
陳情第4号(1件) 上程 .....	169
陳情第6号, 7号(2件) 上程 .....	169
議案第48号~50号(3件) 上程 .....	174
発議第2号(1件) 上程 .....	175
発議第3号(1件) 上程 .....	175
発議第4号(1件) 上程 .....	175
発議第5号(1件) 上程 .....	175
閉会中の継続審査の申出について .....	175

#### 別紙

各常任委員会審査報告書 .....	177
閉会中の継続審査の申出について .....	180
参考資料(意見書等) .....	183

会期・議事日程  
付議事件

## 令和6年第1回奄美市議会 臨時会 議事日程

○令和6年5月14日 奄美市議会第1回臨時会を招集した。

○会 期 1日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日	程	
5月14日	火	本会議	1	会議録署名議員の指名	
			2	会期の決定（1日間）	
			3	報告第2号～3号（専決）	上程 説明 質疑 討論 採決
			4	議案第38号	上程 説明 質疑 討論 採決
			5	議案第39号	上程 説明 質疑 討論 採決
			6	議案第40号	上程 説明 質疑 討論 採決
			※政策立案推進会議（本会議終了後）		

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (専決第3号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について)	R6.5.14	承認	本会議
(2)	報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (専決第4号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	R6.5.14	承認	本会議
(3)	議案第38号	令和6年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	R6.5.14	原案可決	本会議
(4)	議案第39号	教育委員会教育長の任命について	R6.5.14	同意	本会議
(5)	議案第40号	固定資産評価員の選任について	R6.5.14	同意	本会議

第 1 回 臨 時 会  
令 和 6 年 5 月 14 日  
(第 1 日 目)

5月14日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帯 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	17 番	栄 ヤ ス エ 君
18 番	与 勝 広 君	19 番	奥 晃 郎 君
20 番	伊 東 隆 吉 君	21 番	竹 山 耕 平 君
22 番	川 口 幸 義 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

16 番 多 田 義 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 課 長	藤 江 俊 生 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	柳 樹 三 郎 君	市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君
税 務 課 長	福 山 優 君	国 保 年 金 課 長	西 幸 一 郎 君
福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君	健 康 増 進 課 長	當 田 加 奈 子 君
商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君
建 設 部 長	坂 元 久 幸 君	上 下 水 道 部 長	川 上 浩 一 君
教 育 部 長	正 本 英 紀 君	教 育 総 務 課 長	田 中 巖 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

5月14日(1日目)

議会事務局長	向井 渉 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	押川 治 君
議事係長	田川 正盛 君	議事係主査	重井 真人 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、令和6年第1回奄美市議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

令和6年3月26日付けで泉 義昭君から奄美笠誠会の会派結成届が提出されました。このことにより、瀧 真一郎君から議会運営委員会委員の辞任願が提出され、受理いたしました。これに伴い、奄美笠誠会会派より推薦のありました泉 義昭君を、委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に指名いたしましたので、御報告申し上げます。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、弓削洋平君、与 勝広君、伊東隆吉君の3名を指名いたします。

○

議長（奥 輝人君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期として、お手元に配付の議事日程表のとおり、会期は本日、1日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第3、報告第2号 専決第3号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について及び報告第3号 専決第4号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分承認を求めることについての2件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。それでは、ただいま上程されました報告第2号及び報告第3号の専決につきまして、提案理由を御説明いたします。

報告第2号 奄美市税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部改正等に伴い、個人住民税における定額による特別税額控除の新設、固定資産税の負担調整措置等による課税標準額の上昇幅の抑制など、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第3号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額の見直しと低所得者に係る税額軽減の拡充等を図るため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

以上、報告第2号及び報告第3号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（奥 輝人君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この専決処分は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この専決処分は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから、報告第2号及び報告第3号の2件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の2件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、報告第2号及び報告第3号の専決処分の承認を求めることについての2件は、いずれも承認することに決定いたしました。

○

**議長(奥 輝人君)** 日程第4、議案第38号 令和6年度奄美市一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

**市長(安田壮平君)** ただいま上程されました議案第38号 令和6年度奄美市一般会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして、提案理由を御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

総務費の総務管理費におきましては、令和6年能登半島地震に係る対口支援のため、石川県輪島市へ職員3名を派遣する旅費100万円を計上するほか、芝山町との友好都市連携協定締結に伴う負担金57万2,000円を新たに計上いたしております。

衛生費の保健衛生総務費におきましては、がんの治療を受けた方、または現在受けている方の胸部補整具の購入費用助成を行う経費として10万円を新たに計上いたしております。また、1か月児に対する健康診査の費用を助成するための経費として84万円を計上するほか、妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費の助成を行うための経費として65万6,000円を新たに計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

繰入金におきましては、今回の事業に要する財源といたしまして、財政調整基金繰入金241万8,000円を計上いたしております。その他歳出予算に要する財源といたしまして、国庫支出金52万円、県支出金54万2,000円を追加計上いたしております。

以上、今回の補正で348万円を追加することにより、令和6年度奄美市一般会計予算の総額は321億8,617万1,000円となります。

以上をもちまして、議案第38号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してくださいますようお願い申し上げます。

**議長(奥 輝人君)** これから、本案に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第38号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○

**議長（奥 輝人君）** 日程第5，議案第39号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。  
市長に提案理由の説明を求めます。

**市長（安田壮平君）** ただいま上程されました議案第39号 教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由を御説明いたします。

現在、教育委員会教育長であります村田達治氏の任期が、令和6年6月2日をもって満了になりますことから、新たに向 美芳氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

**議長（奥 輝人君）** これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第39号について採決いたします。

この採決は電子表決による無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの議長を除く出席議員は20人であります。

この際、念のために申し上げます。本案を可とする諸君は賛成のボタンを、否とする諸君は反対ボタンを押してください。

それではどうぞ押してください。

(電子表決)

なお、出席議員が投票機の賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、会議規則第73条第5項の規定により、その議員は投票機の反対のボタンを押したものとみなします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開場)

投票の結果を御報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成20票、反対0票、

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第39号 教育委員会教育長の任命については、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(午前9時45分)



議長(奥 輝人君) 再開いたします。(午前9時47分)

日程第6、議案第40号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(安田壮平君) ただいま上程されました議案第40号 固定資産評価員の選任につきまして、提案理由を御説明いたします。

令和6年4月1日付けの人事異動に伴い、税務課長となった福山 優を固定資産評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長(奥 輝人君) これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第40号 固定資産評価員の選任については、同意することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議された事件は議了いたしました。

これをもって、令和6年第1回奄美市議会臨時会を閉会いたします。(午前9時50分)

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 奥 輝人

奄美市議会議員 弓削 洋平

奄美市議会議員 与 勝広

奄美市議会議員 伊東 隆吉

会期・議事日程  
付議事件

## 令和6年 第2回奄美市議会定例会議事日程表

○令和6年6月18日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

○会 期 18日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
6月18日	火	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（18日間） 3 議案第41号～第47号（7件） 上程 説明  ※全員協議会（本会議終了後） ※議会運営委員会（全員協議会終了後）
6月19日	水	本会議	1 一般質問 - 永田議員, 叶 議員, 盛 議員, 竹山議員（質問順）
6月20日	木	本会議	1 一般質問 - 大庭議員, 瀧 議員, 崎田議員, 幸多議員（質問順）
6月21日	金	本会議	1 一般質問 - 泉 議員, 帯屋議員, 前田議員（質問順）
6月22日	土	休 会	
6月23日	日	休 会	
6月24日	月	休 会	
6月25日	火	本会議	1 議案第41号～第47号（7件） 上程 質疑 付託  ☆付託区分 { <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画－議案第43号, 第44号（2件）</li> <li>文教厚生－議案第42号, 第45号～第47号（4件）</li> <li>産業建設</li> <li>全委員会－議案第41号 令和6年度一般会計補正予算（第2号）は, 所管する各常任委員会に付託。</li> </ul>
			※請願・陳情付託報告 文教厚生－請願第1号（1件） －陳情第3号, 第5号（2件） 産業建設－陳情第4号（1件） 総務企画－陳情第6号, 第7号（2件）  ※全員協議会（本会議終了後）
6月26日	水	休 会	※各常任委員会審査（文教厚生）
6月27日	木	休 会	※各常任委員会審査（産業建設）
6月28日	金	休 会	※各常任委員会審査（総務企画）
6月29日	土	休 会	
6月30日	日	休 会	
7月1日	月	休 会	報告書整理
7月2日	火	休 会	報告書整理
7月3日	水	休 会	報告書整理
7月4日	木	休 会	報告書整理

## 令和6年 第2回奄美市議会定例会議事日程表

○令和6年6月18日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

○会 期 18日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
7月5日	金	本会議	1 議案第41号～第47号（7件） 上程 報告 質疑 討論 採決
			2 請願第1号（1件），陳情第3号，5号（2件） 上程 報告 質疑 討論 採決
			3 陳情第4号（1件） 上程 報告 質疑 討論 採決
			4 陳情第6号，第7号（2件） 上程 報告 質疑 討論 採決
			5 議案第48号～第50号（3件） 上程 説明 質疑 討論 採決
			6 発議第2号～第5号（4件） 上程 説明 質疑 討論 採決
			7 閉会中の継続審査及び調査の申出について
			※全員協議会（本会議終了後）
			※会派代表者会（全員協議会終了後）
			※定例会反省会（会派代表者会終了後）

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		令和5年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書			
		令和5年度奄美市一般会計予算事故繰越し繰越計算書			
		令和5年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
		令和5年度奄美市下水道事業会計予算繰越計算書			
		令和5年度奄美市債権管理条例第17条第1項に伴う債権放棄報告書			
		専決処分の報告について (専決第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)			
		専決処分の報告について (専決第6号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
(1)	議案第41号	令和6年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	R6.7.5	原案可決	全委員会
(2)	議案第42号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	R6.7.5	原案可決	文教厚生
(3)	議案第43号	奄美市過疎地域持続的発展計画の変更について	R6.7.5	原案可決	総務企画
(4)	議案第44号	工事請負契約の締結について	R6.7.5	原案可決	文教厚生
(5)	議案第45号	工事請負契約の締結について	R6.7.5	原案可決	文教厚生
(6)	議案第46号	令和6年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について	R6.7.5	原案可決	文教厚生
(7)	議案第47号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	R6.7.5	同意	本会議
(8)	議案第48号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	R6.7.5	同意	本会議
(9)	議案第49号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	R6.7.5	同意	本会議
(10)	議案第50号	国立療養所奄美和光園の医療・福祉の充実と、将来構想の確立に関する請願について	R6.7.5	採択	文教厚生
(11)	請願第1号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	R6.7.5	採択	文教厚生
(12)	陳情第3号	肉用子牛価格の急落に関する陳情	R6.7.5	採択	産業建設
(13)	陳情第4号	奄美市の義務教育における学校給食費の無償化を求める陳情	R6.7.5	採択	文教厚生
(14)	陳情第5号	地方財政の充実・強化に関する意見書の採択を求める陳情	R6.7.5	採択	総務企画
(15)	陳情第6号	米軍機オスプレイの奄美群島上空での訓練飛行、禁止を求める陳情書	R6.7.5	不採択	総務企画
(16)	陳情第7号	国立療養所奄美和光園の医療・福祉の充実と、将来構想の確立を求める意見書の提出について	R6.7.5	原案可決	本会議
(17)	発議第2号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出について	R6.7.5	原案可決	本会議
(18)	発議第3号	肉用子牛価格の急落に関する意見書の提出について	R6.7.5	原案可決	本会議
(19)	発議第4号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	R6.7.5	原案可決	本会議
(20)	発議第5号				

## 第2回定例会一般質問通告

6月19日（水）

◎自民党新政会 永田 清裕

1 市長の政治姿勢について

(1) 物価高騰対策について

①物価高騰が続いている。地域の現状と本市としての取組について伺う。

(2) 観光需要喚起策について

①観光動向の把握，官民連携による取組，観光面における沖縄との連携強化などについて伺う。

2 防災対策について

(1) 能登半島地震の被災地支援について

①奄美市における支援と職員派遣の結果などについて伺う。

(2) 2024年度鹿児島県総合防災訓練について

①本市として，訓練に臨むにあたっての目的，訓練に期待した成果，住民参加に求める内容等について伺う。

②訓練の成果，検証，今後に向けた取組等について伺う。

③訓練を通して，陸上自衛隊奄美駐屯地との連携強化や新たな連携などについて伺う。

(3) 防災に関する情報網の整備について

①トンネル内のラジオや携帯電話が不通箇所への対策などについて伺う。

3 環境問題について

(1) 奄美市内の港湾施設や漁港施設の管理について

①施設の管理体制について伺う。

②施設に陸揚げされている放置船舶，放置艇の現状について伺う。

③今後の対策について伺う。

◎公明党 叶 幸治

1 市長の政治姿勢について

(1) 奄美市におけるSDGsの推進について

①奄美市SDGsプラットフォームについて

②カーボンニュートラルについて

(2) 長浜町にある奄美市浄化センターについて

- ①バイオガス発電事業について
- ②事業の今後の課題・展望性について
- (3) 奄美市給食センター汚泥について
  - ①汚泥の現状処理について
  - ②バイオガス発電，再生可能エネルギーとして活用の可能性について
- 2 市民生活について
  - (1) 上方地区，朝日小学校グランド施設整備について
    - ①朝日小中学校の災害避難所の考え方について
    - ②学童施設，第二ひまわりクラブ施設整備について
    - ③避難所設備及び児童安全対策としてのナイター照明設置について

## ◎無所属 盛 剛

- 1 森林資源の有効活用について
  - (1) 本市の森林に対する長期計画の概要と，将来の展望を伺う。
  - (2) 島内でカツオ節燻製用の薪の出荷量の直近5カ年の生産量，売上金額を伺う。
  - (3) 島内の木炭生産量は炭焼き職人を伺う。
  - (4) 本市における人工林の面積数値を示されたい。そのうちスギ林の面積は学林地は。管理の状況と利用策を問う。
  - (5) 林道の管理状況。興福地林道，山間林道は行き止まりになっていますが管理はされているか。新設した時期は何年。当初より行き止まりか。スタル又線。エイマ線は。
  - (6) 林道開設の主な目的は林業基本法によれば森林の適正な整備や林産物の搬出です。開設後の費用対効果を説明願いたい。なぜ行き止まりにしたか。
  - (7) 世界自然遺産登録の担保措置として多くの国立公園が国立公園に格上げされバッファゾーンを形成。深淵部の特別保護区を守るとい形をとっています。保全と利活用の観点から遊歩道の設置や，立枯れ暴れ木の整理などできないか伺う。巣箱の設置など該当する事業はないか。
- 2 空き家の利活用について
  - (1) 改正奄振法では法目的に移住の促進がうたわれ，移住者用の空き家改修や移住者用住宅に補助制度が設けられました。前年度の移住者向けの空き家改修戸数を問う。現在，市が把握している利用可能な空き家は何件か。除却が必要な空き家は。またその固定資産税は如何に。評価価格は。減免制度は。
  - (2) 除却についても奄振交付金が適用されますが，今年の予定戸数と金額は。代執行で除却しなければならない空き家の把握状況を説明されたい。費用の回収方法は土

地の競売か。財産，権利相関の調査方法。

- (3) 除去解体についての一連の契約から産廃最終処分 manifests 発行までの証明までの一連の工程を説明されたい。

### 3 観光振興について

- (1) 出身者の墓参り帰省，修学旅行など介護帰省・就業など航空航路運賃軽減の対象になるか。
- (2) 認定ガイドについて

## ◎自民党新政会 竹山 耕平

### 1 市長の政治姿勢について

#### (1) マングローブパークについて

①重点道の駅選定後の取組状況

②マングローブパーク施設整備等について

ア．施設の老朽化対策と将来を見据えたリニューアル計画等の環境整備

イ．施設内外のトイレ等整備計画について

ウ．マングローブ館内の展示室・シアター室の活用について及び園内の通路の補修について

③リュウキュウアユ（ヤジ）の現状と食としての活用

④カヌー利用の現状

#### (2) 子育て・保健・福祉複合施設計画の現状と計画

#### (3) 海の資源活用の現状

①藻場造成とシラヒゲウニ等の稚魚放流の現状と検証

②サンゴ礁保全再生対策事業の現状

#### (4) 金久中給食室を活用した緊急備蓄施設活用の現状

### 2 教育行政について

#### (1) 通学路及び保育所等が行う屋外活動に伴う歩道の安全安心対策について

#### (2) G I G A スクール構想の取組状況

①電子黒板及びタブレット使用状況（学校間・学校内の格差の調査検証）

②タブレット持ち帰り宅習の現状及び機器不具合への対応

③家庭内 W i - F i 状況調査と支援体制

④事業導入後の学力向上への変化

#### (3) 各学校の業務改善の取り組み状況について

#### (4) 水泳授業が始まったが，以前も質問した更衣室やカーテン等の設置や対応の現状について

6月20日(木)

◎公明党 大庭 梨香

1 政治姿勢について

(1) 市長マニフェストの進捗と評価について

①市民と市長のふれあい対話の中で出された意見要望についてどのように市政に反映しているのかを伺う。

2 福祉行政について

(1) 帯状疱疹ワクチン助成について

①3月議会後の進捗状況、助成の可否について伺う。

(2) 公衆浴場(銭湯)の本市における現状と課題について

①名瀬地区の公衆浴場の数について

②減少している理由について

(3) 複合施設の機能について

①計画変更される、コンパクトで効率的な施設とは、どのような機能を持っているのかを伺う。

(4) 子育てできる環境づくりについて

①第三期子育て支援事業計画策定について協議する「子ども・子育て会議」について伺う。

◎無所属 瀧 真一郎

1 カーボンニュートラル2050に向けての状況確認

(1) 「奄美市ゼロカーボンシティ宣言」で設定した目標の考え方について伺う。

①目標「二酸化炭素排出量実質ゼロ」の定義について

②現状の排出量と吸収量算出の考え方について

③目標達成に向けた考え方について

(2) 奄美市地球温暖化防止活動実行計画\_【区域施策編】の考え方について伺う。

①(1)を踏まえて、区域施策として実施する対策案とその効果算出の妥当性について

ア. 排出量について

イ. 吸収量について

ウ. 提案施策の展開日程について

(3) 奄美市地球温暖化防止活動実行計画\_【事務事業編】の考え方について伺う。

①2022年度(令和4年度)までの実績について

ア. 実施して効果があった項目、効果が少なかった項目について

- イ. 効果が少なかった項目の, 対策案について
  - ウ. 効果があった項目の【区域施策編】へのフィードバックのやり方について
- ②計画立案に向けて把握している課題について

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 女性管理職の登用について
- (2) 地方自治法改定案についての見解は。
- (3) 奄美の自然と平和について
  - ①「奄美大島で演習場を確保できれば」との発言への見解は。
  - ②防衛省が辺野古の埋め立てに奄美大島の土砂を検討していることについての見解は。
  - ③オスプレイの飛行再開についての見解は。
- (4) 教育勅語についての認識, 見解は。

2 社会保障制度について

- (1) 国民健康保険制度について
  - ①平成30年度から都道府県単位になって7年目を迎えるが保険料統一への動きはどうか。
  - ②10月から施行される子ども子育て支援金と国保の関係はどうか。
  - ③保険証廃止による課題はなにか。
- (2) 介護保険制度について
  - ①訪問介護の基本報酬が引き下げられ2カ月が経過したが, 変化影響はないか。
  - ②介護要員の確保が大きな課題となっているが, 現状はどうか。

3 教育問題

- (1) 学校給食費無償化の自治体が増えていると聞くが, 現状はどうか, 実施自治体数をお示してください。

◎チャレンジ奄美 幸多 拓磨

1 教育行政について

- (1) 奄美市における小学校・中学校でのイジメについてお聞き致します。
  - ①直近3年間のイジメの報告・発生数について
  - ②イジメによる不登校の実態について
  - ③イジメが発生した場合のプロセスについて
  - ④国の定めるイジメ防止対策, 奄美市が行っているイジメ防止対策の内容。取り組み

みについて

⑤イジメの早期発見への取り組みについて

⑥保護者と学校の連携・イジメ相談窓口の創設について

## 2 福祉行政について

(1) 奄美市における引きこもりの現状についてお聞き致します。

①奄美市における小学校・中学校・高等学校へ通学している子どもたちの引きこもり（不登校も含む）の推移についてお示してください。

②当市における成人以上の引きこもりの現状、直近3年間の推移をお示してください。

③奄美市の80・50問題の現状について

## 3 交通機関について

(1) 現在、他自治体において自動運転バスの利用が行われておりますが、自動運転バスへの当市の取り組みの現状をお尋ねいたします。

①中心地から離れた人口の少ない集落において、移動の手段が非常に少ない地域がございます。また支援して下さる方もいない地域において必要と思われませんが見解はいかがでしょうか？

②本市における交通空白地域をお示してください。

③ライドシェアの進捗・交通空白地域の本市の対策をお示してください。

## 4 電力インフラについて

(1) 九州電力の電気料金値上げが始まりますが、奄美市としての支援の必要性について

①本市としての電気料金上昇への、市民に対する支援の見解をお聞かせください。

## 6月21日（金）

### ◎奄美笠誠会 泉 義昭

#### 1 奄美の観光巡りにについて

(1) 奄美の自然・地域・芸能・文化めぐりの移動手段施策について

①観光客の観光めぐり移動手段はバス・レンタカー・タクシーとなっているが、その施策はないか

②バス会社・タクシー会社への委託の連携について

③笠利地区の海岸線一周巡りが貸自転車・貸電動車両出来る観光道路の設置について

④住用・笠利地区での貸自転車・貸電動車両の配車センターの設置について

#### 2 市道・県道の登坂トンネル計画について

(1) 笠利地区の地域の生活維持・活性化を目指して

①奄美本島ではトンネルが至るところで開通され交通路線が改善されているが、笠利町の登坂をトンネル開通の長期計画について

(笠利～佐仁～赤木名～笠利)

②観光ルート・空き家対策・学生の交通路線に役立ち生活維持・活性化に繋がる。

### 3 未来の奄美市づくり計画について

#### (1) 笠利地域創生戦略について

①令和5年度から地域創生戦略策定案を作成し令和6年度からの戦略策定体制の進捗状況について

②笠利町の魅力掘り起こし、町を元気にするための15年間の4年度毎の短中期施策の計画の作成について

③第1期(4年間)令和6年度～令和9年度の「まち」「ひととくらし」「しごと」の主要施策の具体的な取り組みについて

### 4 防災訓練について

#### (1) 奄美市の防災訓練の取り組みについて

①地震・台風・大雨時の防災訓練の共通認識のためのマニフェストが奄美市として作成され各(名瀬・住用・笠利)地区で防災訓練としての意識共有化が図られているか。

②笠利・住用地区の行政・消防・自衛隊・警察・医療機関との連携体制の構築について

③各地区での防災訓練の参加状況について

④地震災害時の小・中・高生の防災訓練状況と避難場所指定について

⑤地震津波警報時の奄美市での水位確認設置個所は地区毎に設置されている場所について

## ◎無所属 帯屋 誠二

### 1 市民生活について

#### (1) お達者ご長寿応援事業について

①利用率について伺う。

②今後の計画と改善点について伺う。

#### (2) 森林環境税について

①今後の見込み額と利用計画について伺う。

### 2 観光政策について

#### (1) 観光事業の整備計画について

①鹿児島県が掲げる観光戦略に対して奄美市が行っている施策があるのか伺う。

②現状を鑑みて新たな観光客を呼び込む計画や、観光地区を設ける計画はあるのか伺う。

③ユネスコへの回答後の進捗状況を伺う。

## ◎奄美笠誠会 前田 要

### 1 笠利地区の危険な通学路について

(1) 国道58号線喜瀬地区，県道601号線城間，宇宿地区間，同じく601号線用地区の三箇所の要望についての現在の進捗状況

### 2 赤土等流出防止対策について

(1) 笠利地区の沈砂池の新規事業計画について

### 3 保育所の活用について

(1) 笠利地区の閉鎖保育所の現状と令和8年4月以降閉鎖予定保育園の活用について

### 4 消防団の車庫について

(1) 笠利地区の耐震補強工事等の計画について

### 5 宇宿貝塚史跡公園修繕事業について

(1) SDGsの拠点として観光，教育，環境の施設とする計画概要について

### 6 土盛海岸周辺環境整備事業について

(1) 駐車場等の整備計画について

### 7 あやまる岬改修工事について

(1) 具体的な内容について

(2) 施設管理委託料の令和5年度との差額の原因について

### 8 奄美市ゼロカーボンシティ宣言について

(1) 奄美市地球温暖化防止活動実行計画の概要について

(2) 奄美市が契約する太陽光発電のプロポーザル結果について

### 9 農地法について

(1) 農地転用の基準について

(2) 農業委員の任期，選任方法について

### 10 農業研修生受入とサポート体制について

(1) 笠利センターの募集定員について

(2) 卒業後の支援，卒業後の現状について

### 11 病害虫について

(1) さとうきび黒穂病の奄美本島での現状について

(2) ソテツ外来カイガラムシ防除のポイントについて

(3) 啓発運動，薬剤購入補助金導入について

12 給食費無償化について

- (1) 笠利地区の小学校，中学校をモデル地域への検討について

第 2 回 定 例 会  
令和 6 年 6 月 18 日  
(第 1 日 目)

6月18日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帯 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 課 長	藤 江 俊 生 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	柳 樹 三 郎 君	市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君
保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君	福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君
商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君
建 設 部 長	坂 元 久 幸 君	上 下 水 道 部 長	川 上 浩 一 君
教 育 部 長	正 本 英 紀 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

6月18日(1日目)

議会事務局長 向 井 渉 君

議会事務局次長兼  
調査係長事務取扱

押 川 治 君

議事係長 田 川 正 盛 君

議事係主査

重 井 真 人 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は、22人です。会議は成立いたしました。

これから、令和6年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和5年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書及び令和5年度奄美市一般会計予算事故繰越し繰越計算書並びに、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和5年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書及び令和5年度奄美市下水道事業会計予算繰越計算書の以上4件について報告がありました。また、令和5年度奄美市債権管理条例第17条第2項の規定に基づき債権放棄の報告及び地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分2件の報告がありました。

以上の報告の内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、幸多拓磨君、盛 剛君、竹山耕平君の3名を指名いたします。

○

議長（奥 輝人君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から7月5日までの18日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月5日までの18日間とすることに決定いたしました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第3、議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第47号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についてまでの7件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。ただいま上程されました議案第41号から議案第47号までの提案理由を御説明いたします。

議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきましては、今年度の会計年度任用職員の配置が確定したことにより、関係する費目において各種経費の増減額を計上いたしております。

総務費の総務管理費におきましては、自動車購入費1,450万円を新たに計上するほか、SDGs情報発信宣伝物作成業務などの委託料として720万円を、物価高騰緊急対策事業において定額減税調整給付金として2億8,000万円を計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきましては、養護老人ホームにおける処遇改善等に係る経費として、老人保護措置費297万7,000円を新たに計上するほか、児童福祉費におきまして保育体制強化事業補助金1,197万円を新たに計上いたしております。

商工費におきましては、マングローブパークにおける園路舗装工事費等に係る経費として3,654万6,000円を計上するほか、自治体システム標準化整備負担金として4,196万8,000円を

新たに計上いたしております。

教育費の社会教育費におきましては、宇宿貝塚史跡公園の改修工事に係る経費として1,900万円を新たに計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

国・県支出金におきましては、自治体システム標準化整備の財源としてデジタル基盤改革支援補助金6,000万2,000円、SDGs情報発信業務や宇宿貝塚史跡公園の改修工事の財源として、地方創生支援事業費補助金1,880万4,000円、また、マングローブパーク改修に係る財源として観光拠点連携整備事業補助金1,387万円及び地域振興推進事業費補助金671万4,000円を追加計上いたしております。

寄附金におきましては、総務行政指定寄附金1,100万円を計上いたしております。

繰入金におきましては、定額減税調整給付金に係る財源として財政調整基金繰入金3億86万4,000円を追加計上しております。

その他、各事業費の追加等に伴う歳出予算の財源といたしまして、繰越金4,976万4,000円、市債2,690万円を追加計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で5億605万円を追加することにより、令和6年度奄美市一般会計予算の総額は326億9,222万1,000円となります。

また、第2表、地方債補正につきましては、事業の追加等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第42号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の改正に伴い保育所等の職員配置基準を改正するため所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬辺地、住用辺地及び笠利辺地における総合整備計画において、事業の追加や事業費の増額等に伴い、計画書を変更するものでございます。継続して辺地債を適用するためには、計画の変更が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第44号 奄美市過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、過疎地域持続的発展計画の施設において新たな事業の追加等に伴い、計画書を変更するものでございます。継続して過疎債を適用するためには、計画の変更が必要であることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号及び議案第46号の工事請負契約の締結につきましては、住用地区及び笠利地区の認定こども園整備事業2件の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第47号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

今回の補正は、新型コロナ定期接種ワクチンの助成事業に係る予算を計上するものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず歳入の主な内容を申し上げます。

衛生費の保健衛生費におきまして、各種予防接種業務4,388万5,000円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

今回の事業に要する財源として、国庫支出金におきまして新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金2,890万8,000円を計上するほか、繰越金1,731万4,000円を計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で4,622万2,000円を追加することにより、令和

6年度奄美市一般会計予算の総額は327億3,844万3,000円となります。

以上をもちまして、議案第41号から議案第47号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上議決して下さいますようお願い申し上げます。

**議長（奥 輝人君）** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日6月19日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時41分）

第 2 回 定 例 会  
令和 6 年 6 月 19 日  
(第 2 日 目)

6月19日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帯 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 課 長	藤 江 俊 生 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	川 畑 良 二 君	市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君
税 務 課 長	福 山 優 君	世 界 自 然 遺 産 課 長	久 保 和 代 君
市 民 福 祉 課 長	篤 泰 之 君	保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君
福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君	こ ど も 未 来 課 長	米 田 大 樹 君
重 点 政 策 推 進 監	畠 山 正 明 君	商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君
商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君	紬 観 光 課 長	赤 崎 広 和 君
産 業 建 設 課 長	植 田 斉 久 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君

6月19日(2日目)

農林水産課長	川畑 博行 君	建設部長	坂元 久幸 君
土木課長	安村 幸一郎 君	上下水道部長	川上 浩一 君
下水道課長	俵 裕樹 君	教育部長	正本 英紀 君
教育総務課長	田中 巖 君	学校教育課長	小出水 明洋 君
学校教育課参事兼 学校給食センター所長	夜差 輝信 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	向井 渉 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	押川 治 君
議事係長	田川 正盛 君	議事係主査	重井 真人 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。



議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、自民党新政会 永田清裕君の発言を許可いたします。なお、永田清裕君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

13番（永田清裕君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネットを御覧の皆様、おはようございます。自民党新政会の永田清裕でございます。

質問に入る前に、一言、所見を述べさせていただきます。

現在、2期目を迎えておりますが、1期目の4年間において、計11回の質問をさせていただきました。2期目に入り、今回、3回目の質問となりますが、14回目で初めてトップバッターを務めることになりました。今回の一般質問は、11名の議員が登壇しますが、うち1期目の方々が7名となっております。今年度に入り、最初の議会となり、新しい部長さんも登壇されるようであります。先陣を切って、メリハリのある明確な質疑、答弁のやり取りができるよう、私も張り切って質問に臨みたいと思います。よろしく願いをいたします。

さて、本年1月1日に大地震に見舞われた石川県能登地方におかれましては、1日1日と懸命な復旧活動が進められる中で、先月、5月5日には震度6強、そして今月に入ってから震度5強の地震が未だに続いているようであります。未だに多くの方々が避難所生活を続けており、まだまだ厳しい状況が続くようではありますが、1日も早く安心できる生活の確保と復旧、復興への道のりが着実に進められていくよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、市長におかれましては、自身のマニフェストにおいて、市民の皆様の思いに寄り添い、市民の皆様と何度でも会話をし、市民の皆様とともに汗をかく、その姿勢を貫くと挙げております。現在も、任期も半分以上経験している中で、市民と市長のふれあい対話を頻繁に開催し、積極的に市民の声を聞く姿勢には、多くの市民の方々も評価されていることだと思います。その一方で、私たち議員の役割もまさしくそうですが、市民の声を行政に届け、その後、その声が市政にどう反映されたのか。市民の困りごとの解決のために必要な施策として実行されているのか、などなどを見極めることが大切であると、そう思うところであります。市民とふれあいの対話を実行する市長の思いと、市民から寄せられた声や要望に対し、全ての職員の皆様も同じ気持ちを持って、真摯に受け止め、しっかりと取り組んでいくことが、安田市政の目指す、明るく、優しく、風通しのよい未来都市奄美市の実現につながっていくものだと思っております。私自身も4月の24日に商工会議所青年部の方々と意見交換会を開催する機会をいただきました。そこで、会員の方々から、市議会議員に望むことや、市議会議員の活動についての質問などを受け、私の思いや考えをお伝えさせていただきました。様々な業種の若い経営者からなる集まりでありましたので、結びに、行政、民間事業者、そして我々市議会と、立ち位置や役割が違うわけではありますが、奄美市の発展を願う気持ちはみんな一緒であります。是非、日頃から感じることや思うこと、そしてやるべきことなどについては、積極的に声を上げて一緒に取り組んでいきたいと思います。

伝えさせていただきました。このような私の思いから、現在の市民の皆様や事業者の皆様の声を受けて、一般質問をさせていただきます。

それでは、最初の質問に入ります。市長の政治姿勢について。（１）物価高騰対策についてをお伺いします。今月から1人当たり4万円とする定額減税が始まりますが、物価高騰の波は収まることなく続いております。さらに今月には多くの食料品や、国からの補助金が終了する電気、ガス料金も値上がりするようであります。その電気料金の値上げについては、今月6日に我々市議会として、九州電力さんから直接、値上げの趣旨について説明を受けましたが、今般の値上は事業者としても九州地区だけではなくて、全国各地に及ぶことで、社会情勢から致し方ない措置との思いでありました。国のほうは今回の減税によって消費を促し、経済の好循環につながることを期待しているようではありますが、この外界離島においては、そもそも輸送費負担が上乘せされており、その中で値上げの状況が続いていることに対し、市民や事業の皆さんからは生活への不安や厳しい経営状況の声が多く聞かれているところであり、奄美市においては、昨年度から引き続き、プレミアム商品券の発行や学校給食費への支援など、市独自の物価高騰対策に取り組んでいるところではあります。まだまだ厳しい状況が続いている中で、行政としては市民の声や地域経済の状況をどう捉えているのか。そのような市民や事業者の声を受けて、物価高騰対策として、今後、取り組んでいく考えはあるのかをお伺いいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

**議長（奥 輝人君）** 答弁を求めます。

**商工観光情報部長（麻井庄二君）** おはようございます。では、永田議員の御質問にお答えをさせていただきます。現在の原油高、物価高騰につきましては、特に食料品、生活関連用品などの価格が上昇するという状況でございます。市民生活を直撃するものであり、コロナ禍を経た市内の社会経済活動にも大きな影響を与えているものと考えております。また、本市各業界の現況や課題の共有を目的としまして、3月に開催いたしました、奄美市中小企業振興会議におきまして、各業界団体からは人手不足、専門的人材の高齢化などの問題と並びまして、物価高騰に伴う資材仕入れ価格の上昇。また、売上減少を懸念して上昇分を価格転嫁できないなどの課題が出されました。市内事業所を取り巻く環境についても、厳しい状況であると認識をしているところでございます。議員御案内のとおり、これまで本市の物価高騰対策としまして、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る学校給食費助成事業、またプレミアム商品券発行事業、住民税非課税世帯に対する生活支援特別給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金、また高齢者施設等食材費高騰対策支援事業などの施策を講じてまいりました。本年度におきましても、昨年度に引き続き、物価高騰対策の一環として、市内事業所及び市民生活を支援するプレミアム商品券ほらしゃ券の発行事業を実施しているところでございます。物価高騰対策につきましては、今後も社会情勢を注視しつつ、国・県の施策と連動した対策が必要と認識しておりますので、関係団体等の意見も踏まえながら、対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

**13番（永田清裕君）** 部長、ありがとうございました。今、おっしゃったことで、行政側というのも、しっかりと今の市民の状態が、個人においても、法人関係においても厳しいという認識があるということを理解できました。その中で、今、答弁でありましたが、国・県に連動して、我々もその支援策をこれから講じていきたいと、そのようにありましたが、それはそれでいいんですけども、今、例えばそれだけで追い付かない現状があると、まだ思うんですね。そういった中では、その対象外になっている課題とかについて、奄美市独自でそういった支援していくことが必要であると、そのように思いますけれども、その考えについては、どのようにお考えになっているか、お聞かせいただいてよろしいでしょうか。奄美市独自の考え。

**商工観光情報部長（麻井庄二君）** 確かに物価上昇がですね、なかなか落ち着かないという面はあるかと思えます。鹿児島市の消費者物価指数を見ましても、前月比で約0.5パーセントの伸びという形にはなっております。ただ、やはり市としまして、どういう支援が、どういう方々に必要なか。そここのところの見極めというのは非常に重要かと思えます。限りある財源を使って効果的に支援するためにはどうするか。そこについてですね、各種会議等で、また関係団体などの御意見も伺いながら、施策を考えていければと思えますので、御理解をお願いしたいと思います。

**13番（永田清裕君）** 今、おっしゃったことを、私、お聞きしたくて。今現状、例えば財政面とかのそういう限りがある。そういったことは分からないでもないんですけども、実際に、今、現場でどういったことが困っているのか。そういったことをですね、やはり地元の民間の方々ともまめに意見交換会をしてですね、地域にとって実際に何が困っているのか。あるいは、そこの中で優先的にどういった支援が必要なんだろうかと。それを積極的に行っていただきたいと、そういう旨の質問でしたが、今後、そういった具体的な、例えば商工団体とね、会議をすとか、そういう予定はあるかないか。今後についてお伺いします。

**商工観光情報部長（麻井庄二君）** まず、関係団体の方々ですね、日頃の連携を深めるというのが大事ですが、先ほど申し上げました中小企業振興会議、こちらの方も今年度も予定をしておりますので、こちらの方を早期に開催をしまして、御意見等を色々伺いたいというふうに思っています。これまでも、商工会議所、商工会との連携、またそちらとの協議などもですね、綿密に行っていきたいと考えております。

**13番（永田清裕君）** ありがとうございます。やはりこういった、やっぱり市民の困り事とか、やっぱり緊急的に物価高騰というのが、実際、波が来ているわけですから。是非、スピード感を持ってですね、緊急的にでも、いろんな財源を使うと。そして、去年から比べるとプレミアム券の発行とかも、大分、総額的には少ない額になっているかと思えますけれども、緊急的にそういったものを打ち出すと。是非とも、スピード感を持って対策していただきたいと、そのように思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。観光需要喚起策についてお伺いします。この観光の質問は今年の3月議会においても質問させていただきました。世界自然遺産の登録やコロナ禍が落ち着いたことなどにより、奄美への観光客は回復してまいりました。特に去年は奄美群島日本復帰70周年記念事業や鹿児島国体などにより、多くの来島客で賑わいを見せておりました。しかしながら、10年前の就航以来、関東や関西から多くの方々に利用されてきたLCCが昨年秋より減便、あるいは運航自体が変更され、その影響が心配されていたところであります。本年の1月には市長をはじめ、奄美大島5市町村の皆様方が一堂に航空会社へ要望を行ったことにより、航空会社もその思いに応じて、今年の夏までは運航は継続となり、業界の方々も一安心したところだと、そのように聞いております。しかしながら、3月までのスポーツ合宿のシーズンも終わり、4月以降の中で、中でも期待されたゴールデンウィークの期間においても、ホテルは、市内ですけれども、市内の中のホテルは空室が目立って、例年よりも来島客は少なかったようであります。宿泊業はレンタカー業者をはじめ、観光関連の多くの方々から、さらに今後のことを不安に思う声が上がっているところであります。御承知のとおり、航空路線の計画は、当然ながら航空会社自身が決めることでありますので、航空路線を維持させていくためには、地元の熱意、地元からの魅力の発信、そして利用増大に向けた地元の民間の力と地元自治体の力を結集した官民共同での大きな力が大変重要なことだと思うところであります。市長も1月末の記者会見でピーチ便の就航回復へ向け、島内への二次交通の課題など、行政だけの取組だけでは限界があると。民間とともに努力し、地

域全体として取り組んでいきたいと述べておられました。まさに、その思いは観光業界をはじめ、多くの民間の方々が求めていることであり、積極的に実行していくべきことだと思います。そういった中で、3点まとめてお伺いをいたします。

1点目は、今年に入ってから観光客の動向と、その状況を行政側としてどう感じているのか。

2点目は、先ほど申し上げた市長の官民連携への思いについて、どう捉え、実行しているのか。

3点目は、今年度から新たにスタートした奄振法においても、奄美と沖縄との連携強化を打ち出しておりますが、観光面における沖縄との連携について、どのように考えているのか、どのように取り組んでいくのか。

以上、まとめてお伺いいたします。

**市長（安田壮平君）** おはようございます。永田議員の御質問にお答えいたします。

まず、観光動向の状況でありますけれども、今年1月から4月までの島内への入込客数がまだ公表されておきませんので、県の方で公表しております、主要宿泊施設の延べ宿泊客数でお答えさせていただきます。今年1月から4月が延べ宿泊客数9万5,623人であり、昨年同時期と比べまして、昨年の同時期が宿泊客数10万1,162人ありますので、5,539人減のマイナス5.5パーセントとなっております。動向としましては、関東、中部、北陸、沖縄からの宿泊客が増加した一方で、関西からの宿泊客が減少しており、旅行の形態につきましては、個人客は減少、団体客が増加となっている状況と把握しております。また、減少している原因としましては、関西便の運休等による影響があったものと推測をしているところでございます。このような状況の中で、今後の官民連携による観光需要の対策に関する取組としまして、一般社団法人奄美群島観光物産協会主催の大都市圏での奄美群島旅行説明会の開催や宮城県仙台市での奄美の観光と物産展の開催、また、航空会社と観光関係団体、本市で連携して関西地区の旅行代理店を招聘する奄美大島のFAMツアーの開催などを予定しているところであります。この観光物産協会、通称、ぐーんと奄美と言いますけれども、今年度もですね、全国各地、また、海外でも奄美の誘客に向けてですね、様々な事業を予定しておりますので、しっかりとそこは連携して取り組んでいきたいと思っております。さらに、本市としてもですね、成田・奄美路線の就航を機に、交流を深めてまいりました、千葉県芝山町との空港で結ぶ友好都市協定を来月1日に提携します。奄美市世界自然遺産活用プラットフォームにおきましても、世界自然遺産を目的とした来訪者の満足度向上をテーマに観光客の満足度を高めるための取組について、事業者の方々や公募で選ばれた市民の方々と議論をすることも予定しております。今後も引き続き、これまで以上に航空会社や観光関係団体との連携を図りながら、5市町村一体となって、観光需要の喚起に努めてまいりたいと存じます。

次に、沖縄との連携に関する取組としましては、今年度から住民を対象とした離島割引制度が沖縄路線に拡充されたほか、引き続き観光客を対象とした奄美・沖縄間の航路・航空運賃に対する割引や、奄美・沖縄世界自然遺産登録観光連携事業などを実施いたします。また、本市の取組としまして、沖縄で開催される離島フェアや那覇祭りへの参加、沖縄での100人応援団新規店舗の開拓や満喫ツアー助成事業の活用なども図る予定でありますし、また、奄美群島12市町村と沖縄北部12市町村による奄美やんばる交流、今年度もしっかり行う。また、環境省主催による奄美・沖縄世界自然遺産地域連絡会議なども活用しながら、さらなる沖縄との交流促進につなげていきたいと期待しているところでございます。今後も引き続き、県や観光関係団体、民間の事業者等とも連携を図りながら、沖縄との連携強化に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

**13番（永田清裕君）** 市長、どうもありがとうございました。まず、もう御承知のとおり、観光というのは、奄美市だけの問題じゃなくて、やはり奄美大島全体の課題だということは、お互い共通の認識だろうと思います。その中に、市長からもありましたように、LCCの影響というのは、やはり否めない。そういう問題であろうかと思えます。それに関しては、やはり引き続き、要望であるとか、そのこの

部分で、もし足りなければ、先ほど同様に、奄美市独自の何かしら援助ができれば、それに越したことはない、そのように思います。それで、今回、奄振の中でやはり全面的に打ち出されているのが、奄美・沖縄の連携強化ということでしたけれども、今、市長がおっしゃったようにいろんなイベント含めて、これから大きな動きが期待できるものと思いますし、そういう動きの中で、当然、奄美・沖縄間も、搭乗率というのも上がってくるでしょうから、もしその搭乗率が上がるなら、やはり、今、プロペラ機ですけれども、それをやはり大型機、ジェット機に変える。そういったことから、ゆくゆくは、3月議会でも申しあげましたけれども、奄美・沖縄間の直行便を飛ばすことにつなげると、そういったことを働きかけていただきたいと思います。それともう一つ、観光のよく言われているのが、この奄美、閑散期にどうしたらいいのかという課題が、先日、ありまして、やはり閑散期に何か楽しめるプランというのを奄美でつくるべきじゃないか。そういうことが課題にあります。ちなみに沖縄ではですね、閑散期に地元の人間が沖縄のホテルを利用するときに支援をして、地元の人間で、その地域で経済循環を行っている、そういったこともありますので、是非、奄美の中で閑散期と捉えられる時期にですね、やっぱり地元の人間同士の中で循環できるような、そういう支援とかも考えていただければと、そのように思います。

それと、あと奄振のことですけれども、令和6年、今年から改正始まって、いろんなことで、これから5年間というのは、その世界自然をはじめ、奄美のために非常に役立てる交付金だと思います。この時期になると、来年、令和7年度のいよいよ奄振要望の中はどう打ち出していくか。どういったことを奄美市として要望していくか。そこも合わせて考えていただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

続いて、防災対策についてお伺いします。(1)能登半島地震の被災地支援について。奄美市においても、地震発生後、すぐに募金活動からはじめ、各支援に取り組んでいると思います。我々市議会議員全員も早々に気持ちを届け、また私の金久中卒業の同窓生からも、同窓会を開催した折に寄附金を行い、少しではありましたが、奄美市を通じてお届けさせていただきました。この奄美は災害など、何か有事の際にはお互いを助け合う結の精神を培ってきた地域でありますので、これからも支援の輪が広がり続けていくことを心から願っております。そういった中で、2点、お伺いします。なかなか積極的に公表しないことではありますが、広く市民の皆様にもお伝えしたいとの思いから質問をさせていただきます。

1点目は、奄美市としてこれまで実行してきた支援はどうであるのか。行政だけではなく、民間の取組も含め、公表できるものがあれば一緒に教えていただきたいと思います。

2点目は、奄美市職員の被災地への派遣について。職員3名を先月の5月16日から24日までの9日間、石川県輪島市のほうへ派遣されております。3名の職員それぞれが、奄美豪雨災害での経験や思いを胸に、日頃の職務経験や資格をもって自ら志願してのこととお伺いしました。3名の職員の皆様の熱い志と決断に心から敬意を表したいと思います。このような職員の行動と被災地での経験は、行政内部だけではなく、是非、広く市民の皆様にもお伝えしたいと思います。被災地ではどのような経験をしたのか。被災地支援を経験した職員の結果報告はどうであったのか。この経験を本市の防災力向上へどう反映していくのかをお伺いいたします。

**総務部長（藤原俊輔君）** おはようございます。それでは、1点目の民間の取組も含め、奄美市としてこれまで実行してきた支援について、お答えいたします。これまでに本市が行った能登半島地震に対する支援といたしまして、主に義援金の受付。現地で被害に遭われた方の避難用住居の確保及び被災地への職員派遣がございます。義援金につきましては、被災された方々を支援するため、名瀬・住用・笠利の3支所に義援金箱を設置し、受付期間を令和6年1月5日から令和6年3月29日までとしたところ、合計で400万8,569円という温かい御支援が寄せられ、同額を日本赤十字社石川県支部へと送金させていただいたところでございます。また、避難用住居の確保につきましては、被害に遭われた方々

からの希望がございましたら、市が所有する住宅において受入できる体制を整えているところがございます。民間の取組ということでございますが、奄美市社会福祉協議会におきましても、義援金を募っております。その他、行政機関ではございますが、県立大島病院の災害派遣医療チームが石川県穴水町において、医療支援活動を行っているということも把握しております。

次に、2点目の奄美市職員の被災地への派遣について、お答えいたします。職員派遣につきましては、令和6年5月16日から令和6年5月24日までの間、県及び県内各市町村の職員と合同で石川県輪島市へ職員3名を派遣いたしました。3人の職員は、自身の持つ経験や資格を復興に役立てたい。奄美豪雨災害でいただいた支援の恩返しをしたい。今後、起こりうる災害に備え、知識や経験を積みたいなどの想いを胸に、今回の派遣に志願し、職場における業務調整等の協力の下、派遣が決定した次第であります。派遣先では、被害を受けた家屋について、その被害の程度を判定するために実施された一次調査の結果に疑義を申し出た住民を対象に、住民立ち合いの下、改めて家屋調査を行い、被害程度を再度判定する二次調査業務に従事してきたところでございます。現地での活動について、派遣した職員からは、発災から5か月経った今でも多くの道路や建物が被災した状況のまま残っており、復旧、復興にはまだまだ時間が要するなど、具体的な被災状況を目の当たりにした。また、現地の方々の生の声を聞くことにより、報道されていることだけでは分からない、被災地の実情が把握できたとの報告がありました。今回の災害支援における派遣職員の実体験や被災自治体の状況などを本市ホームページや庁内において共有し、今後、起こり得る災害に備え、本市の防災力の強化につなげてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

**13番（永田清裕君）** ありがとうございます。震災が起きたところに対してですね、いろいろな手厚いその支援を行ったり、活動を行ったり、県と合同してやっているということが分かりました。十分理解できました。ありがとうございます。派遣されたことによってですね、やっぱり実際に被災地を見に行った人で、分からない被災地の課題であるとか、やはり防災上の留意点など、その行った人じゃなければ分からないような様々な気づきがあったのかと思います。是非とも、そういった経験というのをですね、今後の奄美市の防災力の向上、あるいはできるなら防災計画の見直しがあるときに、それを加えていくとか、そういう点につなげていけたらとそのように思います。以上です。ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。（2）2024年度の鹿児島県総合防災訓練についてであります。5月の25、26の2日間、11年ぶりに奄美市にて県と奄美市の合同による総合防災訓練が開催されました。新聞報道を見ると、25日は災害対応の人や車両の搬送訓練を、26日は大地震や大雨災害を想定し、80もの関係機関、約1,000人が参加した大規模な訓練であったようです。このように10年に一度ほどの大規模な訓練は大変貴重な経験であると思っておりますし、訓練の内容や成果を市民の皆様にもしっかりと周知すべき思いから、質問をいたします。その中で、この1番というのはいろいろ報道等でもう皆さん分かっていると思っておりますけれども、この②のほうから、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。訓練後の成果として、塩田知事は関連機関が厳密な連携の下、それぞれが担う役割を確認し、実行性の高い訓練ができた。また、市長からは実践的な訓練の知見を基に、関係機関とさらに連携を強化していきたいとコメントしております。26日の訓練は半日程度の実践ではありましたが、多くの様々な訓練が実施されたようで、訓練に向けた調整や準備も大変であったろうと思っております。しかしながら、地震等の災害は予期せぬ、突然起こり得ることであり、そのためにも当然のことながら、重要なことは、訓練後の復習であったり取組であったり、今回の訓練をしっかりと検証をして、見つけた課題や改善点や新たな対策など、早期に見直し、取り組んでいくことだと思っております。そこで、質問をいたします。奄美市として、今回の訓練の結果をどう評価しているのか。実践的な訓練の知見や訓練の検証結果を本市の防災力向上にどう生かしていくのか。その考えと具体的な取組について、お伺いします。

**総務部長（藤原俊輔君）** それでは、お答えいたします。今回の防災訓練には、自主防災組織や町内会から44団体、1,749人の市民の皆様に御参加いただきました。奄美川商ホールでは、避難所開設訓練、炊き出しカレーの試食、携帯キャリア会社のアンテナ付の緊急車両など、様々な訓練、展示が行われ、災害時の避難所生活や関係機関の救援活動について、多くの市民の方々に関心を持っていただけたものと考えております。同時に課題や意見も報告されております。市民からは、防災行政無線が聞きづらいということや、避難経路、一次避難場所の修繕や整備に関する課題等が寄せられました。また、市職員からは避難経路の混雑回避のため、できるだけ高いところに全員でというこれまでのスタイルから、必要な人が迅速にという形に変えていくべきとの意見もございました。より迅速でスムーズな避難行動を行うことができるよう、さらなる改善に取り組んでまいりますので、御理解いただけますようお願いいたします。また、あいにくの天候不良により、航空機、ヘリコプターを利用した訓練を実施することが叶いませんでした。東日本大震災や能登半島地震、奄美豪雨のような大規模災害が発生しますと、道路の寸断等により、地域の孤立化が発生し、さらに救助支援部隊が現場に入れないなど、公的機関による救助、支援に時間を要する状況になることは御承知のとおりでございます。このような災害時に発生しうる予測不可能な事案に対して、どのように対応していくのか。平時から防災関係機関と調整、対話をもって理解を深めていきたいと考えております。災害発生初期には、市民一人一人が自らを守る自助、そしてお互いを助け合う共助を意識して行動することが大変重要であります。この自助、共助の啓発に向けて、市民向けの出前講座やワークショップを継続して実施を進めるとともに、来年度の防災訓練については、例年同様、防災の日である9月1日前後の日曜日に行う計画とし、市民の皆様に防災への関心を持ち続けていただくべく、訓練項目や内容の充実を図り、市民の防災意識の醸成につなげてまいり所存でございます。以上です。

**13番（永田清裕君）** ありがとうございます。当初は、4年前に行われる予定が、コロナで延期になって、やっぱり10年振りに行われたということですね。本当に大変貴重な実地訓練だと、そのように思いますし、先ほども申し上げましたけれども、やはり、その行ったことをしっかりと検証してですね、次に生かすということをやっていただきたい。今、ありましたけれども、奄美市の防災訓練というのが、次にしっかりと予定されているということでもよろしいのでしょうか。来年の日時も決まっているということでもよろしいでしょうか。

**総務部長（藤原俊輔君）** 繰り返しの答弁になりますが、来年の9月1日前後を予定しているところであります。

**13番（永田清裕君）** ありがとうございます。そういったところに、是非、今回のを生かしてですね、やっていただきたいと、そのように思います。避難所運営の中で、健康相談もあったようで、そこからやはり、非常に難しい問題だと思いますけれども、平時からその薬を管理するときにはどうしたらいいかと、そういう課題も見つかっておりますので、本当に機会を設けてですね、今回、参加した関係機関と同じテーブルについて、これをしっかりと検証して、次に生かしていただきたい、そのように思います。

それでは、次に行きます。③5年前に陸上自衛隊奄美駐屯地が開設されて、今回が初めての県合同の総合防災訓練でありました。奄美駐屯地からも多くの隊員が参加されたようであります。自衛隊の皆様には、日頃から我が国の防衛はもちろん、災害などのあらゆる場面においても御尽力いただいております。その活動に対し、多くの住民の皆様が頼りにしているところであります。奄美駐屯地が開設され、多くの隊員の皆様がいっつも身近に存在していることを心強く思っているところであります。そこで、3点目の質問として、今回の訓練を通して、自衛隊とさらなる連帯強化が図られたことや、新たな連携体制が

とられたことなど、自衛隊が地元によく駐在していることでの対応力や期待されることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

**総務部長（藤原俊輔君）** 御質問の陸上自衛隊奄美警備隊は様々な災害に備え、被害情報収集、被災者の捜索や救助、物資輸送など、初動から復興支援まで幅広く訓練されているとのことであります。今回の訓練に当たっても、合同災害対応訓練をはじめとして、物資輸送訓練、炊き出し訓練、野外風呂設置など、多数の訓練に御協力いただきました。本市も陸上自衛隊奄美警備隊と連携した訓練を行うこととし、奄美市役所庁舎における現地合同調整所の設置運営や映像伝達訓練、また奄美川商ホールにおける炊き出し訓練を協力して実施したところであり、これらの連携は昨年の大雨警報や台風の際に、本市災害対策本部への派遣などで実践いただいております。また、令和4年1月、トンガ沖噴火に伴う津波警報が発令された際には、津波被害の情報収集、災害派遣の出動準備を進められる一方で、奄美駐屯地内に緊急避難場所としての体育館やトイレ、授乳室を確保し、市民に開放していただくなど、大変心強い協力をいただきました。この経験を踏まえ、大規模な地震、津波災害が発生し、または津波警報等が発表された場合の一時的な緊急避難場所として、施設の使用について、本市と陸上自衛隊奄美駐屯地の間で協議を重ねてきており、近々、大規模災害時における緊急避難場所に関する協定を締結する予定としております。台風常襲地帯であり、また、海に囲まれた外界離島の環境下にある本市において、市民の皆様様の安心・安全を守るためには、陸上自衛隊奄美警備隊との連携強化は必要不可欠と認識しており、今後も日頃からの意見交換や勉強会等、様々な場面を通して、相互連携してまいりたいと存じております。

**13番（永田清裕君）** ありがとうございます。今のお話聞くだけでも、非常に、自衛隊が参加をされて、それでいろんな知識が増えたと、そういうことも分かりますし、今後のそういう防災上での向上に役に立ったのではないかと思います。その中で、私、気になったというか、非常に有意義と思ったのが、今回の訓練でですね、広域搬送拠点臨時医療施設を奄美駐屯地に設置したと。そこには、県病院の医師の室長であり、あるいは県の災害チーム、消防関係、向こうの医官とか看護師とかが全部含めて、そこを一つの病院のような形で、作業を起こしたということは、非常にいい取組だなと思ったので、紹介を、今しているんですけども。御存じのように、奄美というのは医療資源が乏しいところであって、そういった災害を受けた人をどうしようかと。当然、できなければ島外に搬送しなければいけない。そういったところで、自衛隊の方々が災害のときには非常に頼りになるのではないかと、そのように思ったところであります。また、県病院のその中村医師長からはですね、やはり訓練を通じて、自衛隊と顔が見える関係ができた。やはり災害時にはですね、今、協定を締結するということで少し安心しているんですけども、やはり県と市としてですね、どのようにこれから自衛隊と協調して、駐屯地を使用できるのか。やはり、今回の訓練を振り返ってですね、災害が起こる前に検証をしておくことが非常に大切であると、そのように思ったところであります。協定が締結する、それでも、非常に新しい防災力の向上につながるものだと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問に行きます。（3）防災に関する情報網の整備について。今回の防災訓練においても、地元のFMも参加し、訓練の様子をリアルタイムで放送されていたようであります。赤十字アマチュア無線奉仕団による非常通信訓練も行われておりました。リアルタイムでのあらゆる情報は、日頃の生活の中で必要不可欠なことでありますが、特にいつ、どこで起こるか予想できない事故や災害の発生においては、いち早く正確な情報の発信が最も重要なことであります。今、子どもたちからお年寄りまで携帯電話を持つ時代となりましたけれども、本茶トンネルなど、いつも交通量の多いトンネルでは、未だにラジオとかが通じない箇所があるように思います。特にトンネル内で交通事故が発生した際には、全く身動きがとれない状況が幾度か発生したことも事実であります。この質問については、以前にも同僚議員が質問しておりますが、未だ進展が見られませぬので、改めてお伺いしたいと思います。

先ほど申し上げた本茶トンネルについて、情報手段の確保が必要という点について、どう思っているのか。整備に当たって、何か課題や支障となることがあるのか、お伺いいたします。

**建設部長（坂元久幸君）** おはようございます。それでは、本茶トンネルにつきまして、管理者である県に確認したところ、ラジオ再放送設備につきましては、トンネル内で利用者に避難を促す情報等を提供するものであり、道路トンネル非常用施設設置基準等に基づき、トンネル延長と交通量により定める等級区分に応じて設置しているということでもあります。本茶トンネル内においては、現在、ラジオ放送の受信ができない状況ではありますが、改修につきましては、多額の費用を要するなど、課題が多いとのことでございます。なお、非常時における車両等への情報提供につきましては、トンネル出入口等に設置してある道路情報板で、適宜情報を提供しているとのことでもあります。本市といたしましては、トンネル内での情報はとても重要と認識していることから、早期に改善されるよう、県へ要望してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

**13番（永田清裕君）** 部長、ありがとうございました。事情は重々承知しておりまして、令和2年に私が質問して、令和4年の9月には議長から質問された。その中でも、今、同じような答弁だったと。国・県へ要望していくという答えでしたんですけども、その道路トンネル非常用施設の設置基準というのは、前にも、何年前か分かりませんが、大分前に設置された基準であって、それから長年経過している今現在では、いろんな環境状態、社会情勢も大きく変わっていると思うんですね。だから、それで、私は本茶トンネルというのは、拘っているのは、本茶トンネルというのは、やはり奄美の交通網の形成に重要な役割を果たしているトンネルだと私は思っています。そういう、こう地域性から考えたときに、防災上からも、やはりその放送設備を設置する可能性はね、僕はあると思っているんですね。要するに、災害もこれだけ頻繁に起きるようになった。そして、台風の発生場所だって、奄美に近い場所で発生して、準備する余裕もないとか。そういう交通量も当然、基準ができたときよりは大幅に増えていると思います。そういう諸々から考えると、放送設備の可能性はあると思いますので、調査事業なども含めてですね、引き続き県や国に働きかけて、積極的に取り組んでいただきたいと思います、そのように思います。いかがでしょうか。もう一度、お答えできますでしょうか。

**建設部長（坂元久幸君）** 本茶トンネルにつきましては、もう既に設備は設置はされているものですね、機械の故障のために受信できていないということございまして、その改修費に費用がかかるというふうにお聞きしておりますので、継続的にこちらとしても要望していきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

**13番（永田清裕君）** ありがとうございます。私もね、以前は確か入っていたような気がしたんですよ。途中から、急遽、入れなくなって。冗談じゃないですけども、笠利から来る人がね、せっかく相撲を聞いているのに、ポンとあっちで聞けなくなって、明生の応援ができなかったという苦情がありました。それからの質問です、正直な話。しかし、それはさておき、やはり今、言いましたけれども、調査事業などを含めてね、是非、あの区間というのは、本当に交通量は1、2を争うぐらいの区間だと思いますよ。だから、トンネルの長さとかね、それは確かに分かりますよ。しかし、その費用以前の問題で、防災上ですから、やはり国や県、あるいはね、奄振の交付金とか、いろんなこう、考えながら、是非、引き続き要望してください。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

それでは、3、環境問題についてお伺いします。（1）奄美市の港湾施設、漁港の管理についてであります。この6月というのは、環境月間として、環境保全についての関心と理解を深め、積極的に環境保全の活動を行う意欲を高める月のようでもあります。地元新聞で拝見しますと、世界自然に登録された奄美の島々でも、自然環境の保全に向けた取組の継続が重要であり、私たちにできることは何か、改め

て考えてみようとなりました。その中でも、いつもごみ問題や不法投棄に関することは、罰則のことなどなど、よく呼び掛けられておりますが、私は今回、港における環境問題としての質問をしたいと思っております。環境月間という時期でもありますので、行政側でなく、仮に思い当たる方々などへの呼び掛けにもつながると願い、質問をいたします。1点目ですが、港湾と漁港に区別され、管理も県や市の管理に分かれているようであります。奄美市内にも多くの港がありますので、簡単にですと、全体の数と多く利用されている主な港だけでも構いませんので、その港の管理体制について教えてください、答弁ください。

**農林水産部長（大山茂雄君）** おはようございます。それでは、御質問の各港湾、漁港施設の管理について、お答えします。まず、奄美市の漁港について御説明いたします。漁港は名瀬地域では5港、笠利で6港、住用2港の計13港がございます。そのうち、本市管理の第1種漁港が5港、未指定漁港が6港、県管理漁港が2港でございます。

次に、奄美市港湾について御説明いたします。港湾につきましては、名瀬2港、笠利4港、住用1港の計7港があり、うち、県の管理港が1港でございます。県の管理箇所は長浜から新港を経て、旧港から佐大熊港までに至る名瀬港の区域となっております。本市港湾、漁港施設の管理業務につきましては、トイレや電気設備等、一般的な管理のほか、占有許可等の管理業務を行っております。以上です。

**13番（永田清裕君）** ありがとうございます。地域も広く、数的にも必ずしも少ないとは言えない数だと、そのように思います。

それで、次に行きたいと思っております。②施設に陸揚げされている放置船舶、放置艇の現状について、伺うということで。写真、お願いできますか。これはですね、あるところで、後ろにこれ撤去通告勧告書だと思うんですけども、こういう状態で揚げられています。はい、次にお願いただけますか。これもそうですね。見てのとおり、外見上、よくない状態で、積み重ねて置いてあります。次、お願いします。これはですね、移動もできないぐらいに、もう長年放置されているようなことが想像できますね、これを見たときに。次、お願いします。これは、漁協周辺にあったものですが、もうちょっと見栄えがよければまだいいですけども、ちょっとあれですので。ありがとうございます、写真。このようにですね、現在でも放置されている船が多くあるようですが、それぞれ個人や会社所有の財産となりますので、行政側としても勝手に手を付けることは厳しいかと思っております。しかし、所有者へ通告したり指導したりと、とにかく放置され続けている状態はどうかして解消しなければいけないと思っております。港の管理者として、また行政として、放置船に対して何か対策はとれないか。それをお伺いいたします。

**農林水産部長（大山茂雄君）** それでは、各港における放置船舶、放置艇、廃船の状況について、お答えします。まず、これらについての一般的な対応につきましては、各漁港、港湾において、本市職員、また、県管理箇所につきましては、県職員と共同しながら、陸揚げ状態の放置船の全数把握を行い、その後、漁協等の協力を仰ぎ、所有者照会及び利用者に対する聞き取り調査、現地調査を実施しております。その後、利用者組織や各駐在員会において、放置船等の撤去についての現況や方針説明を実施したり、場合によっては放置船に撤去勧告書の貼付を実施しているところでございます。

続きまして、各港の放置船舶の実態調査についてお示しいたします。漁港につきましては、本市管理漁港におきまして、名瀬地区が合計で28艇、笠利地区が6艇でございます。これは、漁港施設用地内に放置されている船舶を調査、カウントしており、隣接する私有地など、施設外に放置されているものまでは含んでおりません。先ほど申し上げました本市管理漁港分は34艇と、県管理漁港分まで含めると、総計で82艇になるものと把握しているところでございます。

次に、港湾につきましては、名瀬地区で20艇、住用地区で10艇、笠利地区が43艇で合計73艇

であり、先ほど御説明しました県管理の名瀬港につきましては、50艇と伺っておりますので、この数字を加えますと、総計で123艇に及ぶものと把握しているところでございます。従いまして、市内の港湾、漁港に放置されている船舶等は合計で205艇でございます。以上です。

**13番（永田清裕君）** ありがとうございます。現状は分かりましたけれども、簡単に結構ですが、例えば行政側でですね、できる今後の対策とか、そういうのまでありますか。お願いします。

**農林水産部長（大山茂雄君）** それでは、今後の対策についてお答えします。議員御案内のとおり、放置された船舶と言えど、個人の財産であることに変わりはないので、港の管理上、また景観面でも非常に問題があるとは認識しつつも、行政として勝手に場所を移したり処分をするようなことはできない状況でございます。そして、対策といたしましては、きちんと踏むべき段階を踏み、ルールに従ってやっていきたいと存じます。まずは所有者調査の徹底、次に、注意の喚起、それから撤去の勧告へと進んでいくことが肝要であると考えております。また、その過程において、長年放置された結果、所有者が不明状態となってしまった船舶の管理や処分についてはどうすべきかという点につきましては、今後、国の指針の策定もあるように聞いておるところでございます。このことにつきましては、今後、国の動きを注視してまいりたいと考えております。以上です。

**13番（永田清裕君）** ありがとうございます。聞いているだけでも、すごい数の、よく分かりませんが、放置してある。それが使えるか使えないか分かりませんが、そういった船が陸揚げされているということを知りました。このまま放置しておく、最近の船というのはFRPでできたりとか、そういう材質の問題があって、中には有害物質が発生したり、そのまま腐っていくと自然環境への影響も懸念されます。今後ですね、確かにそれを勝手に、個人の財産というものですから、処分するわけにはいきませんので、今後も所有者の指導、あるいは通告を重ねながらですね、そして、地域の問題として認識させていただくようなことを努めていただきたいと。そして、また、あと法で適応になる場合はですね、市で回収、処理を実行していくと。そこには、今、おっしゃったように、国の施策として連携をしてやっていただきたいと思います。そして、結果、環境保全に努めていただきたいと思います。そのように思います。ありがとうございます。

それでは、結びになります。この4月から新しい部長さんや課長さんが任命されております。また、今年度いっぱい60歳の役職定年を迎える部長さん、課長さんもいらっしゃるようであります。日頃から各部や各課をまとめ、責任をもってリードする大変重要な役職を担っておると、そのように思います。後輩職員の育成はもちろんのことでありますけれども、市役所内部だけではなくて、常に市民や外部にも積極的に目を向け、積極的に民間の皆様とも話し合いなど持ちながら、それぞれの役職を全うしていただきたいと、そのように思います。当然、当たり前のことですが、立場が違えど、行政と議会は奄美市政を担う両輪であります。お互いに市民の皆様の付託に応えていかなければなりません。引き続き、是々非々、議論しながら、令和6年度も奄美市の発展に共に尽くしてまいりましょう。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（奥 輝人君）** 以上で、自民党新政会 永田清裕君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

**議長（奥 輝人君）** 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 叶 幸治君の発言を許可いたします。

9番（叶 幸治君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継にて御覧の皆様、こんにちは。公明党の叶 幸治でございます。

一般質問に入るに当たり、所見を述べたいと思います。5月21日に梅雨に入り、じめじめとした蒸し暑さから本格的な暑い夏へと季節は移行してまいります。市民の皆様におきましては、熱中症などにお気をつけて、体調を崩されないよう万全な対策を心掛けていただけたらと思います。いよいよエアコン、冷房空調も本格的な稼働をしてくる頃合いと伺います。地球温暖化への警鐘を言われている昨今、私たち人間ができることは何か。知恵を出し合い、考えていかなければならないと感じる次第であります。

それでは、質問に移らせていただきます。1、市長の政治姿勢について。（1）奄美市におけるSDGsの取組推進について。①奄美市SDGs推進プラットフォームについて。皆様も最近聞かれると思います、SDGsという言葉。これは、サステナブル・デベロップメント・ゴールの省略でございます。和訳しますと、持続可能な開発目標とのこと。これは、2016年から2030年の15年間で達成すべき世界共通の目標として、貧困、健康と衛生、エネルギー、環境、平和など17種類の目標が提示され、2015年9月に国連で開催された持続可能な開発サミットにて、国連加盟全193か国で採択されたものであります。日本も1956年に加盟し、68年目を迎えます。皆様も、御覧になられた方もいると思いますが、市役所正面入り口に持続可能な島づくり、みんなで考えよう奄美市のSDGs、奄美市SDGs推進プラットフォームとの大きな垂れ幕が掲げてあります。奄美市における推進の考え、また奄美市SDGs推進プラットフォームとは何か、お聞かせください。

次の質問からは、発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは、叶議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問の本市におけるSDGsについてでありますけれども、やはりこのSDGsは行政だけが取り組みればいいというものではなくてですね、市民お一人お一人、また企業、団体とですね、しっかりと連携をしていくということが大事だと捉えております。このことを念頭に、奄美市らしいSDGsを市全体で推進していくための基本理念、重点テーマの設定及び具体的なアクションや目標の指標などを示すあまみSDGsアクションプランというものを、令和4年度に策定しております。このプラン策定においては、SDGsの17のゴール及びターゲットを踏まえ、SDGsの理念に沿った未来志向の観点で進めることを目指し、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化、庁内横断的な相乗効果を生み出しつつ、明るい未来の実現に向けて、各種施策に取り組んでいるところでございます。令和5年度には本プランに基づく計画が、内閣府が進めるSDGs未来都市に選定いただき、今年度は自治体SDGsモデル事業に採択されるなど、国からの後押しもいただくこととなっております。また、令和4年度に官民連携の奄美市SDGs推進プラットフォームを設立し、持続可能な社会の構築に向けた奄美らしい活動が活発化することを目指し、各種情報発信やワークショップ、研修、交流会などに取り組んでいます。今年度より、このSDGs推進プラットフォームも、会長に民間の方が就任をいただきました。さらに民間活力を増進して進めていきたいと考えているところであります。本プラットフォームの会員の皆様は、奄美市SDGs推進パートナーとしても登録をされており、現在、企業、団体、個人の合計75社が加入しており、これまでSDGsアワードなどのプラットフォーム活動において、パートナーの奄美を思う熱量を実感するなど、明るい未来に向かっての取組が始まったと胸が高鳴る思いでございます。以上です。

9番（叶 幸治君） 理解しました。今のお話ですね、私も、紙面等でも見させていただきました。先日、佐大熊公園にトイレに入ったら、紙の無駄をなくすため、使い切ってから新しいものを使うように

しましよと、手書きの張り紙がされてありました。書き出し人にはSDGsとなっておりました。資源への意識啓発を呼び掛けていると思った次第です。SDGsの目的。それは貧困を終わらせ、地球環境を守り、全ての人々が平和と豊かさを享受できる世界を実現すること。私たち一人一人が真剣に考え、次の世代により良い世界を残す取組。今回は17種類の目標の中の7番目の目標、エネルギーに焦点を当ててまいりたいと思います。

②カーボンニュートラルについて。カーボンニュートラルとは、いわゆる脱炭素社会と言われるものですが、先ほどのSDGsの観点も含まれると思います。3月28日に奄美市は2050年までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティを宣言。報道紙面には削減に向けた施策を本格化させる方針とありました。その中には、省エネ、再エネ推進モデル地域を指定し、集中的に設備導入を支援する方針など、掲載されておりました。報道紙面を見ますと、市長の並々ならぬ決意を感じる次第でしたが、再度、市長のお考え、また、再エネ推進とのお言葉も出ておりますが、再生可能エネルギーにもしっかり取り組むとの認識でしょうか。そこも含めて、決意をお聞かせください。

**市民環境部長（信島賢誌君）** おはようございます。それでは、カーボンニュートラルの取組について、御説明をいたします。本市のカーボンニュートラルの取組につきましては、令和5年度に奄美市地球温暖化防止活動実行計画の事務事業編改訂と区域施策編の策定を行いました。本計画では、奄美の特徴である世界自然遺産の豊かな自然と古き良き伝統文化や精神を継承しながら、人と自然と文化を大切にする伝統知と、省エネルギー技術や再生可能エネルギー等の現代のテクノロジーの知見としての科学知を融合させた施策展開により、カーボンニュートラルの達成を目指し、2030年度までに温室効果ガスを2013年度比で50パーセント削減。2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目標としております。ただいま、議員からの御紹介がありましたとおり、令和6年3月28日に奄美市ゼロカーボンシティ宣言を行いました。「脱炭素、ワンため、ナンため、マガぬため」のスローガンの下、市民、団体、事業者、行政等が連携協働しまして、地球温暖化防止活動を実行し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指してまいりたいと考えております。

**9番（叶 幸治君）** 流石一蓮托生、部長答弁、市長と同じ決意であると受け止めさせていただきます。これからのエネルギー資源への取組が大事であることを確認いたしました。その決意の表れが具現化したのが、次の質問事項の事業施策であったと感じます。

(2)長浜町にある奄美市浄化センターについて。①バイオガス発電事業について。さて、長浜町にある下水道浄化センターですが、先日、大庭議員と浄化センターの処理工程を見学させていただきました。市内の家庭から流れてきた汚水を浄化する仕組みはとてすばらしく、構想、設計に御尽力された方々に頭が下がる思いでいっぱいになりました。私、導線工程を見るのが好きなんですけれども、本当にすばらしい施設でした。奄美市が誇る浄化施設であると思います。是非、同僚議員の皆様も一度見学をお勧めいたします。議員だけに、見学する際にはくれぐれも浄化槽に落ちないように御注意ください。さて、今年の3月10日に奄美市は上下水道処理など、水環境処理関連の事業を展開する月島機械と汚水処理から発電する事業締結を行っております。地元紙によりますと、バイオガス発電はメタン発酵させた排泄物や汚泥などから発生する消化ガスを燃料にした発電手法。これまで焼却処分していたガス、有効利用し収入につなげられるほか、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの普及、地域の環境意識醸成などの効果も期待される。売電に伴い、20年間で約5,000万円の収益が見込まれ、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電収入は月島機械と奄美市で分けると報道されておりましたが、現状として、一月当たりの売電収入額はどのようになっていますでしょうか。また、②の事業の今後の展望性、課題などありましたら、併せてお聞かせください。

**上下水道部長（川上幸一君）** お答えいたします。御質問のバイオガス発電事業は、本市と月島JFEア

クアソリューション株式会社との契約で、本市に財政負担なく発電設備を整備し、奄美市名瀬浄化センターでの汚泥処理時に発生する消化ガスを1立方メートル当たり5円で月島JFEアクアソリューション株式会社が本市より買い取り、買い取った消化ガスで発電を行い、電力会社へ1キロワット当たり39円で売却している事業であります。月島JFEアクアソリューション株式会社がこの発電事業により得られる一月当たりの金額は平均173万4,000円と推計され、また、本市の消化ガス売却収入は月平均13万1,000円となっております。

続きまして、事業の今後の課題、展望性についてですが、聞き取りのときの内容が資源が増えれば売電額も増えるのかという内容でしたので、議員御案内のとおり、消化ガス発生においては、資源が増えれば増加し、結果的に売電量の増加が見込まれます。資源が足りているかに関しては、元々燃焼処分していた消化ガスを民間設置の施設にて発電しているものであり、消化ガス発生促進のために、資源を新たに投入することは考慮しておりませんので、御理解賜りたいと存じます。

**9番（叶 幸治君）** ありがとうございます。廃棄物とされたものが資源へ生まれ変わる。まさに、次世代の産業であると感じます。報道紙のですね、ちょっと書き方が僕、間違っているんじゃないかなと思ったんですけども、私、報道紙では20年で約5,000万円の見込みと書いてあり、この5,000万が売電額で、これを月島機械さんと奄美市で分けると書いてあったと思っていましたんですけども、昨日、当局にききましたら、この汚泥を燃焼した際のバイオガスを月島機械さんへ販売し、この販売額が20年間で約5,000万円とのことと伺いました。これを聞いて、本当、改めてメリットしかないなと思ったところです。また、設備自体もですね、月島さんが設置したということで、市自体もこの手出しがなかったということで、本当、メリットしかないなというふうに思います。年間換算すると約250万円のガスの販売額との見込み。汚泥資源が増えればガスの販売額も上がるとの考えで大丈夫ですよ。先ほどのお話だと、ガス、資源が上がれば、その、ということですね。大丈夫です。

さて、今までの質問にて、SDGs、カーボンニュートラルへの認識、そして市長の取り組む姿勢。バイオガス発電事業の展望性を聞かせていただきました。それらを踏まえた上で、次の質問に移ります。（3）奄美市給食センターから排出される汚泥について。①汚泥の現状処理について。私、4月にある市民の方から要望を受けました。内容として、給食センターにて排出される汚泥を浄化センターにて資源として取り扱えないかとのこと。冒頭でもありました、売電事業の記事を見て、捨てるために本土までお金をかけて廃棄している。地元で活用できるなら、経費も削減でき、なおかつ売電収入につながるなら、奄美市のためになるのでは、との市の財政を思う貴重な御相談でした。私も給食センターにて様々お聞きしましたが、本当にもったいない。これが島内で処分できるなら、メリットしかないと感じた次第です。それでは、汚泥について質問いたしますが、浄化センターにて処理される汚泥と給食センターから排出される汚泥の違いはなんでしょうか。また、給食センターから排出される汚泥についての現状処理並びに費用をお聞かせください。

**教育部長（正木英紀君）** おはようございます。私の方から、先に答弁をさせていただきます。議員のほうからありました、給食センターの汚泥の現状処理について、すいませんが、先に答弁させていただきます。給食センターの汚泥処理の現状については、例年、3回程度の汚泥抜き取り作業を実施しており、1回につき10トンの汚泥を抜き取り、処理しておりますが、給食センター汚泥は産業廃棄物になるため、処分業者が島内にはなく、県本土に運搬し、処分をしております。汚泥抜き取りにかかる費用は、1回約100万円で、令和5年度の実績は、処理槽等の清掃及び汚泥抜き取り1回と、汚泥抜き取り1回の計2回作業を行っております。本市の単独予算で233万2,000円を抜き取りの費用として支出をしております。以上でございます。

**上下水道部長（川上幸一君）** 給食センター排出汚泥については、以前より下水道施設への受入の可能性

について、本市担当者、県担当者と協議をした経緯がございます。結果といたしましては、給食センターの汚泥を下水道施設で処理するとなると、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要になりますとの県の回答でございました。

**9番（叶 幸治君）** 汚泥処理の御説明、ありがとうございます。これ、ヒアリングのときは、大体年に3回、4回というふうには伺っているんですけども、令和5年が2回だったということで、はい、分かりました。

引き続き、②のバイオガス発電、再生可能エネルギーとしての資源活用の可能性についての質問に移ります。この給食センターの汚泥は、単純に考えて、浄化センターにて処理できる能力があるのか。資源活用の可能性はあるか、お答えください。

**教育部長（正木英紀君）** それでは、バイオガス発電、再生可能エネルギーとしての給食センターの汚泥の資源活用の可能性について、お答えいたします。給食センター汚泥につきましては、成分分析等の検査は行っておりませんので、明言はできませんが、一般的に考えますと、資源活用の可能性はあると思っております。浄化センターの下水処理施設においては、年間30トン程度の汚泥であれば、能力的には処理可能と聞いておりますが、あくまで施設としての汚泥取り扱いに対する能力的な回答ですので、法律的なことは考慮いたしておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

**9番（叶 幸治君）** ありがとうございます。皆さん、お聞きしたとおり、年に約4回程度、これ、先ほどは2回と言っておりましたが、これヒアリングのときですね、年に約4回程度、10トン汲み取りポンプ車にて鹿児島本土にて運搬処理。費用として市単独費用で1回当たり約100万円ほどかかる。年間にして約400万円近くが経費になっております。そして、法律の考えを外した上で、奄美市浄化センターにて処理は可能。売電資源の可能性はある。要は浄化センターにての汚泥処理は下水道法にて国土交通省の管轄の下、処理されており、給食センターにての汚泥は事業所排出物となるため、産業廃棄物扱い、環境省が管轄になっております。私です、このお話いただいて、本当、所管する職員の皆様が本当に、大変感銘を受けさせていただいたんですが、皆さん、この問題、真剣に考えており、通常業務もこなしながら、時間を見つけては調べていたのではないかと伺われます。皆さん、どうにか費用がかからない方向性で模索しており、法律の改正、条例やら特例等の声もあり、ネット等で事例や通りそうである法律を探されておりました。1点なんですけれども、私、この法改正とか条例、別の法律という声が気になって、ちょっと背景を調べましたが、あなた方は令和4年と令和5年に県の方に下水道法で処理できないか、お話しに行っておりますよね。その下水道法でいけるのではとの根拠と、県の回答をお聞かせください。

**議長（奥 輝人君）** 職名を申し出て。

**上下水道部長（川上幸一君）** 申し訳ございません。順番を間違えて、先ほど答弁してしまったんですけども、給食センター排出処分汚泥については、以前より下水道施設への受入の可能性について、本市担当者、県担当者と協議をした経緯がございます。結果といたしましては、給食センターの汚泥を下水道施設で処理するとなると、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要となりますとの回答でございました。以上です。

**9番（叶 幸治君）** 令和5年の3月に県のほうにお話ししに行っていると伺ったんですが、約1年近く、大分経過しておりますが、この間はどうかされていたんでしょうかね。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

上下水道部長（川上幸一君） 結論をいただきましたのが、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要であるという回答でしたので、その後は動きはありません。

9番（叶 幸治君） 理解いたしました。今回、私もどうにかしたいと同じ目線で調べさせてもらいました。公明党はネットワーク政党ですので、県議、国会議員と連携を図らせていただき、先日、産廃法所管の環境省と下水道法所管の国交省から回答がありました。ここでかいつまんでお伝えいたします。これ、環境省からの回答です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法において、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされております。従って、奄美市の給食センターの事業活動に伴い生じる汚泥につきましても、事業者たる当該給食センターがこれを適正に処理する必要があると考えます。もし、奄美市内の下水道施設に委託して処理する場合には、当該下水道処理施設におかれては、鹿児島県より産業廃棄物処分業許可等を取得いただく必要がございます。次に、これは、この奄美市給食センターの聞き取りメモ。この中の検討状況をかいつまんでお伝えいたします。給食センターの汚泥が法令上、産廃に該当するの可否について県と協議したが、あくまで産廃との結論。汚泥を受け入れるためには産廃業の許可を受けるだけでなく、汚泥の量を図るための大型の秤などのハード面での設備も不可欠で、コスト的にもハードルが高い。これは国土交通省国土政策局特別地域振興官付主査からの回答になります。次に、国交省からの回答です。国土交通省としましては、当該下水道処理施設の処理能力の範囲内で給食センターで発生する汚泥を処理することが可能であることが前提となりますが、鹿児島県や奄美市の環境部局が指示する所定の手続き、産業廃棄物取り扱い認可の取得などを行っていただければ、下水処理施設について、給食センターで発生する汚泥を受け入れることは可能と考えます。今、お伝えいたしました、県も国も産業廃棄物処分業の認可取得が必須条件との見解。先ほどあった環境調査や住民説明、ハード面の整備等の課題検討事項とありますが、認可取得に当たり、環境アセスメント整備等の経費はおおよそどの程度かかるか分かりましたらお答えください。

上下水道部長（川上幸一君） 認可取得を行う前提での答弁ではございます。産業廃棄物施設設置許可は計画の段階から現場の調査、関係機関との事前協議、各関係部局との綿密な調整、生活環境影響調査や建築基準法第15条許可など、様々な手続きを要し、許可までの期間は2年から3年と長期にわたります。また、受入時に必要な重量計の設置、受入証明書の発行機器の設置、投入箇所の改築など、概算で2,000万円程度必要であると見込んでおります。

9番（叶 幸治君） ありがとうございます。本当、事業とする際のコストや費用対効果など、様々、思案することは基本的なことでございます。今の給食センターにかかっている処分経費と、今、先ほどありましたけれども、浄化センターにて認可取るに当たる、調査、整備するとなった場合にかかる経費、プラス、ガス販売収益を見たときの、中・長期的に見てプラスなのか、マイナスなのか、比較できる試算等は出しておりますでしょうか、お答えください。

教育部長（正木英紀君） 議員の質問にお答えいたします。現段階では、議員のおっしゃる汚泥の処分費用と浄化センターにて産業廃棄物取り扱い認可を取得する設備経費及びガス売却費等につきましても試算等は行っておりません。

9番（叶 幸治君） まずはですね、もう明確なる試算をしっかりと出していただきたい。これ、手を打つ

のが遅ければ、その分、市のお金を浪費することになります。鹿児島県本土の企業にお金を落としていることになります。今後も給食センター事業を稼働していくのであれば、長い目で見るのであれば、現在、かかっている処理費用の経費削減、汚泥資源活用のガス販売収益など、メリットになるのではないかと思うところであります。また、エコですので、世界自然遺産の島としての取組にもなる。住民説明に関しましても、今回の質問で市民の皆様にも周知になると思います。丁寧な説明をすれば、十分理解されると思います。また、汚泥処理に関わる関係業者さんたちも、わざわざ市のお金を使って本土に廃棄するのはもったいない。地元で処理できる機能があり、なおかつ売電できる資源になるのであれば、地元の浄化センターに持って行きたい。それが奄美市のためになるがねとありがたいお言葉と、奄美市の動きで、ほかにも同じような課題を持った自治体の希望になるのではとの貴重な御意見を述べておりました。それでは、市長、今の答弁を含めまして、見解をお伺いいたします。

**市長（安田壮平君）** 御質問、ありがとうございました。いろいろですね、やっぱり費用対効果も、その綿密な試算というのが、まずは大事だろうというふうに思いますし、今、各部長もお話をしたんですけども、それ以外でもですね、特定の資格であったり、その資格の保有者を常時、雇用しないとイケないのかとかですね、いろいろ検討するところが多々あるなというふうに思います。そういうところも含めてですね、それにかかる労力なども含めてですね、しっかりこれは見極めていきたいと思います。その上で、やはりそういう法律的なですね、法律的なハードルを越えることができればですね、やっぱりなるべく、こういう使えるものはですね、やっぱりしっかり生かしていくということは、SDGs推進の上でもですね、とても大事な観点であるということは、もう私も重々感じておりますので、まずはですね、その辺の試算なり、調査というものです、しっかりやっていきたいと思っております。以上です。

**9番（叶 幸治君）** 今回、事業者である市民の方、また、所管する課、担当職員の皆様が奄美市のためにと動いていたことは、市役所正面入り口に掲げてありました、みんなで考えよう奄美市のSDGs、持続可能な島づくりへの官民一体の動きにほかならないと感じます。奄美市がよりよくなる方向性を鑑みて、市長を先頭に、この問題をしっかり検討していただきたいと強く申し上げ、次の質問に移ります。

2、市民生活について。（1）上方地区朝日小学校グラウンド施設整備について。①朝日小・中学校の災害避難所の考え方について。さて、先月5月26日に鹿児島県総合防災訓練がございました。私はその日は地元浦上町の防災訓練があり、地元のほうに参加しておりました。防災ハザードマップを見ますと、朝日中学校体育館は指定避難所。同中学校校舎は高台避難ビルの表示はありましたが、小学校のほうには表示はされておませんでした。ただ、小学校フェンスには災害避難所との看板は設置しておりました。小学校が指定避難所にされていない理由。市が高台避難ビルに指定するビル。これは、津波の高さはどのぐらいを想定されて指定ビルとされているのか、併せてお聞かせください。

**総務部長（藤原俊輔君）** それでは、お答えいたします。朝日小学校を災害避難、避難所として活用できないかとの御質問につきましては、有良、芦花部地区を除く上方地区において、指定避難所として8か所設置しており、そのうちの指定避難所である朝日中学校から近距離にある朝日小学校については、現在、避難所指定をしていない状況であります。同様の例で、避難所指定をしていない学校施設は市内に複数ございます。また、指定避難所になった場合、災害後の避難生活も想定しなければならず、学校再開後に避難生活と児童の学校生活が混在する状況はなるべく回避したいという配慮もございます。さらに、奄美豪雨や東日本大震災以降、増え続ける指定避難所において、避難所開設や一時的な運営を担うためのマンパワーについても限界があり、直ちに新規の避難所を指定できる状況にはなく、今後、新規指定に当たっては、避難所の統廃合も視野に入れておかなければならないと考えております。一方で、朝日小学校は朝日中学校と比べて海拔が2メートルから3メートル程度高いため、津波避難所の緊急避

難場所としての活用もあろうかと存じますが、近隣には本茶峠へと続く市道本茶線、こちらのほうは津波避難所に指定されております。こちらもございますので、これらも含め、総合的に検討してまいりたいと存じます。

9番（叶 幸治君） 理解いたしました。さて、上方地区の総人口は、これは本年6月1日時点の数値ですが、芦花地区を除いて8,234名、奄美市の約20パーセントが住んでおります。もし、大規模災害があった場合、大多数の避難者を中学校体育館のみで賄えないと感じます。また、中学校近辺の海拔を見ますと、先ほどありましたけれども、中学校近辺はですね、海拔3メートルとなっております。中学校の立地環境といたしましても、すぐ横は大熊湾につながる2級河川の浦上川が流れております。平成23年9月25、26日に奄美大島北部豪雨の際、奄美市名瀬で降水量355.5ミリを観測されましたが、浦上町でも浦上地内山腹崩壊により、中島川にて土石流が発生し、浦上川も河川堤防を溢れそうなギリギリの水位になったことがあります。当時、私も名瀬市街地からの帰り、家のある浦上町内にて交通規制にて入れませんでしたので、鮮明に記憶に残っておりますが、そういった環境下。また、津波は河川を通じて逆流するケースもあると、いままで起きた各地の津波災害でも言われております。そうならば、朝日中学校体育館は床上浸水、または水没するのではとの不安要因も想定しなければならないと感じます。また、地元市民の声の中にはですね、隣接する総合病院があるから、そのときは病院に駆け込むとの声もあります。総合病院も津波高台避難ビルの指定にはなっておりますが、私としましては、入院患者もおられる中、多くの住民が避難してきたら、院内パニックになるのではとの懸念も感じます。また、避難所としての考えでは、旧工業跡地も使えるのではとの声もお聞きいたしますが、鹿児島県の所有地であり、県が避難所として開放するののかとの懸念も感じます。大規模災害が現に起きた際、総合病院の津波高台ビル、工業高校跡地の避難所としての活用は、今後、考えていいものでしょうか、お答えください。

総務部長（藤原俊輔君） お答えいたします。まずですね、上方地区には、先ほども説明しましたが、有良、芦花部地区を除いて、8か所指定避難所がございます。先ほどの朝日中学校だけではなく、大熊地区の集会場から鳩浜集会場、朝日町の集会場、浦上町の集会場、有屋町集会場、仲勝集会場、それから和光園でございます。それから、地震、津波等におきましても一時避難所、こちらが上方地区ですね、有良、芦花部を除いて、全部で10か所ございます。こういった面も含めまして、今現在、先ほどの8か所とこの10か所で避難所としております。それから、お尋ねの大島工業高校につきましてはですね、あれは県の施設でございますが、奄美市が、今、一年一年ですね、社会体育施設、体育館、武道館、グラウンド、それから奄美電子さんのほうにですね、事務所としてお貸ししている状態でございますので、こちらのほうは県との協議が必要となってきております。それから、一般開放をするにしてもですね、安全でなければいけませんので、その大島工業、県の持ち物でございますが、耐震性があるのか、ないのか、そういう安全性がないとですね、なかなか市民の皆様には開放するのも難しいのではないかと、いうところでございます。以上です。

9番（叶 幸治君） 理解いたしました。先ほど、その公民館の話とか出てきましたけれども、大熊とか鳩浜はもうほぼに海沿いに近いところですけども、そういったところ、避難所として考えていいものなんでしょうかね。

総務部長（藤原俊輔君） 大熊につきましてはですね、大熊にありますポンプ室敷地、それから同じく大熊ですけども、大熊龍王神社。それから、同じく大熊ですけども、鳩浜のほうでは市道鳩浜線等がございますので、なるべく高いところに逃げていただくと、そういうところでございます。

9番（叶 幸治君） 先ほどもお話しましたが、上方地区朝日校区内の住民人口は約8,000人、有事の際の避難所の確保等の考えは必要と考えられます。公共施設である朝日小学校、海拔は8メートルとの表示になっております。高台に校舎は5施設。そのうち、高い校舎が約11メートルが1棟。約15メートルが2棟あります。また、体育館並びにグラウンドには、学童施設もありますので、高台避難ビル、指定避難ビルとしても十分可能と考えます。今回、大規模災害にて住居を失う被災者が大多数出たとの想定の問題であります。その際に、上方地区の人口を見て、避難指定の中学校と、プラス小学校も避難所とする心構えをもったほうがよいのでは、との問いかけです。避難所としての観点からも、朝日小学校グラウンド内の施設整備は必要であると考え、次の質問に移らせていただきます。

②学童施設、第2ひまわりクラブ施設整備について。令和6年第1回定例会にて、安田市長は施策方針の中で、市民の生活満足度向上のため、子育て支援を一丁目一番地と掲げておりましたが、今もこの決意に全くの揺るぎがございませんか。また、待機児童対策等への取組として、これは子育てするお父さん、お母さんたちが子どもを安全かつ安心して預け入れる保育環境をしっかりと整えていくとの強い決意でありますでしょうか、お答えください。

市長（安田壮平君） 御指名ですので、この質問についてもお答えさせていただきます。子育て支援につきましては、今、議員も述べられたとおり、施政方針でも私も述べさせていただきました。新たな本市の総合計画、奄美市未来計画において、短・中期的に取り組むべき施策の方針として、一丁目一番地に掲げたところでございます。これまでも本市においては、子どもが生き生きと健やかに育つ、心豊かなまちづくりを基本理念に、令和2年度に策定した第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠、出産、子育てについて、様々な支援事業を実施しております。その中で、主な取組であります。妊娠、出産期の支援として、産婦検診助成の開始。特定不妊治療年間助成上限額の引き上げ。昨年度立ち上げた、未来応援はぐくみプロジェクトによる不妊検査費助成の拡充。出産子育て応援交付金事業による子育て期を含めた細やかな支援を行うよう進めております。また、子育て期の支援としては、子ども医療費助成制度の無償化対象について、高校3年生までの拡充や、0歳から2歳までの療育施設利用者負担の無償化などを進めているところです。これらの支援事業以外にも、令和8年度開設予定の住用地区、笠利地区の認定こども園整備に着手したほか、今年度から保健福祉部に重点政策推進監を配置し、関係部署と連携した組織横断の迅速な対応により、喫緊の課題を解決し、市民サービスの質をより向上するよう、体制を構築したところであります。さらに引き続き、計画的に施策を推進するため、社会状況の変化に対応しつつ、子ども子育て支援施策を総合的に推進していく、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定し、切れ目のない支援による子育て環境の充実をさらに目指してまいりたいと考えております。以上です。

9番（叶 幸治君） ありがとうございます。市長の決意をしっかりと確認した上で、本題に入らせていただきます。先日、梅雨入りしてすぐ、奄美市で降水量135ミリを観測された雨が降りました。学童施設で働く市民の方から、朝日小学校校庭内にある第2ひまわりクラブの雨漏りが酷く、急遽、朝日小学校体育館へ場所を移して預かり保育することになり、現状を見てほしいとの御連絡をいただき、学童施設を訪ねさせていただきました。市民の方から、様々なお話を伺いましたが、昨年の台風10号のときもかなり酷い雨漏り状況で、第1、第2ひまわりクラブ職員だけでなく、保護者会の皆さん、また、伊津部の保護者会からも加勢をもらって、水はけ、ふき取り作業をされたとのこと。数年前から雨漏りはあったとのことですが、当初はそこまで酷い状況ではなかった模様。雨漏りの都度、担当課に連絡を入れてもらってはいたとのことですが、応急的な措置はしてもらっているが、現状、変わることなく、主任含め職員の皆様、この梅雨シーズンも雨降るたびに毎回毎回、窓枠に新聞紙を詰め、バケツを置き、雑巾がけを行う。主任においては、日曜日のお休みの日も雨が降っていたら施設の確認に走る。休みの日も気になって休めない。大変な御苦勞をされております。施設状況、私も確認しましたが、一部天井

面に亀裂も走っており、窓枠は錆びて腐食し、雨水が染み出てきている状況。窓側の壁にはエアコンの差し込みコンセントもあり、漏電、感電しないかと不安な箇所も見受けられる。職員の方々、天井が子どもたちの頭上に落ちてこないか、雨でカバン道具一式が濡れないか、不安や気苦労を抱えて職務に就かれております。当初は軽い雨漏りであった状況が、雨漏りの放置にて深刻な状況につながったのだと思います。水は侵食していきますので、根本的な修繕が必然だと思います。まずは現状に対しての緊急対応する必要があるが、どうなっていますでしょうか、お答えください。

**福祉事務所長（石神康郎君）** それでは、お答えをいたします。御質問の朝日小学校区の第2ひまわりクラブについては、学校敷地内に整備したプレハブの専用施設を使用して平成22年度から放課後児童健全育成事業を実施いたしております。施設は建設から14年経過していることもあり、老朽化していること。また、児童数が多く、保育室が手狭なこともあり、児童の保育状況に支障をきたしている現状があるということが課題であると認識いたしているところでございます。第2ひまわりクラブの老朽化に関しましては、これまでも応急的に対応をいたしております。昨年度には屋根の雨漏り補修や夏場の遮熱対策を実施しております。また、本議会においても、修繕のための費用について、補正予算を計上させていただいております。今後も必要に応じて応急的に対応を図ってまいります。施設の耐用年数が15年から20年となっていることを考慮いたしますと、新たな事業実施場所を検討する時期に来ていると考えているところでございます。以上でございます。

**9番（叶 幸治君）** 理解いたしました。この間、当局のほうにヒアリングもさせていただきましたけれども、その当初の設計の段階で、少子化になっていく想定 of 仮建てのような、要は仮設建築との考えで建てていると伺いました。第2ひまわりクラブ、先ほど言われましたように、平成22年、今年で約14年経過しておりますが、まず、この仮建て。私、この言葉聞いてですね、正直、この仮建てとの考えでの建設というのが驚きました。子どもたちが入る施設ですよ。この施設ですね、台風時は全体的にがたがたと施設が揺れる。後ろに樹木が生えていたときは、葉っぱが屋根の隙間から入り落ちてくる。雨漏りの際は、職員一同で雨漏り養生をしながら、雨漏りしない半分のスペースを活用できるよう対策に追われる。雨漏りしていようが、それでも子どもたちは小学校就学後に来ますので、部屋に入りきれなければ緊急に保育場所の確保に動かなければならない。児童の中には走り回る子や職員が付いて見ていないといけない子どももいます。狭い空間で雨漏りを気にし、子どもたちへの目配り、気配りをしながら、本当に現場の職員は大変な御苦労をされております。こんな現状で安心・安全な預かり保育ができると思いますですか。よろしくお願ひします。

**福祉事務所長（石神康郎君）** 朝日小学校区の児童で利用希望者が一定数いると想定はいたしております。先日、開催いたしました子ども子育て会議におきまして、朝日小学校区の放課後児童クラブの新規公募を提案いたしており、超過した児童の受入先として、来年度からの開所を目指し、新規事業者を募集する予定でございます。第2ひまわりクラブの建て替え、増設につきましては、放課後クラブの実施場所は小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、近隣の民家、アパートなども活用して実施することと国が示しておりますので、本市といたしましても、第2ひまわりクラブの児童が安心して過ごすことができる場を、引き続き児童クラブと一緒に検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**9番（叶 幸治君）** 先ほどもお話ありましたが、学童利用状況ですが、現在、第2ひまわりクラブの登録利用児童数が86名。プラス、一時預かり児童として約40数名、計130名ほどの児童がこの学童施設にて小学校就学後に利用しております。今の、本当、利用児童数がですね、完全に施設使用人数の限界値を超えている状況。これは、定数に満たしている状況の中、市民から県への苦情の声が届

き、県のほうから待機児童をゼロにさせていただきたいとの連絡があり、一時預かりとの形で現状に至っていると伺いました。先ほどの答弁にもありましたけれども、その小学校の余裕教室、またその一般公募をかけて募集をかけるというお話でありましたけれども、学童施設の職員のほうにヒアリングしたときにですね、過去にも一般公募した経緯があり、民間事業所のお話が流れたとのこと伺いました。公募して決まらなかった場合は、どうお考えですかね。職員、保護者の希望は、朝日小学校校庭内への建て替え、増設が希望であります。朝日小学校校庭内への建て替え、若しくは増設の検討はありますでしょうか、お答えください。

**福祉事務所長（石神康郎君）** 先ほどの公募の件でございますが、現在、公募に向けて準備を進めているところでございます。8月中には公募を行う予定ですので、その結果によって、今後の対応について検討したいと思っておりますが、とりあえず民間の事業者、そして現在の保護者会、そういうものを含めて、検討をしているところでございます。その後、建て替え、現地での建て替えということでもございますが、余裕教室につきましては、現在、朝日小学校はもうほとんどない状況でございます。そういうことも、こちらといたしましては認識をいたしておりますので、今後、どういうことができるのか、そういうものは、今後、またさらに検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**9番（叶 幸治君）** 検討するということ、お話を伺いましたけれども、学童施設ですね、主任含め、職員、また保護者もです。常々、今の現状があって、市の担当課の方にもお話していると思っておりますが、常々から建て替えを希望されております。その中で、本当、予算がないとの言葉しか返ってこない。この予算がないと、毎回毎回言われたら、諦めるしかないと落胆しておりました。それでも、預かり保育、預かり児童は増えているのは事実。これは、奄美市名瀬の0歳から4歳男女人口は1,263人。そのうち、上方地区に住む0歳から4歳の男女人口は413人、約33パーセント。3人に1人が上方に住んでいる現状です。今後も小学校へ入学し、放課後児童健全育成事業を活用されるお子様たちがいるであろうと伺えます。学童施設において、子どもたちの安心・安全を守る。これは、子どもたちの命を守ることであります。そして、保護者の皆さんが安心して仕事をすることは、奄美の経済活動の循環を意味しています。市役所職員の中にも、学童施設に預けている方もいると思っております。学童職員の皆様は、この大変な状況下でも子どもたちの安心・安全を常に心がけて、職務に就かれております。これについて、市長の見解をお伺いいたします。

**市長（安田壮平君）** 議員からもですね、縷々お話をいただいておりますけれども、この第2ひまわりクラブですね、施設に関しても、これまでですね、補修、改修などもですね、行ってきておりますけれども、やはり14年という年月が経って、経年劣化もですね、かなりいろいろ影響が出ているということも確かであろうというふうに思います。また、こういったですね、施設であってもですね、やっぱり、今、資材高騰などの影響もあって、すぐすぐにはですね、すぐすぐには建て替えますと、即答できないのが大変もどかしいところでもありますけれども、やはり今後のその児童・生徒数、子どもの数の推移など見ながらですね、そして、朝日小学校で使える場所、スペースの問題とか、教室のこととかですね、そういったところ、総合的に含めながら、もちろん、本当はですね、民間の力も活用して、官民連携でですね、保護者会、民間事業者なども含めてですね、朝日地区の中でですね、新たな施設を設ける、開所していただくということも、非常に優先度高いと思うんですけども、そういったものを総合的に考えながらですね、やっぱり子どもたちが安心して過ごせる場所を準備していくというのが、我々の大事な役目だというふうに思いますので、これも引き続き、今後、また重点政策推進監なども含めてですね、また、きちんと取り組んでいきたいと思っております。以上です。

9番(叶 幸治君) ありがとうございます。本当にですね、職員の皆さんは大変御苦勞されていますよ。本当、大分前から、この第一声あったと思いますよ。その中で、今回、補正予算見ましたけれども、確かにあがってました。だけど、手を打つのが遅いと思います。これ、毎回毎回雨降ったら、皆さんバケツ準備してってやっている現状ですよ。本当、そういう不便もしっかり、そういう皆さんのですね、お気持ちをしっかりと汲んでいただきたいと思います。預ける保護者、預かる教育、保育従事者、そして大事な島の宝である子どもたちが、安心できる環境整備を建設的な視野を踏まえてしっかり検討していただきたい。子育て一丁目一番地と掲げた市長には、この問題をしっかりと注視していただきたいと訴え、次の質問に移ります。

③避難所設備及び児童安全対策としてのナイター照明設置について。この質問も、上方地区朝日校区の避難所との観点も含めて、質疑です。奄美大島は11月から1月間の冬の時期は日が落ちるのも早く、概ね夕方17時30分頃から暗くなってきます。朝日小学校の子どもたちも各スポーツ少年団にて、目標に向かい、一生懸命練習に励んでおります。グラウンドを見れば、サッカー少年団が真っ暗の中、ボールを追いかけまわる姿。暗いので、保護者の皆さんが車のライトを当てて、子どもたちが怪我しないように見守るという現状を目にしました。サッカー部員数は低学年、高学年で日にちを交互にして活用しておりますが、総勢82名の団員数。それを、2、3台の車のライトで照らしている状況。また、小学校の山手側は小さな側溝が走り、この側溝沿いから大熊門入口道路ではハブの出没も確認されております。学童保育、保護者お迎えの際、駐車するスペースには伐採された大木の切株があちこちに点在しております。学童職員、保護者、スポーツ少年団保護者からも真っ暗で目視がしにくい、危ない、怖いとの声も上がっております。この市民の声と状況を踏まえて、ナイター照明の設置のお考えがあるか、当局の見解をお聞かせください。

総務部長(藤原俊輔君) それでは、総務部のほうから指定避難所についての答弁をしたいと思います。現在は、朝日小学校は奄美市防災計画において、指定避難所に指定はしておりませんが、指定避難所になった場合においても、まずは既存の設備を有効に活用する中で、避難行動上、課題を精査し、必要な設備等について検討していくこととなりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

教育部長(正木英紀君) 議員の質問にお答えいたします。児童安全対策としてのナイター照明施設について、お答えさせていただきます。本市の公立小・中学校グラウンドにおける照明設備につきましては、基本的には中学校区ごと、並びに、一部を除き、小学校にもそれぞれ設置されているところがございます。その中で、議員御指摘の朝日小学校グラウンドにつきましては、照明機器の設置が少なく、夜間の照度不足ということも認識をしております。しかしながら、学校グラウンドの照明設備につきましては、児童・生徒の夜間使用を主目的としたものではなく、地域の拠点施設としての機能を考慮し、グラウンドの利用環境の向上を目的として、これまで整備が進められてきたものと考えております。また、中学校におきましては、大会前の部活動延長時などに、一時夜間使用がありますが、小学校における教育活動上の夜間使用はほとんどない状況でございます。このようなことから、照明設備の整備につきましては、児童・生徒の安全確保の点だけではなく、グラウンド施設の一般開放や災害時における避難所施設としての学校施設の利活用などについて、総合的に判断の上、必要に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

9番(叶 幸治君) 上方地区は親睦運動会を毎回、されております。今年はちょっとないというふうに伺っておりますが、この親睦運動会の練習の際は中学校を利用されております、グラウンドをですね。ただ、はまり切れない部分もありますので、各公民館の、公園内ですね、公園内で練習とか、もう狭い中、人数、きつきつ状態で行っている現状もあります。先ほど、一般開放というふうにありましたけれども、そうやってその練習会場としての小学校の考え方も検討できるのかと思いますが、その辺はど

う思いますか。

**教育部長（正木英紀君）** 校区，集落などで学校のグラウンドを使うことについては，とてもいいことだと思っています。その中で，照明設備の点でございますが，照明設備につきましては，先ほど申し上げましたとおりのことでございます。その中で，今後，今後というか，考えることにつきましては，今，水銀灯が生産が中止の状況になってきております。そういう中でLED化についても，今後，考えないといけないと，このように思っております。また，LED化をすることによって，照度の向上も十分に考えられるんじゃないかと思っておりますので，その点も考えながら，先ほど申し上げましたとおり，総合的に判断したいと思っておりますので，御理解のほど，よろしくお願いいたします。

**9番（叶 幸治君）** 私，物事を考えるときには最善と最悪の2極を想定しろと様々な先輩から助言していただいてきました。備えあれば憂いなし。最善も最悪も備えあれば対応できると。もし，子どもたちの身に危険がとの最悪の想定を考えたとき，ナイター照明の設置は必要であると感じます。災害避難所設備の考え方然り，重大事故回避の児童安全対策との考えも踏まえて，是非とも検討していただきたいと思えます。

最後に，中国の故事に，歲月人を待たずとの言葉があります。意味として，思い切って行動を起こすべきと説く。今回の質問事案，待ったなしであると断言して，質問を終わります。以上です。

**議長（奥 輝人君）** 以上で，公明党 叶 幸治君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。（午前11時43分）

○

**議長（奥 輝人君）** 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き，一般質問を行います。

無所属 盛 剛君の発言を許可いたします。

**10番（盛 剛君）** 市民の皆さん，議場の皆さん，インターネット中継を御覧の皆さん，こんにちは。私が無所属の盛 剛でございます。当選以来，今度で3回目の質疑に立ちます。質疑に入る前に，少しばかり所見を述べさせていただきます。

先月15日に所管事務調査で京丹後市のちりめん織物の調査に行かせていただきました。その中で，印象的な言葉がありましたので，ちょっと紹介いたします。大島紬のように糸で織って反物を仕上げたあとに，最後にタンクで98度のお湯で漬けて精練するわけですが，説明の中で，京都は水がいい，軟水なのでいいのができる。背後に北山杉が控えているので水がいいとのことでした。ここでもまた，水との関連が出てきました。翻って，奄美を見ますと，世界自然遺産に登録されて，自然環境は日本の中でも群を抜いて上位に位置します。養殖場や酒造りの立地条件でも，まず第一に水のきれいな場所，清流がある場所を選択するということです。奄美市は総面積の78.4パーセントが森林です。森林大国日本，奄美も森林におおわれています。この天賦の財産を生かさなければ発展はありません。また，排他的経済水域に眠る海底資源。水産物などや日本の生命線とも言えるシーレーン防衛の要としても重要な地域であります。改正奄振では移住の促進，沖縄との連携が謳われ，各方面から奄美の振興を進める発言が相次ぎ，交付金の大幅な拡充が認められました。23億7,400万円です。地方の行政の裁量で，こうやりたい，こういうことに予算付けしてくれ。この地方交付金が大幅な拡充されています。この奄振法の審議については，3月の15日，それから29日，国土交通委員会の第24委員会室での審議の様子が放映されています。私は何回も，3回，4回ぐらい見ました。奄美に何が必要か。我々もしっかりした政策を打ち出して，奄振交付金に反映させなければなりません。地方の衰退は農林漁業の衰退や少子高齢化など，複合要因が重なり，加速度的に進んでおります。この問題は，島に限ってのこと

ではありません。国土交通委員会の奄振の審議の中で、こういう話が出ていました。尖閣列島は、以前は沖縄の人がかつお節の工場を建てて住んでいたが、生活できずに無人島になって、今日のような領有権問題に発展した。かつお節の漁民が住み続けていれば、問題は起こらなかつたらと述べていました。農林漁業は食料生産だけではありません。領土の保全、国体を維持する礎であります。1次産業が廃れて、各離島が無人島になったり、限界集落から廃村に向かい、伝統文化等がなくなり、廃れていきますと、国の存立基盤にも関わってきます。私は公約に、森や海を守り、農林漁業を守り、興します奄美、つなぎます結の精神を掲げています。私の政治姿勢は総じて自然、伝統文化産業を生かすということです。

それでは、順を追って具体的な質問に入ります。

まずはじめに、本市の森林に対する長期計画の概要と将来の展望を伺います。

次の発言からは、発言席より順次、質問してまいります。

**議長（奥 輝人君）** 答弁を求めます。

**市長（安田壮平君）** 盛議員の御質問にお答えします。本市の森林に対する長期計画の概要と将来の展望についてということですが、本市における森林面積は2万4,140ヘクタールで、総面積3万833ヘクタールの約78パーセントを占めていることから、森林資源の有効活用は大変重要なテーマであると認識しております。一方、林業従事者や森林所有者においては、国内の木材価格及び需要の低迷、林業採算性の悪化などにより、森林施業に対する意欲は長期間にわたって減退しており、このような状況による森林機能の低下も懸念されているところです。現在、本市におきましては、令和4年度から13年度までの10年間の奄美市森林整備計画を策定しております。本計画では、森林が有する機能を水源涵養機能、山地災害防止機能、快適環境形成機能、保健レクリエーション機能、木材等生産機能として五つに分類し、これらの機能を持続的に発揮させるための区域設定、施業方法を定め、年次的に森林整備を実施しているところでございます。これまでに実施してきた森林整備事業の概要を申し上げますと、市が所有する森林の環境保全を目的として間伐を行う、森林環境保全直接支援事業。同じく市が所有する分収林の管理を目的として間伐を行う森林総合研究所分収造林事業。未整備のまま高齢級化する個人有林を対象に間伐、除伐等を行う山林荒廃地整備事業などを実施しております。なお、整備対象となる森林の範囲が広大であることから、今後とも国・県等の補助事業や森林環境譲与税を積極的に活用しながら、計画的な森林整備に努めてまいりたいと考えております。また、本市においては、世界自然遺産に登録された地域でもあり、特に国立公園特別保護地域では、保全の対象となる固有種や希少な動植物の宝庫となっていることから、森林整備、森林資源の活用に当たっては、自然環境への影響等を十分配慮しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**10番（盛 剛君）** 答弁、ありがとうございます。今現在、森林に対する役割は、国民の要請は建築材目的から環境林、水源涵養、それから奄美大島は生物多様性の保護、クロウサギとかいろんな希少種ですね、この希少種が、今から観光資源として大きな資源になる可能性秘めています。それから、近年では地球的規模で取り組まなければならない二酸化炭素の排出の削減の吸収源、こういうのが、今、注目されています。十分留意されて、この森林整備計画は10か年、県の森林整備計画を受けて、市が計画を立てるはずですが。こういった側面もありますから、十分留意されて進めていただきたい。

それから、②にかつお節の燻製用の薪の出荷量を伺いますけれども、その前に、奄美市が森林整備を予定している、その前提条件となる経営計画を樹立しているところは何箇所あるか伺います。

**農林水産部長（大山茂雄君）** それでは、議員御案内の森林経営計画については、一体的なまとまりを持った森林において計画に基づいた効率的な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮さ

せることを目的としております。本計画につきましては、森林所有者または森林経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画で、認定された計画区域内で行う間伐等は国・県の補助事業の対象となっております。本市におきましては、これまで19件の森林経営計画を認定しております。このうち、5件の計画が、現在、進行中でございます。うち、3件が奄美市有林305.44ヘクタール、2件が私有林の188.74ヘクタールでございます。以上です。

**10番（盛 剛君）** 経営計画の状況は十分理解しました。私が、ここでいろいろと森林関係に質問あげてますけれども。奄美は森林面積がものすごく多いです、80パーセントです。そして、奄美がこれから伸びるとしたら、海に伸びるか山に伸びるか、森林資源、海洋資源の豊富な地域です。可能性は無限大に広がります。排他的経済水域に天然ガス、レアアースなど、半導体の原料になる、そういう海洋資源が埋蔵されているというような話も聞いたことがあります。それから、洋上発電の可能性も秘めています。森が育む生物多様性、今、よく観光客がナイトツアー、エコツアー、世界自然遺産登録されているばかりです。そういう生物多様性などが観光資源として外貨収益を生むかもしれません。戦後、奄美は黒砂糖、パルプで興して、大島紬で栄え、奄振で交通基盤を整えて、本土並みになりました。しまっちゅみんながもう我々は貧しくない、中流である、そういうふうには自信を持っています。しかしながら、奄振のこの審議の様式を見ましたら、全国の所得の平均のまだ70パーセントです。鹿児島が80パーセントとしたら、島は70パーセントということでした。生活保護率も高い、そして離婚率も高いということでした。しかし、偉大な政治家の出現や島出身の芸能人、スポーツ選手の活躍で、我々に自信を与えてくれました。紬時代は、私、これ3月議会でも取り上げましたが、各集落の婦人たちの収入が飛躍的に伸びて、奄美群島の経済を支えました。集落内での手織り作業による在宅勤務がその当時、無意識のうちに実践されていたわけでありまして。今日、直面している、各地方が衰退している、地方を興さなければいけない、地方創生の解決版であったわけです大島紬が。各集落で、家々で機織りして、それで収入を得られるようなですね。テレワークというんですか、在宅勤務。そういう本当の30年、40年前にそれがされておったわけです。地元の素材や農産品を生かして、集落内で加工、島外へ販売する。それに関連する産業収入、賃金も商業、サービス業を刺激して、ほとんど島内で流通して、全てが好循環していたわけでありまして。そして、あと一つ。この島で廃れた産業の中に、昔、栄華を極めたかつお節があります、カツオ漁が。これは、昭和の初めにものすごく栄えました。西古見、芝、生勝、大熊とか、いろんな図面調べたら、いろんなところ、こういう分布図がありました。私が、ここで5月15日の地元新聞にも、このかつお節のですね、記事が載っていました。これは大学の教授のですね、名前を申し上げていいかわかりませんが、5月15日、新奄美群島の地域性というので載っています。このカツオ漁を私が何とかですね、これも森林の薪と関係しますから、昔、栄えたのに、もう全く、このカツオ漁も風前の灯になっています。ここでお尋ねしますけれども、このかつお節燻製用の薪の出荷量の直近5か年の生産量と売上金額を示していただけますか。

**農林水産部長（大山茂雄君）** それでは、かつお節加工用の薪につきましては、鹿児島県南薩地域において、安定的な需要があることから、あまみ大島森林組合において出荷を行っております。あまみ大島森林組合では、3年前から農業水産物輸送コスト支援事業を活用した島外出荷を行っており、令和3年度から令和5年度の出荷量及び出荷額は、それぞれ、令和3年度が22立米、13万319円。令和4年度が236立米、152万4,796円。令和5年度が220立米、141万6,470円となっております。また、出荷している薪材については、宇検村から切り出したイタジイ等で、奄美大島内で大部分、これ、概ね大体90パーセント以上を占める代表的な天然広葉樹であることから、今後も継続的な出荷が見込めるのではないかと期待しているところであります。なお、現在まで奄美市における出荷実績はございませんが、今後、関係機関と連携をしながら、天然広葉樹資源の新たな活用方法の検討に努

めてまいりたいと考えております。以上です。

**10番（盛 剛君）** かつお節の生産量は鹿児島県が全国の70パーを占め、第1位を誇っています。そして、その鹿児島のほうは杉、ヒノキの間伐材が主ですから、ここは広葉樹です。ものすごくかつお節を燻すのに、その火力がいいということです。それで、平成の8年に林業がほとんど停止、パルプが停止して、その生き残り策で私の知人がかつお節の薪の出荷に生き残りをかけて取り組みました。ものすごい、7,000万円近くかけて、巻き割り木、ユニック車買って、自己資金を投入して、奄美から鹿児島に揚げて、鹿児島から枕崎に出荷したんですよ。その当時の農林水産物輸送コスト支援事業がありませんから、この運賃で経営圧迫されて、廃業に追い込まれました。私は、これはやっぱり一次産業に取り組むから、何とかしなければいけないということで、その当時の農林課長補佐、この奄美市ではありません、瀬戸内町に私はそのときいましたから、そのときの課長補佐、のちに議会に進出しましたけれども、薪を出荷するよりかつお節の工場を誘致して、ここで雇用を広げて産業を興すということはどうだろうかということを、ちょっと話をしたことがあったんですよ。ここですね、例えばそういうことは、逆に薪を出荷するんじゃなくて、ここにカツオを持ってきて、かつお節をやって製品として出荷する。そういうことに対する考え方は、担当課の方、どういうふうに考えますか。

**農林水産部長（大山茂雄君）** かつお節加工品の薪材につきましては、本島内に豊富な資源があり、かつお節生産者、生産地から一定の需要がございますが、島外出荷が開始されたのが令和3年度でございます。それから間もないことから、本市としましては、当面の間、この状況を見守る方針でございます。よって、現在のところ、かつお節工場の誘致は検討してございません。以上です。

**10番（盛 剛君）** 十分、また、そういうのも地域興し、地域の雇用の創出ということがありますから、一次産業の振興、これを兼ねてですね、あらゆる方面に考えなければいけません。地場産業の育成。

それでは、私の知人にカツオの一本釣りのアルバイトしている方がおって、カツオの餌のキビナゴが近年少なくなり、鹿児島に船で買ってくるということです。鹿児島までの燃料、労務が負担になります。燃料についての補助制度はないか、伺います。島は昭和の時代まで豊饒の海を形成して、キビナゴも豊富でした。キビナゴが、自分の島ではヤシというんですよ。ものすごく豊富な、小さい魚ですけども、なぜこれがこんなに鹿児島まで行って買わなければならない、こんな少なくなったか。その原因は。森と海の関係性は深く、保安林に魚つき保安林がありますが、奄美市に漁業関係用の魚つき保安林の歴史があるかないか、そういう保安林が指定されたことがないか。それから、海中公園の指定地域はあるか。どうですか。この3項目。

**議長（奥 輝人君）** 答弁できますか。

**農林水産部長（大山茂雄君）** 質問が四つほどあったと思いますが、順次、お答えします。

まず、カツオ漁の燃料代の補助についてなんですけれども、現行の農林水産物輸送コスト支援事業の制度上、燃料代の補助は困難であると考えております。

次の、キビナゴ激減の理由につきまして、これは最新の情報ではございませんが、県水産技術センターの情報紙によりますと、孵化した稚魚が越冬する時期、これが11月から2月ということなんですけれども、低温、低水温が不漁の可能性のある旨の記載がありました。

次、3番目の魚つき保安林につきまして、奄美市に指定された場所があるかということなんですけれども、これは魚の繁殖、保護を目的とした海岸や湖岸に設けられた森林のことで、奄美市では魚つき保安林の指定はございません。

4番目の海中公園の指定地域はあるかということなんですけれども、海中公園につきましては、平成22年の自然公園法改定に伴い、海中公園地区制度から海域公園地区制度に改正され、これまでの海中景観の保持だけではなく、より広い概念での海域の景観保護が可能となる海域公園地区の法整備が行われております。現在、本市において、笠利半島東海岸と、それと摺子崎、摺子崎というのは小宿部漁港から大浜海岸の中間地点にある海岸であります。この2か所が海域公園地区に指定されております。当該海域公園地区においては、一部のサンゴ類や観賞魚等の採取、捕獲が規制されておりますが、その他の魚類に関しては禁漁ではございません。以上です。

10番(盛剛君) ありがとうございます。それでは、3の、3、4は、大体一緒ですから、一括して質問します。③木炭生産量と、それから炭焼きの職人は、今現在、いらっしゃるかどうか。それから、本市における人工林の面積、数値。特にスギ、それから、学林地はあるか。そのスギ林があれば、今後、将来の管理の予定は。それから、その利用策を伺います。

農林水産部長(大山茂雄君) それでは、木炭生産量及び生産者の状況について、まず回答いたします。奄美大島産の木炭生産につきましては、令和2年度の2,495キロ、59万9,000円を最後に生産実績がない状況で、当該年度の実産地域は奄美市のみでございました。また、公表されている過去の統計資料によりますと、奄美群島全体で、平成12年度の7万7,378キロ、1,483万9,000円をピークに減少を続け、本市と同様に令和2年度の3,495キロ、83万9,000円を最後に生産実績がない状況でございます。なお、木炭販売を行っているあまみ大島森林組合に確認しましたところ、現在取り扱っている木炭はほぼ全て島外からの移入品で対応しているとのことでございました。島内の木炭生産者についても、現状ではいらっしゃるのではと考えております。今後、コロナ禍明けによる観光客等の増加に伴い、飲食店用、バーベキュー用の木炭需要の高まりも期待されますが、島内における木炭生産につきましては、大変厳しい状況であると認識しております。

次に、本市における人工林の面積数値を示されたいということで、そのうち、スギ林の面積はということで、回答いたします。本市における人工林の面積は994ヘクタールで、全体の森林面積の約4.1パーセントでございます。全国平均が45.5パーセント、県平均が44パーセントの人工林率と比較してもかなり低い数値となっております。このうち、スギ林につきましては、昭和40年代から50年代に実施した分収造林事業により植栽されたものがほとんどだと思われ、その面積は225ヘクタールで、人工林面積の23パーセント程度となっております。過去に植栽されたこれらスギに関しましては、既に標準的な伐期例である35年を経過しているものの、本土のスギと比較して成長が遅く、現在のところ、伐採、搬出、売り払いまでには至っておらず、年次的に選定した箇所の間伐を実施している状況でございます。以上です。

教育部長(正木英紀君) それでは、学校林の現状について、お答えします。本市において学校林を所有する小・中学校の数につきましては、過去の調査結果などから、名瀬地区において13校、住用地区3校、笠利地区1校と把握しているところでございます。管理と利用策につきましては、ほとんどの学校で長期間にわたり活用がなされていないのが現状となっております。今後、必要に応じて林務担当部署とも連携を図りながら、活用のあり方等について検討してまいりたいと存じます。以上です。

10番(盛剛君) このスギ林、学林地についてはですね、自分が、この衣食住。これは人間の生活に欠かせません。衣食住、衣、着物。食、食べる。住、住宅。山からの建築材が昔はほとんどでした。スギとか、椎の木でもなんでも。私が小さいときには中学生なんかサトウキビを刈り入れて、学林地じゃないけれど、そういうあれもありました。私が小学校1年、2年ぐらいだったでしょうか。自分の学校は学林地はありませんでしたけれども。この衣食住、人間の生活に欠かせない大きな三大要素で

す。これも育林教室というのも大事です。農業教室とか。その観点から、今、質問しました。

今、課長から答弁があったように、あまみ大島森林組合で売っているけれども、島内で生産している人はいないということですが、昔は各島々で炭を焼いておったんですよ。30年前までも、嘉徳集落で昔は炭が盛んでしたから、職人は炭焼きの本当に一流の方がおって、そこで炭を焼いて、私がおった組合、森林組合で購買事業をしていました。今はですね、例えば大阪から知人が来て、焼肉なんかしたときに、段ボールにきれいに入って、炭があるんですよ。なかなか火が付かなくて煙がこう出たりして、火力が弱いんですよ。島の炭はものすごくいい。火力が強くてですね、焼肉なんかに。そういう話が出ていました。至る所に、山の中には往時を偲ぶ炭焼き窯の跡が散見されます。昔は山に籠って炭を焼き、製品にして、担ぎ出して売買していたわけでありまして。ものすごい、その一次産業が大きな比重を占めておったわけです。昭和20年、30年、40年代までは。今現在はですね、この炭の需要というのも水質の浄化や新築家屋の白アリ防止用に床下に敷き詰めたりする需要もあります。ですから、この炭焼きの職人が、今、いないということですが、この炭焼きというのも、何とかですね、つぶさないように方策を考えていただきたい。

それでは、このスギ林についての説明は十分理解しました。それでは、⑤の林道の管理状況。この質問に移ります。住用の山間の興福地林道、山間林道。私がちょっと見てきましたけれども、行き止まりになっていました。これは、何年に1回か、やっぱり管理はされていますか。5年に1回とか、こう行けるように。そして、スタル俣線、栄間線。スタル俣線というところは自分が10年ぐらい前に大和村まで行きましたけれども、ものすごい、舗装もされていなくて、もしちょっとした窪みに嵌ったら、これ、出られないなと思って、そういう林道でしたけれども、その管理の状況はどうなっているか。

**農林水産部長（大山茂雄君）** それでは、住用町の林道興福地線につきまして、答弁いたします。1964年、事業着手、山間林道は聞き取りの際に、林道滝行線及び林道山間支線ということでしたので、両支線についてお答えします。滝行線については、1984年。山間支線につきましては、1971年に事業着手しており、興福地線を含めた3路線全て、当時の段階で行き止まりとなっております。林道につきましては、森林管理のため、車両通行、林産物の搬出等を目的として整備していることから、他の道路と接続させる必要がないと判断した場合、終点が行き止まりになることもございますので、御理解をお願いします。

次に、管理状況でございますが、林道滝行及び林道山間支線につきましては、現在、災害復旧工事を行っているため、通行止めとなっております。工事の完了時期につきましては、林道滝行線が令和6年9月頃、林道山間支線につきましては、令和6年7月頃を予定しております。以上です。

**建設部長（坂元久幸君）** 私のほうからは、市道スタル俣線及び市道石原栄間線につきまして、お答えいたします。市道スタル俣線につきましては、市道三太郎線と市道奄美中央線を接続する道路となっております。観光客や希少動植物の調査研究等にも利用されております。また、希少動植物の保護の観点から、夜間通行の自粛制限を実施しているところでございます。次に、市道石原栄間線につきましては、市道三太郎線に接続する行き止まり道路となっておりますが、鉄塔を管理する事業者や事前申請による夜間の観光ツアーにも利用されているところです。維持管理につきましては、林道同様、国立公園に指定されている区域であることから、法令に基づいた対応をしておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**10番（盛 剛君）** それでは、このスタル俣線、栄間線。旧国道、これを見てきましたけれども、当初の目的は林道というのは林産物の搬出、それから森林整備、林業基本法によって、根拠法は、開設されるはずですが。そして、今現在、もう林業が廃れて、その林業のパルプなんかを搬出する用途目的がないから、今現在、見てきましたら、ナイトツアーの入り口に何時から何時までとか書いていました。当

初、林道で開設したけれども、林道が、林業が廃れても、こうして世の中の移り変わりによってどういふふうな用途が出てくるかどうか分かりませんから、十分に林道も管理して、廃止しないようにやっていただきたい。このことを申し上げて、次の質問に移ります。

⑥はやりましたから、⑦の世界自然遺産登録の問題に移ります。⑦世界自然遺産登録の担保措置として、多くの国立公園が国立公園に格上げされ、バッファゾーンを形成。深淵部の特別保護区を守るといふ形をとっています。保全と利活用の観点から、例えば遊歩道の設置とか、立ち枯れ、暴れ木などの整理するような事業はないか。巣箱の設置など、この希少種を守る、そして、付加価値をつけるということで、こういう該当する事業はありませんか。

**市民環境部長（信島賢誌君）** それでは、聞き取りの中では外周地域に奄振を活用して遊歩道の設置や立ち枯れ、暴れ木の整理、巣箱の設置などできないかという御質問でしたので、お答えいたします。奄美群島国立公園では保護のレベルを段階的に設置し、公園内で行うことのできる行為を規制することで、自然保護と利用の両立を図っております。中でも、世界自然遺産登録区域につきましては、その価値を将来にわたって維持していくため、国立公園の特別保護地区、第一種特別地域として保護されており、その周辺には世界遺産の保護と住民生活との共存を図る地域として、干渉地帯、バッファゾーンが設定されております。国立公園内の道路等にかかる倒木につきましては、通行の妨げや安全上、支障がある場合などには随時対応をし、適切な維持管理に努めているところです。遊歩道等の設置につきましては、現在、エコツアーなどで利用されているエリアにおきまして、一部、設置をしているところがございますが、その利用に当たっては自主ルールを定め、関係団体と慎重に進めているところでございます。また、新たな遊歩道等の整備につきましては、世界自然遺産地域の自然本来の姿を維持するという観点からも、慎重な検討が必要だと考えております。また、巣箱の設置につきましては、前回の答弁でもございましたが、巣穴になりそうな太い木が少ない森に野鳥を呼び戻す施策として、東北地方などで実施されているようです。本市で、現時点において巣箱が必要な状況には至っておりませんので、引き続き現在の環境保全に取り組んでまいりたいと考えております。

**10番（盛 剛君）** この世界自然遺産については、大島郡挙げて、みんなで要望して登録されましたから、今後ともこれをですね、奄美大島のやっぱり誇りですから、これだけ自然が残っているということは、国立公園に指定されて、国際機関のユネスコから世界自然遺産に認められています。そこでですね、世界自然遺産保全活用事業に5、125万円、交付金が拡充されて載っていましたが、奄美市はこの事業に、交付金の事業で、この世界自然遺産の価値を高める事業、要望している事業、過去、実施した事業、そういうのがあれば、説明していただきたい。

**市民環境部長（信島賢誌君）** 議員御質問の奄美世界自然遺産保全活用推進事業につきましては、これは県が実施する事業でございまして、2015年度に策定した奄美群島持続的観光マスタープランの改定に向けた調査、検討などを進める事業と伺っております。また、奄振事業、交付金を活用しまして、本市が実施いたしております事業といたしましては、奄美群島成長戦略推進交付金事業として、奄美大島ねこ対策事業、ヤギ被害防除対策事業、サンゴ礁保全対策事業がございまして、そのほか、奄美大島5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会の事業としまして、奄美大島希少野生動物植物保護事業などがございまして。

**10番（盛 剛君）** 十分理解しましたので、それでは2の項目、空き家の利活用について、この質問に移ります。①改正奄振法では、法目的に移住の促進が謳われ、移住者の空き家改修や移住者用住宅に補助制度が設けられました。前年度の移住者向けの空き家改修戸数は何件か。現在、市が把握している利用可能な空き家は何件か。そして、除却が必要な空き家は、今、市が把握している状況で。それから、

その固定資産税。空き家については、特別に6分の1はずです。この制度が実施されているか。そして、減免制度等があるか。

**議長（奥 輝人君）** 答弁を。

**総務部長（藤原俊輔君）** お答えいたします。議員御認識のとおり、改正奄振法では移住の促進に関する事業として、既存住宅の改修なども交付金を活用することが可能になったところです。本市では戸建て住宅で空き家を移住者に貸し出すことを目的に、所有者がリフォームする場合、または、移住者が所有者の承諾を得てリフォームする場合に、リフォーム費用の一部を助成する制度を実施しており、昨年度の交付実績は10件となっております。また、現状において、移住者向けに新規で住宅を建設する予定はなく、既存住宅を移住者向けに活用することに努めてまいりたいと考えております。

次に、市が把握している空き家の状態としましては、令和元年度の空き家実態調査結果として、三つの判定を行っております。判定Aというのが、建物が良好であり、利活用可能な状態は225件。判定B、利活用するには一部修繕が必要な状態は411件。判定C、老朽等により周囲に危険を及ぼす可能性がある状態は383件です。合計で1,019件となっております。

最後に、家屋の評価について御説明いたします。家屋の固定資産税を決定するためには、その家屋の評価額の算定を行う必要があります。まず、新、増築の家屋の現地調査を行い、使用されている建材や設備の確認や計測を行い、次に調査内容や図面等の書類を基に、総務大臣が求めた固定資産評価基準を用いて、家屋の評価を行います。評価額は3年ごとに見直す制度となっており、これは経過年数や物価水準に基づいた補正率等を基に計算されます。また、居住実態の有無は評価額の算定には影響いたしません。すなわち、空き家であろうとなかろうと影響しないということでございます。

次に、固定資産税の減免制度について御説明いたします。減免制度につきましては、奄美市税減免に関する規則で定めるとおり、生活保護法の規定による扶助を受けている者が対象となる生活保護減免と、災害によりその者の所有する固定資産につき損害を受けた者を対象とする災害減免の二つとなっております。生活保護減免に関しては、その扶助を受けるに至った日以後に納期が到来する税額について、減免の対象となります。また、第一納期を過ぎて減免申請があった場合には、第2期以降が減免の対象となります。次に、災害減免につきましては、災害の発生後1年以内に納期限が到来する税額につき、損害の割合に応じて減額、または免除をすることとなっております。先ほどと一緒でございますが、議員からありました、空き家を対象とした減免制度はございません。以上でございます。

**10番（盛 剛君）** それでは、②の質疑に入ります。これは除却についても奄振交付金が適応されますが、今年の予定戸数と金額は。それから、緊急避難で台風とかいろんなのが来たときに、道路なんか倒れる可能性があるのは強制的に代執行できるような、空き家改正法でなっていますけれども、この代執行すべき空き家等を市のほうでは把握していますか。1件もない、今現在。それと、この代執行した場合に、行政が代わりに代執行しますから、この権利者、財産権を有している人から、この費用を徴収するわけですが、そのときの財産権利相関関係の調査の方法はどのような方法をとっていますか。

**総務部長（藤原俊輔君）** それでは、空き家の除却における議員の質問にお答えします。空き家の除却は奄振交付金の対象メニューにはなく、本市の奄美市危険空き家等除却助成金においては、社会資本整備総合交付金の空き家再生等推進事業を活用しており、今年度、予算としては10件分、300万円を計上しています。行政代執行にて除却しなければならない特定空き家の認定件数は、今年度、今のところ該当はなく、市民からの通報等により、空き家の状態並びに所有者等の調査を行い、所有者に対し適正管理を依頼している状況でございます。なお、状況の改善が見られない場合は、周囲への影響や危険度を調査した上で、特定空き家として認定し、行政代執行を行うなど、基準や手順に従って適切に処理し

てまいるところでございます。なお、行政代執行を行った場合の費用の回収方法につきましては、その費用は強制徴収公債権となり、給与、預貯金、不動産等、財産調査の上で差し押さえを行うとともに、不動産等においては、競売等の方法により回収をはかります。

次に、財産、権利関連の調査方法といたしましては、登記簿や固定資産税課税台帳等を用いて、所有者を特定いたしますが、相続人調査が必要な場合は戸籍による確認を行い、その者の所在を住民票や住基ネット等で確認をしております。以上でございます。

**10番（盛 剛君）** それでは、③に移ります。除却解体についての、一連の契約から、これは請負業者がした場合には産業廃棄物になります。産業廃棄物を不法投棄させないために、最終的に産廃処分に持って行くはずですが、瓦礫を。そうしたら、そのときに、確かに引き受けました、何トン処理しました、この証明を出すはずですが。この一連の工程を説明していただけますか。最終工程ですね。これは、例えば、お金がなくて、兄弟で処分した場合には、産業廃棄物にはならない。請負業者が利潤目的に受けた場合には、出てくる廃材は産業廃棄物だから、勝手に捨てたり再利用したりはできないわけですよ。そのときに、産廃処分場に持って行けば、マニフェストと言って、こうして確かに処分しましたというのを出します。この前例はありますか。

**総務部長（藤原俊輔君）** 聞き取りの中では、奄美市の危険空き家等除却助成金として、この産廃処分、マニフェストの発行までの証明を説明いただきたいということですので、その件についてお答えいたします。議員御質問の奄美市危険空き家等除却助成金につきましては、家屋所有者の申し出により、当該空き家の調査、審査を行った上で、危険空き家に認定された場合、家屋所有者等が解体工事見積書や権利関係を示す書類を添えて、交付申請を行い、市からの交付決定をもって、事業者と契約を締結いたします。契約締結後、事業者が解体工事を行い、申請者は解体業者から産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストや工事完了届、工事写真等を受け、工事代金の支払いを行います。その後、市は実績報告の際に、このマニフェストや工事契約の写し、工事写真、領収書等により、適切に解体工事が行われているか確認の上、交付確定を通知し、申請者からの請求をもって、当該助成金を支払う流れとなっております。以上です。

**10番（盛 剛君）** この処分については、この請負金額の何割とかじゃなくて、最高限度額が30万円までの補助ですか。分かりました。私がいろんな知人の話を聞いたら、もうお金もないとか、そういう話がいっぱい出てきて、処分場、持って行っても処分料が高かったとか、自力でした場合は補助金はないわけです。請負であれば、補助事業、30万円ですね、出るわけですがけれども。そういう話があちこち聞こえてきます。そして、人口は少なくなっているわけですが。空き家ももうやっぱり増えてきます。これは、島だけの問題じゃなくて、全国で、NHKのクローズアップ現代でもしていました。おおよそ900万戸、空き家が。そういう話をしていました。ですから、この奄美市もですね、十分、この家を借りるときに、ちょっと家賃が高いんじゃないかなと思うようなときもありますから、この空き家を改修して、いろんな人に、移住者用に、この奄振でも審議されていましたがけれども、こう貸し出して、利用したら、もうちょっとよくなるんじゃないかなと思います。

それでは、観光振興について、質問を移します。これもですね、この国土交通委員会の第24委員会室で、この問題が盛んに審議されてきました。鹿児島県選出国會議員、盛んに、この観光振興ではありませんけれども、この島のですね、奄振関係で出身者の墓参り帰省、それから介護帰省、それから就業など、修学旅行なんかにもこういうのが適応できれば、島の振興につながるんじゃないか、そういう話が出ていました。奄美市が、今、要望している地方交付金のこの、あれですか、LCCという飛行機ですかね。この軽減対象になる、例えば孫、ひ孫なんか来るとか、墓参りとか、そういうの、なりますか。

**商工観光情報部長（麻井庄二君）** では、議員の御質問にお答えをいたします。奄美群島振興交付金を活用しました、奄美群島航空運賃軽減事業についてでございますが、平成26年の制度開始以降、住民生活を圧迫する割高な移動コストを軽減することにより、離島住民の負担軽減を図るということを目的に実施をされております。この本事業につきましては、これまでも割引対象者の拡充を図り、利便性の向上を図る取組を行ってきております。今年度からは、住民を対象に、離島割引制度が沖縄路線に拡充されたこと。また、鹿児島路線で対象となっております準住民に介護帰省者を含む制度に拡充されたところでございます。議員御質問の航路航空路運賃軽減に関する要望につきましては、毎年夏と冬に奄美群島市町村長会、また奄美群島市町村議会議長会の連名で、国へ奄美群島振興開発の推進に関する要望書として提出をしております。要望書の中で、奄美群島航路航空路運賃の軽減等に係る予算の確保、また、制度の拡充を要望しているところではございます。今後も奄美群島における住民及び準住民の負担軽減を図る航路航空路運賃軽減の予算確保と併せて、交流人口のさらなる拡大に向け、交通アクセスのさらなる拡充によりまして、住民、準住民並びに観光客の利便性の向上を図れるよう要望してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

**10番（盛 剛君）** 十分、説明、理解しましたので。この奄振法に移住の促進。以前は定住の促進。今度は移住させるために、移住させて、島にいろんな、人口が少なくならないように、そうしなければ大変だということで、いろんな制度が設けられています。こういうことをですね、地方交付金に反映するように、島で何を要望したら島のために役に立つか、そういうことをですね、特に運賃が高い、この問題がネックになっているわけでありまして。今度はそういうふうに、交付金の中で運賃を補助しようじゃないかということですから。

それでは、認定ガイドについて。これもですね、奄振の審議会の中で自民党の山本佐知子議員がこういうことをおっしゃっていました。ただただ観光客を呼ぶんじゃないで、ガイドをですね、島の歴史や文化、そして裏側にある社会的背景などに精通したガイドを育成することによって、島に興味を持っていただいて、そしてリピーターを増やしたり、その先に移住につなげよう。そういう考えがいいということを書いていました。これは自民党の三重県選出の山本佐知子議員です。世界の国立公園の観光案内の潮流はそういうところにもう置いているということです。島の歴史とか、いろんないわれとかですね。そういうことで、私がここで質問したいのは、このガイドについて、奄美市が、今、どういうふうな取組をしているか。認定ガイドとか、いろいろなのがありますけれども、この説明をしていただけますか。

**商工観光情報部長（麻井庄二君）** 認定ガイドにつきましては、これは奄美群島認定エコツアーガイドの略称になっております。奄美群島の自然、文化、歴史について深い知識を有し、来訪者に安全で質の高い体験を提供するとともに、地域の環境保全に責任を持つガイドとして、奄美群島エコツーリズム推進協議会、こちらが認定するガイドになっております。現在、奄美大島では90名がいらっしゃいます。この方たちがですね、奄美群島においては自然、文化、歴史を分かりやすく伝える案内人としての役割を果たしているものと、こちらでは考えております。

**10番（盛 剛君）** どうもありがとうございます。もう、これで終わりですけれども、私がこの質問を作成しているときに、ちょうど大阪の知人から電話があってですね、島で農業したいけれども、おっちゃん、ちゃんとしたそういう補助制度はないかというのを私に問い合わせの電話があったんですよ。ちょうど移住促進、定住促進ということで、私は企画調整課を訪ねて、その方の名前を教えて、電話して聞いてごらんということで教えてあげました。相当、島に移住したいという方がたくさんいますので。

議長（奥 輝人君） 以上で、無所属 盛 剛君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。午後2時45分、再開いたします。（午後2時30分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

21番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自民党新政会の竹山耕平でございます。

それでは、さっそくではございますが、私の一般質問、個人質問に移らせていただきます。

はじめに、奄美大島、奄美群島を代表する観光拠点として、マングローブパークについて、現状と今後の将来構想を含めて、御質問と御提案を含めて、お伺いをいたしたいと思っております。2019年、平成31年1月に黒潮の森マングローブが国土交通省選定の重点道の駅に選定され、社会資本整備総合交付金を活用した施設整備等、ハード整備に財政支援を受けられることになりました。島内外からの来場者や外国人観光客、インバウンドの対応やパーク内に整備された世界遺産センターとの連携した観光拠点づくりとして、増加している島内外観光や外国人観光客対応など、どのように取り組んでいるのかをお示し願います。先ほども申し上げましたが、2019年選定された当時の地元紙にも紹介をされておりましたが、選定されたその重点道の駅の機能として、免税店設置や外国人対応スタッフの配置によるインバウンド対応、民間と連携した体験プログラム、リュウキュウアユの孵化や観察会などの取組を進めると掲載をされておりました。この点を含め、現在の取組状況、お示しいただきたいと思っております。

次の質問からは、発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） 竹山議員の御質問にお答えします。議員御案内のとおり、重点道の駅選定時に提出した企画提案に対する取組については、大きく三つに分類しており、1点目はインバウンド観光に対応した観光案内所等の受入体制。2点目は、地域の観光資源を活用した体験メニューの構築、雇用創出。3点目は、世界自然遺産登録後の国立公園の保護と利用となっております。

次に、議員御質問の選定された重点道の駅の機能としての取組状況について、お答えします。まず、外国人対応スタッフの配置によるインバウンド対応としましては、外国語が対応できるスタッフを2名、常時配置し対応しているほか、特に外国人観光客に人気の高いカヌーのスタッフ職員については、奄美市CIR、紬観光課配属の国際交流員のことですが、を講師とした外国人対応のマニュアル作成及び英語教室を実施しており、日々、外国人観光客の案内のスキルアップに励んでおります。また、民間と連携した体験プログラムとしまして、道の駅敷地内において、セグウェイの体験を実施しているほか、ロビーにおいて、群島内の各種民間体験プログラムが掲載されたあまみシマ博覧会の冊子などを配布し、PR推進に努めております。さらに、リュウキュウアユの孵化や観察会などの取組としまして、住用小学校の児童・生徒を対象に、毎年度実施しております。一方で、免税店の設置など、未実施の事項につきましては、今後のリニューアル計画に併せての整備を検討しているところでございますので、御理解のほど、お願い申し上げます。なお、取組状況としましては、重点道の駅選定時に提出した企画提案全22項目のうち、17項目については実施済み、または継続中という状況でございます。以上です。

21番（竹山耕平君） 市長、ありがとうございました。概ね、良好に進んでいると。そこで、1点、今、対応されているという形の、という反応ですね。お客さん、観光客、島内外の利用者、来場者からの、その何と言うんですかね、配置をした、それに対応したというだけじゃなくて、そういう対応し

て、そのお客さんのそういう体験。あとは、その道の駅を楽しむ、マングローブパークを楽しむ、マングローブ、カヌー、セグウェイであったり、そういったものを楽しんでいると思うんですが、そういったところの反応というのは聞こえているでしょうか。

**住用総合支所事務所長（平田博行君）** お答えいたします。ただいまのそういった取組に対しての感想というか、については、大変好評いただいているというところでございます。足りないところもございませので、そういったところは、また、このマングローブパーク内でのいろんな意見をしながらですね、改善をしているところでございます。以上です。

**21番（竹山耕平君）** 所長、ありがとうございます。反応もいいと。それは、やっぱりスタッフを配置するだけじゃなくて、スタッフの指導。そういったことにも力を入れているんだなというふうに感じた次第でありますので、次の質問に移ります。

次に、②マングローブパーク施設整備等についてでございます。まずは施設の、以前から質問を行っているんですけども、この施設の老朽化への対応。そして、そのことに加え、現在の施設機能とこの将来的な機能の強化、充実に向けた大規模な計画として、今、市長からもそのリニューアル計画が、構想ということでありましたが、このリニューアル構想を検討するべきと、私も以前から訴えているところから質問させていただきます。前回の答弁においてはですね、所長のほうから、このリニューアル計画のこの具体的な方向性を推進協議会などで進めて行くと。そして、また遺産センターとの一体的な環境整備として検討するということでした。今回、補正であがっているのは、多分遺産センターからマングローブパークを、園を結ぶ通路だというふうに、以前から要望が上がっている、そのことだとは思いますが、まずは中身について、次からの質問にも関連いたしますので、その点について、まずはお伺いしたいと思います。

**住用総合支所事務所長（平田博行君）** お答えいたします。議員御指摘のとおり、マングローブパークのリニューアル計画につきましては、遺産センターとの一体的な環境整備として検討を行うこととしており、具体的な方向性については、重点道の駅整備推進協議会で進めるとお示しをさせていただいております。昨年度末に開催いたしました重点道の駅整備推進協議会におきまして、先ほどの御質問でもございました、重点道の駅選定時に提出した企画提案に対する未実施事項の解消及びマングローブパークと奄美大島世界遺産センターに一体性をもたせるための環境整備を含めた、マングローブパークの大規模リニューアルに向けた調整を関係各所と行っており、整備事業につきましては、多額の事業費も必要となることから、現在は有効な財源を検討している旨、状況報告を行ったところでございました。繰り返しますが、マングローブパークのリニューアル計画につきましては、隣接する世界遺産センターと連動性を持ち、観光拠点機能、サービスエリア的機能を推進することで、観光客、地元住民双方の満足度向上につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解をくださるようお願いいたします。

**21番（竹山耕平君）** 分かりました。今後、大規模なリニューアル計画と申しますか、構想を今からしっかりと調整を進めていくと。以前もこの質問したときに、お話をさせていただいたんですが、近々の大きな大規模リニューアル施設としては大浜海浜公園、あの形も、少し金額がですね、やはり始まったあとに、大規模なリニューアルじゃなくて、大規模な改修でちょっと予算を取られて、大部分を取られてしまって、リニューアル構想の次の段階に行くことができなかったということもありますので、是非、そういったところをですね、しっかりと、老朽化されていることも含めて、併せて、私の理想は所長のほうにも、担当の職員のほうにも散々伝えてありますが、マングローブリゾートとして、マングローブのパークと遺産センターのセンターが、要は僕が大好きなディズニーランドなんですけれども、ディズニーはディズニーリゾートと言って、ランドとシーがあります。そこで、お客さんがランドとシー

を行き交いながら夢の国に行くという形の理想をマングローブリゾートとしても持ってほしいなど。今、一体的、一体性をという形をですね、所長のほうも何度もおっしゃっていたんで、是非、その構想の実現を、是非、頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

次に、イの、多くの要望も聞いていると思います。この世界自然遺産登録や観光客の増加によって、この当然、奄美大島の一大観光拠点として増加している、この団体、一般客に対応できるようなトイレ整備、施設の内外を含めての整備を進めてほしいと、多分要望もいろいろと聞いていると思いますが、その計画について、お示しをお願いします。

**住用総合支所事務所長（平田博行君）** 議員、ただいまの御指摘のとおり、新型コロナウイルスの終息及び世界遺産センターのオープン、また外国からの観光クルーズ船寄港増に伴い、マングローブパークを訪れる観光客は年々増加傾向でございます。その影響もあり、団体客が重なって来館した際には、既存のトイレでは数が足りていない状況が見受けられるため、トイレ問題の解消に向けた整備計画は喫緊の課題となっていることは認識しております。そのため、マングローブパークの全体リニューアルに先行して、早急にトイレの整備を行うよう、関係各所と調整を行っているところでございます。御理解ください。

**21番（竹山耕平君）** よろしくお願ひいたします。

それでは、さっそく次のウの、このマングローブ館のこの展示室、シアター室は展示品が少なく、また古いなど、老朽化が進んでいるというふうに思います。このリニューアル等の計画はないのか。今、リニューアルの中身が少しお話があったんですけども、先日ですね、民間事業所との連携によって、紬等の展示会も行われていて、大変好評だったというふうに聞いております。この常設の展示とイベント的な工夫も観光拠点としては大変大切なことだと思います。また、もう1点はですね、この園内、グラウンドゴルフをやっているこの園内ですね、園内の通路にこの凸凹の箇所があります。この小さなお子様から御高齢のお客様の安全対策として、危険と思われる箇所も見受けられますので、対応していただきたいというふうに思い、質問をいたします。その展示室、シアター室、この通路の改修含めて、お示しをお願いします。

**住用総合支所事務所長（平田博行君）** 議員御意見のとおり、マングローブ館の展示室は展示品が少ない状態となっており、また、シアター室につきましても、流れる映像が開館時代のものも多数あるなど、入館料に見合ったサービスを提供しているとは言えない状況でございます。併せて、隣接した世界遺産センターが入場料を無料としていることから、現行の料金形態の見直しを図り、令和6年1月より、展示館及びシアター室への入館料を無料といたしたところでございます。現時点において、展示室及びシアター室のリニューアル計画はまだ定まっておきませんが、利用者アンケートや指定管理者、地域協議会、庁内での協議等を踏まえ、整備推進協議会においてリニューアルの方向性を固めていきたいと考えております。なお、展示室の有効活用に向けた実証実験としまして、4月から奄美の自然と大島紬のかかわりなどの魅力を発信する紬の展示会を行い、来訪者からも高い評価をいただいたところでございます。今後も指定管理者や民間事業者と連携し、来訪者の満足度向上に向けた様々な企画展示やイベントを実施していきたいと考えております。

次に、園内の通路改修予定についてお答えいたします。議員御案内のとおり、園内の通路は場所によって凹凸がありまして、利用者が転倒する危険性もあることから、指定管理者からも早急な整備が必要である旨の要望を受けておりました。そのため、園内の特に凹凸が多い箇所について、昨年度より国・県の補助要望を行っていたところ、予算措置が整いましたので、6月補正にて必要額を計上したところでございます。併せて、昨年9月議会において、竹山議員より御意見のありました、マングローブパークと世界遺産センター間の通路舗装、また第2駐車場から奄美大島世界遺産センター間通路舗装につ

きましても、同様に6月補正にて必要額を計上しております。このことにより、利用者の満足度向上及び両施設の相互利用が促され、最大限の相乗効果が発揮できると考えておりますので、議員の御理解をいただきますようお願いいたします。

**21番（竹山耕平君）** すばらしいやり取りですね。もうすごい、ありがとうございます。

次から、また二つですね、ちょっと課題になるところだと思いますが、このリュウキュウアユ、ヤジの現状と活用について、お伺いをいたします。マングローブパークの目玉でもある展示室のリュウキュウアユが、現在、いない。見るができないと伺っておりますが、まずはその点だけ確認をさせていただきます。

**住用総合支所事務所長（平田博行君）** 展示室のリュウキュウアユが見ることができないという議員の御質問でございますが、今年2月末からそのような見られない状況になっております。以上です。

**21番（竹山耕平君）** 要はないということではよろしいですか。

**住用総合支所事務所長（平田博行君）** 養殖場のリュウキュウアユ及び展示室のアユについて、今現在、いないということでございます。

**21番（竹山耕平君）** なぜ、そのような状況が起こりえたのか。全滅しているということですので、この廃棄処分の方法がどのようなだったものか。また、いつ頃からこの飼育や、この鑑賞等、再開ができるのか。先ほど、市長からもですね、子どもたちとの、そのリュウキュウアユの鑑賞会とか、毎年やってきたというふうなこともありまして、この再開の目途。この養殖はもういないということでしたので、併せてですね、このリュウキュウアユ、廃棄されたということだったんですけども、以前から多くの同僚議員からもあるこのリュウキュウアユ、ヤジのこの食としての活用についてもですね、この数年前にイベントで試食会を行ったというのを記憶しているのですが、どのような経緯でできたのか。そして、今後もそのようなことが可能なのかということについて、この2点、お願いします。

**住用総合支所事務所長（平田博行君）** まず、なぜそのような状況になったのかということでございますが、令和4年9月頃に取水口上流においての浚渫工事に伴う養殖用水の水質汚濁が発生をしまして、酸素濃度の減少等で個体数が徐々に減少し、今年2月頃には議員御指摘の状況に陥ったということでございます。廃棄処分の方法につきましては、寿命を迎えた個体は冷凍保存しております。しかし、死亡個体が多い場合や冷凍保存してから相当期間を経た物については、事業所ごみとして廃棄処分いたしております。飼育や鑑賞の再開時期についてでございますが、昨年11月の産卵期と今年5月の遡上期に採捕を計画しておりましたが、昨年暖冬の影響で個体数が少なく、投げ網で獲るとなると、稚魚を傷つける可能性、これは遡上の稚魚でございますが、遡上の稚魚を傷つける可能性がございまして、採捕を断念いたしましたところでございます。採捕が成功しないと、飼育や鑑賞は難しいと考えておりますので、今後とも、また、7月以降のですね、調査を含めて、検討を続けていきたいと思っております。

続きまして、養殖の現状について、お答えいたします。本事業の目的でございます種の保存を遂行するため、飼育環境に必要な施設のメンテナンスと早めの採捕に向けて、有識者と連携しながら、準備を、ただいま進めているところでございます。議員御記憶のある、イベントでの試食会。これについては、リュウキュウアユ普及啓発活動として令和5年1月に宇検村において開催された、世界自然遺産登録1周年記念イベントで、約300匹、冷凍保存しておりました約300匹の養殖のリュウキュウアユを食用として提供させていただいたものでございます。提供する際にはですね、県の自然保護課と協議をいたしまして、リュウキュウアユの希少性や養殖に至った経緯、食用として提供することの意義な

ど、参加者に十分理解してもらうことを踏まえて、許可を受けたところでございます。また、県の自然保護課との協議の中では、有償による地域振興として、例えばレストランでメニューとすることには、リュウキュウアユが県指定希少野生動植物に制定されておりますので、食用を目的としたことには同意はできないという回答をいただいているところでございます。リュウキュウアユは奄美大島の世界自然遺産としての価値のある固有種であり、大変貴重な存在です。毎年、個体数の変動が大きく、常に絶滅の可能性があるため、今後ともその保護、増殖事業を継続し、種の保存と地域資源の活用に向けて、関係機関と取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

**21番（竹山耕平君）** ということですね。分かりました。宇検じゃなくて、住用でやってほしかったなというのがありますが、イベントが。しょうがないですけども。

もう1点は、これ、行政の立場だから、天然のリュウキュウアユを養殖に、今度、種の保存ということとでやるのが可能ということでもいいですか。行政だからということ。

**住用総合支所事務所長（平田博行君）** 繰り返しになりますが、種の保存ということで、この絶滅した場合に、その絶滅したあとにですね、種として、これはDNAの関係等もありますが、その場所ですっきりとした養殖をした場合に、これまた2代、3代と世代が変わってきますので、そうすると、本物の野生のリュウキュウアユとしては、ちょっとなるものかどうか分かりませんが、ただリュウキュウアユ自体は存続をさせることができるということで、これを続けているところです。沖縄も野生のリュウキュウアユというのは、今、ございませんので、これに提供したのは、こちらのほうからということになっておりますので、そういうことだと御理解ください。

**21番（竹山耕平君）** 分かりました。また、少しいろいろとですね、また頑張ってくださいと思います。よろしく願います。

次に、このマングローブパーク、最後。このカヌー利用の現状ということなんですが、このカヌーの発着場を利用したカヌーツアー、このマングローブ公社以外でも、パーク内で離発着を利用することが可能なかどうか、お示してください。複数の会社によるカヌーのツアーの現状も見ましたし、ツアーガイドをしている事業者からも少し、ちょっとお話がありましたので、確認をさせていただきたいと思います。また、可能な場合は、この手続き等がどうなっているのか。誰でもそういう、先ほど言った認定ガイド、若しくはそういう事業所でも利用が可能なのか。また、公社の入る利用料金、この体制等について、お伺いをします。

**住用総合支所事務所長（平田博行君）** カヌーツアーはマングローブパークの指定管理者でありますマングローブ公社の自主事業であることから、同社へ、議員御指摘、御質問の内容を確認しましたところ、公社以外のカヌー発着場を利用したカヌーツアーは、公社の営業を妨げない範囲において、発着場の有効利用という観点から使用の許可を行っており、現在は8事業者が契約をしている状況と聞いております。手続きとしましては、利用を希望する民間業者と使用形態や料金等を明記した協定書を締結しているとのことでございます。利用料金としましては、1人乗り1艇につき500円。2人乗り1艇について800円徴収しているところでございます。広報については特に行っておらず、先ほどこの公社の営業を妨げない範囲においてという考え方がございますので、幾らでも大丈夫だということではございませんので、そういうことで、広報については特に行っておりませんが、現在、利用している業者からの口コミなどによってですね、新規の利用を希望する民間業者の依頼を受けるという体制になっているということとございました。いずれにいたしましても、マングローブ公社の貴重な自主財源確保のため行っている事業でもございますので、議員の御理解をいただきますようお願いいたします。

21番（竹山耕平君） 8事業所がやっていると。但し、広報は行ってないということですね。分かったのか、分からないのか、よく分からないんですけども。あとはマングローブ公社が行っている、そのカヌーツアーの時間帯というのがあると思うんですけども、それは多分、僕の考えですよ、個人的な考えでは、多分、種の保存じゃないですけども、あとはその保全という部分で、マングローブに、要は人がいっぱい、もうずっと入り浸り状態だと、マングローブを傷つけたり、また、良く言われる富士山とか屋久島とか、そういったところも、オーバーツーリズムというんですか、そういった形での、環境保全の面もあるというふうに感じて、思っていたんですが、今のお話を聞いてもう理解はしましたので、今後の進め方はまたまた、いろいろとお話を聞かせてください。ちょっと時間がですね、20分しか取っていませんでした。

それでは、次に、（2）の子育て・保健・福祉複合施設の計画と現状についてを伺います。この点につきましては、新年度より、今年度より、重点施策推進監が加わるという形になりましたので、この進め方をどのような形で進めて、またある程度、もうどのような形で方向性を示すのか、お示しをお願いします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。議員御質問の子育て・保健・福祉複合施設につきましては、本市における子育て支援及び健康づくりの拠点とする基本的な考え方は堅持した上で、よりコンパクトでより効率的な施設のあり方の再検討を行っているところでございます。今年度からは、先ほど議員からもございましたが、保健福祉部に新設いたしました重点政策推進監を中心に、事業を前進すべく、先進事例の情報収集やその整備手法について検討を行っているところでございます。具体的には、今年度、始良市に開設された始良市子ども館チルドンや鹿児島市の健やか子育て交流館リボン館など、県内の先進事例の視察及びヒアリングを行い、ハード、ソフト両面において、現状、求められている子育て支援の調査を行っているところでございます。加えて、妊婦から乳幼児、高齢者に至るまで、多くの市民の方々に御活用いただける健康づくりの拠点としてのあり方についても検討していくことといたしております。昨年度来、開催いたしております子ども子育て会議での御議論や子育てに関するアンケート調査結果からも、本市においても日常的に、かつ気軽に利用することができる子育て支援施設へのニーズは高まっているものと認識をいたしております。現在、改めて機能面の調査、検討を行っている段階でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

21番（竹山耕平君） 最後の言葉が、改めて機能と含めて調査をしていると。これまでは、ある程度、ちょっと予算等も含めて、当初どおりの計画を変更というお話だったんですけども、少しちょっと、僕の受け取り方は少し変わったなというふうに思います。やはり市長にも、これまで所長、部長にも散々申し上げておりますが、この基本構想がなぜ、基本計画がなぜできたのかということと、この基本構想、基本計画をですね、一生懸命つくってきた担当職員と、あと市民の方々の努力があります。やはりあの施設に、11万7,000人、年間目標というふうにも書いておりますし、やはり一大拠点となり得る施設でありますので、是非、その努力をですね、無駄にしないよう、僕は、資材高騰があるかもしれない、しれませんが、また新たにこの重点政策推進監ということで、一つの福祉面も、やはり保健福祉とか、いろいろあったじゃないですか、高齢者福祉、子育て福祉。そういう福祉面のみのちょっと観点からですね、少し変えることも、重点政策推進監が入ることによって、調整ができるんじゃないかなというふうなことは、僕は期待しているんです。なので、是非、また基本構想ができるまで追いかけますので、所長、よろしくお願いいたします。副市長、1点、簡単に。こういう実施設計、5年前に基本構想、基本計画、基本設計、実施設計まで終わらせているんですね。そういった形で、こういう、今、凍結じゃないですけども、ある意味凍結されている事業というのは、なかなか、僕はあまりこれまで見たことはないんですけども、こういうことは県事業としてあり得るんですか。

**副市長（諏訪哲郎君）** 申し訳ございません。私も県職員として20数年やっておりますけれども、このように、実際、設計というか、決まってですね、5年以上凍結しているというか、そういうのはちょっと私も把握しておりません。

**21番（竹山耕平君）** そういうことでございますので、やはり一丁目一番地の子育て含めて、是非、また努力をですね、続けてほしいと期待をいたしますので、よろしく願いいたします。

次に、（3）海の活用資源の現状。これ、①と②一緒に聞かせていただきたいと思います。藻場造成とシラヒゲウニ等の稚魚放流の現状。そして、検証について、お示しをお願いしたいと思います。いろいろとですね、離島漁業集落交付金を活用して、これまでも多くの稚魚等の放流、あとは藻場造成の成果等とかも、少しちょっと見させていただいたんですが、最終的には、やはり水産業の振興。やっぱり水産業の振興につなげなければ、やっぱりいけないと。その検証と分析、どのようなものになっているのか。併せて、海の大切な奄美の生活を守る。そして、観光のための大事な資源である、このサンゴ礁の保全とこの再生事業の現状について、お伺いをいたします。

**農林水産部長（大山茂雄君）** それでは、藻場造成やシラヒゲウニ等の稚魚放流の現状について、答弁申し上げます。本事業の活動主体は主に各地区の漁業集落とされる団体の皆様に担っていただいております。その現状について、直近の実績について報告いたします。まず、藻場造成につきましてでございます。名瀬漁業集落及び住用漁業集落につきましては、令和4年、令和5年度はマンパワー不足や種苗放流及びサメ駆除事業等を優先実施しておりますので、未実施となっております。笠利漁業集落につきましては、令和4年度及び令和5年度に、令和3年に投入している藻場の追跡調査を実施しており、藻の育成を確認できているとのことでございます。次に、シラヒゲウニについてでございます。名瀬漁業集落におきましては、令和5年度は2回で、1,000匹を中間育成後に浅瀬リーフ周り箇所等に放流しております。放流後の追跡調査の結果としましては、成体の生存の確認はできておりません。笠利漁業集落におきましては、令和5年度は1,400匹を1回放流。放流後の追跡調査の結果、成体の生存の確認はできなかったとのことでございます。住用集落、漁業集落におきましては、令和5年度は放流の実績がございませんでした。藻場造成及びシラヒゲウニ放流の効果と検証の分析につきましてでございますが、まずは藻場の減少要因について、研究機関へ問い合わせによれば、確たる理由は判明していないものの、高水温が原因ではないかとの知見をいただいております。最後に、奄美大島水産振興協議会が事業主体となり、奄美群島振興交付金を活用し、奄美地区種苗生産の技術の導入や体制の確立に向けた事業を実施しております。具体的には、近年では瀬戸内町においてシラヒゲウニの種苗生産を試験的に取り組んでおり、本市につきましては、事業費の一部を負担しているところでございます。いずれにしても、県担当課や県の水産技術開発センターからの助言、指導を生かしながら、各地区漁業集落との連携を図ることにより、より効果的な事業展開や放流方法の研究及び放流後の効果的な追跡調査方法の確立に努めてまいること、水産業の振興及び漁業所得の向上に資するものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

（「サンゴ礁も」と呼ぶ者あり）

**市民環境部長（信島賢誌君）** それでは、続きましてサンゴ礁保全と再生に向けた取組について、お答えいたします。本市ではサンゴ礁の保全を図るため、これまでオニヒトデの駆除及びモニタリング調査を継続して実施しており、ここ数年はオニヒトデの被害もほとんどなく、健全な状態で推移してきております。また、リーフの内側などは海水温上昇による白化の影響を受けやすいことから、昨年度から大浜、和瀬、神の子のリーフ内において、海水温の調査を行うなど、状況把握に努めているところです。サンゴの再生に向けた取組としましては、これまで幼生着床具を活用した着床試験を実施しているところです。大浜海岸や知名瀬で試験を行っておりますが、サンゴ幼生の着床率が低く、着床後、移設

を行っても、台風による流出や白化、魚類による食害など生存率が低い状況となっております。そのため、令和3年度から着床試験と並行して、折れた枝サンゴの修復試験も行っており、1年後には倍以上に成長するという結果も得られましたが、最終的には白化により死滅してしまい、再生の難しさを実感しているところです。本市といたしましても、サンゴの再生に向けた取組については認識をいたしているところですので、今後とも他地域の事例を参考にしながら、効果的な再生手法について、引き続き検証してまいりたいと考えております。以上です。

**21番（竹山耕平君）** ありがとうございます。放流のほうは、稚魚の放流と、あとシラヒゲウニのほうはですね、あとはもう努力しかないと思いますので、続けていく努力と、あと予算を取ってくると。あとは県がやっているわけですね、各市町村、自治体に。そういったものがありますので、やはり県にも、もっと予算を上げて、個体数をですね、増やしていただければと思います。あとは、サンゴはですね、やはりその生活と、あとは観光を含めてですね、やはり大切な、奄美の大切な宝だということでもありますので、是非、この保全とこの再生に向けた、その着床率が、今、ありました。ここにも書いて、僕は今、平成27年では10パーセントと。今、部長からありましたように、やはりその後の体制が、再生事業として成り立っていないということでしたので、是非、そこも研究と、あとはいろんな機関とですね、是非、どういうふうなやり方がいいのか。成功事例というか、沖縄のほうでひららじまできたかね、では結構着床率がよくて、再生事業が成功して、観光の方を入れたという、ちょっとデータもちょっと見たことがあるので、是非、いろんな形で努力を続けてほしいと思います。よろしくお願います。

次に、この金久中学校の旧給食室を活用した緊急備蓄施設について、現在の活用状況をお示ください。

**総務部長（藤原俊輔君）** それでは、御質問の金久中学校の旧給食室につきましては、災害発生時における支援物資を優先的に市の避難所に提供することを目的に、令和5年4月に備蓄倉庫として活用を開始しております。外界離島に位置する本市においては、災害発生時に地続きの本土とは異なり、支援物資の到着の遅れが予想されます。そのため、事前に地元で準備する流通備蓄強化の観点から、本市と災害地における支援物資の供給に関する協定を締結している3事業者に備蓄倉庫としての利用を打診し、そのうち、利用の意向が示された事業者に対して貸し出しをしております。活用状況としましては、災害発生時、供出の品々を倉庫内の一部を利用して備蓄されており、具体的にはトイレットペーパー、ウェットティッシュなどの衛生品、缶詰、カップ麺やインスタントカレーなどの保存できる食品や電池、使い捨てカイロなど、身の回りの品々でございます。備蓄倉庫としての活用以降、幸いにも当該倉庫の備蓄品を各避難所へ供出するような災害は発生しておりませんが、今後とも災害発生を想定した備蓄倉庫として、積極的に活用してまいりたいと考えておりますので、御理解いただけますようよろしくお願いたします。以上です。

**21番（竹山耕平君）** ありがとうございます。今、部長、おっしゃったように、令和5年の4月からそういう施設として利用が始まったんですけども、幸いにもそれだけの運行が止まるような自然災害が発生していなくて、活用は上手く、何て言うかな、活用がされていないというか、活用はしているんですね、備蓄倉庫として。しているので、今、おっしゃった備品のほうがですね、やはり大切なものだと思います。また、これは協定を結んでいるということは、3事業者で、そのうち、手を挙げたのが1事業者だったと、地元の1事業者だったということで、これは奄美市のために備蓄しているのか。一般市民が買えないじゃないですか、なくなったら。そのお店にも卸すことができるんですか。

**総務部長（藤原俊輔君）** 当然、中には食品がございますので、備蓄倉庫の中の、特に食品はですね、適

宜、それぞれの店舗の中でローリングをして使っているというところがございます。

**21番（竹山耕平君）** ありがとうございます。活用があまりないほうがいいわけですから。ですけれども、そういったところをですね、そういう備蓄施設を、市長のほうがそういう準備を、市長になって、今まで多くの議員の方々からも声が上がったものの一つの施策として取り入れたということはいいことだと思いますので、是非、よろしくをお願いします。

次に、すいません、教育行政に行きます。この通学路及び保育所等がですね、子どもたちを遊ばせるための屋外活動。公園とか、あとは散歩に使うような移動中の事故がですね、全国的にもやっぱりたびたび発生し、子どもたちが犠牲となっております。本市の、奄美市の子どもたちの通学路、保育所等が行う屋外活動に伴う歩道の安全・安心対策は十分にとられているのでしょうか。先日の合同点検の記事も拝見させていただきました。あとは普段のですね、やっぱり地域の通学路、そういう散歩の道を知っているのは、それぞれの学校管理者だと思いますので、そういう声がですね、どのような形で教育委員会にやっぱり届いているのか。やはり学校だけで対応ができるもの。やはり予算が伴ったり、伴わなかったり、やっぱり警察とか県とか、あとは市とか、いろんな形と協力をとらないといけないものもあると思いますので、そのような対応がですね、これまでもあったと思います。ヒアリングのときもお話させていただいたんですけれども、その実績等もあればですね、是非、お示しをして、そういう子どもたちの安全・安心対策をですね、随時、気を付けて、教育委員会としても指導していますよということ、是非、お示しをお願いしたいなと思います。

**教育部長（正木英紀君）** 議員の御質問にお答えいたします。通学路における安全・安心対策として、各学校では年度当初や年度途中で保護者及び地域の方々の御協力もいただきながら、通学路の危険箇所点検を行っているところがございます。点検の際に確認できた危険箇所の改善については、学校での対応が困難な場合が多いことから、学校からの要望を受け、本市通学路安全推進会議を通して、警察、道路管理者等の関係機関に御協力をいただき、改善に取り組んでおります。改善実績につきましては、昨年度の例で申し上げますと、伊津部小校区のロータリー公園前歩道の街灯設置を本市にて行っております。また、東城小・中校区の国道58号住用町城トンネル付近の路肩へのラバーポール設置を大島支庁に行っていただきました。このほかにも、多くの通学路の改善が関係機関の御協力の下になさっております。今後とも、学校への安全指導を継続しつつ、関係機関との連携、協力を図りながら、本市における安全・安心な通学路環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**21番（竹山耕平君）** 分かりました。しっかりと、日常的にそういう声を拾って、そういう声が上がりにやすいような、各学校への指導も教育委員会として行っているということを確認できました。また、学校と保護者と地域と、あと安全パトロールの方々、あと各関係機関とですね、一緒になって、やはり子どもたちの安全・安心、この対策をですね。今のところ奄美市では、笠利のほうで少しありましたが、通学路、そういうところでの事故はちょっと発生していない、今のところ、発生していないということでありますので、その対応策がとられているというふうにならうと理解をしましたので、是非、よろしくをお願いします。

次にですね、GIGAスクール構想の取組状況。これ、時間がございませんので、すいません、①、②、③、④、全てちょっとお伺いをしたいと思います。

①電子黒板及びタブレットの使用状況。特に私が聞きたいのはですね、これまでも質問していますが、やはりその得意、不得意。あとは学校間。あとは大規模、小規模。そういう学校間や学校内での、この格差の調査や検証、そういったものがやられているのか。結局は、使うのは、利用するのは子どもたちなので、そういったところで、差が生じていたら、やっぱりせつかくいいものを入れても、ということで、こちらの使用状況を聞きたいと思います。

②のタブレットの持ち帰り宅習の現状及びこの機器の不具合への対応をお聞かせいただきたいと思えます。それと、あとは家庭内のW i - F i。それに伴って、やはりタブレットのやはり一番のあれは、データとあとはペーパーレス化、また、子どもたちが自分でそれを調べる。以前、ちょっといろんなお答えは聞いたんですけども、その家庭内W i - F i 状況の調査。小学校は毎年、子どもたちが新しく入ってきますので、あとはそういう調査をして、タブレットを導入する前から質問をしているんですけども、そのときはやはりそういう家庭がございましたら、負担がないような支援を行うという回答ももらっていますので、そういったものへの対応がどうなっているのか、お聞かせください。

④この事業導入後にですね、このタブレットだけが学力向上につながるものではありませんが、一つの手段としてですね、取り入れて、どのような形で学力向上に変化が表れているのかどうか。この、すいません、四つ、4点、お聞かせください。

**教育長（向 美芳君）** 議員の御質問にお答えいたします。本市では各小・中学校の児童・生徒に1人1台、タブレット端末を整備しております。また、各小・中学校に電子黒板を整備しております。タブレット端末については、授業中において、児童・生徒がお互いの意見を交流する場面や自分の考えを筋道立てて説明する場面で使用しています。また、生活や理科の授業では植物の観察等の際に、記録用の写真を撮影、記録する場面等でも使用しております。電子黒板については、児童・生徒の考えを全体に提示する場面や、児童・生徒に分かりやすく授業内容を説明するために、動画等を提示する場面で使用しております。学校間や学校内のICTの使用頻度の差については、教科の特性や担当する先生のスキルによって、差が生じる場合があると考えます。そのため、本市では各学校のICT担当者を対象としたICTスクールリーダー研修会を年4回実施し、先生方のスキル向上を図っております。また、指導主事が各学校の授業を参観した際には、目的に応じたICTの使い方について、必要に応じて指導をしております。校外のICTに関する研修会についても、市内の先生方にインターネットを使った掲示板で積極的に案内をしております。ICT支援員につきましては、配置のあり方について検討してまいりたいと思っております。今後の児童・生徒の学力の向上、定着を図るために有効的なICTの活用について、推進してまいります。

次に、タブレットの持ち帰り宅習の現状及び機器不具合の対応ということでございます。お答えしたいと思えます。タブレット端末の持ち帰り状況につきましては、本市の小・中学校28校のうち、持ち帰りを実施している学校が17校。実施していない学校が11校となっております。持ち帰りを実施していない理由につきましては、家庭に持ち帰った際、フィルタリングをかけている有害サイト以外のインターネット閲覧やタブレット端末の使用方法について懸念があることが挙げられております。本市としましては、家庭における課題学習や自主学習の充実や、学級、学年閉鎖時のリモート学習等の推進を考えていますので、タブレット端末の持ち帰りについて、全学校に改めて周知を図りたいと考えております。次に、タブレット端末に不具合が出た場合は、故意の破損等でない場合は、市で代替機の貸出や一時回収し、業者へ修理依頼を行っております。児童・生徒が故意にタブレット端末を破損等させた場合には、修理費用を各家庭に請求することを想定しておりますが、現在まで事例はございません。

次に、家庭内W i - F i 状況調査と支援体制について、お答えいたします。本市の児童・生徒の家庭におけるW i - F i の設置状況につきましては、設置している家庭は84パーセント、設置していない家庭は16パーセントとなっております。W i - F i を設置していない場合の支援体制につきましては、就学援助費を受給している家庭には、就学援助費の中にオンライン学習通信費を算定し、支給しておりますが、それ以外の家庭には支援できていない状況であります。今後、W i - F i 設置の支援体制は、他市町村の状況も把握した上で研究を続けたいと思っております。

最後に、事業導入後の学力向上への変化ということでお答えしたいと思えます。昨年度、実施した鹿児島学習定着度調査において、中学校では全ての教科で県の平均正答率を下回りましたが、これまでより県平均に近い結果となりました。小学校では、4教科中3教科で県の平均正答率を上回る結果が出て

おります。この結果は、本市で取り組んでいる授業充実のスリーポイントに重点をおいた授業改善や、基本的な生活習慣の確立に基づく家庭学習の充実など、様々な要因の結果であると考えますが、タブレット端末を活用したこと、タブレット端末で使用するAIドリルを導入したことで、友達とお互いの考えを紹介できることや、自分のペースで学習に取り組めるなど、基礎、基本の定着を図っているところであります。今後も児童・生徒の学力向上のために、タブレット端末をどのように有効活用するか模索し、先生方がICT機器を目的に応じて、積極的に活用できるよう、研修の充実を図ってまいります。以上でございます。

**21番（竹山耕平君）** 新教育長、初めての答弁、ありがとうございました。中学校のときの恩師です。

今、いろいろとありました。また、これもずっと追いかけていることなので、中身はだいたい理解はしています。あとは一保護者としてもですね、いろんな学校と話をする中で、先生方にも聞いたりして、状況は聞いています。今、教育長からありましたのが、このICTスクールリーダーのあり方と、あとはそのICT支援員。是非ですね、このICT支援員を、是非、行政のほうが、一人、もう専門家をですね、もう教育委員会に配置をして、その方がずっと1年間、各学校を回って支援をするような。スクールリーダーはスクールリーダー、年4回やっている。そういったことを、是非、そういう体制をとって、28校ですから、もう1週間回っていたら、ずっと回りっぱなしになりますよ。あとは、その中でちょっとした、いろんな形で教育委員会で、いろんな支援のあり方とか、そういったものもやる。そういった体制をとらないことには、やはりその使う、使わない。今の持ち帰る、持ち帰らない。その17校、11校。あとはフィルタリングの問題って、フィルタリングは学校でかけるんじゃないのかなと思ったんですけども、そういったこともあったり。あとはそのWi-Fi状況、この84パーセントが設置、やっぱり16パーセントがWi-Fi状況がないという現状ですね。これも多分、毎年変わるはずなので、やはりこのタブレットをどうやったら生かせるのか。やっぱりこの問題があるんで、100パーセントじゃないんで、タブレットを持ち帰らせても、そのインターネットを使わないような宅習のあり方を出しているんですね。使わないでいいように、そのインターネットが使わないでいいような宅習の宿題の出し方をしてるので、せっかくタブレットであるのにという思いからですね、その支援のあり方は、一番最初にも言いましたが、導入する前に、やはりそこら辺の調査と、やはりその支援体制は、負担がないようにという形で、国の指導において、1人タブレット、1人1台ずつ持たされたわけなんで、それを生かさずか生かさないか、是非、せっかくだから生かしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。あとは、学力向上に、やっぱり変化が、やはりせっかくなので、こういった形で、特にスクールリーダーがいるようなクラスは高いのか、いろんな検証の仕方があると思います。やはりそういうタブレットを持ち帰っている学校のほうが高いのか、学校、学校ではそれぞれ分かっているはずなので、お願いしたいなと思います。

次の質問。業務多忙と言われるこの業務、教職員の業務改善、働き方改革が進んでいます。その現状について、教育委員会として、各学校へ統一された、その指導もあると思いますが、各学校の事情に合わせた取組も進められると聞いております。その点について、お示しをお願いします。

**教育長（向 美芳君）** 議員の御質問にお答えいたします。まず、業務改善にかかる各学校への指導についてですが、管理職研修会において、管理職のリーダーシップによる適正な勤務管理、部活動の適正な運営、校務分掌の平準化、校務支援システムミライムの活用の推進等について、指導を行っております。次に、各校における顕著な取組ですが、定時退校日の設定は全ての学校で取り組んでおります。そのほか、校時表の改善に取り組むことで、放課後の時間の有効活用につなげる。夜間や早朝の電話連絡について、保護者に協力を求め、時間外の電話応対をなくすことで教職員の負担軽減に努める。部活動で顧問と副顧問の業務を平等にすることで休みの日を設ける。タブレットのAIドリルを活用することで、提出状況確認等の負担を軽減する。校務分掌をなるべく公平に分担し、職員同士が相談しやすい券

困気づくりに努める。労働安全衛生委員会を毎月開催し、職員全体で業務改善の意識を高める等の取組を行っている学校もあります。本市としましては、校務員を全校に配置し、教職員の負担軽減を図ったところでもあります。業務改善は教職員一人一人に自身の健康を守るために重要であることを意識させる必要がありますので、管理職には各教職員の心情や現状を把握しながら指導を行うよう啓発しております。しかし、学校間で差が見られる課題などもありますので、成果の見られた取組について、本市全ての学校に伝えていくなど、今後も継続して業務改善の推進に努める所存でございます。以上でございます。

**21番（竹山耕平君）** 分かりました。もういろいろなこの業務改善、働き方改革、学校の管理職含めてですね、全ての先生が取り組んでいるというふうに聞いていますので、是非、教育委員会としても御指導しながらですね、声を聞いてあげていただきたいなと思います。

最後の質問。2年前からこの時期になるといつも質問しているんですけども、今年も水泳の授業が始まりました。各学校の更衣室やカーテン等の設置、この対応と改善について、お示しをお願いします。

**教育部長（正木英紀君）** それでは、学校の更衣室の実態把握とその対応状況について、お答えいたします。学校施設における更衣室を含めた教室等の状況につきましては、定期的な調査と年度初めの各学校により提出される校舎配置図により確認しているところでございます。更衣室の設置や更衣スペースの確保は、児童・生徒への配慮が必要な事項であると認識しておりますので、引き続き、各学校からの要望や報告に基づき、施設の適切な運用と速やかな対応に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

**21番（竹山耕平君）** 全ての学校では、ちょっと時間あるんで、全ての学校で、今のところ問題は、毎年、工夫したりいろんな形。前、以前ですね、ある教職員に聞いたのが、やっぱり自分の担任のクラスの、更衣室がないと。自分の教室を隔てるためのカーテンを自費で買ったと、で設置したんだということも聞いたので。あとは男の子がですね、やはり一緒に、中学生なんですけれども、男子の一緒に、いろいろと更衣するのも少しということを経験先生が聞いて、僕に伝えたこともあったもんですから、やはりそういう、今の部長の答弁も含めてですね、是非、この対応を、改善に。あとは調査をしっかりとですね、学校のスペースとか、いろんなことがなければ、もういろんなところ、もう学校がそれぞれ工夫していると思うので、やはりそれでも、やはりいろんな、あとは電子黒板もそうですね。本当はカーテンがちょっとあったほうがいいんですけども。そういった、いろんな形で学校の改善、あとは業務改善、あとは子どもたちの安全・安心対策に努めていただきたいなというふうに思いまして、私の一般質問を終了させていただきます。早口ですいませんでした。

**議長（奥 輝人君）** 以上で、自民党新政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

以上を持ちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午後3時45分）

第 2 回 定 例 会  
令和 6 年 6 月 20 日  
(第 3 日 目)

6月20日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 課 長	藤 江 俊 生 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
地 域 総 務 課 長 ( 笠 利 )	田 畑 文 博 君	市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君
国 保 年 金 課 長	西 幸 一 郎 君	環 境 対 策 課 長	林 孝 浩 君
世 界 自 然 遺 産 課 長	久 保 和 代 君	保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君
福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君	福 祉 政 策 課 参 事 ( つ な が る 相 談 統 括 監 )	龍 和 隆 君
こ ども 未 来 課 長	米 田 大 樹 君	健 康 増 進 課 長	當 田 加 奈 子 君
重 点 政 策 推 進 監	畠 山 正 明 君	高 齢 者 福 祉 課 長 補 佐	池 田 勇 次 君
商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君	商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君

6月20日(3日目)

農林水産部長	大山 茂雄 君	建設部長	坂元 久幸 君
上下水道部長	川上 浩一 君	教育部長	正本 英紀 君
学校教育課長	小出水 明洋 君	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	夜差 輝信 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	向 井 涉 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	押 川 治 君
議事係長	田川 正盛 君	議事係主査	重井 真人 君

**議長（奥 輝人君）** おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

**議長（奥 輝人君）** 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 大庭梨香君の発言を許可いたします。なお、大庭梨香君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

**8番（大庭梨香君）** 市民の皆様、議場の皆様、そしてインターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。公明党の大庭梨香でございます。令和6年第2回定例会の一般質問にあたり、所見を述べさせていただきます。今回で3回目の一般質問になります。本年11月、公明党は結党60周年を迎えます。創設者の大衆とともにとの立党精神を変わらぬ原点として、永遠に守り、そして決意を新たに、自分自身を高める努力をしております。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず1、政治姿勢について。市長は市民、民間との対話と連携を進める市役所づくりをマニフェストに掲げられております。ホームページによりますと、令和3年12月から令和4年12月では、マニフェスト実施評価において評価が4と、高い評価が示されております。市民とふれあい対話の場として、市長が市民と語る会を開催しておられます。対話の内容はホームページで閲覧できますが、様々な要望や御意見が出されています。出された意見、要望についてどのように市政に反映しているのでしょうか。また、市長のマニフェストの進捗と評価について御答弁をお願いいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

**議長（奥 輝人君）** 答弁を求めます。

**市長（安田壮平君）** おはようございます。大庭議員の御質問にお答えいたします。

市長マニフェストの進捗と評価、そしてふれあい対話についてでございますけれども、まず、このマニフェストで掲げております市民と市長のふれあい対話につきましては、昨年度オンラインでの開催を含めて全12回開催をしまして、述べ269名の方に御参加いただきました。その中で、市民の皆様からの御意見、御要望につきましては、私自身が直接回答しておりますが、ふれあい対話中に十分な回答ができなかったものや、事実関係に詳細な確認を要するものなども含めて、所管課の補足をつけて、全てホームページ上に公表させていただいております。なお、ホームページを見られない方については、市役所にお越しいただければ資料をお渡しして御説明しますと、ふれあい対話の中でお伝えをしております。

また、市民の皆様から寄せられる貴重な御意見、御要望につきましては、所管課ごとに検討を行い、全庁的な重要度と優先度を十分に考慮して施策に反映させるよう努めております。その中でも、ハードインフラ関係の安全対策など、緊急度が高いと判断される御意見、御要望につきましては、ふれあい対話終了後、速やかに所管課に対応を指示しており、経過及び結果につきましては、関係する自治会長等

にお伝えするなど、関係者の皆様へ直接御報告をさせていただいております。

なお、マニフェストの進捗と評価についてでありますけれども、私が就任して約1年余り経った後です。第1回目のその評価、中間報告をさせていただいたところです。そして、今まさに、第2回目の中間報告に向けて鋭意作業をしております、できる限り今月中に公表できるようにと思っております。よろしくお願いいたします。

**8番（大庭梨香君）** 御答弁いただきました。これまで12回の開催、それから269名の参加者ということで、本当に精力的に市民の方々のお声を聞いていただいているということに理解できます。全ての方がホームページで見られないということで、対処されているということ、それから緊急度の高いものは、随時早急に対応されているということで、理解しました。直に市民の皆様の声の聞いていただける機会ということで、本当に喜んでいらっしゃると思います。その一方で、先ほどホームページのこともありましたけれども、市民から、市長と対話においての要望はどのようになっているのかということで、実施していただけるのかというお声を実際にいただいております。市民の皆様からの要望、意見をどのように対応されているのかということで、見えてこない。そして、ホームページで確認できていない方には、来所していただくということを今おっしゃられましたけれども、市役所ってとても敷居が高いんですね。ましてや、また市長さんのお部屋に行かれるということも敷居が高いことだと思いますので、もっと来やすい方法を取られるとか、自治会長のほうにもお伝えしているということですが、直にこのように、来ていただいておりますので、それをしっかり返していくということをお願いしたいというふうに思います。それから、各担当部署ともしっかり連携を取って、各地区に伝えていくなど、奄美市においてもしっかりと情報を共有し、そして協議をし、解決、そして対応していただきたいように思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。福祉行政について。（1）带状疱疹のワクチン接種について伺います。私たち公明党として、全国各地の自治体に提案をしているこの事業ですが、これまでも本市においても公明党議員から6回の質問をしております。私も3月の第1回定例会の一般質問を行い、市長から国やほかの市町村の動向を注視し、そして真摯に検討していくとの御答弁をいただきました。ここで改めて質問をさせていただきます。

①3月議会後の進捗状況、そしてワクチン接種の助成の可否について、どのようなこれまでの検討をしてきたのか。他自治体の実施状況などの情報収集を行っているのか。そして、今後の見通しについてお聞かせ願います。御答弁よろしくお願いいたします。

**保健福祉部長（平田宏尚君）** おはようございます。それではお答えさせていただきます。带状疱疹ワクチンの接種助成につきましては、現在の進捗状況をお答えさせていただきます。前回の3月議会でもお答えさせていただきましたが、国は昨年11月にワクチン評価に関する小委員会におきまして、带状疱疹ワクチンを含む、定期接種化を検討しているワクチンの審議内容の中で、これまでの検証に続き、生ワクチン、不活化ワクチンのそれぞれにおいて、有効性や安全性、そしてその有効性の持続期間等につきまして、改めて国立感染症研究所に検証を依頼するとしております。その後、令和5年12月と今年3月にも同会は開催されておりますが、審議内容に大きな動きはなく、検証には一定の時間を要するようでございます。本市におきましても、対象年齢や自己負担額の設定、接種者数の見込みなど、導入市町村の実施状況について把握に努めているところでございます。助成の可否につきましては、医師会などとの連携体制の構築も含め、今後も国の動向を注視し、引き続き検討課題とさせていただきたいと思っております。他自治体の実施状況でございますが、県内におきましては、現在8町村が実施しており、奄美大島本土におきましては、龍郷町と大和村が今年度から带状疱疹ワクチンへの助成事業を導入すると伺っております。今後、他市町村の事業導入による効果などを参考にしながら、持続的に実施していくことが可能かどうか、慎重に見極める必要がありますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

します。

**8番（大庭梨香君）** 御答弁いただきました。全国の自治体においては公費の助成が一気に進んでおります。今御答弁いただいたことは、3月に御答弁いただいた内容とほとんど、全て変わらないんじゃないかなというふうに思いますけども、全国の自治体においては公費の助成がしっかり進んでいるということで、2月時点では34.9、それから公費の助成を導入しているんですけども、6月時点では66.1、これ龍郷町も入っております。そして、今おっしゃられた大和村の状況ですけども、8月からスタートということで、今準備を進めているということでした。医師の先生からは、もうずっと訴え続けて、やっと実ったということでお話がありましたけれども、この間も、こうしている間も、どんどん増え続けているのではないかなというふうに思います。鹿児島県においても、今おっしゃられましたけれども、増えております。そして、奄美群島では和泊町、徳之島町、伊仙町、天城町、知名町、龍郷町の6町が。龍郷町は6月から始まりますけれども、4月まで遡って実施するという、助成を出されるということでした。もうホームページも掲載されておりました。ワクチン接種は発症を、前回も言っておりますけれども、50パーセントから60パーセント抑制する。発症だけではなく、重症化や後遺症も防げることができるんですね。それがすごく大事だと思います。ワクチンで防げる病気ということで、しっかり研究学会でも出されておりますし、带状疱疹ワクチンでありますので予防できるのであれば、任意でワクチンを接種していただいて、日常生活が支障なく送れるように、支援していくように助成が必要だというふうに訴えていきたいと思います。市民の健康生活を守ることに繋がっていくというふうに考えますが、いかがでしょうか。また、市民の誰もが幸せに暮らすために健康であることは、とても大きな要因であって、健康寿命の延伸、そして不健康な期間の短縮や予防が極めて重要な課題になります。そのために予防接種が必要になるわけです。この带状疱疹の発症予防のためにワクチンが有効とされておりますが、費用が本当に高額になります。不活化ワクチンは、1回が2万円というふうに2回受けますので、高額になることから接種をあきらめる高齢者も少なくない状況なんです。带状疱疹の予防接種は2016年からある生ワクチンに加えて、2020年に使用開始となった不活化ワクチンがあり、不活化ワクチンは生ワクチンに比べると予防効果が高く、病原性をなくし、ウイルスの一部を使用した不活化ワクチンとなりますので、安全性も高く、免疫力が弱った方にも接種が可能になるわけです。効果持続期間は弱毒生ワクチンが5年程度に対して、不活化ワクチン、シングリックスが現時点で9年以上免疫が持続することが分かっています。有効性や持続期間などについては、十分周知しておられると思います。発症年齢は、日本人では50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するというふうにいわれております。前回の質問でお話したように、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあり、QOL、生活の質を低下させます。そのため助成が導入する年齢は50歳以上が、自治体全体の、実は、95.3パーセントを占めています。何度も言わせていただきます。本市の取組として希望される50歳以上の方々、そしてがん患者や膠原病の患者さんのように、免疫力が低下している方などの可能な限りで、できることから進めていくことはできないでしょうか。毎年受ける必要はないんです。不活化ワクチンは9年間、効果が持続するんです。免疫が保たれるんです。市民が健康であることは、医療介護支援の負担を軽減できるだけではなく、健康になることが消費活動や労働生産性の向上が期待でき、ひいては奄美市全体、そして社会全体の利益にもつながることになるんです。先をしっかりと見据えていただきたいと思います。本市において、公費の助成をしていただくよう、強く要望して終わります。

次の質問に移ります。（2）公衆浴場（銭湯）の本市における現状と課題について。①名瀬地区の公衆浴場（銭湯）の数について。②減少している理由について御答弁をお願いいたします。

**市民環境部長（信島賢誌君）** おはようございます。それではまず1番目の名瀬地区の公衆浴場の数について、御説明いたします。議員御質問の公衆浴場につきましては、公衆浴場は一般公衆浴場と特殊公衆

浴場に定義され、一般公衆浴場については温湯又は温泉を使用して、同時に多数人を入浴させる施設を言うようになっており、特殊公衆浴場については、娯楽、休養等を楽しませるなどの、それ以外の公衆浴場を指し、スーパー銭湯、ヘルスセンター、健康ランドのほか、ゴルフ場やスポーツジムの風呂、サウナなどがこれに当たります。公衆浴場の所管である鹿児島県名瀬保健所に名瀬地区の数についてお問い合わせをしたところ、現在、名瀬地区の公衆浴場の総数は13施設あり、内訳は一般公衆浴場は0件、特殊公衆浴場13件とのことでした。

続きまして、減少している理由につきましては、時代の変遷により、各家庭にお風呂が設置され、利用者の減少、また燃料費高騰などによる減収や施設の老朽化、後継者不足など、様々な事情があるものと考えているところです。以上です。

**8番（大庭梨香君）** 御答弁いただきました。ありがとうございます。先月、名瀬地区の市民の方から、銭湯がなくなって困っているとの声に、私たち先月ですね、公明党と自治体役員の方にも御協力いただきまして、古田町にお住いの42人の方々に御承諾をいただき、聞き取り調査をさせていただきました。古田町の皆様、本当に御協力ありがとうございました。御協力いただいた方の81パーセントが高齢者でした。このうち単独世帯、1人暮らしと夫婦のみの高齢者世帯というのが78パーセントを占めていました。また、1戸建ての住宅にお住まいの方は80パーセントで、自宅にお風呂があると回答した方は90パーセントでした。しかし、そのうち自宅にお風呂があるが使用していないとの回答が、その90パーセントのうち30パーセントがそのように回答しています。銭湯があれば利用するかについて、73パーセントの方が利用したいと答えています。これはどのようなことと言いますと、高齢者にはお風呂の準備から後始末まで、掃除などの一連の行動には身体的な疲労や苦痛を感じていることから、利用したいとの回答が多いというふうにも考えられます。また、お風呂は使用していないがシャワーのみの使用や、ホテルなどの利用によって入浴している方もおられたため、高い割合になっているかと思えます。また、お声として憩いの場、友好の場としての銭湯を利用したいという多くのお声が聞かれました。冬場は特に湯船に浸かりたいという言葉から、銭湯は楽しみ、そして生きがいにもつながっていることが分かります。入浴による効果は体の清潔さはもちろんのこと、循環、そして新陳代謝、血行を促し、体内の老廃物を除去し、爽快感が生まれ、そして心身ともに、皆さんも感じておられると思いますけども、リフレッシュし、それから明日への活力ややる気を促して、そして病に苦しんでいる方には闘病意欲にもつながります。清潔にすることで他者とのコミュニケーションを図ることができます。そして銭湯を利用することで、ここがすごくお声としても上がってきましたけれども、人と人をつないで心を開き、またお互いを気遣うことにつながる、お話もたくさん出ますので、そして幸福感が生まれるというふうに思えます。入浴の効果は単に体の清潔を保つだけではないんです。今回の調査によって銭湯があれば利用したい方が73パーセントもおられたことが、気軽に行ける銭湯もしくは入浴施設へのニーズが高いというふうに思えます。また、2024年2月11日から3月15日に実施した、公明党が行った少子高齢化人口減少への対応に対する自治体アンケートの結果ですけども、書画カメラを御覧ください。お願いいたします。これはですね、市町村にアンケートを取っております。ひとり暮らしの高齢者について、今後力を入れるべき支援策についてということで調査をしております。奄美市と同規模の3万から5万人未満の人口の市町村では、ちょっと下のほうをお願いします。78.8パーセントが通いの場や交流の場づくりの割合が高い状況が分かるかと思えます。全国的には左の日常の見守り、安否確認が一番に上がってくるんですけども、奄美市と同等のところになりますと、一番日に通いの場や交流の場づくりが割合が高いということになります。そして移動手段の確保、次に日常の見守り、安否確認ということの結果です。ありがとうございます。市区町村全体では見守り、安否の確認が、支援が重要じゃないかということで、アンケートの結果が出ております。奄美市のような人口規模は通いの場や交流の場づくりに力を入れるべき、そしてひとり暮らしの高齢者に今後力を入れるべき支援策というふうに、自治体が回答しております。まさに奄美市においては、複合施設、子育て・保健・

福祉複合施設のこの役割が重要だというふうに思います。この質問は、次の質問に関わってきますので、この質問は終わりたいと思います。

それでは、引き続き次の質問に移ります。2、複合施設、子育て・保健・福祉複合施設の機能について質問いたします。計画変更されるコンパクトで効率的な施設とはどのようなものなのか。具体的な説明がありませんでした。具体的な機能を示していただきたい。そしてまた、高齢者が利用できる機能はあるのか。それから、建設スケジュールをお示してください。御答弁お願いいたします。

**福祉事務所長（石神康郎君）** おはようございます。それでは、はじめに、建設スケジュールということでございますので、私のほうから答弁をさせていただき、高齢者が利用できる機能はあるのかということにつきましては、保健福祉部長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

それではお答えをいたします。御質問の子育て・保健・福祉複合施設につきましては、昨日の竹山議員への答弁でもお答えをいたしておりますが、本市における健康づくり及び子育て支援の拠点とすることを基本として、整備に向けた再検討を行っているところでございます。それぞれの拠点機能につきまして、先進地の事例を踏まえ、現在検討中の内容をお答えいたします。

まず、子育て支援機能につきましては、子育て中の親子に遊びや交流の場を提供するとともに、地域の子育て情報の提供、子育てに関する相談、助言、加えて一次預かり事業の実施などを主な機能として考えているところでございます。

次に、健康づくりの拠点といたしましては、保健センター機能を中心に健康相談や保健指導、予防接種や各種診断などについて多目的に利用できる諸室形態の検討なども行うことで、子供から高齢者まで生涯を通じた健康づくりをする場として、当初定めた基本理念の実現に努めてまいりたいと考えているところでございます。

現段階において、建設スケジュール等、詳細をお示しできる状況にはございませんが、両機能が一体的に果たされることにより、本市の少子高齢化を取り巻く課題の解決が図られるよう、庁内で連携をして協議を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

**保健福祉部長（平田宏尚君）** それでは、私のほうから高齢者に関するものについてお答えさせていただきます。

子育て・保健・福祉複合施設整備に向けました老人福祉会館機能の今後の在り方につきましては、これまで令和5年の第1回定例会の一般質問でも答弁させていただきましたが、改めまして内容について答弁をさせていただきたいと思います。

当初、老朽化する老人福祉会館機能を複合施設へ移転させる計画で進めておりましたところ、令和4年度に在り方を見直す中で、老人福祉会館機能は移転しないと方針決定した次第でございます。その方針決定の理由を申し上げますと、本市におきましても高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者、認知症の方の増加など、様々な課題に直面する中、高齢者がこれまで住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目標としまして、高齢者の生きがいがづくりや健康寿命の延伸に向けて取り組んできたところでございます。そのため、老人福祉会館を活用して実施してまいりました高齢者の生きがいがづくりや健康寿命の延伸に向けた取組につきましても、複合施設への集約でなく、それぞれの地域で助け合う、支え合う活動の中で取り組んでいく方向性を検討しているところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

**8番（大庭梨香君）** 御答弁いただきました。具体的なスケジュールはまだ決まっていないということですね、議会に承認されて進んでいる事業だと思いますけれども、本当に市民の皆様は大変楽しみに期待している施設が、いつ、どのようなものができるのか、子育て、そして健康づくりについては、今お話があったと思いますけれども、大変心配される事業だと思います。先進地の、昨日もお話がありまし

たけれども、始良市とかを調査に行かれるということですが、もう皆さん、市民の皆様は本当に心配されている事業だと思います。それでは、入浴施設についてはどのようになっているのかということをお聞きしたいんですけども、複合施設にある入浴施設は移転しないということですよ、そういうことですが、この入浴施設についてはどのようにされるのでしょうか。答弁をお願いします。

**保健福祉部長（平田宏尚君）** 老人福祉会館にある入浴施設についてお答えをさせていただきたいと思えます。現在、老人福祉会館の入浴施設につきましては、もちろん利用を継続している状況でございます。それで、大きな話になるかもしれませんが、老人福祉会館の改修等につきまして申し上げますと、建設後48年を経過していること。そして、建物の劣化が進みやすい立地条件などを勘案すると、相当額の費用が掛かると想定されているところでございます。本市におきましては、老人福祉会館に限らず、老朽化した施設が数多く存在しております。これらを維持管理していくためにかかる毎年の費用や老朽化に伴い必要となる建替えや改修の費用は、財政にとりましても大きな負担となるものと思えます。こういったことを踏まえ、老人福祉会館も含めまして公共施設の在り方につきましては、長期的視野に立って検討していく必要があると思えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**8番（大庭梨香君）** そうしますと、老人福祉会館は、もう一回確認ですけど、複合施設に移転はしないということで、入浴施設についてもそのままということですね。私は、先ほどから銭湯や浴場施設の必要性についてお話をしてきました。先日、叶議員と老人福祉会館の視察に行っていました。入浴施設も見てまいりました。1階部分と2階部分と入浴施設ありますけど、2階はもう全然使っていない状況でありました。やはり建物全体が48年とおっしゃいましたね、経過して、老朽化しているという状況です。壁には亀裂が入っており、そして雨漏りがそのときもしておりましたけども、かなり老朽化等、現状を見ますと環境的には劣悪な状態だというふうに見ました。畳のほうもほとんど使用されていないところもありまして、物品についてもマッサージチェア機とかありましたけども、ほとんど使っていない状況を見させていただきました。そしてまた、利用者の状況も減少している状況で、1か月で1日平均して1.3人しか、入浴施設ですけども、利用していない状況と、施設の方から伺いました。どこの自治体でも入浴施設はとても人気が高い施設なんですけども、こんなに老朽化して、使えない状態があるということは、本当に利用者も減少する原因ではないかなというふうに思います。高齢者や市民の皆様がふれあいながら利用するには、本当に大規模な、お金がかかるということでお話がありましたけれども、リニューアルが大変必要になるのではないかなというふうに思います。しかし、複合施設に移転しないという考え方から、その、利用しない方法ということで、それをどういうふうに考えたらいいのかなというふうには思いますけれども、50年も経過して使っていない箇所というのがありますけども、今後、利用者を増やすために、どのような対策が講じられるというふうに考えたらいいでしょうか。

**保健福祉部長（平田宏尚君）** 議員が先ほど古田町の皆さんのアンケートの御紹介もございました。入浴施設へのそういう関心が高いことも、改めて分かりましたけれども、現在、福祉会館のほうにおきましても、あるいはその以外の地域におきましても一緒でございますが、老人、御高齢の方々がそれぞれ各集まり場所、集会所とか、そういう老人福祉会館とかに行って、そこで集まってゆらうことに関して、お互いがそこで憩いの場として過ごしているということも、非常に高齢者にとっては生きがいの一つで、大事だと思います。そこでまた、老人福祉会館にはお風呂があるということで、なお付加価値として、一つあるものだと思います。そういった、含めて、今、高齢者の老人福祉会館の中ではバスを利用して送迎も行いながら、それぞれの各地域を回りながら、そういった形で市民の皆さんに多く利用していただけるような取組も行っているところでございます。そういったものも含めまして、今後、どのような形でそういうお風呂の利用も含めて、老人福祉会館でのそういう憩いの場もそうでございますけれ

ども、それぞれの地域地域でそれぞれ高齢者の方が集まるのも大切だと思っておりますので、総合的に見た中で検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

**8番（大庭梨香君）** ありがとうございます。リニューアルもまだ考えていないということで、御理解をさせていただきます。笠利町には入浴施設としてふれあいの郷があり、市民は500円、そして65歳以上は300円、近隣の龍郷町は小中学生は100円、高校生は300円、一般の方は500円、65歳以上は300円、そして75歳以上は町内在住者は無料と、安価で、安い金額で高齢者と子供たちにも利用しやすく、憩いの場として親しまれており、令和4年度利用者合計は1万2,000人以上ということでした。乳幼児がそのうち146、小中学生が131、高校生が48、一般が3,348人ということで掲載されておりましたけれども、このように高齢者と子ども、そして一般の方がふれあう機会というのは、本当に大事だと思います。奄美市においてもこの複合施設の当初の事業目的が掲げられておりますけど、多世代がつながることができる目的になっており、改めて読ませていただきますけども、子育て支援や子どもから高齢者までの生涯を通じた健康づくりをする場、高齢者の生きがいづくりを目指して事業を計画したのではないのでしょうか。複合施設での入浴施設を建設しないということでしたら、市民にもしっかりと説明をしていただいて、そしてまた工夫もされていかれることを願いたいと思います。併せて、住用町の体験交流館への送迎バスの利用の補助とか、他施設の補助をするなど、民間施設などの入浴施設の補助をするなど、そして体験交流館においては高齢者は奄美市在住の65歳以上、もしくは75歳以上の方には、無料にするなどの補助をしていただきたいというふうに思います。民間施設などの入浴施設の補助をするなどして、もっと安価でふれあう機会が持てるような、利用しやすい施設になるようお願いしたいと思います。複合施設が、理想とするすばらしい施設として、当初の目的が達成できるためにも、市民の声をしっかりと聞いていただいて、本当にこの複合施設は、期待している施設というふうに思います。その施設が計画の見直しにこれだけの時間がかかっているということは、本当に議会としても、市民の方々に説明できないと思います。早期にスケジュールをしっかりと立てて、目に見えるように進んでいただけるように強く要望して、この質問は終わります。

では、次の質問に移ります。（3）子育てできる環境づくりについて、第3期奄美市子ども・子育て支援事業計画策定について協議する子ども・子育て会議において、どのような意見が出されたのか、お示してください。御答弁をお願いします。

**福祉事務所長（石神康郎君）** それでは、お答えをいたします。御質問の子育てできる環境づくりとして、雨天時の遊び場の確保について、お答えをしたいと思います。

議員御案内のとおり、昨年度、10歳未満児童を養育する全世帯を対象にしたアンケート調査を行い、子育てに関するニーズ把握を進め、その中で子供の遊び場について、日頃不満に感じていることは何かを確認いたしております。回答総数1,292件のうち、雨の日に遊べる場所がないが1,090件、84.4パーセント、遊具の種類が充実していない、古くて危険が412件、31.9パーセント、近くに遊び場がないが365件、28.3パーセントとなっております。雨天時にも安全に遊べる環境整備などが求められているところでございます。なお、自由意見では、夏場は暑すぎ、また雨の日も多く、屋内の遊び場がほしい、公園に駐車場がないという意見が多く寄せられているところでございます。また、今年3月に開催いたしました子ども・子育て会議において、各地区に親子で利用できる場所がほしい、転勤族や移住者親子にとって仲間づくりができる場は必要、遊べる場所、乳幼児親子が利用できる場所に関する周知不足という御意見や御指摘をいただいております。それらに対応すべく第3期子ども・子育て支援事業計画策定に取り組んでいるところでございます。先ほどの答弁のとおり、子育て・保健・福祉複合施設整備に向け、先進施設の視察など、具体的な検討を始めております。また、奄美市だよりを活用した、夏休み子どもと行ける施設特集を、今年度企画をいたしました。子育て世代の口コ

ミ力を活かした広報など、できることから取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

**8番（大庭梨香君）** 御答弁ありがとうございます。これから先に進んでいける、困りごとをどのように解決していくかということで、課のほうでしっかりと検討されて進んでいるようですので、お願いしたいと思います。不満の声がですね、この雨天時については、以前から遊べる場所がないということで聞いております。施設をどのように使うとか、この雨天時の施設の在り方だったりとか、そういうところをもっとこう施設の開放とか、状況に合わせて検討していただきたいなというふうに思います。

少子化は、我が国が直面する最大の危機です。政府は5月31日、今後実行する子ども、若者政策を一元的に示し、こどもまんなか実行計画2024を決定しました。同計画は、公明党が2022年11月に発表した子育て応援トータルプランの内容を盛り込んだ子ども大綱に基づき、今回初めて施策へ策定されたものです。こども未来戦略に基づいて進んでいけるように、しっかりとしていきたいと思えます。共働き、子育ての共育での推進と合わせて、社会全体の意識を変え、そして安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指していかなければなりません。本市の第3期事業計画策定が実効性のあるものになりますよう、小さな声をしっかりと受け止めて、魅力のある奄美市を目指していただけるようお願いして、私の質問を終わります。

**議長（奥 輝人君）** 以上で、公明党 大庭梨香君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時12分）



**議長（奥 輝人君）** 再開いたします。（午前10時35分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 瀧 真一郎君の発言を許可いたします。

なお、瀧 真一郎君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

**4番（瀧 真一郎君）** 市民の皆様、議場の皆様、インターネット配信を御覧の皆様、こんにちは。無所属の瀧 真一郎でございます。時が過ぎていくのは早いもので、我々新人議員が市議会議員選挙を終え、ここに立つことを許されてから今回で3回目の議会になります。新人議員という呼び名に甘えることなく、しっかりと独り立ちし、改めて初心を忘れることなく愚直に一步一步進んでいきたいと思えます。しっかりと我々のことを厳しい目でチェックしていただければと思えます。

さて、今年1月1日に能登半島地震が発生し、自然災害の驚異を感じながら始まりました。以前勤めていた会社関係の仲間やオンラインでつながっている仲間、その仲間から、能登に住んでいる知り合いの方々、いろいろと苦労する話を聞くことが多くあります。ただ、その中で一番多いのは、起きたことを周りが忘れていくことが一番怖い。これが皆様一番思いある言葉でした。この言葉にこそ、被災された方々の思いを感じ、まだまだ復興への道は厳しく、復旧への道が始まったばかりだということを改めて痛感させられております。それを考えますと、1995年に発生した阪神淡路大震災、2011年東日本大震災、あわせて2016年の熊本地震、こういったもの自体も、まだまだ全てが元に戻っていない。改めて自然災害の恐ろしさというのを痛感させられる次第でございます。そこで改めて被災された方々には、心からお見舞いを申し上げるとともに、復興に御尽力されている皆様には安全に留意され、御活躍されることを心からお祈りいたします。こういった自然災害を考えていく中で、奄美で起こり得る自然災害とは何でしょうか。もちろん最近頻発している地震、津波、こちらの危険性もかなりあります。ただし、最近というか、毎年ですね、奄美では発生している台風、大雨、河川の氾濫や土砂災害、こういった近々でも備えておく必要のある災害というものは、こういったものではないでしょうか。近年では、大きな気候変動により異常気象が世界中進んでおります。奄美でも昨年発生したノロノ

ロ台風であったり、Uターンして発生してくる台風であるとか、これまで経験したことのないことが起きております。そういった異常気象の一因が地球温暖化だといわれております。当然、奄美だけでどうにかなる問題ではありません。ただし、世界自然遺産として認められた奄美だからこそ発信できる取組であり、発信していく内容、そういったものが必要だと考えております。その中で、奄美市としては昨年度末、3月に奄美市ゼロカーボンシティ宣言、更に5月13日にホームページで公開された奄美市地球温暖化防止活動実行計画、この中には区域施策編並びに事務事業編の二つがあります。この中身というものが、これから奄美市が取り組んでいく地球温暖化対応の柱になっていくものと考えております。ただし、市民の皆様の声からも、何をやるのか、これがしっかりと分かりづらいという声が多くあります。先日、叶議員からも質問があった、このゼロカーボンシティ宣言についての取組ですけれども、若干重複するかと思いますが、今回質問させていただきながら、奄美市として向かう方向性を明確にした上で、生活している市民の皆様が何をやればよいのか、少しでも具体的にできたらと思って、今回テーマとして取り上げさせていただきました。

まず、最初の質問に移らせていただきます。スライド1のほうをお願いいたします。少しグラフとして小さいですが、これがまず奄美市としてゼロカーボンシティ宣言として取り組んでいく中身の数字的な具体的な目標になっております。全ての根幹であるこのゼロカーボンシティ宣言の中で、二つ目標が掲げられております。まず一つ、それが2030年、二酸化炭素の排出量半減、もう一つが2050年、二酸化炭素排出量実質ゼロ。これ自体、言葉が、定義がですね、質問書として今回ありますが、各々の目標設定の定義、これが異なっていると感じております。その確認の意味を込めて各々の目標といったものがどういった定義なのかをお答えいただきたいと思います。

なお、次の質問からは発言席で行わせていただきます。

**議長（奥 輝人君）** 答弁を求めます。

**市長（安田壮平君）** それでは、瀧議員の御質問にお答えします。

二酸化炭素排出量実質ゼロの定義についてということですが、まず、2030年度の目標である2013年度比半減につきましては、2013年度を基準年度とし、2030年度までに温室効果ガス排出量を半減させるというものでございます。また、2050年度の目標である温室効果ガス排出量実質ゼロにつきましては、温室効果ガス排出量を施策や取組により削減し、どうしても削減できない分から植林や森林管理などによる吸収量を差し引くことにより、実質的に排出量をゼロにすることです。以上です。

**4番（瀧 真一郎君）** 答弁ありがとうございました。それではスライドの2のほうをお願いいたします。きつこういった回答をしていただけるということを前提で用意させていただきました。文字にしないと分かりづらいこともあるものですから、今回用意させていただいた紙になりますけれども、まず二酸化炭素、これ2050年ですね、に対しては二酸化炭素の排出量実質ゼロ。これは排出量と、先ほどおっしゃっていただいた吸収量、これを足し合わせたものをゼロにしていくということになっております。ただし、2030年度の半減目標、これに関しましては排出量ですね、左側に示してある排出量、こちらのほうを半減していくという進め方になっております。なので、ここで一応ですね、ただ現状をしっかりと把握しておく必要性がありますので、この排出量と吸収量、これはどういった定義で算出されたものか、これをお示しいただきたいと思っております。

**市民環境部長（信島賢誌君）** おはようございます。それでは、御質問の温室効果ガスの排出量と吸収量の算出の考え方について御答弁いたします。

温室効果ガスの排出量につきましては、基本的には令和5年3月に環境省が示されている地方公共団

体実行計画区域施策遍策定実施マニュアル、算定手法編の手法に準拠し、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門の部門ごとに、また温室効果ガスの種類ごとに算定を行っています。具体的にはエネルギー起源二酸化炭素の排出量においては、環境省が地方公共団体実行計画策定実施サイトにおきまして提供されている自治体排出カルテの全国や鹿児島県の排出量を、本市の製造品出荷額や従業員数、世帯数、自動車保有台数、入港船舶総トン数で按分し算定いたしております。また、その他の温室効果ガスの排出量につきましては、一般廃棄物焼却量など推計方法の区分ごとに本市の実績を基に算定しているところがございます。吸収量につきましては、鹿児島県全体の森林吸収量を本市の該当する森林面積で按分して算定いたしております。具体的には2020年度における鹿児島県全体の森林吸収量の188万6,000トンCO<sub>2</sub>に、鹿児島県全体の人工林針葉樹面積に占める本市の人工林針葉樹面積の割合を乗じて算定いたしております。

**4番（瀧 真一郎君）** 答弁ありがとうございます。やはりなかなかこういったコメントの中では分かりづらい中身だとは思いますが、実際、奄美市が取り組んでいる区域施策編の中で、もう少し細かくやり取りをさせていただければと思います。今回、ざっくり話をさせていただくと、まず排出量というのは、実態を全て加味できているわけではないということが、一つ前提としてあります。更に、吸収量に関しましても、あくまでも面積、その中の人工針葉樹林のみに特化したものであるということが、このポイントであることは認識をしていただければと思います。というのは、なかなか皆さんが取り組んでいることが、その目標とつながっていかないというのは、こういうことに多分起因しているかと思っておりますので、ただ少なくともこれが国が提示した区域施策編の目標値であるということ、まず前提として進めていきたいと思っております。

では、次の質問に移させていただきます。スライドの3のほうをお願いいたします。先ほどと同じデータになりますけれども、これはまず2050年、実質ゼロの状態のほうをまずイメージしていただければと思います。この状態というのが、奄美市の方々がどういった暮らしをしている状況なのか、ある程度具体的なイメージを持っていたらいいかと思っておりますので、それを前提にお答えいただければと思います。

**市民環境部長（信島賢誌君）** それでは、お答えさせていただきます。まず、奄美市ゼロカーボンシティ宣言、これは脱炭素、ワンため、ナンため、マガぬためのスローガンのもと、奄美のすばらしい自然や文化を残しながら、環境と共生した地域を目指しているところです。そのためには、エネルギーを節約する奄美の古くからの生活の知恵、伝統知と、現代科学を基礎とする気候変動に対する技術の知恵、科学知を融合させた施策を展開して取り組んでまいりたいと考えております。目標を達成した状態での市民の暮らしは、伝統知を生かしながら、浜辺でゆらい、笑いあえる生活。風通しがよく、遮熱された快適な建物で生活を送るとともに、体を冷やし涼しくする食材を食べ、地産地消を推進した生活。また科学知を生かし、新たな技術を取り入れながら、省エネ機器、家電の普及、遮熱建築、電気自動車等の導入や学校教育などにおいて省エネルギーが浸透した生活。太陽光、風力、水力発電、太陽熱、バイオマスエネルギー利用など、再生可能エネルギーの導入が拡大し、便利でなおかつエコ、快適けれども地球に優しい製品やサービスを利用することで、自然と共生しながら経済が循環する社会を目指していきたいと考えております。

**4番（瀧 真一郎君）** ありがとうございます。多分、いろいろと難しい中身になっておりますが、実質ゼロということは、多分今おっしゃっていただいたように、まず、エネルギーの観点でいくと電力発電というものに関しては、ほぼ全て再生エネルギーで火力発電を使わない状態だということが、まずイメージしていただけたかと思っております。更に、移動手段等々に関しましても、今言っていただいたように、ガソリン車というのは多分使えない状態です。全て電気自動車であったり、水素エネルギーのほうに変

わっていく状態、この状態で初めて、まず排出量ゼロというのが達成できるという形だと御認識ください。あわせて、その状態で使える電力、もしくは焼却する、発生する二酸化炭素に関しましては、森林であり、そういったものの吸収量で補っていくと、そういった姿というものが2050年の目指すべき姿だということを御理解いただければと思います。ここに関しましては、私もちょっとこれ、すみません、質問ではなく提案というか、私の意見になります、一つ、申し訳ございません。この状況でいくと、きっとこの目標というのを、目標を達成するための目標にしてはいけない。基本的には住んでいる皆さんの生活に準じた目標を、順次見直していくということを頭に入れて進めていただければということをご提案させていただきたいと思っております。それを踏まえまして、次の質問の中で、区域施策編として奄美市が取り組んでいく中身というところのほうの質問に移らせていただきます。

次の4のスライドをお願いいたします。分かりづらかったので、私の造語で申し訳ないんですけども、排出量というところを直接排出量というところと間接排出量というふうに分けさせていただきました。これは何を意味しているかと言うと、直接というのは実際運転する車とかが出すもの、もしくは製造工場ですね、そこから排出するもの、また焼却炉から産廃物とか含めて燃やすときに出る二酸化炭素、これを直接という定義にさせていただきました。間接というのは、我々が生活するときに出すもの、例えば電気を使うと、それは実際には火力発電によって置き替えられたものですね、それが二酸化炭素となっていくと。もしくは、あとはごみの廃棄。これに関しましては、焼却炉に持って行くものですから、そこを出て行くものだという形になっているかと思っております。この表を踏まえた上でですね、この区域施策として実施していく対策案、その効果算出の方法等について教えていただければと、お答えさせていただきたいと思っております。これは排出量と吸収量両方ありますので、まずは排出量についてお願いいたします。

**市民環境部長（信島賢誌君）** それでは、排出量の説明をさせていただく前に、まず、この排出削減目標について御答弁をさせていただきます。

本計画では、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で半減する目標を立てております。目標の算定にあたっては、地方公共団体が実行計画を策定する場合は、地球温暖化対策推進法において国が定めておられる地球温暖化対策計画に則して策定することとされております。地球温暖化対策計画には、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比46パーセント削減が示されており、更に50パーセントの高みに向けて挑戦を続けていくこととされております。また、鹿児島県におかれても、国と同様に46パーセントの削減目標を掲げておられます。本市としましては、世界自然遺産地域を有し、遺産価値を次世代へ継承していくためにも、より高みに向けて取り組むこととして、半減することを目標としております。半減に向けましては、産業部門や家庭部門など各部門ごとに削減目標を定め、取り組むことといたしております。各部門ごとの削減目標につきましては、鹿児島県の削減目標をベースに本市の削減目標、産業構造などを加味して算定いたしております。また、算定にあたりましては、削減に向けて取り組む各施策の削減量を積み上げていくフォアキャスティングではなく、最初に目標とする将来像を定めるバックキャスティング手法により目標設定をしておることを御理解賜りたいと思っております。そこで、省エネに取り組んだ上で議員がお示しされました直接排出量と、自分の生活空間とは異なる場所で排出する間接排出量を意識していくことは非常に大切なことだと考えております。2050年実質ゼロを目指すためには、まず、化石燃料を消費することで得られたエネルギーの使用量を減らす省エネが第一歩だと考えております。本市における現況といたしましては、現在の取組を維持した場合、2030年度の温室効果ガス総排出量は、2013年度と比較して約26パーセントの減少となる見込みです。2030年度の目標である2013年度比50パーセント削減を達成するためには、追加的な施策、取組により約24パーセントの温室効果ガス削減が必要となります。現況の温室効果ガス総排出量は、石油・石炭等の化石燃料の燃焼から発生するエネルギー起源のものが86.9パーセントを占めており、目標達成のための対策としましては、省エネルギー取組の推進によるエネルギ

一使用量の削減、再生可能エネルギーの積極的な導入によるエネルギーの脱炭素化等が必要だと考えております。

また、市民の方々の対策例としましては、環境省から具体的な事例が示されており、その中で東京都内4人家族1戸建て住宅の場合として、2013年度と比べて照明を全てLEDに変更したら、6.6パーセントの減少、全居室の窓を複層ガラスに変更した場合に3.1パーセントの減少、10年前のエアコンを最新型に換えた場合に4.6パーセントの減少、10年前の冷蔵庫を最新型に換えた場合に6.0パーセントの減少、合計で20.3パーセントのCO2排出量削減が見込まれると試算されております。そのほかにも車を運転する際に、加速減速の少ない運転をすること等により、燃料消費量を削減するエコドライブや、ごみの減量化とごみ収集運搬に要するエネルギーの削減や、石油由来のごみ焼却を減らすことでCO2削減につながります。例としまして、家庭部門を中心に申し上げましたが、各部門において市民、事業者、行政と、奄美市全体で取り組んでいくことが必要であると考えております。

**4番（瀧 真一郎君）** ありがとうございます。すみません、若干まとめさせていただきますと、基本的には市民が取り組む中身というところで行くと、まずしっかりとその省エネのものに切り替えていく、機器とかに関して。更に当然その車両、移動手段ですね、移動手段に対しましても、まずは車を換えない前提であるとする、しっかりとそのエコの運転をしていくと、そういったことをしっかりやっけていきたいと思います。それをやることで、ほぼ目標に近いところではありますが、市民の皆さん取り組む中身ということは折り込んでいけるかと。一番その抜本的なところである省エネの対策として考えられるエネルギーの置き換えというところですね、多分こちらのほうに関しましても、どうしてもやはり財源は必須になってくる中身だと思っております。こういったものを確保していくというところをしっかりと見据えながら、是非進めていただければと思います。しかもこの辺のほうをですね、是非、多分皆さん、市民の皆さんも含めてなんですが、温暖化ということは意識はされていると思うんですけども、先ほどあったように、何を、何がどう効果があるのかが分からないことがあるかと思っておりますので、しっかりとそのやってきた中身が数値化して見えるような形の出し方のほうも、是非考慮いただきながら進めていただくことを提案させていただいて、次の質問に移らせていただきます。

現状、その排出量というところは、まだ分かりやすいところはあるんですけども、この吸収量、奄美における吸収量というところをどういうふうに算定していくのかということ踏まえてお答えいただければと思います。

**市民環境部長（信島賢誌君）** それでは、吸収量について御答弁をさせていただきます。

この吸収量につきましては、先ほど議員のほうからもございましたが、森林吸収量のみの算定となっております。これは、吸収量の算定手法が確立されているのが、人工林のみであるため、現時点では国の基準にのっとり、成長、固定の量が定量的に把握できる針葉樹の人工林によるCO2吸収のみを算出しています。針葉樹に限らず樹木は成長に伴ってCO2を多く吸収するため、植栽や間伐など、適正な維持管理ができていない人工林においてはCO2の吸収量が増加します。このようなことから、人工林においては適正な森林管理を進めてCO2吸収量を増加させ、その量を適正に把握し、維持する取組が必要となります。本市のように広葉樹を多く含む天然林やブルーカーボンと呼ばれるマングローブ林や沿岸・海洋生態系に取り組み、蓄積される炭素につきましては、吸収量の算定方法が確立されていないことから、現在、吸収量として算定をいたしておりません。しかしながら、鹿児島県や沖縄県におかれて広葉樹天然林の吸収量の算定について検討が進められており、またブルーカーボンについても国の機関等において検討が進められております。今後、天然林やマングローブ林を適正に維持しながら、将来的に吸収量の算定方法が確立された時点で、それらの吸収量の評価も適正に反映してまいりたいと考えて

おります。以上です。

**4番（瀧 真一郎君）** 答弁ありがとうございます。吸収量について、すみません、先ほど僕、スライドを1個飛ばしてしまいました。吸収量のほうも整理させていただいたので、そちらのほうを見ていただければと思います。すみません。今、答弁いただいたように、吸収量というのは、私が考えた中身です、こちらのほうでいくと。森林吸収量というのは人工林と天然林が存在しているのはおっしゃるとおりで、海洋吸収量ということが海藻であったり、藻場であったり、マングローブ、こちらのほうが分類されるものになります。今の御答弁を聞いていきますと、今この中で活用できているのも、これは左側にある森林吸収量の人工林のみであるということが分かりました。ありがとうございます。今、それでいきますと、奄美としてこの森林、これだけ森がある奄美という中で、人工林の占める割合というのは、どれぐらいの比率を持っているのでしょうか。

**市民環境部長（信島賢誌君）** 人工林の占める割合でございますけども、令和2年度の鹿児島県森林林業統計からよりますと、人工林が5パーセント、天然林が95パーセントの比率となっております。

**4番（瀧 真一郎君）** ありがとうございます。ということは、これからの課題というか、分かりませんが、実際その吸収量を示していく中で、天然林とかをどう活用していくのか、先ほど答弁にありましたけれども、まず、状況のほうをヒアリングしながら、是非、うまく、せっかくあるものを活用できる、吸収量にさせていただければと思います。併せて、海洋吸収量、こちらのほうに関してはですね、昨日、竹山議員のほうから質問のありました藻場の話だったりですね、そこと必ずリンクしていく形になります。というのは、今まであったものを置き換えて、新たに吸収するものを作り出すということが一つ目的になっていきますので、せっかく藻場とかですね、年単位で吸収できるもの、改善していけるものというのは、是非織り込んでいくべきものだと思っております。奄美市単独ではなかなか難しいかと思っております。というのは、これは一律、各どの自治体でもですね、同じ基準で考えている中身になっておりますので、是非こういった自然を保有しているほかの市町村と是非共同しながら、同じ基準ではなくて、こういったものを持っている地域特有の基準の出し方ということを、是非提言していただけるように提案させていただければと思います。併せて、その海洋のほうに関してはですね、なかなか、実はその算出方法、私のほうも調べさせていただいたんですが、かなり複雑で煩雑です。これを民間のほうにお願いするのはかなり難しいと思っておりますので、是非奄美市が、是非音頭を取っていただき、奄美群島を含めてですね、そういったまとめかたという窓口を作っていただけることを提言させて、提案させていただいて、今回のその吸収に関する質問のほうは終わらせていただければと思います。

次の質問に移ります。次のスライドお願いできますか、すみません。今回、地球温暖化防止計画の中の実施施策の中で、重点施策として二つの柱が掲げられております。こちらにありますように普及制度の構築というところ、併せて伝統知、先ほどありましたですね、伝統知のほうの展開という形になります。次のスライドをお願いいたします。特に普及制度の構築という形で、かなりいろんな項目が上がっているんですけども、単独で動けることばかりではなくて、仮称を含めて今から設置していく中身というのが多く含まれておるといふふうに考えております。中身的なものは非常に必要だと私も思っております。こちらのほうがですね、こういった日程感、こういった計画の中で展開していくことを今、考慮いただいているのか、そちらのほうをお答えいただければと思います。

**市民環境部長（信島賢誌君）** それでは、お答えいたします。

まず、本計画におきましては、カーボンニュートラル実現に向けた普及制度の構築と伝統知の掘り起し及び活用と展開を重点施策に位置付け、その実現に向けて各種施策を展開していくこととしていきます。これらの取組については、初期、中期、後期の三つのステップに分け、ステップ1として脱炭素や

省エネに関する情報収集や規定の整備、伝統知検証の計画の策定などを行い、ステップ2として脱炭素や省エネに関する相談業務や研修・講座、伝統知の調査検証を予定いたしております。ステップ3では市民の皆様に脱炭素に関する各事業の展開や伝統知の検証、社会実装を予定しております。これらの取組は各ステップ、おおむね2年から3年程度を想定していますが、具体的なスケジュールや内容等については、庁内で組織する奄美市温暖化対策実行計画推進委員会、仮称でございますけれども、ここで調整を図り推進をしていくこととしています。また、体制等につきましては、所管課を中心に国・県などの関係機関とネットワークを構築いたしまして、市内関係機関や大学等と連携しながら進めていきたいと考えています。まず、今年度の取組といたしましては、脱炭素に取り組もうとする市民や事業者から、最初に相談できる窓口を設け、本計画の庁内推進体制、関係機関とのネットワークを整えつつ、来年度から情報提供などで動き出せるよう、必要な規定の整備や情報の収集などを中心に進めてまいりたいと考えております。

**4番（瀧 真一郎君）** ありがとうございます。今お聞きした中身でいくと、絶対2、3年をめどにこういったものを作り上げていきたいということだと思います。ただ、先ほどありましたように、2030年という形でいくと、もう時間があまりない状態の中で結果を出していくとなると、やっぱり急いで作る必要があるというところと、ただこういったものというのは、計画をじっくり作り上げていく、これは私も必要だと考えております。なので、しっかりと現状を把握しながら、今年度中をめどに計画を立てていただくことをお願いしたいと思います。併せてですね、この脱炭素モデル地域の策定、こちらのほうは非常に良い取組だと思いますので、是非ここに向けてもですね、早め早めの施策というか、手打ちのほうを進めていながら、是非実りあるものに、多分、こういったものが一番ですね、皆様方が直接感じれる中身になっていくと思います。是非そちらのほうを早く推進していただき、その進捗状況をですね、皆様のほうに見えるようにしていただければということをお願いさせて、今回、この質問は終わらせていただきます。

併せて、次の質問に移らせていただきます。まず、事務事業編、実際はですね、こちらの対策というもののほうが、皆さん、実際の方々には直接、ダイレクトに効いてくる中身だというふうに思います。市役所の実際、施設であったり、自動車含めてですね、こちらのほうを2022年までに取り組んでいただき、実績として参考ですが、まず市役所施設の中で2013年度比ですね、大体比較排出量、同じ基準でいくと10.5が11.0という形になって、若干増えている状態であると。実質排出量でいくと8.5で減っている状態、ただし、その比較排出量でいくと11.0で増えている状態だということが揭示されております。これが何かと言いますと、なかなかこの辺は難しいと思うんですけども、先ほどの間接排出量の考え方に基づいて算出したものになっております。というのは、九州電力ですね、電力を使ったものというものが、九州電力さんの自主努力によって、当然二酸化炭素を排出しづらくなっていると。その辺を加味していくと、実際、見た目のほうは減ったように見えます。ただ、同じ基準で見えていくと、電気の使用量は増えているよというのが、今回提示された中身になります。今回、その事務事業編の中で、当局のほうでは、同じ基準、2013年の厳しい基準において減らしていこうという目標を、今回掲げております。それを踏まえてですね、その実際行った中で、効果があったもの、少なかったもの、そういったものについて、効果が実績のほうをお示しいただければと思います。

**市民環境部長（信島賢誌君）** それではお答えいたします。議員のほうからただいま御説明ありましたがけれども、電力の部分の二酸化炭素の排出に関しましては、九州電力株式会社様の排出係数低下部分を加味して計算することになり、そこが実質量と比較排出量という形になって、九州電力様の係数のおかげで減っているという実情はございます。その上で、まず市役所関連機関からの温室効果ガスの総排出量を基準年度である2013年度と2020年度を比較排出量で比較しますと、2013年度比は1万518.4トンCO<sub>2</sub>、2022年度は1万1,001.8トンCO<sub>2</sub>となり、排出量で483.4トン

CO<sub>2</sub>, 4.6パーセントの増となっております。この主な要因といたしましては、名瀬新庁舎の建替えによる大型化や学校給食センター、市民交流センターなど、基準年度にはない新たな施設の追加、小・中学校の空調設備導入、浄水場の送水動力分の増加などが考えられているところです。

次に、これまでの取組において効果があったものは、取組分野1、取組分野は五つ設定しておりますけれども、そのうちの取組分野1の環境に配慮した製品の利用において、エコカー導入によるガソリン使用料の軽減や、取組分野2の省資源、省エネルギーの推進において、クールビズ期間中のエアコンの設定温度を28度に設定する取組や、施設において開館日や機器の一時使用停止など、運用方法の工夫、廊下やトイレなどのこまめな消灯、自然光の利用等による電気使用の削減など、省エネルギーの推進が図られている点です。効果の少なかった取組項目としましては、全ての五つの分野において、購入や導入に際し経費削減が実施され、グリーン購入やエコ商品への切り替え、省資源に配慮した建築、改修の推進等につながっていなかったこと。また、取組分野5の職員等の環境保全意識の向上のための取組や総合的な省エネルギーにつながる取組において、温暖化防止実行計画を各職域で推進する担当者を選任しておりますが、担当者が生かされておらず、計画に基づいた効果的な取組につながっていかなかったことなどが上げられます。

対策案も、よろしいですか。効果が少なかった項目の対策案としましては、担当者の役割、任務を明確にするとともに、研修等の機会を設けるなど、実行計画を全庁的に展開していくための推進者として生かせるよう、仕組みづくりに取り組む。購入コストだけでなく、グリーン購入法、環境配慮契約なども考慮しつつ、温暖化防止対策につながる物品や資材を積極的に利用していくよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

**4番（瀧 真一郎君）** ありがとうございます。整理させていただきますと、先ほどの区域施策編の中と同じかもしれないですけども、実際、エコの商品等々に切り替えていくところ、これが多分一番効果があったところであるということ。こちらのほうは、やっぱり初期費用が民間の中でやっていくとかかかっていく中身になりますので、しっかりとその財源の確保ということを含めながら展開をしていただければいいかと思っております。一つやっぱり気になる場所というのは、その担当者意識というところ。これは多分市民の皆様含めて同じことだと思いますので、この五つの改革というところを進めていく中で提案した中身というものが、しっかりと奄美市の皆様のほうにも伝わるような形で、是非展開していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

併せてですね、これはあくまで事務事業編という形で市役所の中でいろいろ取り組んだ中身ということになっておりますので、これを区域のほうへ落とししていく、フィードバックのやり方、こちらについて御指示、御提案いただければと思います。

**市民環境部長（信島賢誌君）** それでは、お答えさせていただきます。事務事業編において効果があった項目、また効果が少なかった項目も含めまして、本市全体で取り組む必要がある項目につきましては、区域施策編の中で、家庭で、職場で、それぞれができること、目指すこととして掲げるとともに、区域施策編において取り組むこととしている市の相談窓口や学習会、また市の広報や研修会など、あらゆる機会を捉えて市民へフィードバックしてまいりたいと考えております。事務事業編に掲げる温室効果ガス削減への取組を自らが率先して取り組むことが地域の排出量削減に大きく貢献できるとともに、市民、団体、事業者、行政が連携共同した市全体での取組につながっていくものと考えております。

**4番（瀧 真一郎君）** ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思っております。なので、こちらのほうというのもですね、先ほど併せて、繰り返しのようになってしまいますが、しっかりとやっている中身というものが、なかなか見えづらい形になっております。事務事業編の中の資料を見ていきますと、毎年7月のほうに実績の報告をする場というものがしっかりとあるものですから、そちらのほうをしっかりと

りとですね、できれば、大体、その中身というものを具体的に分かりやすい中身のほうで展開をしていただけるようお願いをさせていただきます。是非こちらのほうは非常に重要なことなので、是非お願いしたいと思っております。

次に、最期になりますが、やはり実際、皆様が取り扱っていく中で、やろうと思ってもどうしてやっ  
ていか分からないということが多々あるかと思えます。今回、その課題等あったものに対して、それを  
対策に織り込んでいく中身の中です、実際当局側のほうで把握されている課題ということがあればお示し  
いただければと思います。

**市民環境部長（信島賢誌君）** それでは、お答えさせていただきます。

計画を作成していく上での課題につきましては、CO2削減のための省エネ機器や次世代自動車の導入  
や更新、また再生可能エネルギー導入などに初期費用がかかるという点や、環境に対する意識の醸成  
がございます。このような課題解決に向け、導入費用につきましては、初期費用を支援する、国・県な  
どの補助金などを活用することや、トータルとしてはコストが抑えられる方策などの情報収集を行い、  
また、職員への研修など、脱炭素に対する意識醸成のための情報提供に取り組んでまいりたいと考えて  
います。以上です。

**4番（瀧 真一郎君）** ありがとうございます。今回、中身をよく理解させていただきました。最後、ち  
よつとまとめさせていただきますけれども、この地球温暖化の対策というところというのは、なかなか  
単独で動ける中身ではないと思っております。先ほど言いましたように、今、交通事情というのも悪く  
て、移動手段の確保もしなきゃいけない、そういった横並びの中で、全てそれをイーブンしていくの  
か、ということもあり得ない状況だと思っております。なので、しっかりと奄美市として取り組む中身  
の中の一つの施策として温暖化というアイテムは存在しております。是非横串を差した状態で、いろん  
な計画の中です、この立ち位置がぶれないようにしていただければと思います。併せて、一番やっ  
ちゃいけないと思っているのが、目標を達成するために、今カーボンオフセットを前回話をさせていた  
だきましたが、カーボンオフセットという形でいろんな地域から購入するという仕組みができ上がって  
います。是非奄美市、世界自然遺産の奄美市ですので、この目標が半減が達成できなかったからといっ  
て、ほかの地域からそのカーボンオフセット分を購入するとかいうような話は、是非やめていただき  
たい。奄美市はこういう事情は大丈夫だからというふうに、しっかりそれは主張していけるような仕組み  
であり、やり方というのを是非進めて。ほかの自治体もあるかと思えます。そういうところ、仲間を採  
しながら進めていただけることを最後に提言させていただいて、私のほうは質問を終わらせていただき  
ます。ありがとうございました。

**議長（奥 輝人君）** 以上で、無所属 瀧 真一郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時19分）



**議長（奥 輝人君）** 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

**14番（崎田信正君）** こんにちは。日本共産党の崎田信正です。昨日、同僚議員が物価高騰対策を取り  
上げておられました。国も歴史的物価高騰にあつて、賃金の上昇が追い付いていないということで、6  
月から、2024年の所得税から一定額の減税を行うといたしました。この状況での減税ということに  
なれば、本来、大歓迎するのではと思われまふけれども、直近の朝日新聞の世論調査では、定額減税評  
価が35パーセント、評価しないが55パーセントとありました。食料品の値上げに加えて、今年はタ

クシー料金も値上げされております。介護保険料の値上げもあり、後期高齢者医療保険も高くなっております。それに加えて電気代の値上げ、ガソリン代はもう170円前後で高止まりしている状況です。そこで、奄美市は昨年10月から下水道料金の値上げを強行いたしました。市民生活がより厳しくなるのではないかとこの心配をいたします。行政と議会というのは車の両輪と例えられますので、私も議員の一人として、市民生活を守るためにもしっかりと議員の役割を果たしたいと思っておりますので、よろしくお祈りをいたします。今回の質問というのは、新聞報道の記事で、やはり気になるものがございます。これから奄美市、ひいては市長の政治姿勢にも関わるものだと思っておりますので、取り上げさせていただきます。市長、よろしくお祈りをいたします。

それでは、通告に従って順次質問させていただきます。

まず最初に、女性管理職の登用についてであります。ジェンダー平等が叫ばれるようになって久しくなりますけれども、質問通告を出した後にですね、各国の男女平等度を順位付けした2024年版男女格差報告が発表され、13日の各社新聞で紹介をされております。その報道によると、日本は調査対象146か国中118位と、前年度より上がったということなのですが、低い状況です。日本経済で120位、政治で113位と低い水準で、指導的に職務につく6人のうち5人が男性が占めているとのことでした。ジェンダー平等に関する事項は多岐にわたりますけれども、今回は奄美市役所での女性管理職の登用についてお伺いをしたいと思います。こう見てもこの席上におられませんね、女性管理職は。まず、奄美市役所職員の男女の人数と比率、どうなっているのかお示しをいただきたい。そして、2023年度は課長級以上の管理職が8人で、11.1パーセントとなり、これは過去最高だったということでした。今年、2024年度、今年度はどうなっているのか、お示しをいただきたいと思っております。また、目標数値あればいくりに設定しているのか、こちらのほうもお伺いをいたします。よろしくお祈りをいたします。

**議長（奥 輝人君）** 答弁を求めます。

**市長（安田壮平君）** それでは、崎田議員の御質問にお答えします。

女性職員の管理職登用についてでございますが、男女問わず、生き生きと働ける職場づくりを目指すという前提の上で、女性にとってもその個性と能力を十分に発揮して、職業生活において活躍をすることや、また市民の多様なニーズに応えるための多様な人材活用の観点からも、意欲と能力のある女性職員を管理職に登用することは重要であると考えております。議員お尋ねの職員の男女比率についてでございますが、令和6年4月1日時点で職員数608人のうち、男性職員は409人で67パーセント、女性職員は199人で33パーセントとなっております。この数字には、再任用職員は除いております。今年度の女性管理職の割合につきましては、部長級はおりません。課長級が5名であり、割合として7.2パーセントとなっております。議員御案内のとおり、昨年度は部長級2人、課長級6人の11.1パーセントでございました。目標数値でございますが、本市では子育てしやすい職場環境や職員のキャリア形成支援、仕事と生活の調和が取れる職場づくりの推進を目的とした奄美市特定事業主行動計画後期計画を策定しており、その中で管理職に占める女性職員の割合を令和7年度に15パーセントと設定しているところでございます。私もこの目標をととても重視しておるわけでございますが、今年度は残念ながらこのような結果になったということでございます。

**14番（崎田信正君）** ありがとうございます。先ほど報告したジェンダーギャップのほうではですね、さっき指導的な職務で6人のうち5人という報告があって、これが低いということなんです、世界的に見ても。それを率にすると16.6パーセントなんです。先ほどの答弁では奄美市は7.2パーセントでしたか、目標数値が15パーセントということですから、世界的には16.6パーセント低いということで報告がされているのに、奄美市の場合は令和7年度でやっと15パーセントを目指す、

今、市長も強い気持ちで達成したいというふうなことですけれども、このことをどう受け止められているのかですね。数字を出された状況ですので、どんな理由で女性の方が指導的立場に立っていないのか、あるいはその地位に着かないということもあろうかと思えます。また着きたくない、そのような理由が明らかにならなければ、有効な対策、もちろん打てることができないわけですから、その要因と改善策について、何かお示しできるものがあればお願いをいたします。

**総務部長（藤原俊輔君）** それではお答えいたします。今年度の女性管理職の割合は7.2パーセントであり、計画の目標値を下回っておりますが、今年度4月1日現在の職員年齢構成を見てみますと、管理職相当の年代である50歳代、これは51歳から60歳まででございますが、女性職員の割合は18.7パーセントであり、40代、こちらのほうが24パーセント、30代、こちらが女性の占める割合が45パーセント、20代、こちらが41パーセントとなっております。この管理職に相当する年代の女性職員が少ないということも、管理職の登用に至ってない要因の一つとなっております。一方で、本市の職員採用における女性の割合が、ここ3か年平均で48パーセントとほぼ男女同率となっておりますことから、将来的には多くの女性職員の活躍を期待するところでございます。また、現在女性職員を国や県へ研修生として派遣するなど、キャリア形成支援にも努めているところであり、適材適所な人事配置を基本としつつ、意欲と能力を持った女性職員の管理職登用につなげてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

**14番（崎田信正君）** 私もやみくもにですね、女性の比率が高まればいいというふうには思いません。それによって業務の停滞があったり、業務の遂行に妨げがあるようであれば、その被害というのはもちろん市民に行くわけですから。また、将来有能な職員に過度なプレッシャーを与えるということになってもいけないと、これは良い結果を得られるとは思いません。ジェンダー平等を推進するためには、私は社会環境がまず整っていない状況で、慎重に、しかし大胆に思い切った取組も必要かと思えます。社会全体で女性の質をどう高めていくのかというのは、まだまだ高まっていないと思うんですね。例えば賃金格差があるとか、介護のときにはやっぱり女性がその介護のときに、親の介護とかですね、いろんなところにつかなくやいけないという社会の全体の状況が整っていないときにはですね、一気にできるわけではないなという思いがいたします。しかし、令和7年度15パーセントということ自体、低いですが、現在が7.2パーセントですから、是非これは実現できるように、市長頑張ってくださいというふうに思えます。そのときに、さっき言ったように、余計なプレッシャーを与えるような人事政策であっては困るということも、一言述べておきたいと思えます。

次に、地方自治法改定案についてです。まさに地方自治体に関するものであって、どのように改定しようとしているのか、大変気になっております。それは学会会議会員の任命を、理由も明らかにせず、国のほうは拒否をしているということに見られるように、これだけではありませんけれども、何かと権力の集中を図ろうとする状況が見受けられております。軍備拡大が続いて、特定利用空港港湾の選定であったり、土地利用規制法もその流れの中にあるのかなどの思いもしているところに、今回の改定案ということになりました。6月1日付の南日本新聞の社説でも、国の指示権拡大、乱用の懸念が拭えない、との見出しを付けて、改正案は分権改革の流れに逆行し、憲法がうたう地方自治の本旨を損なう恐れが強い。再考の府、再び考える場所ですね、である参議院では、当事者となる自治体や市民の意見を踏まえ、議論と説明が尽くさなければならないと結んでありました。このことから、新聞社に言われるまでもなくですね、自治体として地方自治の本旨に基づいて、しっかりとした意見表明を行うことが重要だと思います。改定案について御見解があればお伺いをいたします。

**総務部長（藤原俊輔君）** それでは、地方自治法改正案についての本市の見解をお答えします。

議員御質問のとおり、感染症や大規模災害など、重大な事態が発生した場合に、国が自治体に必要な

指示ができる特例をはじめとする地方自治法の改正について、開会中の国会において、昨日可決されております。法改正の中では、国が必要な指示を行う際は、あらかじめ自治体に意見の提出を求める努力をしなければならないとされており、衆議院通過時には国の指示が適切だったかどうかを検証する必要があるとの理由から、国会への事後報告を義務づける修正も行われております。この改正につきましては、国と地方のパワーバランスが崩れ、地方分権の後退になるのではないかとの意見がある一方で、国は、指示は国と地方の関係の基本原則のもとで、国民の生命など、保護を的確迅速に実施するための特例として設けるものであり、地方分権の後退にはならないと考えているとの見解を示しているところであります。地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとした地方分権一括法創設の趣旨を踏まえる一方で、国が果たすべき役割を重点的に担おうとする全国的な規模で、もしくは全国的な視点に立つて行わなければならないことについて、国会において闊達な議論が展開され、昨日成立したものと理解しております。以上でございます。

14番（崎田信正君） 確かに昨日成立したんですね。質問にこれをどう受け止めるかということですが、その答弁はなかったように思います。地方自治法改正案というのは、参議院の本会議で成立を、しかし、国会の議論がうんぬんといわれましたけれども、南日本新聞は先ほど紹介したように、1日の社説に続いて11日の記事を出しました。これは国会で議論が進んでいる中で、改めて南日本新聞は11日に記事を出したわけですね。つまり、思ったような内容で議論が進んでいないという警告にもなったかと思えます。その記事では武力攻撃事態を想定か、こういう見出しを付けております。この1日の社説より更に踏み込んでいる内容は、自治体や市民の懸念に耳を傾け、廃案を検討するよう求めたいと訴えているんですね。廃案を求めたいと言っております。その理由は、指示権は必要最小限の範囲で行使されるとするけれども、条文や政府答弁からはどんな事態で何を指示するか、輪郭すら不明だとして、有事にまで至っていないグレーゾーン事態、ここでの指示権発動を狙っているとの見方もあると、南日本新聞は書いております。そして、法律レベルで戦争をする国づくりのための集権化が進められていると、永山茂樹東海大教授の指摘を紹介をされております。そして、南西諸島へのミサイル配備やシェルター建設をはじめ、各種有事を想定した施設整備や防衛費の大幅増が着々と進む中、今回の改正案が何を意味するのか、国民一人一人の自らに問いかける必要があると結んでいるのが、今回の11日の記事です。このことについて何か見解ということで、地方自治法改正案について、反対だったのか、賛成だったのか、そのところはどうかでしょうか。

総務部長（藤原俊輔君） この地方自治法が改正された背景には、2020年、新型コロナの対応を巡って、国と自治体との間で調整が難航するなどの事案がございました。個別の法律でカバーできない事案も迅速に対応できるよう、国と自治体の関係をあらかじめ規定するものだというふうに理解しております。

14番（崎田信正君） だから賛成だということでもいいんでしょうか。

総務部長（藤原俊輔君） マスコミ等で様々な御意見があることも理解しておりますが、本市としましては成立しました法律でございますので、今後の運用を見守っていきたいと考えております。

14番（崎田信正君） コロナのことを理由にしておりますけれども、一番心配しているのが、政府の恣意的な活用がされるんじゃないか、それは歯止めがかかっていないということに一番の心配をしているわけですね。今、部長も見守りたいと言ったかな。そういうことですので、法律の在り方についてはその都度意見を上げるときは上げていただきたいというふうに思います。

次に、奄美の自然と平和に関する新聞記事について、市長の見解を求めたいということですが、これ

も4月5日付の南海日日新聞に掲載をされた陸上自衛隊奄美駐屯地司令の長谷川健1等陸佐に聞いたとするインタビュー記事の内容です。その中で長谷川司令は、九州で訓練中に奄美で災害が発生した場合、速やかな帰島、島に帰ることですね、困難になると。30人程度の小隊の展開訓練も奄美駐屯地内ではできない状況、そういった面で奄美大島で演習場を確保できればと考えていると述べております。私、これは大変重大な発言だと受け止めました。奄美市のこれからのまちづくりにも大きな影響があるものと思います。市長はどのように受け止められているのかお伺いしたいと思います。長谷川司令はそのインタビュー記事の中で、自衛官が一番戦争をしたくないと考えていると思うということも述べられております。私は戦争をしたくないとの思いは自衛官が一番だということではなくて、みんながそうあってほしいという思いをいつもしております。これまで自衛隊を紹介する広報をですね、災害救助で活躍されている動画がよく紹介をされます。国民の困難に立ち向かう自衛隊員の姿に、誇りとやりがいを感じて入隊する若者も多いのではないかと思います。これはこれで必要なことだと思いますけれども、しかし、肝心の政府の方針は違っているのではないかという思いをするわけです。先ほどの地方自治法改定案でも述べましたけれども、戦争をする国づくりに邁進しているように思える事柄が、次から次へと展開している状況を思えば、やはり看過することはできない、見過ごすことはできないとの思いが強まって今回取り上げましたので、市長がどう受け止められているのか、お伺いしたいと思います。

**総務部長（藤原俊輔君）** 御質問の奄美大島で演習場を確保できればとの発言は、去る4月5日の地元紙における奄美駐屯地司令のインタビュー記事でございます。この記事の詳細としては、奄美警備隊が持つ中距離多目的誘導弾の実働訓練は、九州本土の演習場で行うとした上で、九州までは多くの移動時間を要し、九州での訓練中に奄美で災害が発生した場合、速やかな帰島が困難になる、そういった面で奄美大島で演習場を確保できればと考えているといったものでありました。本市といたしましては、奄美警備隊における通常の業務に加え、市内における災害時の即時的な対応の重要性を念頭に置いた発言であったものと認識しているところでございます。また、本インタビューにおいて先ほどの御発言に加え、陸上自衛隊は地域の皆さんがいるところで活躍するので、より一層地域の理解が必要になる。奄美駐屯地、瀬戸内分屯地ができて6年になるが、引き続き地域の皆さんと御理解いただいた上で活動していきたいとも述べられておりますことから、本市といたしましても、まさしく同様にしっかりと地域の皆様の御理解をいただくことが重要であると考えているところであります。以上です。

**14番（崎田信正君）** 質問に真正面から答えていないなという感じがしますよ。これ、なぜかと、奄美駐屯地ではできないと言っているわけですね。その上で、奄美大島のどこかに新たな土地を確保しなければ、演習場はできないじゃないですか。そうすると、どれだけの広さの土地を想定しているのか。一旦造れば、これまでの例を見るように、どんどんどんどん拡大していきますよね。そうなれば、奄美は世界自然遺産のところはどうなっていくのかということは、当然懸念材料になるわけじゃないですか。その辺のところの答弁はなかったと思います。沖縄県のうるま市、ここは陸上自衛隊がゴルフ場跡地に訓練場を新設する計画について、自民党沖縄県連も白紙撤回を求めました。4月11日に木原防衛大臣が訓練場整備を断念すると表明。地元の皆様にお詫び申し上げますと陳謝されております。防衛は国の専管事項、このことに固執すればこのような結果を得ることはできなかったと思います。教訓にすべきだと思いますが、こちらのほうの御見解があればお示しをいただきたいと思います。ちなみにこのうるま市、市内全63自治会で作る協議会が、全会一致で反対を決定をしたものであります。2月12日、朝日新聞の記事でありますけれども、ある住民は、陸自与那国駐屯地では沿岸監視部隊が配備された後でミサイル部隊などの配備計画が決まったことを上げ、今日の説明は全く信用できないと批判したと朝日新聞の記事にはありました。つまり、演習場をどこに造るか、本当に造るかどうかは、まだはっきり決まっているわけではありませんけれども、これから奄美市がどのように発展して、どういった施策をやっていくのかというには、やっぱり密接につながってくると思うんですよ。その状況の中で今みたいに

災害のときにどうのこうのとかいうのは、もちろん私も否定はしておりませんので、今のこの状況の中で、演習場をどこにどんな形で想定しているのかと、そういった情報もなかったのかあったのか、御説明いただきたいと思います。

**総務部長（藤原俊輔君）** この奄美大島の中での演習場の確保、これにつきましては、あくまでも駐屯地司令の思いでございますので、その場所とか、その可能性についても、私どもが答弁をする立場にはございませんので、御理解いただきたいと思います。

**14番（崎田信正君）** 駐屯地司令というのはトップじゃないですか。一番の責任者でしょう。その人の発言だから、いうことをもっと真剣に受け止めなければ、あれこれこれこれ決まって、ああそうですか、そうですかって、どんどん進められていくと、奄美の平和も自然も守れなくなりますよ。自衛隊誘致に走ったところは、それはそれとしてね、今後、どういう展開になっていくのかということについては、常に関心を持って取り組むべきことだというふうに思います。

それに続いて同じように、防衛省が辺野古の埋立てに奄美大島の土砂を検討しているということも、4月20日の奄美新聞でありました。4月19日の記者会見、これ知事の記者会見ですが、報道でしか把握しておらず、国等からの連絡はない。適切な手続による対応を求めたとあり、場所はどこか、世界自然遺産に登録され、いろんな規制がある中で、手続に従って守らなければならない、自然保護に配慮することは当然のこととも述べられております。奄美大島ということになれば、1市2町2村がその対象となります。各地に採石場がありますけれども、奄美市では長年、住用町戸玉の住民はその被害を訴えていることは周知のとおりであります。我が党の田村貴昭衆議院議員は、3月15日の国土交通委員会で短い質問時間の中でもこのことを取り上げました。この防衛省の方針には無関心ではおられないのは当然であります。知事の思いは新聞での記者会見での発言にありましたけれども、市長としての見解をお伺いしたいと思います。

**総務部長（藤原俊輔君）** 辺野古の埋立てに奄美大島の土砂を検討していることについての見解ということでございます。去る4月19日、防衛省が米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設埋立てに奄美大島の土砂の使用を検討しているとの報道に接したところでございます。これを受け、鹿児島県の塩田知事は、地域の自然破壊にならないようにしながら、適切な手続を踏んで行う必要がある。受入れについても条件があるわけで、そうしたことは適切に行ってほしいとコメントしております。この件に関して、4月25日に九州防衛局の担当者が本市へ訪問され、まず普天間飛行場代替施設建設事業の埋立工事に、奄美大島で採取した土砂の使用を検討している旨の報道があったが、事実関係として今後新たに発注する工事の埋立土砂の調達先は、現時点では決まっていない。次に、今後の土砂の調達先は、それぞれの工事の実施段階において決定していくものである。その上で申し上げれば、普天間飛行場代替施設建設事業の埋立承認申請書の添付書類には、沖縄県内の候補地として7地区が記載されているほか、沖縄県外の候補地として奄美大島地区のほかにも10地区の調達候補先が記載されているとの説明をいただいております。以上を踏まえ、実際に搬出されることが決まった際には、改めて御説明いただくことを要望いたしておりますので、今後の推移を注視してまいりたいと存じます。

**14番（崎田信正君）** 搬出が決まったら説明すると、決まったら反対するんですか、反対できるんですか、これ。だから、その前にいろんな意見をこちらからも発信することは必要だというふうに思います。辺野古の埋立てに必要なだという人もおられるかも分かりません。そこで問題になるのは、自然をどう守っていくのかと、その折り合いをどうするのかというのは、奄美市独自で考える必要があると思うんですよ。先ほどの演習場計画とも一緒です。どこに演習場を造るのかということになれば、自然との関係に大変関係してくるわけです。世界自然遺産登録というのは、奄美大島全域ではありませんね。知

事は適切な手続ということを述べておられますけれども、県は採石法に則って認可をしているというのがこれまでの繰り返しの答弁であります。つまり、採石法に則ってやれば自然破壊、実際に戸玉住用では行っているわけですから、そちらのほうを止めることはできないわけです。そう思えばですね、自然を壊さないという地元住民の意識が必要かというふうに思います。推薦区域保護のための緩衝地帯というところだけではなくて、奄美大島全域を世界自然遺産だとの意識を住民みんなが持つことが必要だと思います。それによって採石をしようと思えば、業者がそれに関わって仕事として取り組むわけですが、奄美の自然を破壊しないという思いに立って業者が手を挙げなければ、これは進まないことになるのかなと思いますので、奄美大島全体が世界自然遺産地域なんだという思いを住民がすることが必要だと思います。その啓発活動も必要だと思いますけれども、もし見解があればお示しをいただきたいと思います。なければ次にいきます。

じゃ、是非検討はしていただきたいというふうに思います。

次のオスプレイの飛行再開についてです。こちらの5月8日付けの南海日日新聞に、昨年11月の屋久島沖での墜落事故発生後、約3か月の飛行停止期間を経て、米軍が3月14日、陸上自衛隊が同月21日に、それぞれ国内での運用再開した輸送機オスプレイ。奄美大島の各地でも4月以降、飛行の様子が住民らに目撃されていると報じられております。市役所の危機管理室にも目撃情報が寄せられていると思いますけれども、更にこの記事ではオスプレイの飛行再開に関しては、3月28日、奄美市の求めに応じた形で九州防衛局職員が同市役所を訪問、防衛省が公表している事故原因や飛行再開の経緯を安田壮平市長に説明したとありました。どのような説明を受けたのか、お伺いをいたします。

同じく、記事には同局の遠藤敦志企画部長は、市長からは住宅街の上を必要以上に飛ばないでといった要望があったとのことでありますが、短い新聞記事ですので、これを額面どおり受け止めていいのかわかるかですね、確認したいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

**総務部長（藤原俊輔君）** 昨年11月29日、屋久島東側の沖合で訓練中の米空軍横田基地所属CV22オスプレイ1機の墜落事故が発生し、これを受け12月6日、米軍はオスプレイ飛行運用の一時停止を発表しております。その後、3月8日に米軍がオスプレイの飛行停止を解除し、3月14日には普天間飛行場において米海兵隊のオスプレイ1機が離陸しておりますが、その際、本市といたしましては市民の皆様への心配と、安全・安心を何よりも優先すべきと、併せて九州防衛局を通してより丁寧な情報提供を米軍側に求めていく旨のコメントを発出したところであります。これを受け、3月28日には九州防衛局の担当者が来庁し、御説明いただいたことは既に報道等で御承知のとおりと存じます。その中で、本市といたしましては、市街地や民家上空を飛ばないでいただきたいことを米軍側へ伝えてほしい旨の要望と併せて、事故報告書が出た場合には再度説明していただきたいことを要望いたしております。この間、特に南西諸島を取り巻く安全保障環境は、緊迫の度合いを急速に高めており、地域平和の抑止力としての効果に、一定の理解を示す一方でございますが、島々に暮らす住民は運用の在り方に不安を抱えていることを十分御理解いただき、丁寧な説明と適切な運用をしっかりと要望してまいりたいと存じますので、御理解をよろしくお伺いいたします。

**14番（崎田信正君）** オスプレイの問題については、当初から何年も取り上げてまいりました。なぜこの今回の発言にこだわるのかということでもありますけれども、重大事故を繰り返すオスプレイの飛行再開にあたってということですが、先ほど答弁ありました11月29日に屋久島沖に墜落し、8人の尊い人命が失われております。そのときまたまた記者会見があったんですかね。市長は記者から飛行停止要請についての問いに、これ12月議会でも取り上げましたけれども、まずは情報収集に努めながら、必要性については今後検討していきたいと、これは12月1日付けの奄美新聞で報じられております。私はこれは大変重要なことだと思ってですね、12月議会でも取り上げました。そのときに、市民の安全・安心を真っ先に考えれば、原因が究明されるまでじゃなくて、即刻飛行停止を求めるのが当たり前

だ、筋だと思ひ、市長の見解をお伺いしたんです。ところが、市長自らの答弁はありませんでした。総務部長が答えられておりましたけれども、そして今度の発言ですね、米軍は飛行の経路や目的はこれまでも明らかにしておりません。再三尋ねても明らかにしないんですね。そんな状況で、今部長が答弁されましたけれども、上空を飛ばないようにということじゃなくて、この同局遠藤敦志企画部長は、必要以上に飛ばないでと言ったというふうにやっているんですね。必要以上ということになれば、飛行の経路とか目的なんかを明らかにしないのに、何が必要だということになる。この質問自体が要望自体が無意味だというふうに、私は思います。今回の事故以前の令和3年8月23日に、与 勝広、当時の議長名で、米軍機による奄美市上空での低空飛行をしないこと、この要請書を在日米軍沖縄地域調整官宛てに送付をしております。屋久島の事故が起こる前ですよ。そのときに、これは残念ながら相手に届かなかったんですね。保管期間を経過したということで、郵便局より返還されております。平成30年3月23日には奄美大島上空の飛行等の注視を要望しており、市長も当時同僚議員でしたから、このときには全会一致で決議をしたものをですね。そのときにも必要以上などという文言はありません。市長も住民の安全・安心が最優先だということを思っていると思いますので、もっと毅然とした対応を望みたいと思います。再度繰り返します。必要以上ということは、本当に言葉を使ったんですか。これは防衛局の職員が新聞社にそう言っているわけですから、これ、必要以上という言葉は単なる2文字じゃなくてね、前後のいきさつを考えれば重要だと思うんですよ。経路も目的も明らかにしないところに、何が必要以上だと言ったら、必要だから飛んでいるということになるじゃないですか。だから、この言葉は本当にそんな表現をしたのか、どうか、まず確認したいと思います。

**市長（安田壮平君）** 私がですね、やっぱりそのときに、九州防衛局の局長と話したときにはですね、これまでの奄美市としての様々な要望なども踏まえた上でですね、そこを重ねて更に要請したということでありまして、必要以上という言葉を使ったかどうか、私自身は使ってないように思うんですけども、やはりですね、そのときの説明においてはですね、技術的な本当の意味での原因究明というのは、最終報告書待った上でということではあったんですけども、おおむね特定できていると、これまでにないようなレベルでですね、日米双方のですね、情報共有を図れたという上で、1点確信をもって、そのオスプレイの再開ということについては、容認したということでありました。私からはですね、やはり低空飛行の問題などが、これまでもですね、事故の前までも繰り返しあって、その都度、市としても通報を受けたりしていますので、知名瀬においては、その騒音の調査なども継続して行われている中でありますので、やはり住民の不安というのは、非常に高いものがあるので、やはりそういった不安を喚起しないように、十分に配慮してほしいと、民家の上、街の上をですね、飛ばないでほしいというふうに申し上げたところであります。

**14番（崎田信正君）** 自衛隊誘致反対とか、いろいろありますけれども、奄美市の民家の上空を飛ばないというのは、皆さん、全会一致で決議をしている内容ですから、市長はそこはもっと堂々とね、飛ばないということで毅然とした態度を望みたいというふうに思います。ちなみに、南日本新聞のこれも報道ですけども、米国の軍事情報ウェブサイト、ミニタリードットコムなどは、5月米軍が緊急時に備え、適切な飛行場から30分以上離れて飛行することを禁じているという報道があります。南日本新聞で書いてあるんですね。このことは御存じだったのでしょうか。それならば、奄美で飛行が確認されることはないと思いますけれども、御見解があればお伺いをいたします。確認していない。

**議長（奥 輝人君）** 答弁はないようです。

**14番（崎田信正君）** この記事を確認していないということ、見ていないということなのかな。

総務部長（藤原俊輔君） 確認しておりません。

14番（崎田信正君） オスプレイしょっちゅうあってね、新聞各社でも不安を感じているという報道は、いろんなところから出てくるわけですよ。それで南日本新聞で、新聞ですよ、ちゃんと書いてあるわけですから、こういったところにもやっぱり注視をしてですね、適切な飛行場から30分以上離れて飛行することを禁じている。これはアメリカの内部だけで言っていることかも分かりません。そうしたら日本は人間扱いされていないじゃないかなという思いもしちゃうわけですから、こういった記事はしっかりと把握してですね、適切な対応をしていただきたいというふうに思います。あと、先ほどの防衛局の話ですが、米軍の事故調査会の最終報告書が出た際には、再度しっかりと説明させていただくと述べたというの、同じ新聞記事にありました。このことについて、どのように受け止められているのか、お伺いをいたします。最終報告書が出た際にはということですから、報告書が出ていないのに再開しているということになっちゃうわけですから、これは遺憾だという思いをしているのかですね、しかたないなという思いなのか、その辺のところをお伺いしたいというふうに思います。

総務部長（藤原俊輔君） 奄美市としましては、その米軍の最終事故報告書をもって再開してほしいという気持ちもございましたが、米軍のほうから一部改良がなされたものということで、またオスプレイの再開になったものと理解しております。米軍のほうからの最終報告がありましたら、是非、国のほうから、奄美市のほうに説明していただきたいということを要望しております。

14番（崎田信正君） まだ報告書は来ていないということですね。調査委員会の最終報告が出ていないのに、オスプレイの飛行に理解を求めるといって自体が無茶だなと思います。まるで米軍の使い走りみたいなことをやっているのかという思いもいたします。事故の原因は、新聞でもありますように、オスプレイに共通して使われている特定の部品の不具合だという原因とされておりますけれども、その具体的な部品名とか、なぜ不具合が起こったのか、どのように墜落につながったか、肝心のところは何一つ明らかにされないまま飛行が再開されていると、それは許せないというふうに思いますけれども、今の答弁で調査報告書を見て、やっぱり飛ぶなど、改めて申し入れるのかどうか、注視していきたいというふうに思います。

次に、教育勅語についてお伺いをいたします。これはもう先ほどからの質問の流れみたいなもんですね。今、憲法9条を変えようとする動きと相まって、戦前回帰を思わせる言動がいろいろな分野で見られます。このことから、今回の質問ということになりました。4月3日の朝日新聞にですね、教育勅語という亡霊という大見出しで、広島市長が市の職員研修で教育勅語を引用していた。しばしば政治家から用語発言が出るのはなぜか。戦後、国会で失効決議したにも関わらず、亡霊のように漂う教育勅語を考えるというのが、朝日新聞の記事です。そこで、歴史学者、元高校教員、被爆者団体の方3名のインタビュー記事が紹介をされております。戦前回帰ということになれば、奄美大島が位置する南西諸島は、先ほどから述べていますように、軍備拡大が加速的に進んでいることから、ただ軍備拡大に物申すだけでは済まない、基地を広げたらだめだとかいうことだけじゃなくて、この教育勅語も同じだという思いがしますので、これに対して市長の認識、見解があればお伺いをいたします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

教育勅語は1948年、昭和23年に衆参両議院の決議により失効しており、現在は教育基本法により教育の根本理念が定められております。戦後の我が国においては、教育基本法により今日までの教育が構築されてきたと考えておりますので、今後もこの教育基本法に基づき、本市の教育行政は推進されていくべきものと考えております。以上でございます。

14番（崎田信正君） ありがとうございます。今答弁がありましたけれども、これ平成29年の4月18日、内閣総理大臣安倍晋三名で、衆議院の方からの質問書に対して答弁書を出されているんですね。そこでは教育勅語の根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損ない、かつ国際信義に対して疑念を残すものとなるとされた上で、よって憲法第98条の本旨に従い、ここに衆議院は院議をもってこれらの詔勅を排除し、その指導原理性性格を認めないことを宣言すると決議。同日の参議院本会議でも教育勅語の失効確認に関する決議において、われらはさきに日本国憲法の人類普遍の原則に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は既に廃止せられ、その効力を失っていると決議されたと述べております。これは、当時の総理大臣の答弁書なんです。このような教育勅語がですよ、奄美市の施設に額に入れて掲げられていることについては、大変そぐわないと思いますけれども、御見解をお伺いいたします。

笠利総合支所事務所長（國分正大君） それでは、お答えいたします。今、議員御案内の集会施設が笠利地域内の中金久集落という集落でございますので答弁させていただきます。

この集会所につきましては、奄美市の集会施設条例により設置しております。名称をですね、公民館とかいう呼び方じゃなくて、中金久学舎という呼び方で通称として正式名称となっておりますので、読ませていただきます。これにつきましては、奄美市集会施設管理業務委託契約により、中金久集落において維持管理運営がなされているところでございます。教育勅語が中金久学舎に飾られていることにつきましては、同集落代表に確認をいたしましたところ、当時、同集落に住まわれている方が書道の題材として書き写したものを集落に寄贈されたということで、内容については細かく理解していませんでしたということでした。このことから、同代表にしまして、今回の質問を受けまして、本市としまして教育の目標、理念につきましては、教育基本法に基づいた推進がされているということを改めて説明をさせてもらったところでございます。以上です。

14番（崎田信正君） この額はそのまま残っているんですか。

笠利総合支所事務所長（國分正大君） この教育勅語の撤去はどうされるかという質問だと思いますが、こちらは同集落に住まわれている方々の、私は判断によるというふうに理解しておりますし、その集落のですね、判断に委ねたいというふうに考えております。以上です。

14番（崎田信正君） 先ほどから言ったようにね、これ、戦前の戦争推進のために使われたというのは、いろんな学説の中に出ているわけです。衆議院でも参議院でも全会一致でこれは失効しているものというのを、額に飾ってやっていることをね、集落の人の総意に委ねるということじゃなくて、あの建物自体は奄美市が管理する建物でしょう。管理運営を任せているけれども、建物にそういったものが掛かっているということに対して、違和感を感じないのかと、これはこれで大問題だと思いますけれども、そういったのを集落の人に判断を委ねるという判断こそ、間違っているのではないのかなと思いますけれども、いかがですか。

笠利総合支所事務所長（國分正大君） お答えいたします。判断に委ねるということですが、確かに先ほどから、これは国のほうで衆議院、参議院で決議をされたものというふうには理解しております。ただし、これがですね、強制的にどのように判断するかということですね、それぞれの立場の方もいらっしゃるし、それぞれの集落にいる住民の方に私は委ねても、これは一向に構わないものだというふうに考えています。また一方で、今、集会施設の件がございましたが、これ利用許可の取り消

しと要件が、この集会施設条例の中にも3点ほど入っております。まず御紹介しますが、秩序を乱して風紀を犯す恐れがあるもの、又は集会施設管理そのものに滅失する恐れがあるもの、又はその他管理上支障があるものというものが、この取り消しの、今ある条例での決まりでございます。これを踏まえますと、先ほどから答弁していますように、今言った、教育勅語を掲げていることが、直接的にこの運営上、管理上、特に問題があるというふうには考えておりません。以上です。

**14番（崎田信正君）** いやね、所長、これ、さっき言ったように、教育勅語は失効してなかったものになっているんですよ、なかったもの。だから、朝日新聞でも亡霊という言葉を使っているわけですよ。なかったものが生き返ってきたから亡霊ですよ。だから、なかったものを飾るということ、そのものがだめだという認識に立つ必要があるのではないかというふうに思います。これはまたいろんなところでちょっと議論せんと、もう時間がないので、今回はこれで止めますけれども、なかったものを飾るということ自体が間違いだというふうに言っておきたいと思います。

次に、通告の社会保障制度についてですけれども、時間がないので、もうまとめて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

一つは国民健康保険制度ですね、都道府県単位になって6年、7年目を迎えております。鹿児島県の保険料統一への動きはどうなっているのか、お示しをいただきたいと思います。

それと、10月から子ども支援金の実行されるということで、これは支援金の財源をいろんな保険財政から取るということで、国保とも関係しているのかなと思いますので、この支援金と国保の関係はどうなっているのか。

次に、保険証、12月2日から健康保険証が廃止になります。今後、現場で混乱が生じるのではないかと心配もありますので、課題は何か。次に、訪問介護のほうですが、介護の基本報酬が引き下げられて2か月が経過をしております。その影響は奄美の事業所で出ていないのか、お伺いをいたします。

次に、働き手不足ですね、このヘルパーさん、介護要員の現状と確保に向けた対策はどうなっているのか、お示しをいただきたい。

最後に、学校給食費の無償化の自治体が増えているということですが、実際、件数だけ分かれば教えていただきたいと思います。

**市民環境部長（信島賢誌君）** まず、保険料の統一の動きについてお答えいたします。

令和6年3月に鹿児島県におかれましては、第3期鹿児島県国民健康保険運営方針を策定され、保険料水準の統一に向けたロードマップ骨子が示され、令和8年度までは現行どおりとし、令和9年度より2次医療圏、これは奄美の場合、奄美医療圏で奄美群島12市町村で構成される医療圏です。この2次医療圏ごとに医療費指数を統一し、事業費負担金を算定することとなっています。この医療費指数というのは、全国を1とした場合に、各市町村の水準がどうであるかというものでありまして、事業費給付金というのは県に納める給付金のことでございます。ですので、令和9年度までに2次医療圏の医療指数を統一することはスケジュールで示されておりますけれども、保険料の統一については現段階では示されていないところでございます。

それから、子ども・子育て支援金と国保の関係でございますけれども、子ども・子育て支援金につきましては、令和8年度より各医療保険者が保険料と一緒に徴収し、金額については令和10年度までに段階的に増加していくこととなります。各医療保険者における支援の枠につきましては、こども家庭庁の試算によりますと、加入者1人で1月当たり金額は令和10年度の見込み額としまして、協会健保が450円、健保組合が500円、共済組合が600円、国民健康保険が400円となっております。その率を見ますと、健保協会が4.3パーセント、健保組合が4.6パーセント、共済組合が4.9パーセント、国民健康保険、後期高齢者医療保険が5.3パーセントとなっており、国民健康保険料は他の

被用者保険と比べて少し高くなっている状況が見込まれているところでございます。

あと、保険証の廃止による課題ということですが、保険証につきましては12月2日で現在の紙の保険証が廃止となりますことから、課題といたしましては、12月2日以降、現行の紙の保険証、それからマイナ保険証、資格確認証のいずれかを発行しておかなければならないということになります。そのために、国民健康保険証の資格喪失の情報に加えて、マイナカードを取得しているかどうか、そういう個々の方々の状況を判断するところが、確認するところが課題だと考えております。以上です。

**保健福祉部長（平田宏尚君）** それでは2点、お答えさせていただきます。

まず、訪問介護の報酬が引き下げられたことでの事業所への影響でございますが、国においては、新しい報酬単価運用する前の今年3月に介護事業所やケアマネージャーを対象とした説明会をオンラインで開催しており、本市ではアマホームプラザで行われておりますが、その後、市内の介護事業所からは今回の報酬改定に関する相談は、現在まで受けていないところでございます。人材の確保についてでございますが、まず一つに、潜在的資格者の確保がございます。本市も介護サービスの新たな担い手の発掘の一つとして大事な取組と考えております。退職された有資格者や有資格者でありながら、

**議長（奥 輝人君）** 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）



**議長（奥 輝人君）** 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

チャレンジ奄美 幸多拓磨君の発言を許可いたします。

なお、幸多拓磨君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

**7番（幸多拓磨君）** 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美 幸多拓磨でございます。笑顔あふれる奄美市を、笑いが循環していくこの島と一緒に作ってまいりませんか。質問に入ります前に、所感を一言述べさせていただきます。今回で11回目の一般質問をさせていただくわけですが、思うことがございます。私はとにかく勉強しないといけない、学ばないといけないということがございます。気が付けば補欠選挙での当選から数えると、議員生活2年と7か月が経過しておりました。実は、私から考えると、まだ2年7か月でございます。もっと時間が経っているかのように思っております。よく聞くお話ですが、初めて目的地に向かう時は、時間が長く感じ、一度見た帰り道は時間が早く感じる。そうなのかなと感じているところでございます。つまり、私が知り得ない、初めての内容の御相談や議員の活動、初めてお会いする方々が多いわけで、常に初めての出来事が多いということでしょうか。市民の方々から声をいただき、行政機関へ質問、御相談を行うわけですが、自分自身の知識が少ないため、行政当局、職員の皆様も私の質問や御相談に本当にお困りのことと、そして誠実なお答えに心から感謝申し上げます。さて、そういうことから、日頃から意識していることで、リカレント教育というものがございます。御案内のとおり、リカレント教育とは社会人が継続的かつ自主的にスキルアップを行うための学びのことでございます。中国春秋時代の思想家孔子の言葉で、子曰く、我十有五にして学に志す、三十にして立つ、四十にして惑わず、五十にして天命を知る、六十にして耳従う、七十にして心の欲するところに従えども、矩を踰えずという言葉がございます。今現在、私は40代でございます。あと1年と半年で50歳になります。50にして天命を知る、その思想に追いつくことができるかどうか、私自身の問題でございます。これからもリカレント教育、学びを大切に、そして日本の小説家吉川栄治氏の言葉、我以外、皆我が師を大切に活動してまいります。

それでは、通告書に従い質問をさせていただきます。

1、教育行政について。（1）奄美市における小学校・中学校でのいじめについてお聞きいたします。まず、昼夜、子どもたちのために一生懸命、強い志を持ち、思いを持ち、教壇に立ってくださる先生方に対し、心より感謝申し上げます。先生方がお一人でいじめ問題を取り組む、背負うだけでなく、多くの私たち大人が目で見守り、先生方と地域社会も含めた包括的に連携して解決していきいじめ問題であったらいいと思ひ御質問させていただきます。

①直近3年間のいじめの報告、発生数についてお尋ねします。この内容につきましては、聞き取りでもお話させていただきましたが、いじめの報告内容、例えばの話、外見のいじめであったり、恐喝、ネット、障害者の方々に対してだったり、それを小学校、中学校別にお尋ねいたします。

次の御質問から発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

いじめの認知に関しましては、学校いじめ防止基本方針に則り、各学校には1件でも多く認知するように指導してあります。いじめの認知件数が多いということは、教職員が児童生徒の様子をしっかりと確認し、いじめの芽やいじめの兆候を捉えているということであり、早期解決につながることを期待される場所です。

次に、本市におけるいじめの実態について、直近3年間の各学校におけるいじめ認知件数は、令和4年度が小学校433件、中学校191件でした。内容としては、小学校でいやがらせ、友人関係の問題、中学校で暴言、いやがらせの報告がありました。昨年度は小学校334件、中学校115件の認知がありました。内容として、小学校、中学校ともにいやがらせ、暴言、ネットトラブルの報告がありました。今年度4月までのいじめ問題の認知件数は小学校36件、中学校5件でした。内容として、小学校でいやがらせ、暴言、不適切行為、軽く叩かれる、中学校で不適切発言の報告がありました。これらの報告案件は、全て現在は解消しております。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） すみません、ちょっと年度と数値のほう、もう一度教えてもらいたんですけど、令和4年が小学校が433件、中学校が191件、次は令和3年、5年ですか、5年が333件で115件、令和5年がすみません、もう一度教えていただけませんか、すみません。

教育長（向 美芳君） 昨年度は小学校334件、中学校115件の認知がありました。以上です。

7番（幸多拓磨君） ありがとうございます。では、少し驚いているところでございますけど、次にいきます。

②いじめによる不登校の実態についてお尋ねします。これはいじめによる不登校件数、小学校、中学校別にお尋ねいたします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

いじめによる不登校の実態については、令和4年度が0件、昨年度が0件、今年度は4月までが0件でございます。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） ありがとうございます。ここで今まで①にありました直近3年間のいじめの報告、発生数に対して、いじめが発生した場合、このプロセス、これはどういうこと、いじめの確認されたときの流れというのは、どのような形になっていますでしょうか。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

学校において、いじめの疑い等の情報が確認された際は、各学校で設置しているいじめ対策委員会において情報収集を行った上で、具体的な指導方針を決定し、いじめ解消の早期解決に向け、学校全体で組織的な取組を行っております。また、関係する保護者に事実と指導方針の具体策を知らせ、再発防止の協力と見守りを依頼します。その後、いじめに係る行為が3か月以上止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認します。この要件が確認できれば、いじめの解消と判断しますが、再発防止のため身守りは継続することになります。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） ありがとうございます。では次、④国の定めるいじめ防止対策、奄美市が行っているいじめ防止対策の内容、取組についてお尋ねします。こちらの内容につきましては、4点お聞きしたいと思っております。まず一つ目、国が定めている防止対策、奄美市独自の対策というのは、どのような形になっているかお尋ねしたいと思います。この内容というのは多岐にわたると思いますので、もし答弁になかった、出てこなかったものに関しましては再質問させていただきます。お願いします。

教育長（向 美芳君） 議員の御質問にお答えいたします。

国で定められている防止対策、市独自の対策については、いじめ防止対策推進法が平成25年6月に公布されたことにより、本市において奄美市いじめ防止基本方針を作成しております。また、本市では令和3年度に生徒指導ハンドブックを作成し、学校と家庭、地域、そして関係機関が連携を図りながら、市教委が主催する管理職研修会や生徒指導主任等研修会、各学校の研修会、家庭教育学級等で幅広く活用しております。各学校は生徒指導ハンドブックを基に子どもの人権を尊重し、子どもたちが安心して学ぶことができる学校づくりに努めております。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） 先ほどお話がありました奄美市いじめ防止基本方針の中で、いくつかちょっとお尋ねしたいことがあるんですが、この中でいじめ問題対応チームの派遣及び助言ということは、どういうことを行うのか。今の③の御説明の中で、情報収集から早期解決をするためにという話があったんですけど、その中で、各学校で定めている独自のガイドブックだったり、このいじめ防止基本方針の中に定められている、そのいじめ問題対応チームの派遣及び助言という文言が、いろんなところに記載されているんですけど、それに対してはどのようなことを行っているのか、お尋ねいたします。

教育長（向 美芳君） 今お尋ねの件でございますが、事例に対応して派遣チームを整えまして、各学校に行きまして、場合によってはケース会議などを催したり、そういったことを判断する材料をですね、学校と情報共有しながらつなげていくというような形で派遣するというところでございます。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） この派遣というのは、教育委員会から学校に対して職員を派遣することなんですか。それがちょっと分からずに、どこからどこに来るの、派遣というチームというのは。お願いします。

教育長（向 美芳君） 教育委員会のほうから指導主事が派遣されて、学校のほうに訪問します。そしていろいろと内容を聴取して、そのあとの対応について検討するというところでございます。以上です。

7番（幸多拓磨君） そしてこの、同じくこの基本方針のほうからですね、いじめ防止基本方針の中にありました、これは実際、私自身もですね、御相談を受けているところでもあるんですけど、御存じだと

は思うんですけど、外国から帰化した児童・生徒や、外国人の児童・生徒へのサポート、そして発達障害などを含む障害を持たれている児童・生徒様に対するサポート等は、どのような形になっているんでしょうか、お尋ねします。これもこのいじめ防止基本方針の中に書いてある内容でございます。

**教育長（向 美芳君）** お尋ねの件でございますが、特別支援学級等、いろいろ問題等が発生した場合には、スクールソーシャルワーカーなども派遣して、事情、内容を聞いて、関係機関で連携をして対応するというようになっております。以上でございます。

**7番（幸多拓磨君）** ここでですね、ちょっとお願いというかですね、ちょっと一つ、もちろん学校サイドのほうも取り組んでくださっていると思うんですけど、例えば知的障害を持たれているお子様とか、例えば外国から帰化していない、帰化する前のお子様の場合ですね、例えば発達障害を持たれた方、そのいじめだったりとか、受けていることを学校の先生方や周りに相談しにくいという特性を持たれているお子様もいらっしゃると思います。あとその外国の帰化の問題に関しましては、帰化の申請を行っている途中だったりとか、そういった場合はトラブル等を起こすということにすごい敏感になっているということもあり、保護者の方も一緒になってですね、そういったことを我慢するという形も出てくると思います。ですので、通常の一般のお子様たち以上にですね、日頃から、未然にそれを防ぐようなですね、対策等、目を行き届かせるような形の取組を行っていただきたいと思います。それに対してどう思われますか、お願いします。

**教育長（向 美芳君）** お答えいたします。そういう帰国子女の方のいろいろな内容、いろんな相談内容について、管理職が対応したり、またスクールカウンセラーもおりますので、そういった形で話をしっかり聞いて対応しているというところでございます。以上でございます。

**7番（幸多拓磨君）** 学校教育法35条第1号の規定に基づき、当該児童等の出席停止を命ずるなどございますが、出席停止を執行した事例というのがあるのかどうか、お伺いします。と申しますのも、いわゆるそのいじめられている側が学校に行きたくないとか、この場にいたくないとかいうところというのがあるというお話、御相談も受けております。実際、もちろんですね、いじめる側に問題があると思いますけど、いじめる側も、やはりもしかすると被害者なのかもしれない、と申しますのが、今の社会においてですね、ICTの進化等において、我々、ここにいる、議場にいる我々が経験してきたような子どもの時代、人と人との関わりだったりとか、遊ぶときは外で遊んで、私だったら鬼ごっこだったり、ケイドロとかして遊んだりしたんですけど、やはり今の子どもたちは画面越しに遊びを多く得るだったりだとか、遊ぶ内容が変わってきていると思うんですね。そういったところで、よく聞くお話というのが、やはりコミュニケーションの能力的な部分がちょっと低いとか、低下しているとか、苦手とかいう方が多いとか、例えば人と話をするときに、人の表情で相手の気持ちを酌み取るのが苦手とかいう子どもたちも多いということをお聞きしております。ですので、結局はやって善いことと悪いことという、そのところの分別というところが、もしかすると我々は小さいころからげんこつをくらわされ、怒られ、厳しいことを言われ、やってきましたが、今の時代というのはそういったのが少なくなってきた関係で、そういった部分の善悪、善い悪いをまだ教えてもらわないと分からない子どもたちも多々いらっしゃると思うんですね。ですから、悪気なくしてしまういじめとかも、もしかしたらあるんじゃないかなと思うんです。ですから、いじめる側の対しての何ですかね、守っていかないといけないとか、次のステップというのも考えていかないといけないですし、背景というのは、その子どもたちによって変わってくると思うんです。ただ、しかしながら、そんな中でも、やっぱりいじめられている側が学校に行きたくないとか、先ほどのお話で不登校は0だというお話であったんですけど、実際にそれは裏では出てきている、あるということは事実だと感じております。ただ、その中でも親御さんであっ

たり、子どもは頑張っている学校に行っているという感じであると思いますし、学校においても、そういった思いをしながらでも、とにかく学校に行くということを繰り返されていると思います。そのように、いじめる側が堂々としていて、いじめられる側がそうやって陰をひそめるような環境があってはならないと思ひまして、そこで、私も相談を受けたことがあるんですが、ここで今、質問した、これもいじめ防止基本法にございます学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該児童、これいじめる側ですね、出席停止を命ずることができるということがありますが、実際、この出席停止を執行した事例というのがあるかどうかをお聞きます。それは小学校、中学校です、お願いします。

**教育長（向 美芳君）** お答えいたします。現在のところ出席停止という案件は上がってきていません。0でございます。以上でございます。

**7番（幸多拓磨君）** 教育長、これに関して0ということが、果たしていいのか悪いのかという、これは、時代の背景というものがあって、今の時代だから、今までの時代だから、それが道徳倫理ができていくということが前提であったからこそ、そのような形でよかったと思うんですね。これからの時代というのは、非常にまた本当、全ての産業において過渡期にありますので、そこをですね、本当に被害者、いじめられている側を守るということを徹底してもらうためには、こういったこともいとわないというですね、姿勢もですね、もっていかないといけないというときが来ると思います。きっと来ると思いますが、そのときには、しっかりといじめられている側を守っていくという姿勢をお願いしたいところでございます。

では次の質問に入ります。次ですね、④の中の二つ目なんですけど、教育長としていじめを0に向けての思い。そして、もし覚悟がございましたらお聞かせ願えればと思いますが、お願いできますでしょうか。

**教育長（向 美芳君）** お答えいたします。お尋ねの教育長としての思いや覚悟についてですが、いじめに関しては、いじめはどの児童・生徒にも、どの学校にも起こり得るもの。いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではないという認識を持ち、1件も見逃すことなく解消していくことが大切だと考えております。教育長としていじめ0を目指し、いじめを絶対に許さない学校づくりに邁進していく覚悟でございます。以上でございます。

**7番（幸多拓磨君）** もうほんと、思い伝わりました。ありがとうございます。そういった中ですが、令和4年から小学校が特に多いですけど、400人、300人といじめが現在続いているということは事実でございます。これが解決されているというお話がありましたが、その解決というのは、何をして解決なのかといったところも、非常に気にかかることがあります。ですので、その部分もまた今から出てくる質問でつながってくると思いますので。

次にですね、これは④の部分にかかるんですけど、先ほど僕は中国の思想家の話、孔子の話をしたんですけど、中国、同じく戦国時代なんですけど、2300年前の諸子百家でありですね、韓非子、性悪説を解く儒家の荀子に学んだといわれ、日々の行いを礼による道徳で矯正しようとした荀子の考えに反対というか、対しですね、法律によって抑えるべきだと主張したとあります。このいじめというものが、犯罪である考え、私思うんですが、それについてどう思われますでしょうか。

**教育長（向 美芳君）** お答えいたします。いじめは犯罪であるという考え方について、いじめ防止対策推進法によれば、いじめを処罰する規定はなく、刑罰的にも犯罪であるということは言い難いです。しかし、行為の多様により、法律に抵触することがあると認識しております。ただし、法律の抵触する事案が起きた際も、法的手段だけではいじめ問題を解決することは難しいと考えておりますので、学校だ

けではなく、ほかの関連する関係機関とも連携をし、問題解決を図りたいと考えております。以上でございます。

**7番（幸多拓磨君）** ありがとうございます。私もその法的にいじめが犯罪というふうには、なかなかできないところだと思うんですが、今、犯罪が低年齢化してきているわけですよね。ですので、小学生でも中学生でも、そういった罪に問われるような事案も増えてきています。今ですね、いじめを抑えるための方法というのは、僕ここで話させてもらったんですけど、大人であってやっていけないことは、子どもたちもやっていけない、子どもたちがやっていけないことは大人たちもやっていけないという考え方を基にですね、対等なやり取りをするということをベースにして考えれば、やはり人をたたいたりしたら、私たちだったら刑事事件で捕まりますね。捕まったらどこに行くとか、そういったのはあると思うんですけど、子どもたちも同じように、そうやって人をたたいたりしたら、そのような罪になるんだよと、そのような具体的な、よりこれが法に触れるんだ、犯罪になるんだということを、どのタイミングで教えていくかも大事かと思うんですよね。もちろん小学校の低学年とか幼稚園生にそれをお話するというのは、ただの押さえつけにしかならないと思うので、その問題はありますが、ではそれができないんだったら何ができるか。先ほどの話の繰り返しになるんですけど、道徳と倫理だと思うんですよ。正に道徳と倫理というものの中に、そのいじめの問題というのを、そのカリキュラムに入れ込んで、しっかりと子どもたちに落とし込みをしていく、その必要性はすごくあると思います。それはなぜか、先ほどの話の繰り返しになるんですが、我々が生まれ育ってきたこの環境というのは、今の時代じゃないわけですよね。本当にICTの進化のせいではないですけど、それがあってによって、遊び自体、人との関わり自体、変わってきた。我々なんか先生からビンタ張り飛ばされたりとか、げんこつくらわされるのは当たり前だった時代、今ではそんなこと絶対できない、御法度。そういった家庭内でのそういった指導も難しい状況にあり、私たちの環境とは違うのは、もう分かりきったことです。そうすると、やはりいかに何が大事かということを教えていくことだと思うんですけど、そのいじめに対する授業に、いじめ防止に対する授業に対する取り組み方、いかが思われますでしょうか。

**議長（奥 輝人君）** 答弁を求めます。

**教育長（向 美芳君）** まず、いじめを無くすその根底は、学校の中においては学級経営が核になると思いますが、その学級経営の中で、やはり支持的風土づくりといいますか、子どもたちが間違っていない、失敗していいんだと、そういう風土づくりをやっぱりやっていくことが、いじめや不登校やその他のいろんな事件をですね、未然に防ぐ土台になるんだろうと思っております。そういった意味で、一番力を尽くしていかなきゃいけないのは、やっぱり学校の中の学級づくりといいますか、そこが出発点だと私は考えておりますので、そういった中で学校全体の風土が作られて、子どもたちが楽しい学校の中ですね、過ごしていけるのではないかと考えております。以上でございます。

**7番（幸多拓磨君）** ありがとうございます。では次の質問にまいります。次の質問というかですね、同じようにですね、OJT、この④につながるところなんですけど、OJT、オンザジョブトレーニング等、行われていると思いますが、各学校が作成しているいじめガイドブック、教員は、先生方理解されていますでしょうか。また、内容についていじめが発生した際に、確実にその内容というのは実行されていますでしょうか。

**教育長（向 美芳君）** お答えいたします。いじめガイドブックの教員の理解について、国が定めたいじめ防止対策推進法や県が作成したいじめ対策必携を基に、本市全小・中学校で学校いじめ防止基本方針を策定済みであります。その内容は、ホームページの公表するなど、教職員はもちろんのこと、保護

者、地域にもその内容について周知を図っているところであります。また、いじめが発生した際について、学校いじめ防止基本方針に沿って実行できるように指導しております。以上でございます。

**7番（幸多拓磨君）** ありがとうございます。いじめ問題に関する、先ほどの話をすると、このオンザジョブトレーニング、OJTにつながると思うんですけど、先ほど答弁の中にもありました、いじめ問題に関する各種研修を複数回行っているとか、機会の充実に努めるとかもありますが、年間それでどれぐらいしているのか。そして、いじめが発生したときに、ここに載っているんですけど、PDCAサイクルの実行とありますが、そのようなことというのは、それは実行されているんですかね、先生方。プラン・ドゥ・チェック・アクション、それをしっかりと、ここに書いてあるとおりにやられていて、そして二度と起こさないように、それをやったということをどなたがそれを確認されるんですかね、学校長なんですかね。そこのところをちょっと教えてもらえますでしょうか。

**教育長（向 美芳君）** お答えいたします。学校におけるそういう個別の研修会等、事例研修会なんですが、年2、3回は必ず実施するようにしております。それから、PDCAですね、PDCAサイクルでしっかりと学校評価がされているかということでございますが、これもですね、各学校、しっかりと実施しております。各学期、そしてまた年間、最終ですね、1年間を通しての学校評価等も行っております。そうした学校評価を通して次年度の改善点を見つけて、次年度に生かしていくと、そういう形で実施しております。あと、プロセスについてもお尋ねだったと思いますが、学校において確認された場合には、各学校で設置しているいじめ対策委員会、そういった会をもちまして、情報収集を行った上で具体的な指導方針を決定しまして、解消の、早期解決に向け、学校全体で組織的に取り組んでおります。また、関係する保護者にも事実と指導方針の具体策を知らせ、再発防止の協力と見守りを依頼しているという流れでございます。以上でございます。

**7番（幸多拓磨君）** 教育長、あのですね、ここで先ほどされているというお話があったんですけど、実際、私は、お名前を出すことはできませんけど、御相談で、直にお話ししているんですよ。そして、実際、PDCAサイクルの事項とか、そういったことに対してはされていないわけですよ。そこって、今一度ですね、私のように全部のことを言っているわけじゃないですよ。全体的に、本当にその子どもたちのためにですね、いじめを二度と起こさないようにするために、先生方、御自身をもちろん守るためでもあるわけですね、こうやって繰り返さないということは、御自身を守ることでもありますし、御自身のためにもなると思うので、このような内容というのをもう一度ですね、先生方に落とし込みをしていただきたいと思っています。是非お願いします。

次の質問、⑤いじめの早期発見への取組についてお尋ねします。アンケートなど行われているようですが、どのような形でアンケート、またタブレットや電子機器を使ったSOSの受入れをされていますでしょうか。お尋ねします。

**教育長（向 美芳君）** 議員の御質問にお答えいたします。いじめの日常的な実態把握のために、文部科学省はアンケートの実施を年4回以上と定めておりますが、本市では年5回以上するように確認し、全学校で実施しております。具体的なアンケート内容や方法といたしましては、県総合教育センターが作成している学校たのしいーとや学校独自のアンケートをタブレットや紙媒体で行い、いじめ問題の認知や教育相談に生かしております。タブレットや電子機器を使ったSOSの受入れに関しては、本市や県教育委員会による悩みの相談窓口があり、いじめ等に関する相談や情報収集が行われております。これらの情報は学校にも共有され、問題の解決や支援に生かされております。以上でございます。

**7番（幸多拓磨君）** 私はここでお聞きしたいのは、まずですね、アンケートを取るときに、私が学生の

頃、小学校とか中学校の頃、みんな机に目をつぶって伏せなさいと、これで何々した人は手を挙げなさいとか、そういうふうな感じでアンケートとか取ったりとかしていた経験もあるんですけど、これも正直な話、絶対手を挙げられないですね。もう怖くて手を挙げられないですね、絶対ばれますからね、気配とかで。じゃ、例えば今ここである学校たのしいーとやSNSチェックシートの活用とあります。それとは別に、先ほどの答弁の中で本市に対する電子機器など使ったSOSの受入れとかあったんで、これは別物だと私は今受け止めたんですけど、学校たのしいーとと、このSNSチェックシートというのは、どのような内容で、どのような形でやっているのか、お尋ねしたんですけどいいですか。

**教育長（向 美芳君）** お答えいたします。学校たのしいーとにつきましては、紙媒体でアンケートの項目がございまして、そこから、その中から選ぶというような形で実施されております。あとタブレット等、電子機器等を使ったそういうものについては、最近よく取り上げておりますように、子どもたちのそういった悩み窓口を増やそうということで、学校で取り組んでいるところでございます。いろんな形で今学校の中では情報収集が行われているということでございます。以上でございます。

**7番（幸多拓磨君）** この学校たのしいーととSNSチェックシートというところ、SNSチェックシートの今答弁はなかったんで、学校たのしいーとでちょっと紙媒体ということをお聞きしたんですけど、先ほどの話とやっぱり似ているところがあって、今の時代、そのタブレット等が扱われているんだったら、そのアンケート調査等も、何と言うんですかね、本市とかでインターネット電子機器でSNS受入れあると、そこまで子どもたち行ききれないと思うので、例えば、教室等で何ですか、アンケート等をするときも、そういったのを使ってもいいのかなと思ったりしました。それは紙を集める必要もない、紙だったら透けて見えたりとか、落ちてしまったら名前が出て、そこにどんと回答したことが、やはり表に出てしまう。そういうところはやはり優位的な子がいたとしたら、ちょっと優しい子を勝手に見てしまうこともあるかもしれません。そういったきちんとした、その子のことを守ることができていたらですね、子どもたちの各ひとりひとりの人権というのが守れていたら、その子どもたちはしっかりとSOSを発信すると思うんですよ。ただそれが守られてないんじゃないか、もしかしたらばれてしまうんじゃないかといったところから、SOSの発信ができないということがあり得るかと思えます。実際ですね、私が御相談を受けた方もですね、いじめを受けていました。家に帰って泣きじゃくって親に話をしていました。そこで、学校に私も行ってお話ししたんですが、そのときのいじめのシートには、自分はいじめられてないと書いてあるんですよ。分かります。それは、物を言えない状況にあるわけですよ。それが実質、我々がなかなか見ても分からないことなので、SOSを出しやすい環境というのを作っていかないといけないと、やはり思うんで、そういったことを基にですね、これからも本当にですね、気をつけてほしいと思います、そういったところには。見えてない、氷山の一角だと思います。是非そういったところですね。いじめられている子、いじめていると感じてない子、多くいると思います。ただそれを親に言えない。それはなぜか。心配かけたくないから。そういった方々も多くいらっしゃるということを御認識の上ですね、活動していただきたい、目を光らせていただきたい。子どもたちを守ってほしいと思います。

⑥これはですね、ちょっとほかにも先ほど質問にもつながってくるので、これ、一応お聞きしますが、保護者と学校の連携、いじめの相談窓口の創設についてお尋ねします。保護者から相談や学校側がいじめを発見したときの連絡形態や、また相談窓口は学校単位であるのかどうか、お示してください。

**教育長（向 美芳君）** 議員の御質問にお答えいたします。先ほどの学校たのしいーとのことですが、紙媒体ということをお答えしましたが、現在、タブレットでもできるということでございます。秘密といいますか、先ほど御指摘のとおり、そういう子どもたちの秘密を守るという意味では、そういった機器を使ってアンケートを取るという形に移行しているということでございます。今、お尋ね

の件ですが、相談窓口につきましては、各学校ではいじめ問題に関わらず全ての悩み相談について、管理職や担任、養護教諭等による窓口を設置しており、児童・生徒や保護者に周知しております。その際、いじめ問題に関する相談であった場合は、問題の解消に向けて学校全体で組織的な対応を行っております。以上でございます。

**7番（幸多拓磨君）** はい、分かりました。では、次の御質問にまいります。2、福祉行政について。

（1）奄美市における引きこもりの現状についてお聞きいたします。厚労省のホームページにありました特定非営利活動法人KHJ全国引きこもり家族会連合会引用ですが、平成27年、2015年です。ね、始まった生活困窮者の支援窓口では、80・50問題、80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題というように、高齢の親が経済的にひっ迫した状態で相談に訪れる例が共通に確認されている。困窮するにつれて親の年金に生活を依存するなどの状況に陥ることも指摘されている。親が要介護状態になることで、子どもが離職するなどの要因も社会的孤立や経済的なひっ迫の背景となっているとございました。そこでお尋ねいたします。

①奄美市における小学校、中学校、高等学校へ通学している子どもたちの引きこもりの推移についてお示くださいというふうに、ちょっとこちらはお尋ねしたんですが、前回、高校は管轄外ということでお答えできないということでしたので、先ほどの質問に係るところなので、こちらはもう省かせていただきます。

②当市における成人以上の引きこもりの現状、直近3年間の推移をお示ください。18歳以上で学校へ行っていない、仕事を行っていない方の人数でございます。お願いします。

**福祉事務所長（石神康郎君）** それではお答えをいたします。議員お尋ねの本市における18歳以上で学校に行っていない、仕事を行っていない方の正確な人数につきましては、把握をできておりません。引きこもり状態にある方につきましては、当事者がほとんど外出せず、家族も周囲に知られたくないという事情等から、問題が表面化しづらく、本市におきましても正確な人数がなかなか把握できていないのが現状でございます。ちなみに、内閣府の定義によりますと、引きこもりににつきましては様々な要因の結果として、社会的参加、義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交流などを回避し、原則的には6か月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状態となっているところでございます。この定義に基づく内閣府による令和4年度の調査で18歳以上、60歳未満の引きこもり状態にある方は、全国で約146万人と推計されているところでございます。以上でございます。

**7番（幸多拓磨君）** そうですね、私もこれって、なかなか数を把握するのは難しいと思うんですけど、実際、その内閣府のほうで146万人と発表されている、これを調べている、実際、アンケート等、やっぱり行ってですね、アンケートが返ってくる、返ってこないというのはあると思うんですけど、やはり、このアンケートを行う理由というのは、やはりそういった方々にやっぱり支援をしていかないといけないと、私は思うんですよ。何らかの形で我々、わたしたち行政のほうで何らかの手助けをしてあげる、そしてその方々が一日も早い社会復帰等を行えることができるようにですね、働きかけをしていくとか、そういったことも必要なのかと思ってですね、提案させてもらいたんですけど、是非ですね、これは確実に返ってくるか、返ってこないか分からないですけど、そういうアンケート等をですね、取り組んでみていただけないかなと思います。

では、次の質問にまいります。③奄美市の80・50問題の現状について。こちらと同じような回答になるとは思うんですけども、80代の親と50代の子が同居し、経済的、社会的に困窮する状態を指します。働いていない中高年の子どもと、要介護認定を受けている高齢の親という構図は、奄美市において何世帯あるのか。またそうでない場合も含めて、直近3年間の推移をお示くださいということですが、難しいですね。分かりました。大丈夫です。

では、次の質問にまいります。3、交通機関について。(1)現在、他自治体における自動運転バスの利用が行われておりますが、自動運転バスへの当市の取組の現状、お考えをお尋ねしたいと思っております。ちなみにですね、自動運転バスのほうは皆さん御存じだと思うんですけど、レベル0からレベル5という形で規定というか、形がありましてですね、レベル0は人が運転するわけですね、レベル1が人で自動運転が、少し自動化が進んでいる。これ、ちなみに自動運転レベル2というのがハンズオフですね、手の開放。自動運転レベル3はアイズオフ、目の解放。自動運転レベル4はブレーンオフ、脳の解放が一定条件下に可能になるということになっていきます。

①質問としてですね、それを踏まえて中心地から離れた人口の少ない集落において、移動の手段が非常に少ない地域がございます。バスの運転手さんもやっぱり少ないということもあってですね、また支援して手伝ってくれる近所の方々、乗せてくださる方々もいっしょに地域において必要と思われませんが、見解はいかがかと思っております。人口およそ5,000人の北海道の上士幌町というところがあります。例を出してですね、今からちょっとお話しさせていただければと思うんですが、カメラお願いできますか。こちらですね、これが2022年から実証実験が始まっている、これは11人乗りの自動運転バスです。次をお願いします。これはフランス製のバスなんですけど。はい、お願いします。これは時速が20キロ。はい、ハンドルなし。はい、これ、免許証を持っていない方でも乗務員になれるんじゃないかという話なんです。次をお願いします。このような形でルートを組んで走っています。はい、お願いします。時刻に合わせて停留所へということですね。次をお願いします。これは町長さんですね、このような形で、もう違和感ないということで。次をお願いします。これはレベル4、自動運転レベル4というのはですね、先ほどお話のブレーンオフ、脳の解放ということで、運転手もいない、ハンドルももちろんない、完全自動に近い状態ですね、を目指しているということで、これが今、このような形ですね、今、実証実験2022年の12月のこれはニュースの画像なんですけど、これはユーチューブのほうにあったんで拾ってまいりました。ですから、それから約2年経とうとしているんですが、それまで無事故らしいんですよ。一度も事故はないらしいです。乗員がですね、11人まで乗れるということで、これは例えば、イメージしたのがですね、例えば、朝戸から小湊へ向かうところの路線だったりとか、あと住用だったりとか、あとほかにもいろいろ地域はあると思うんですけどね。何か、結構利用できるようなイメージがあってですね、こういったものを考えた上でですね、ちょっと質問なんですけど、見ていただいた上でですけどね、この中心地から離れた人口の少ない集落において、移動の手段、非常に少ない地域、必要と思われませんが、見解はいかがかと思います、お尋ねいたします。お願いします。

**商工観光情報部長（麻井庄二君）** では、自動運転バスについて、お答えをいたします。

議員御案内のとおり、自動車の自動運転運行につきましては、交通事故の削減、地域公共交通の維持改善、またドライバー不足の解決につながる期待として国においても取組を推進しているところでございます。また、その自動運転レベルにつきましても、国土交通省において自動ブレーキなどの運転支援とするレベル1から、全ての運転をシステムが実施する完全運転のレベル5まで位置づけているところでございます。地域公共交通への自動運転の導入につきましては、ただいまありました令和5年4月の道路交通法改正に伴いまして、自動運転レベルによる許可制による運行が可能になるなど、実証事業が今展開されているところです。本市におきましても、利用者の減少や運転手不足など、地域公共交通の維持が課題となってきておりますが、一方、地域住民でお互いに支え合う地域支え合い体制づくりの推進によりまして、福祉サービスの一環としての移動支援の導入など、生活手段の資源の乏しい地域における取組も現在進められているところでございます。自動運転バスの導入にあたりましては、車両の技術開発による安全性の確保、また運行する地域の理解と協力、走行環境の確保など、多くの課題はあるものの、地域公共交通の新たな施策として示されているところではございます。本市における持続可能な交通体系の在り方を広く考えていく中の一つとして、自動運転バスの導入可能性も含めて、今年度

予定される地域公共交通計画の策定に向けた議論の中でも検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

7番（幸多拓磨君） 分かりました。引き続き御検討のほどをよろしくお願いいたします。

②本市においての交通空白地域をお示してください。そしてその交通空白地域への本市としての取組があったら、お示しお願いいたします。

商工観光情報部長（麻井庄二君） では、公共交通空白地域の定義といたしましては、バス、タクシーなどの交通事業者による輸送サービスの供給量が、地域住民または観光客を含む来訪者の需要量に対して十分に提供されていない過疎地域や、交通が著しく不便な地域ということになっております。また、道路運送法による国土交通省の制度基準におきましては、半径1キロ以内にバス停留所がない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域となっております。現在、バス路線は市内全域で運行されておりますので、本市の中ではですね、恒常的に不足している交通空白地域というところは、ごく一部に限られるのではないかとこのように考えております。

7番（幸多拓磨君） 今、ごく一部に限られるとおっしゃった、ごく一部、あることはあるんですか、そんな地域が。

商工観光情報部長（麻井庄二君） 具体的な地域を上げていいかどうかはありますが、住用地区に一部あるかと思います。

7番（幸多拓磨君） その地域の情報をここで言っただけでいいか悪いか、判断し兼ねる部分があると思うんで、そのところは後ほどちょっと御教授いただければと思います。

③ライドシェアの進捗、その先ほどあった交通空白地域、一部あるという話だったんですけど、本市の対策をお示しいただければと思います。

商工観光情報部長（麻井庄二君） まずライドシェアについてございますが、一般ドライバーが自家用車を使って乗客を有償で運ぶ、これがライドシェアでございます。この導入につきましては、全国的なタクシー不足と過疎地域、観光地における交通手段の確保難ということを背景に、今年4月から東京など一部地域でタクシー事業者が運営主体となりまして日本版ライドシェアがスタートいたしております。この運営にあたっては、事業者、つまりタクシー事業者のほうですが、事業者が既存のタクシー車両と同じく運行管理、安全整備管理を行っていくということになっております。また、自治体、NPO法人が行います自治体ライドシェア、これは自家用有償旅客運送となりますが、この制度はバス、タクシーがない公共交通空白地域において認められるものでございます。この制度の導入にあたっての要件緩和も図られるなど、地域公共交通の維持確保に関する施策が現在拡充されてきているところでございます。ライドシェアの導入にあたりましては、利用者の安全性の担保、またタクシー事業者との連携など、様々な課題があるかと思っております。国における動向も注視しながら、本市における持続可能な交通体系の在り方について、他の自治体の事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

7番（幸多拓磨君） 実際、市としてのライドシェアに対する取組とかは、これは民間次第ということもあって、なかなか行政が入り込めないとかいうのがあるんですか。もし、何か今、前回もちょっと質問させてもらったんですけど、確か年内とか、いろいろ話があると思うんですけど、国の方向性として、どのような形になっているのかとか、ちょっと情報が分かればありがたいなと思うんですけど、お分かりの範囲で大丈夫なので。

**商工観光情報部長（麻井庄二君）** ちょっと分かりにくかったと思いますが、まずライドシェアを導入するにあたっては、先ほど言いました1キロ以内にバス停留所がないとか、30分以内にタクシーの配車がされない、そういうところの公共交通の空白地域というのが認定されなければ、ライドシェアはそういう認定をされた地域にライドシェアを入れるということになっておりますので、本市においては現在のところ、そういう公共交通の空白地域を認定されておりませんので、現状としましては、今のところはライドシェアの導入は難しいというふうに考えております。

**7番（幸多拓磨君）** 結構中心都市でもライドシェアって、今始まっているようなことを聞く、あれとはまた違うんですか。またライドシェアにも種類があるということですか。

**商工観光情報部長（麻井庄二君）** 答弁繰り返しになりますが、東京などの一部地域で始まっておりますのは、タクシーなどの台数が足りない、そういうことで東京などでは始まっております。東京などで始まっているライドシェアと、地方で今やっているものというのは、ちょっと本質的に違うところがございます。

**7番（幸多拓磨君）** ありがとうございます。では、次の質問にまいります。4、電力インフラについてお尋ねします。

（1）九州電力の電気料金値上げが始まりますが、奄美市としての支援の必要性についてお尋ねします。①本市としての電気料金上昇への市民に対する支援の見解をお聞かせください。前年度同月比43.8パーセントの上昇との新聞においての記事がございます。お願いします。こちら皆様も御存じだと思うんですけど、ちょっと拡大してもらっていいですか。これは表がありますね。これは朝日小学生新聞という記事だったので、小学生にも分かりやすく書いてあるような感じの表なんですけど、実際、南海日日新聞にも奄美新聞にも載っていたと思うんですけど、地元紙ですね。5月31日の南海日日新聞のほうでもあるように、昨年の7月の請求分が、今年の7月、5,251円から7,551円になると、上昇率が前年度同月比43.8パーセントという大きな上昇率となりました。そこで、今後ですね、エネルギー貧困が出てくるんじゃないかなという心配がございます。電気料金の節約のためエアコンを切ることによる熱中症患者の方も増えたりするんじゃないか。そして、例えば家の中で酸素を医療として使われている方々の電気料金とかですね、そういったのも上がり、家計の負担になるんじゃないかということもあります。市民の方々に対する支援の見解をお聞かせください。

**市長（安田壮平君）** それでは、幸多議員の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり九州電力管内における電気料金につきましては、国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の支援制度の終了に伴う影響と、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の上昇により、使用量が平均的な家庭の場合、7月請求分からの料金が7,551円と、6月請求分よりも450円、6.3パーセント上昇となることとでございます。前年同月比となると2,300円、43.8パーセントの上昇ということとでございます。国の支援制度につきましても、世界的な燃料価格高騰に伴う一時的な措置であり、電気料金の水準自体は国の支援制度導入前よりも若干の上昇になるとのことではございますが、原油高、物価高騰も重なり、市民生活や社会経済に影響を及ぼしてくるものと認識しております。本市におきましても、令和4年度に市内事業所に対して高騰した燃料費や電気料金、ガス料金の一部を支援するエネルギー価格高騰対策事業を実施するなど、情勢に応じた施策を講じてきたところでございます。また、今般も地域経済の下支えや物価高騰対策としてプレミアム商品券ほーらしゃ券事業など行い、少しでもこういったことがですね、この電気料金高騰の対応の一助となればと思っております。また、熱中症対策の一環としましては、先般、新聞報道等でもありましたとおり、

市内11か所の公共施設をクーリングシェルター、指定暑熱避難施設として指定する予定としており、熱中症など健康に重大な被害を及ぼす暑さへの対策はもちろん、クールシェアによる家庭内電気代の削減効果も期待されるところでございます。市民生活に対する支援につきましては、社会情勢を注視しつつ、国・県の施策と連動した総合的な物価高騰支援対策として検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

**7番（幸多拓磨君）** ありがとうございます。今の時点でまだ国や県、そういった話はないということですね。今後、出てきたらまた、単独でやると。やはりかなりきつい形になると思いますので、そのところはいたしかたないと思いますが、どうかしっかりと見ていただければと思います。  
以上をもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（奥 輝人君）** 以上で、チャレンジ奄美 幸多拓磨君の一般質問を終結いたします。  
以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。  
明日、午前9時30分、本会議を開きます。  
本日は、これにて散会いたします。（午後3時43分）

第 2 回 定 例 会  
令和 6 年 6 月 21 日  
(第 4 日 目)

6月21日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帯 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 部 参 事	松 崎 幸 一 郎 君	総 務 課 長	藤 江 俊 生 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	川 畑 良 二 君	地 域 総 務 課 長 ( 笠 利 )	田 畑 文 博 君
総 務 課 参 事	屋 島 寿 郎 君	市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君
世 界 自 然 遺 産 課 長	久 保 和 代 君	保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君
高 齢 者 福 祉 課 長	盛 功 一 君	い き い き 健 康 課 長	中 村 明 広 君
商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君	商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君
紬 観 光 課 長	赤 崎 広 和 君	産 業 建 設 課 長	植 田 斉 久 君
産 業 振 興 課 長	肥 後 健 作 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君

6月21日(4日目)

農林水産課長	川畑 博行 君	農林水産課長 ( 笠 利 )	川畑 健朗 君
建設部長	坂元 久幸 君	建設課長	平 和也 君
上下水道部長	川上 浩一 君	教育部長	正本 英紀 君
学校教育課長	小出水 明洋 君	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	夜差 輝信 君
農業委員会会長	岸田 国広 君	農業委員会 事務局 会長	池 秀平 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	向 井 涉 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	押 川 治 君
議事係長	田川 正盛 君	議事係主査	重井 真人 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各時持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくお願いいたします。

更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、奄美笠誠会 泉 義昭君の発言を許可いたします。

12番（泉 義昭君） 最初に市民の皆さん、議場の皆様、傍聴席で御覧の皆様、おはようございます。自由民主党奄美笠誠会の泉 義昭でございます。まず、一般質問の前に所見を少々述べさせていただきます。昨年の市議会議員選挙から7か月を迎えますが、今回3回目の一般質問となります。今年の3月の26日にこれまで無所属でありましたが、前田議員と2名で奄美笠誠会の会派結成をいたしました。この場をお借りいたしまして改めて御報告をいたします。2人とも新人議員ではありますが、奄美の活力と更なる発展のために市民の目線に立ち、議会運営の中でほかの議員とともに精一杯努力してまいり所存でございます。今後とも市民の皆様方の御意見御指導をよろしく願います。

それでは質疑に入る前に質問事項の訂正をよろしく願います。通告してあります大きな1番の③と④、自転車と電動の間違い、誤字ですので、自転車に変更をお願いをいたします。

それでは、3点ほど質問させていただきます。まず、1点目、観光客の交通手段は、ほとんどバス、レンタカー、タクシーになっているが、施策等はないか。奄美も令和3年7月に世界遺産登録され、奄美への観光客が増加傾向にありますが、観光移動手段となるバス、タクシー、レンタカーの利用状況が満足できるように確保されているか。タクシー不足、運転手不足については、昨年、幸多議員からも質問があったと思いますが、その後の現状は、どうなっているのか。支援の取組は行っているのか。また、近年では、地域の人口減少や高齢者などによりバス、タクシーなどの交通手段が縮小してきているように感じます。バス会社では、運転手不足によるバス運転手の人材確保するうえで働き改革を行ったり、バスの路線変更などもしているようですが、観光客の移動はもちろん地域の高齢者の移動手段としても支障を来していくことが懸念されますが、現実問題としてこのような観点から観光向けや地域交通手段の施策がございましたら御答弁をお願いします。

次の質疑より発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。それでは、泉議員の御質問にお答えいたします。

聞き取りの中でタクシー不足、運転手不足の件ということでございましたので、そのことについてお答えをさせていただきます。まず、本市で稼働するタクシー台数について答弁をいたします。直近5年間を見ますと、平成30年度の登録台数は180台でありましたが、令和6年4月現在の登録台数は104台となっており、5年間で80台弱減少しております。この間の推移を申し上げますと、令和元年度149台、令和2年度146台、令和3年度137台、令和4年度101台と年々減少し、令和5年度中においては、令和4年度末に廃業した事業者から他社への移動があったことから令和5年度104

台と微増となっております。また、市内タクシー運転手の増減数でございますが、本市が、新型コロナウイルス感染症対策として実施しました奄美市タクシー事業者等支援給付金事業の令和2年度の給付実績が、7社139名でございます。昨年度、市内タクシー事業者に聞き取りをした運転手の数が、6社83名となっております。3年間で56名の減少があったものと認識しております。更に、今回改めて聞き取りをしましたところ最新の情報としては、6社82名と全体で1名の減少となっております。本市におけるタクシー事業者への施策といたしましては、運転手の人材確保策としてキャリアアップ助成事業においてタクシーの運転に必要となる二種免許の島外での資格取得にかかる費用の一部を助成する事業を実施しているほか、働きやすい職場づくり応援事業や島外から移住してタクシー運転手として勤められた方に経済的な支援をする人材確保就職支援事業を展開し、人材不足の解消につなげていけるよう支援に引き続き取り組んでおります。更に、本年度におきましては、奄美大島5市町村が、一体となって地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランである奄美大島地域公共交通計画を策定いたします。本計画の策定にあたっては、公共交通の利用状況及びニーズ調査等を踏まえて構成する各地域の課題を整理し、公共交通の活性化の方針を決めていくこととなっております。本市における持続可能な公共交通に関しましても議論を深めていきたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願いたします。

**12番（泉 義昭君）** 市長、ありがとうございます。今、タクシーなりその現状をお聞きしたところ、かなり減ってきているのが現状です。というのはですね、今、笠利のほうではレンタカー会社たくさんあるわけなんですけど、ほとんどがもうレンタカーを利用しているという状況なんですよ。ですからやっぱりそこは、レンタカー会社が儲かるのも大変すばらしいことだと思います。やっぱりレンタカー会社にだけ任すんじゃなくて、やっぱり市としても、やっぱりバス、タクシー会社あるわけですから、そこは本当に真剣にね、話をして、どういうところがやっぱり必要なんですかと、そこはやっぱりしっかりと話し合っていていただいて支援をしていくと、そういう形に是非持っていただきたいというふうに思います。それでは、2点目ですが、今言った現状がありますので、バス会社、タクシー会社への委託連携についてということで、通常のバス利用は、路線や到着時刻が決まっております、観光時間のロス等のリスクが高く、観光客も利便性が確保できないと考えます。バス、タクシー会社へ委託を行い、タクシー、小型バス路線を活用した走行ルートや歩道を造るなど観光スポットを設定し、観光客へ魅力ある自然、文化を楽しめるなど需要を高める効果をつなげることを考えていただきたいと思います。これについて答弁をよろしくお願いたします。

**商工観光情報部長（麻井庄二君）** おはようございます。では議員の御質問についてお答えいたします。現在、奄美大島の観光の移動手段は、レンタカー、路線バス、タクシーなどが主流となっております。観光タクシーやバス事業者で販売している路線バス乗り放題券を活用しての島内の周遊観光、また、団体旅行による観光バスツアーでの観光などが主になっているようでございます。また、本市といたしましては、奄美満喫ツアー助成事業におきまして、島内での団体旅行に対しては、バス等を利用した周遊ツアーを実施する際の支援も行っております。奄美大島への団体旅行の誘致を促進し、二次交通を活用した観光旅行の充実を図っているところです。そのほかにも移動手段としましては、県と奄美大島5市町村で連携して取り組んでおります自転車を活用した観光のサイクルツーリズムの推進にも取り組んでいるところでございます。議員御質問のバス会社やタクシー会社に委託などをして観光交通の需要を高めることについてでございますが、タクシーにおいては、運行台数の減少によりまして買い物や通院など必要なときに手配ができないと、そういうことで市民生活にも影響を及ぼしていること。また、バスにおいても運転手不足がみられるということで非常に厳しい運行状況が続いているところでございます。つきましては、県やバス、タクシー事業者、また観光関係団体なども情報連携を密にしながら、まず、現状の取組を維持しながら継続していくことが重要であると考えておりますので御理解を賜りた

いと思います。

**12番（泉 義昭君）** ありがとうございます。昨日ですね、一般質問の中でタクシーの待ち時間が30分以上かかる場合は何らかの補助があるという、ちょっとすいません。ちょっと間違いかも分かりませんが、やっぱり現実問題、タクシー会社、バス会社、非常に大変な状況になっています。新聞でも失礼ですが、バス会社については、毎日広告を出して募集をしている状況なんですよ。やっぱりこれ毎朝私も新聞を読むわけなんですけど、これは大変だなと本当に感じているところです。ですから、やっぱり観光客がやっぱりいかにして奄美大島を楽しい旅行で何日間予定をして来るわけですから楽しくやっぱり時間のロスがないように楽しくできることをやっぱり基本として考えるべきじゃないかなと思いますので、是非そこらあたりは、やっぱり考えていただきたいというふうにお願いをして終わりたいと思います。

次、3点目ですが、笠利地区の海岸線一周回りが貸し自転車、貸し自転車車両の観光道路についてということで、現在のところ笠利地区においては、海岸線沿いを自転車や歩道でサイクリングで観光巡りを回れる箇所が、空港近くからあやまる岬までの海岸線に沿った歩道だけと私は、認識していますが、観光客の満足度を高めるためにも、内海となっている内海の中にホテル、宿泊施設が海岸線沿いであります。また、マリンスポーツができる場所などをサイクルロードの歩道をつくり、町内一周できるようになればと考えおります。今、私もですね、笠利町一周たまに周るんですけど、ほとんど歩道があるんですよ。歩道があるんですけど、やっぱり海岸線沿いで歩道がないところをつくることによって観光客、また地域の住民が一周をして、やっぱり島の良さを味わい、観光客も奄美ってよかったなど、すばらしいところだということをやったり実感をしていただくためにも是非お願いをしたいと思います、そこについて御答弁をお願いいたします。

**笠利総合支所事務所長（國分正大君）** おはようございます。それでは、2点あったと思います。まず、1点目が、サイクリングロードと言われている道路、これは新たな道路と、いわゆる設置の話と、また、コースの設定ということで質問の中でありましたので、この2点をお答えさせていただきたいと思います。まずですね、前後しますが、サイクリングロードのまずは設置についてです。設置と言うか、コースの設定ですね、ついてお答えいたします。まず、笠利地区の海岸線を貸し自転車や貸し電動車両で一周巡ることができるいわゆるサイクリングロードと言っていますが、この設置についてでございますが、議員御案内のとおり、笠利地区においては、サイクリングを目的とした専用道路が平成5年に完成いたしました。奄美空港からあやまる岬観光公園までの海岸線に所在するサイクリングロードとなっております。しかしながら自転車や電動自転車、電動キックボード等によるサイクリングにつきましては、車両の種類によって車道や歩道の走行について規制があるものの、既存の道路や歩道を活用することも可能であると考えております。議員御提案の笠利地区の海岸線をサイクリングで巡ることができる周遊ルート観光コースの設定につきましては、奄美大島5市町村で構成する奄美大島チャレンジスポーツ運営協議会が調査しました奄美一周サイクリング実踏調査レポートや、笠利地区の29集落の観光名所が掲載されている奄美市笠利地区集落（シマ）歩きガイドマップ等を参考にしながら、新たな観光コンテンツ造成による地域活性化について、今後検討してまいりたいと考えております。なお、冒頭質問のありました新たな道路の設定ですが、笠利地区の海岸線を周遊できる新たな道路の整備につきましては、御存じのとおり国立公園区域等の規制とか、または海岸線の土地の境界の確定など考慮しなければならない点が多々ございます。すぐすぐにというわけにはいけませんので、今後の研究課題ということで答えさせていただきます。以上です。

**12番（泉 義昭君）** 一周サイクリングロードを造るということは、やっぱり県の観光指定をされたそういう地域があるということで、なかなか難しい点もあろうかと思いますが、やっぱり、将来やっぱ

り奄美の活性化、やっぱり観光をやっぱりしていくうえで、これはもう是非時間はかかると思いますが、県とかそこらあたり是非話をさせていただいて頑張ってくださいと思います。これは市民の声です、是非よろしくお願いをしたいと思います。

次、4点目ですが、住用、笠利地区で貸し自転車、貸し電動車両の配車の設置についてということ、まずは住用地区においては、マングローブやヘゴ原生林、カヌー観光など自然豊かさを実感できるところがたくさんあります。私も実際周ったことがありますので、観光客のスポットであると認識していますが、現在、観光客への貸し自転車は、三太郎の里では、自転車貸し出し配車センターの設置がされているようですが、電動車両、キックボードの貸し出しを行うことにより観光客の利用者の需要が高まるのではと考えますが、また、笠利地区においては、先ほども述べましたようにサイクリングが楽しめる、やっぱり同じように自転車、電動自動キックボードが貸し出しできる配車センターの設置を造ってもらいたいと思います。というのがですね、またすいません。個人的なアレなんですけど、空港から、名瀬から私帰る途中、レンタカーが全部もう、ちょっと勘違いじゃないかなと思うんですけど、名瀬方向にバンバンバン走っていくわけなんですよね。というのは、何を言いたいかというと、是非やっぱり奄美全体を観光目的で観光客いらっしゃると思いますけど、帰りの一日ぐらいは笠利町で空港もあるわけですから笠利町でゆっくり宿泊をして笠利町のそういう自然、海をやっぱり満喫してもらって、よかったなという気持ちで帰っていただければと思いますので、そういう場合は、どうしてもやっぱりちょっとした場所に行くにもタクシーは時間を待たなくて、バスは時間待ちをしないといけない。そういう点もありますので、やっぱり自転車とか電動自転車、キックボードをやっぱり貸し出しすることによって、ちょっとしたやっぱり観光巡りができるんじゃないかなと思いますので、そこらあたりを答弁をよろしくお願います。

**住用総合支所事務所長（平田博行君）** おはようございます。議員御質問の住用地区での貸し自転車、貸し電動車両についてお答えをいたします。まず、貸し自転車につきましては、先ほどありました住用観光交流施設三太郎の里において平成30年のオープン時から実施をしております、所持台数につきましては、15台。利用料金は3時間300円で貸し出しをしております。御存じのとおり住用地区は、世界自然遺産に特に密接した地域でございます、今年3月にゼロカーボンシティ宣言を行った本市としましても、手頃でエコな移動手段である貸し自転車を活用した観光散策は非常に効果的であると認識をしております。議員御提案の住用地区の多様な観光スポットを巡るサイクリングルートにつきましては、周遊ルート設定や利用客への案内表示などの検討を進めながら貸し自転車の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、貸し電動車両につきましては、住用地区では、実施をしておりません。奄美へ旅行で来られる方は、空港及び港周辺でレンタカーを借りることが大半でございますので、需要として未知数なところでございます。そのため観光客のニーズなども注視しながら今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。以上でございます。

**笠利総合支所事務所長（國分正大君）** 次に、笠利地区の電動自転車の関係を説明いたします。笠利地区におきましては、直近調べたところ、4業者が笠利地区内で電動キックボードまたはミニバギーカー、電動アシスト自転車というのを民間の方が行われております。こちらのほうですね、我々としても先ほど言いましたように笠利地区で滞在してやっぱり笠利の観光を楽しんでいただけるようにできる限りいろんな広報等も使いまして周知のほうを徹底させていただきたいと思っています。以上です。

**12番（泉 義昭君）** 住用、笠利、住用については、今後検討をしていくということで、奄美最上位計画ということがこれからありますので、やっぱりまず観光スポットを中心にそこらあたりは是非お願いをしたいと思います。笠利については、同業者が、かなりあるというのは実際私も分かっております。

ですからそこは、市として、やっぱりこういう取組をしているんだというのをやっぱり示すうえでも今後考えていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、大きい2番目、市道・県道の登坂トンネル計画についてということで、1番目、笠利地区の地域生活維持活性化を目指してということで、1点目、奄美本島では、トンネルが至るところに開通され交通路線が改善されているが、笠利町登坂トンネル開通の長期計画についてということで、まず質問ですが、笠利町を一周したときに、それぞれの地区から隣の集落へ自転車、車で移動する際に登坂を感じる箇所が、笠利から佐仁、赤木名、笠利へのトンネルを長期計画で平坦でやさしい道路開通を計画はできないかということで答弁をよろしくお願いします。

**建設部長（坂元久幸君）** おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えいたします。まずは、笠利町の道路状況から。笠利町の子な道路状況といたしましては、鹿児島から沖縄まで続国道58号線が、赤木名から名瀬方面に向けて東シナ海側に整備されております。本島最北端の佐仁地区を起点といたしまして県道佐仁・万屋・赤木名線が太平洋側に整備され、東シナ海側に県道佐仁・赤木名線が整備されており、笠利北部が、周遊できるようになっております。また、奄美大島の空の玄関である奄美空港から県道竜郷・奄美空港線が太平洋側の海岸線に沿って整備されております。以上の国道や県道をつなぐ路線として市道赤木名・笠利線などを整備し、笠利町内の各集落を接続しております。議員御説明のとおり一部登坂が続く道路があり、自転車での通行は厳しい道路環境もございます。トンネル整備をすることで登坂をなくすことは、その解消に十分寄与するものと考えております。市が行う道路事業におきましては、改良を検討する際にトンネル整備などを含め複数の計画を比較し、経済的比較を含めより効果的な方法を選択しております。現在、笠利町内で改良工事を進めている市道赤木名・笠利線につきましても計画時にトンネル整備を含めた比較検討を行っており、より経済的なものとして現在の工事に着手し、早期完成に向け努力しているところでございます。本市といたしましても現在整備中の箇所の早期完成に努めてまいりたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願いします。

**12番（泉 義昭君）** すみません。建設部長、ちょっと確認なんですけど、笠利・赤木名線、あれ今、市道ですよ、工事を行っているんですけど、あそこの部分についてもトンネルを考えているということによろしいんでしょうか。ちょっと勘違いかも分かりませんが。

**建設部長（坂元久幸君）** 先ほども申しましたが、赤木名・笠利線を整備する際に当初の計画においてトンネル工事をしたときと今現在の整備工法でやったときの経済的な比較をして、今の工法が適当というか、効果的であるということで今の工法で整備を行っています。

**12番（泉 義昭君）** よく分かりました。できればですね、何を言いたいかということ、笠利の用から佐仁は、向こうは県道だと思いますけど、何を言いたいかということ、先ほど大きな1番目で奄美の観光巡りをする際に観光客が、要は笠利町内を貸し自転車なり電動自転車でやっぱり一周することができるということを考えているわけですよ。観光客にとっては、自然の魅力をゆっくり実感できる。また現在、人口減少や高齢化社会が進む中で中山間地域や奄美市全体として空き家対策等が現実問題となっております。これを踏まえて住みやすい生活環境づくりや地域活性化づくりを目指すうえでもやっぱり空き家対策で、住宅住む人が少なくなると、やっぱりどうしても高齢者が増えて、やっぱり若い人もそこで住みたいんだけど、あんまり便利がよくない。そうするとやっぱり便利いいところを捜すわけですよ。そういうことじゃ、やっぱり笠利町をやっぱり活性化するうえでは、もうちょっとやっぱり考えて、するうえで考えていくべきじゃないかなというふうに思います。平坦でやさしい道づくりのトンネルの長期計画を行い、奄美の未来づくり、未来の若者や子どもたちにこの計画、長期的にかかると思いますが未来の子どもたちにこれを託して地域の活性化をお願いするわけですよ。お願いするわけですよ。

若者の目線で向き合って考えてもらうための長期的な計画を行い実現に向けて是非検討、県道とかそこらあたりも県との交渉があろうかと思いますが、是非時間がかかるとは思いますけど、やっぱり将来のために是非考えていただきたいというふうに思います。

それでは3番目、未来の奄美市づくり計画についてということで、この計画については、合併後から令和2年度まで奄美市総合計画、奄美市の最上位計画として長期的な政策の方向として15年間の期間を設け、様々な形で長期的な行政などの目標を示す計画策定を笠利地区でも作成してきたと思いますが、3点ほど質問をさせていただきたいと思います。まず1点目、笠利地域創生戦略について、まず1点目、令和5年度から地域創生戦略策定案を作成し令和5年度から戦略策定体制の進捗状況について御答弁をよろしくお願いします。

**笠利総合支所事務所長（國分正大君）** それでは、お答えいたします。議員御承知のとおり、令和5年度、昨年度に奄美市の新たな奄美市総合計画となる未来の奄美市づくり計画の策定がなされました。本計画は、未来の奄美市づくりに向けて市民一人ひとり、企業団体、市役所が、本市の課題解決と持続的な成長を実現するための基本理念、そして、大きな方向性を示す計画となっております。このことを踏まえまして本年度から市長のマニフェストにもございますが、その地域版、いわゆる個別計画となります。先ほどの計画は、総合計画ですので、今から説明するものは、個別計画となりますが、個別計画となる笠利版地域総合戦略を作成することとなっております。御質問の戦略策定体制についてでございますが、昨年度においては、笠利総合支所内に職員によるワーキンググループを立ち上げまして、計画策定に必要な資料の収集、笠利地域住民を対象とした住民アンケート等を実施しております。また、本年度につきましては、民間委員20名で構成される第1回笠利版地域総合戦略策定審議会を先日開催したところです。こちらのほうは、地元紙2紙のほうでも紹介させていただいたところです。参考まででございますが、この20名の方の年代構成を御紹介したいと思います。まず、20代の方が1名、30代が3名、40代が7名、50代が4名、60代が3名、70代が2名ということで年齢構成でさせていただきます。審議会では、まず計画期間や基本となる考え等について承認をいただいたところです。総合計画につきましては、15年という期間の設定でございますが、この笠利版につきましては、個別計画、より実効性があるものということで社会情勢に対応できるように10年間という期間の設定をさせていただきます。今後のスケジュールですが、9月から12月にかけて骨子案を作成いたします。その後、本年度末を目処に最終案を取りまとめまして、その都度、笠利町の地域協議会のほうにおきまして御意見や、またはパブリックコメントを実施しまして市民の皆様の声を伺いながら、機会を設けてまいりたいというふうに考えております。以上です。

**12番（泉 義昭君）** ありがとうございます。奄美市の最上位計画、逆に言うとこれは、やっぱり地域にとっては、目玉商品、変な言葉の使い方なんですけど、目玉商品、やっぱり市民の声をやっぱり重点的に考えて笠利町をつくりあげるという考え方でいいのかどうか分からないんですが、やっぱり先ほど委員の皆さんのやっぱり年齢層を見ますと、やっぱりたくさん若い人から中高年、様々なやっぱり委員さんの意見を聞いて、やるということですので、是非すばらしい笠利町の未来に向けて審議のほどをよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次、2点目、笠利町の魅力掘り起こし、町を元気にするため15年間の4年度毎の短中期施策の作成についてということで、答弁をよろしくお願いたします。

**笠利総合支所事務所長（國分正大君）** お答えいたします。聞き取りの中で計画期間内に取り組むべき短中期のテーマとまたその施策ということでありましたので、そこを中心にお答えさせていただきます。先ほども答弁いたしましたけど、審議会におきまして承認いただきました同戦略の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間と決定をさせていただきました。審議会では、単に行政の事業施策

をまとめたものではなく町内にお住まいの様々な業種の方に御参加をいただき、10年後の笠利町のありたい姿やこれからの方向性を示すものとするためシンプルで分かりやすい計画策定にすることや笠利町の魅力掘り起こし、まちを元気にすることを基本に将来像を設定することなどについて承認をいただいたところです。また、短中期の取り組むべき具体的な施策等につきましては、今後の審議会の中で委員の皆様との協議を踏まえまして明らかにしてまいりたいと考えております。御参考までに先日開かれました第1回の審議会の中では、2時間半程度の時間を設けましたが、休憩時間を挟むことなく積極的な意見が交わされたところでございます。なお、施策の内容につきましては、毎年度開催される先ほども言いましたが、笠利町の地域協議会におきまして進捗達成率等を検討し見直しをすることとしております。以上です。

**12番（泉 義昭君）** やっぱ一番大変なのは、審議会と地域協議会じゃないかなというふうに思っているところですが、6月の18日の新聞を見たんですが、これを見まして大体私が質問をしようかなと思っていた内容が、ほとんど書いてありますけど、この審議会と地域協議会というのは、やっぱり重要な課題と言うんですかね、なると思いますけど、それは年何回ぐらい予定をされているんでしょうか。

**笠利総合支所事務所長（國分正大君）** お答えいたします。審議会が3回、また地域協議会が3回ということになります。まず、審議会で協議いただいたものを取りまとめまして、次、それを協議会のほうに投げかけます。次、協議会側のほうの意見をまた審議会のほうに戻してもらいまして、意見を行ったり来たりさせながらですね、それぞれ3回ということでは計画をしております。以上です。

**12番（泉 義昭君）** ありがとうございます。3点目、第1期4年間の令和6年度から9年度の「まち」「ひととくらし」「しごと」の主要施策の具体的な取組について御答弁をよろしく願いいたします。

**笠利総合支所事務所長（國分正大君）** お答えいたします。それぞれのテーマの聞き取りの中で主要施策の具体的な取組ということでございましたので、そちらのほうを中心にお答えさせていただきます。繰り返になりますが、具体的な取組につきましては、審議会の協議を踏まえながら先ほども言いましたように地域協議会との連携、または駐在員会とも情報共有しながらですが、そこを踏まえながら明らかにしてまいりたいと考えておりますが、それぞれのテーマの主要施策を審議するにあたっては、次のことを柱に審議することにしております。まず、「まち」というテーマにつきましては、子育て、教育、自然といった環境とインフラ、施設。「ひととくらし」というテーマにつきましては、集落コミュニティと共助、「しごと」というテーマにつきましては、循環型経済と産業という3つの大きなテーマへ沿って進めさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても10年先の笠利町のありたい姿、また、笠利町の存在意義この辺をですね、確実に実践できる戦略計画になるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

**12番（泉 義昭君）** ありがとうございます。令和6年度から具体的な民間審議委員を20名で構成される地域創生戦略策定審議会で、先ほど答弁がありましたように、今後「ひととくらし」「しごと」「まち」について最終案を取りまとめて町民の市民から声を聞きながら策定に取り組み、最終的には笠利地区地域協議会で検討をしていくということになるかと思いますが、官民やっぱり一体となった長期計画ということで計画を実現に向けて頑張っていたいただきたいと思っております。また、多くのやっぱり財源が必要となってきますが、この計画は、地域の活性化はもちろんです、離島の場合は、一旦若者は、一旦島から離れるんですね。一旦島を出た子どもたちが、学校とか就職で出ていった若者が、将来には島に帰ってきたいという思い計画を実現してもらわないと意味がないと、私は、そういうふうに思っ

ております。是非、私も笠利町の町民一人として、先ほど質問した奄美の観光巡り、市道県道登坂トンネル、奄美の未来づくりの計画として実現できるよう要望をお願いをしたいというふうに思います。ありがとうございます。

次、大きな4番、防災訓練についてですが、(1)奄美市の防災訓練の取組についてということで、私は、昨年1回目の一般質問で地震、台風、水害での防災対策での避難場所等について質問をさせていただきましたが、今日の質問は、防災訓練という点で伺いますが、様々な状況の中で私も防災、自分の身を守り、自ら被災しないための様々な準備が大変重要であると感じておりますが、地域とともに助け合うことも防災訓練の防災意識を高めるうえでは、特に地震発生時の初動対応が迅速に行える体制づくりが重要と考えます。それで質問ですが、1点目、地震、台風、大雨時の防災訓練の奄美市全体としての共通認識を図られるためのマニフェストは作成されているか。また、それを基に地区での訓練、防災訓練として意識の共有化が実施されているか。御答弁をよろしくお願いします。

**総務部長（藤原俊輔君）** おはようございます。それでは、泉議員の御指摘のとおり、地域において自助、共助の観点から防災意識を共有すること。そして、組織における初動体制の整備は、いずれも大変重要なことであると認識しております。本市の災害対策の体制につきましては、災害対策基本法及び水防法の規定に基づき奄美市地域防災計画により明文化しております。この奄美市地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編、津波災害対策編から構成されており、それぞれの災害に応じて関係する機関が、その有する全機能を有効に発揮し、災害予防、減災対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより地域の保全及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としております。また、本市で行われる防災訓練についてもこの奄美市地域防災計画を基に実施されるものであり、先月行われました鹿児島県総合防災訓練では、各地区の自主防災組織や団体が大規模な地震、津波の発生を想定した避難訓練を実施していただいております。着実に地域の防災意識の向上につながっているものと認識しております。今後も市民向け防災講座や広報紙等を通して必要な防災情報を発信するなど、更なる防災意識の向上に向けて取り組むとともに、行政としても災害時の体制について職員間で意識の共有を図るよう取り組んでまいりますので御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

**12番（泉 義昭君）** 全体的にそういう意識を高めていくということなんですが、ちょっと納得がいかない部分もあるので、2点目の質問として笠利、住用地区の行政、消防、自衛隊、警察、医療機関との連携体制についての構築についてですけど、5月25、26日に県総合防災訓練が名瀬地区で行われ、行政、消防、自衛隊、警察、医療機関との連携体制は取られ、実施され、昨日の答弁ですかね、約1,800人が参加して炊き出しなども行われたというふうに聞いております。昨日の永田議員、叶議員の一般質問の防災訓練の質問の中で答弁がありました。私は、5月の26日、笠利地区の防災訓練に参加しているんですよね、参加しています。ところがですね、防災放送で、奄美市の防災放送でこれは訓練です。これは訓練です。何回も言っているんですよ、これはもういっきにやっているんだなと私は思ったんですが、町内一円で繰り返し放送されているながら地区によっては、訓練が実施されていないところもあったと聞いておりますが、これはどういうことになっているのか。地区のやっぱり名瀬だけじゃなくて、やっぱり笠利地区、住用地区で、地区の職員も危機管理意識を高める地区内での行政、消防、自衛隊、医療機関との同じようにですね、やっぱり連携を構築して市民の防災意識を向上を図るべきではないんじゃないかなと思います。これはもう名瀬では、そういう意識はあるかも、こういう連携が笠利地区、住用地区ではあるかどうか分からないんですけど、これ万が一、大変な地震災害が起きたとき、じゃ市民は、行政にこれどうしたらいいんですか、どうしたらいいんですかと、やっぱりいろんな問い合わせが来ると思うんですよ。そこらあたりは、しっかりと総合支所、各住用、笠利支所に管理体制というか連携体制というんですかね、そこが周知されているのか。ちょっと疑問に思いますので御答

弁をよろしく申し上げます。

**総務部長（藤原俊輔君）** お答えいたします。鹿児島県及び本市の防災計画におきましては、消防、自衛隊、警察などの関係機関、地方行政機関は、その組織及び機能のすべてを挙げて防災に関し処理すべき事務などを担当するとともに、市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する旨が定められております。消防、自衛隊、警察、海上保安部、名瀬測候所など地方行政機関との連携につきましては、大きな災害が予測される場合には、各機関から本市へ情報連絡員が派遣され、災害対策本部へ参加し、各地区の被害状況を共有するため災害初期から連携して対処にあたっております。先般行われました鹿児島県総合防災訓練におきましても多数の機関と連携することにより協力体制を深めつつ、各々の機関が専門的に果たす役割についてもしっかりと確認できたものと考えております。今回の訓練は、メイン会場であります名瀬長浜町での訓練がほとんどでありました。この訓練の成果を市内全域で発揮できるように、また今後の訓練では、名瀬、住用、笠利各地区の発災を想定し、それぞれの地区の課題抽出、検討を行うような訓練計画を検討してまいりたいと存じます。いずれにいたしましても関係機関との連携は、大変重要なことでございますので引き続き日頃からの情報交換をはじめ、しっかりと連携体制を整えてまいりたいと思います。

それから、議員から御指摘ありました職員の参加が少なかったのではないかとということでございます。当日はですね、市の職員全員が、スマートフォンを利用しました安否訓練、こちら安否訓練につきましては、職員が全員参加しておりましたが、各地域においての自治会や集落会で実施されました訓練に一部の職員の参加がなかったことにつきましては、真摯に受け止め、今後の地域の訓練にも積極的に参加するよう指導してまいりたいと存じます。以上でございます。

**12番（泉 義昭君）** ありがとうございます。これはやっぱり地区からそういう苦言が、やっぱり出ているわけです。防災訓練というのは、強制できるわけじゃありません。やっぱり自主的に参加をして万が一のときに備えてやらなくていけないと私も思います。ただし、やっぱりお互いに助け合いの考えを持った場合に、やっぱり地域全体でやっぱり何をしないといけないかということをしつかりと行政、さっき言いました警察、やるべき事項と言うんですかね、それをしっかりと分かっていないと実際そういう災害が起きたときには、何にも役に立たないというふうに思いますので、そこは是非しっかりとよろしくお願いをしたいというふうに思います。

4点目、地震災害時の小・中・高生の防災訓練状況と避難場所の指定についてということで、地震災害は、いつ起こるか想定できないが、学校での避難訓練の実施状況や避難場所への誘導體制マニュアルが作成され出前講座を消防等と行っているのか。また、防災防具等もあるのか。御答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

**教育長（向 美芳君）** 議員の御質問にお答えいたします。各学校においては、いつ発生するか分からない地震災害に備えて避難経路や誘導方法等を含めた危機管理マニュアルに沿った避難訓練を年間計画に2回から3回程度位置付け、実施しております。各学校の訓練については、消防署と連携し避難方法や経路等について御指導をいただきながら実践的、効果的な避難訓練が実施されております。避難防具については、市中学校でヘルメット及びライフジャケット着用をしております。他の学校では、ヘルメットの着用等は行われておりませんが、頭部を守る手段として日頃被っている帽子や教科書等で頭部をできるだけ守るように指導が行われております。また、地震後の津波を想定した訓練では、校舎の上の階への避難を含む高い場所への垂直避難が行われ、津波の大きさやスピードによっては一刻も早く高い場所へ避難することを想定して行われております。今後もいつ起こるか想定できない地震災害に備えて、防災訓練を通して児童・生徒の防災意識を高め、命を守ることができる実践力の育成を目指し防災教育に取り組んでまいります。以上でございます。

**総務部長（藤原俊輔君）** 続きまして、市内の高等学校についてお答えいたします。市内の高等学校3校につきましては、県管理のため具体的な避難訓練等については、把握していないところではございますが、学校ごとにリスク管理、危機管理マニュアルや災害時避難計画を作成しており、それらのマニュアル計画に沿った避難場所の設定、避難時の役割分担及び訓練をされているものと認識しております。また、本市危機管理室職員が、講師として招かれ昨年度は、大島高校において奄美学講座の一環として防災、減災に関する講話を行ったほか、今年度は、大島北高等学校において家庭クラブ総会後の出前講座として地震、津波発生時における避難行動に関する授業を行っており、各学校ごとに防災意識の向上に向けて取り組んでいただいております。以上でございます。

**12番（泉 義昭君）** ありがとうございます。やっぱり未来を託す子どもたちのためやっぱりしっかりした防災を。昔、戦争時代、うちのお袋がよく言っていたんですが、空襲が来て頭巾を被ってケガのしないようにとそういうあれでもいいんじゃないかなと思いますので、バツと瞬間的に起きたときにヘルメットじゃなくてもいいと思いますので、布で作った頭巾とかですね、そこらあたりも是非指導をいただければと、やっぱりヘルメットとかそういうのは金がかかりますから、それでもやっぱりケガとかそういうのは、ある程度防げるんじゃないかなと思いますので是非よろしく願いいたします。

5点目ですが、地震津波警報時の奄美市での津波観測点設置場所は地区ごとに設置されている場所は、地区の誰が把握しているか。笠利地区は、何箇所ありますか。そこらあたり御答弁をよろしく願いいたします。

**総務部長（藤原俊輔君）** 津波の監視や海面の潮位変動を観測する津波観測点についての御質問ですが、奄美大島における観測点は、名瀬港町及び名瀬小湊の2か所に設置されております。名瀬港町の観測点につきましては、気象庁名瀬測候所、名瀬小湊につきましては、海上保安庁がそれぞれ管理しており、観測計を海面に設置し観測をしております。津波観測点については、奄美大島では、太平洋側そして東シナ海側にそれぞれ1か所ずつ設けられていることとなりますが、その他の箇所については、設置されていないとのことであり、南西諸島では、概ね同様の状況となっております。以上です。

**12番（泉 義昭君）** ありがとうございます。これもやっぱり市民の方から、観測はどこにあるんだろうねという質問がありました。自分もちょっと分からないですねということで質問をさせていただいたわけなんです。今後やっぱり地震災害そこらあたりについては、大変重要な海上保安庁とか大島観測とか大変重要なことを担っていただいておりますので、そこらあたり是非御協力をしながらと思います。最後になりますが、一般質問じゃないんですが、毎月奄美市市議会だより、隅から隅まで読ませていただいております。これはもう本当すばらしいなと感じております。6月の奄美市だよりでは、やっぱり防災の関係を載せてありました。是非これからもよろしく願いをしまして答弁を終わります。

**議長（奥 輝人君）** 以上で、奄美笠誠会 泉 義昭君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

**議長（奥 輝人君）** 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 帯屋誠二君の発言を許可いたします。

**3番（帯屋誠二君）** 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネットを御覧の皆様、おはようございます。お元気ですか。無所属の帯屋誠二でございます。一般質問に入る前に少し所見を述べさせていただきます。

できます。奄美市においては、昨日より梅雨明け間近と思われるような晴れ間が見られまして、ところが、県本土においては、線状降水帯も発生する大雨にみまわれております。少なからずとも被害も発生しているようなので大事に至らないことを願うばかりであります。それでは、これより私の一般質問に入らせていただきます。

市民生活について（１）お達者ご長寿事業について伺います。奄美市の掲げる健康で長寿を謳歌するまちづくりの中に高齢者が気軽に外出し、多様な社会参加の機会を通して生活の質を高めながら自立することを支援していくために、交通機関や健康増進施設の利用補助などを実施すると述べておりますが、その取組として、お達者ご長寿事業が盛り込まれていると認識しております。事業の対象者である高齢者や免許証を返納された市民の方々へ送付された券は、交通事業者や健康増進施設が市役所に持ち込んで現金化するわけですが、その割合、券の利用率についてお聞かせください。なお、次の質問より発言席にて行わせていただきます。

**議長（奥 輝人君）** 答弁を求めます。

**市長（安田壮平君）** それでは、帯屋議員の御質問にお答えいたします。お達者ご長寿応援事業の利用率についてであります。議員も御承知のとおり、お達者ご長寿応援事業は、バス、タクシーなどの交通機関及び高齢者の健康増進につながる施設の利用にかかる補助券を年間１人につき５，０００円分発行することにより、外出機会の増加などによる高齢者の方々の生活の活性化を図り、元気な高齢者の増進及び交通弱者の救済を目的とした事業です。本事業は、７５歳以上の方及び７０歳から７４歳までの免許を返納した方を対象としており、令和５年度の対象者数は市全体で６，８３４名です。地区ごとには名瀬地区が５，３４０名、住用地区が２，９９名、笠利地区が１，１９５名でございます。令和５年度の利用率につきましては、市全体で７０．７パーセント、地区ごとには名瀬地区が７４．６パーセント、住用地区が６０．７パーセント、笠利地区が５６．０パーセントとなっております。また、利用された内訳ですが、タクシー利用が６５．７パーセント、バス利用が１８パーセント、入浴運動施設利用が１６パーセント、有償ボランティアによる移送サービスの利用が０．３パーセントでございます。以上です。

**３番（帯屋誠二君）** 市長、ありがとうございます。約７０パーセントの利用率ということなんですが、利用されていない残りの約３０パーセントの方々について何か理由があったのか。もしよろしければ理由のほうをお聞かせください。よろしくお願ひします。

**保健福祉部長（平田宏尚君）** おはようございます。それでは、私のほうからお答えさせていただきます。利用に関する理由ということでございます。まず、３地区の中で利用率が５０パーセント、あるいは６０パーセント代であります住用地区と笠利地区の両内訳につきまして見てみますと、バスとタクシー合わせた利用率が住用地区は５５．４パーセント、笠利地区は６３．４パーセントとなっており、一定の利用はなされておりますが、名瀬地区の８８．４パーセントと比較しますと低い利用率となっております。このため利用率を上げるための対策としまして介護予防につながる入浴健康増進施設やグラウンドゴルフ場の利用もできるよう対象を広げているところでございますが、今後ともお達者ご長寿応援券の更なる利用促進に努めてまいりますので御理解をよろしくお願ひいたします。

**３番（帯屋誠二君）** ありがとうございます。対象となる高齢者の中には、医療機関へ入院されたり、あと高齢者施設への入所のために利用できない方もいらっしゃるということで理解できました。そこで、あとちょっとその利用できていない中の人数の中にですね、ちょっと弓削議員の方を通して市民の方からもちょっと報告なんですけれども、配達されて送付された、郵送された、ご長寿お達者券に

関してなんですけれども何らかの理由で、御自宅で受け取れない、そして、日にちが経ちまして一旦郵便局のほうで保存している。それでも取りに行けなくて市役所のほうに戻られている。そういった券に対しての再送付ですとか、そういった対策はできるのか、できないのか。ちょっとお聞かせ願えればと思います。

**保健福祉部長（平田宏尚君）** お答えさせていただきます。応援券の再送付ということでございます。まず、応援券に関しましては、直接御本人にお届けする必要があることから簡易書留で郵送を行っております。配達時に不在で応援券を受け取ることができなかった方に関しましては、議員が先ほどおっしゃいましたように各支所で応援券を保管しており、各支所の窓口へ受け取りに来ていただくことで御本人にお渡ししているところでございます。また、先ほどの再送付ございましたので、今後このことにつきましても状況を見ながらまた検討させていただきたいと思っておりますので御理解よろしくお願いたします。

**3番（帯屋誠二君）** ありがとうございます。是非再配達もできるようなことになれば皆さん便がよくなるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。あと支所、市役所でのまたそういった引き渡し業務のほうも奄美日より等含めて告知もされているということですので、更なる告知のほうもよろしくお願いたします。願わくば利用できるすべての皆さんが、健康で質の高い生活を送っていただくことを願うわけですから100パーセントとまでは申しませんが、より高い利用率となってもらえるように願ひまして次の質問に移らせていただきます。

②お達者ご長寿事業は、高齢者福祉の介護事業の一環としての取り組まれているものですが、その中で大きなポイントと言いますか、目標となっておるものが、公共交通機関や自家用車を使つての移動、つまりタクシーやバス、市長もおっしゃいました地域ボランティアが運転する自家用車での移動のことだと思います。そこで、移動手段の確保が、とても大事なことだと思いますけれども、残念なことに市内の公共交通機関を取り巻く問題と言いますか、それに関しては、何度もいろいろな議員が質問されているように大変重要な深刻な状況になっている状況であります。そこで、どうしても公共交通機関を使えない状況に陥る中で有償ボランティアの確保、有償ボランティアの人数を増やす施策ですとか、あと話、すみません。ちょっと前後しますけれども、お達者ご長寿券が使える健康増進施設のほうも地域ごとの差があるというふうに一般会計決算でも述べられておりますけれども、このように移動で使えなくなった券、健康増進施設で使えなかった券、その他の施設で使えなかった券なんですけれども、こういった余った券を生活用品や食料品ですとか、そういったものの購入に柔軟な対応ができるようなできないかと、そういうふうなお考えはないか。今後の計画としてあるのか、どうか。お聞かせください。よろしくお願いたします。

**保健福祉部長（平田宏尚君）** それでは、お答えさせていただきます。お達者ご長寿応援事業の今後の計画と改善点まで含めてお答えさせていただきたいと思っております。本事業につきましては、今後、85歳以上の高齢者は増加傾向にあることから交通弱者も増加することが予想されており、本市におきましても市長が、先ほどの答弁で申し上げた事業目的を実現するためにも今後も継続をしていく予定でございます。事業目的から考えますと、先ほど議員から御案内のありました生活用品などの購入に関して利用対象を広げることにしましては、申し訳ございません。現在のところ考えていないところでございます。また、議員の御質問にございました交通弱者に対する支援の事例といたしましては、現在、住用地区において高齢者の困りごとを地域の有償ボランティアが支援しており、その中で買い物や病院への送迎なども行っているところでございます。その際、お達者ご長寿応援券も利用できるようになっていくところでございます。本市といたしましては、このような高齢者を支える地域づくりへの取組が、ほかの地域にも広がっていくよう支援をすることで本事業を利用する機会も増えるように改善を図ってま

いりたいと考えておりますので御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

3番（帯屋誠二君） ありがとうございます。公共交通機関の問題に関しましては、たくさんの同僚議員が、いろいろ質問されておりますけれども、当局内での担当部署との連携をもって情報の共有をしていただいて解決に向けて一層の尽力をよろしくお願いいたします。それと、地域の有償ボランティアの数をより多くしていくためにもですね、広報活動並びにそういった強化、利用者へのまた利用促進する広報、啓蒙活動と言いますか、そういったものも活発に行っていただいて、移動手段の車の台数を確保して増やしていただくようよろしくお願いいたします。また、そうやって特に地域ボランティアのことに限定したお話ではありませんけれども、そういった皆さんを確保することによって今、部長もおっしゃられたように住用地区に限らず、よその地域でもそういったボランティアの方を確保することによりまして、昨日の一般質問で公明党の大庭議員が質問されておりました名瀬地区における公衆浴場の問題に関しまして、名瀬地区のそういった有償ボランティアの方が増えることによって、住用ですとか、よその地区の笠利のほうも健康増進施設への入浴にも十分行き易くなるかと思っておりますので、お風呂の問題を抱えている方々も多くいらっしゃる、もちろんそういう方々も助かることですので、施設の利用率も上がり、お風呂の問題を抱えている方の問題も解決できるという両方にとって解決できる、よいきっかけになるのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。特に、移動に関してなんですけれども、多少時間がかかると思うんですけれども、昨日大庭議員もおっしゃっていたように、やはり高齢者の方にとって入浴、お風呂っていうのは、何と言うんですか、快適な生活を送るにあたって重要なことですし、健やかな生活を送るにあたってとても重要なことだと思いますので是非よろしくお願いいたします。それと、生活用品を購入できないという、そういったできないということなんですけれども、私のほうもおっしゃいました介護事業の一環ということで財源の性質上ちょっと厳しい状況であると改めて理解いたしました。また、今後、そういったものも含めまして市民の皆さんが、幅広く利用できて喜んでいただき、今、申しあげましたように利用率が100パーセントとまでは言いませんけれども、より高い利用率なるようになればと願っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。森林環境税について、2015年パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、いわゆるCOP21において新たな法的枠組みとなったパリ協定の下における、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るために閣議決定された長期戦略や成長戦略がいろいろと展開されております。奄美市における進捗状況などにつきましては、先日、瀧議員からカーボンニュートラル2050に向けての状況確認ということで質問がありましたので、私のほうからは、総務省より国内の森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された森林環境税及び森林環境譲与税に関することについて質問させていただきます。これからの質問について森林環境税と森林環境譲与税について一括りに税と申し上げますので御理解をお願いいたします。さて、林野庁のホームページからの一部抜粋であります。これらの税を創設する趣旨の中で森林の役割とは、地球温暖化防止のみならず国土の保全や水田のかん養、かん養とは、私も初めて耳にしたんですが、雨水などの地表にある水が地下に染み渡りまして帯水層、いわゆる水脈に供給されることをかん養と言うそうなんですけれども、そういった役割などがあり、国民に広く恩恵を与える広域的な機能を持っております。すなわち、森林を整備するということは、我が国の国土や国民の生命を守ることに繋がると述べております。命の源である水なんです。人は水がなければ生きてはいけません。人に限らずすべてのありとあらゆる生き物は、水がなければ死に絶えていきます。島の言い伝えに、言い伝えと言いましょか、格言でしょうか、水や山おかげ、人や世間うかげというのがあります。昔から奄美では、豊かな水があるのは山のおかげであると言い伝えられてきました。つまり、森林の持つ役割や機能、水源を確保するために森林がどれだけ大事であるのかを認識していたわけであり。もう一つ、国民に広く恩恵を与えているという側面から森林の持つ機能の1つとして、豊かな海洋資源の育成のために必要不可欠なものであるということです。豊かな森林から流れる豊富な栄養素が川を経てゆっ

くりと海へと流れ出し、その栄養素は植物プランクトンや海藻へと利用されて動物性プランクトン、小魚、魚へといきわたり、このような食物連鎖によって豊かな海洋資源が確保されてきます。つまり、1日目に盛剛議員がおっしゃっていた林道を整備して森林の間伐をするということは、森林環境を保全して豊かな森林をつくるということであり、海洋における食物連鎖と生態系の根幹を強くするものであって沿岸一帯の漁獲量を増やすための基礎、大事な礎となるわけです。これは、これも先日、自民党竹山議員がおっしゃっていた海の資源活用の状況、藻場の造成とも非常に密接な関係があることかと思えます。すみません。前置きが、ちょっと非常に長くなりましたが、以上のことを踏まえまして、それらの税の見込み額と税収を財源とした利用計画のほうをお聞かせください。よろしく申し上げます。

**農林水産部長（大山茂雄君）** それでは、議員の質問に対して二つ、2点に分けて答弁申し上げます。まず、奄美市に入ってきた森林環境税の金額、これを財源として実施した事業内容について、まず、お答えさせていただきます。森林環境税は、今年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において個人住民税均等割と併せて1人当たり年額1,000円が徴収され、この税収全額が、森林環境譲与税として国から都道府県及び市町村に譲与される流れとなっております。

森林環境譲与税は、今年度から課税される森林環境税を前倒しして5年前から譲与されており、本市に入ってきた譲与額は、令和元年度495万8,000円、令和2年度1,053万8,000円、令和3年度1,049万円、令和4年度と令和5年度は同額で1,268万6,000円となっております。令和6年度、今年度ですが、1,550万円を見込んでおります。なお、各市町村に分配される森林環境譲与税の額は、個人所有の私有林、人工林の面積が55パーセント、林業就業者の数が20パーセント、市の人口、これが25パーセントのデータを基に算出され、各自治体に配分されております。森林環境譲与税の用途につきましては、法律で森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及、啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策と規定されており、本市におきましてもこの規定に沿った内容で各種事業を実施しております。

これまで実施してきた主な取組を申し上げますと、奄美産木材の利用促進を目的として令和2年度に松枯れで伐採された朝仁千年松の琉球松を活用した表札200枚を製作し抽選により無料配布を実施、令和3年度及び令和4年度に奄美産木材を活用した学校看板を製作し市内の小・中学校及び保育所、合計25か所へ設置を行っております。また、森林の整備に関しましての施策としまして、近年、金作原へ向かう観光ルートとして利用者が増加している知名瀬林道周辺の落石、土砂崩れ等の防止を目的として道路に近接する個人所有林2.62ヘクタールの間伐を令和3年度、令和5年度に実施し、利用者の安全確保に取り組んでおります。

2番目の質問として森林環境譲与税を活用した森林環境の保全に資する事業の計画はないかということですが、お答えいたします。現在、本市において森林環境譲与税を活用した新たな取組として2案を検討しており、1案目が、森林データを管理する地理情報システムの一部改修、2案目が、今年度に発注する予定の住用、笠利認定子ども園整備事業等の大型公共事業における施設内調度品及び遊具等への地元産木材の活用でございます。現在のところ議員御案内の森林環境の保全に特化した事業の計画はございませんが、他市町村の取組事例を一部御紹介しますと、北海道標茶町では、釧路湿原国立公園の全体の約65パーセントの面積を有しており、近年は、湿原やその周辺地域の開発により釧路湿原本来の希少な資源が損なわれることが危ぶまれており、その保全の一端を担うべく森林環境譲与税を活用して公園内及びその周辺の個人所有の私有林を取得した事例がございます。このような事例もあることから同様の国立公園を持つ本市としましても森林環境保全に資する新たな取組について関係機関と連携しながら積極的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**3番（帯屋誠二君）** ありがとうございます。部長、1点だけちょっとお伺いしたいんですが、森林環

境譲与税基金としての積立などはございませんか。もし分かるようでしたらよろしくお願ひいたします。

**農林水産部長（大山茂雄君）** 条例でそのあれは、基金は積立できるようになっておりまして、今年度分も合わせますと約3,000万円というふうになっております。以上です。

**3番（帯屋誠二君）** ありがとうございます。積立の金額は、さておきまして、事業としまして金作原周辺の整備含めますと、森林環境保全直接支援事業でよろしいでしょうか。それによる取組等もあることも理解いたしましたし、更に、木材の購入、販売ということで、奄美産木材製品製作事業の一環で学校のほうの看板ですとか、次年度住用地区の子ども園のほうに遊具を提供するという内容もお伺いしまして、非常に多岐にわたって取り組まれているということが理解できました。ただ、今後の展開としまして私と言いますか、個人的なお願ひと言いますか、意見なんですけれども、是非、最後に部長がおっしゃいました他市町村の取組の中でありました国有林と私有林を含めたそういった個人や法人に対する啓発活動、こういった基金を使って一緒にやりましょうよというふうな啓発活動、広報活動はもちろんなんですけれども、そういったものを含めた合同の幅広い展開、森林保全計画を是非進めていただければと思います。つまり、これは昨日の一般質問で瀧議員の答弁で当局からは、奄美市における森林の割合で、人工林が5パーセントであり、天然林、残りは95パーセントが天然林でありまして、その中で二酸化炭素の吸収には、人工林を増やすことがとても有効とされております。ですので、こういった基金、そういったものを利用してですね、人工林を増やすような計画を是非進めていただきまして、それこそ市のほうで掲げる奄美市地球温暖化防止活動計画の目標達成するための一助として是非人工林の増加にも尽力と言いますか、計画を立てていただければと思います。前段にも申し上げましたけれども、奄美市において森林を保全していくということは、市民に対して広く恩恵をもたらす豊かな生活環境をもたらすということです。豊かな生活環境があって、それこそ初めて地域にも活気が出てきて満ち溢れてきまして豊かな生活環境ができてくると思います。そういった地域の活気がなければ人も少なくなり地域経済もだんだん尻つぼみとなり立ちいかなくなっていくかと思うんですよ。ここまで長々と申し上げまして、たかが森や林やそんなことで何を大げさなと思われるかもしれませんが、これからの奄美市の発展には、とても必要なことではないかなと思っておりまして、最も基本的なベースになることではないかなと思います。そしてまた、広く恩恵をもたらすということは、奄美市だけに限らず近隣の宇検村、瀬戸内町、大和村、大島本島全体に恩恵をもたらすということにつながってまいりますので、是非市長並びに当局が中心となり一丸となって、奄美市が先頭に立って盛り上げていって豊かな島づくりをやっていただければと思います。私も議員としてはもちろんなんですけれども奄美に生まれ育った人間として頑張りますので是非よろしくお願ひいたします。

続きまして、観光政策について。（1）観光事業の整備計画について伺います。鹿児島県では、観光立県かごしま県民条例に基づく基本方針として、令和2年度から令和6年度までを推進期間とする新たな鹿児島県観光振興基本方針を令和2年第1回鹿児島県議会定例議会に提案し、令和2年3月24日の本会議で議決されました。県の観光基本方針の施策の体系の中に地域の観光資源の保全、活用及び創出とあります。展開例としまして、奄美の世界遺産登録を見据えた取組と記してありました。しかしながら推進期間である5年間に世界規模で発生しました新型コロナウイルスによる生活スタイルや価値観の変化によって、あらゆる側面より計画を断念、変更せざるを得ないことが数多くあったかと思われます。そんな苦難を乗り越えまして以前のような日常に戻つつあるわけですが、そこで、①の質問ですが、県が、このように掲げる戦略に対して奄美市が行っている施策があるのか。お聞かせください。また、県と合同で取り組んでいる計画、また、県に陳情している計画等もありましたら一緒にお聞かせください。よろしくお願ひします。

**商工観光情報部長（麻井庄二君）** ではまず、議員御案内の鹿児島県観光振興基本方針の中での世界遺産登録を見据えた取組についてでございますが、まず、本市の取組といたしましては、世界自然遺産登録後の訪日外国人観光客などを含めた受け入れ態勢の充実を図るという観点から、奄美市内の宿泊施設、観光施設、飲食施設、土産品店等がキャッシュレス決済やまたW i - F i , 翻訳機等の整備に対する助成を行っております。例えばですね、インバウンド向けの環境整備ですが、宿泊施設内、例えばエレベーター、あと廊下などへの外国語の案内板の表記ですね、また、メニュー表やパンフレットの外国語化などに対する助成を行っております。また、世界自然遺産登録を契機とした持続可能な奄美観光の構築を後押しすることを目的といたしまして、奄美大島に訪れる旅行者を対象とした環境保全に関する事業等にも取り組んでいるところでございます。例えば、海岸清掃などを組み込んだツアーなどに対しての助成を行うということでございます。このほかにも環境省や県などの関係機関と連携をいたしまして、世界自然遺産後のオーバーツーリズム対策として観光客の利用が集中する場所の利用人数の制限、また、利用者の集中を分散させるような自主ルール運用の検討を行ってきたところでございます。具体的に申しますと、世界自然遺産の登録区域でありまして年々利用者の増加している金作原において、平成31年の2月からは、認定ガイド同行、また、同一時間帯での利用車両の台数制限等の利用ルールの試行を行っているところでございます。また、ナイトツアーの利用者が多い市道三太郎線周辺につきましては、夜間は、時速10キロ以下での走行をお願いするなど野生生物観察の利用ルールの試行運用を行っております。

次に、県と取り組んでいる施策につきましては、今年度からは、住民や準住民を対象とした離島割引制度が、沖縄路線や介護帰省者にも拡充されたこと。また、これまでも航空会社の国内旅行商品造成や販売促進、また、国内外の誘客に対するプロモーションを支援する奄美群島誘客周遊促進事業などを実施してきているところでございます。また、年々増加しておりますクルーズ船につきましても大島支庁や観光関係団体と連携して受け入れ態勢の強化を図っております。今後も引き続き県並びに奄美群島12市町村、連携を取りながら観光振興に努めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

**3番（帯屋誠二君）** ありがとうございます。コロナウイルスによる痛手は、全くないのか、ちょっと気にはなったところではありますが、ないことはないと思ひまして話を進めていきますけれども、そのように行政と企業が、一緒に頑張らなければいけないなということは痛感いたしました。答弁をお聞きして思うことなんですけれども、6月18日の新聞報道なんですけれども奄美大島への国内からも航空機を利用した来島者、観光客の数が、前年比であるが増加しているという報道がございました。とても喜ばしいことだと思うんですけれども、ただ、不安材料として、これも多くの同僚議員が申しておりますようにLCCの減便というものがございまして、減便の理由というのは、対企業でして、企業の政策、企業の経営方針に基づくものですから、ここではちょっと申し上げませんが、だからと言って奄美に来る航空機、航空手段が、移動手段が全くないというわけではないんですよね。そこで、その県との合同の施策というわけではありませんが、提案なんですけれども、実際奄美空港を利用している路線で特に前年比増加、増えたもの、それが鹿児島路線でありまして、前年比増加が15.3パーセント、すごい伸びを見せております。そこで、やっぱりそれだけ便が通っている鹿児島空港に対してのそういう戦略的なPRの中で鹿児島を経由して奄美に来ていただく、関東、関西その他の地区の方に対してのそういった方法を一緒に県と模索してみたいかと思うことなんです。改めて言うことではございませんけれども鹿児島の方から航空会社2社、1日9便ですか、運行しています。先ほど申し上げましたけれども前年比、鹿児島路線が15.3パーセント増って一番の伸びをしていますので、この内訳は、観光以外での利用、出張、帰省などもあります。一概に言えませんが、やはり、これだけの伸び率、乗客率を誇るという路線線ですので決して侮れないのではないのかなと思いますので是非よろしく願いいたします。ただ、ほかにもいろいろ御意見伺いましたが、率直な意見だ

なと思ったんですけれども関東や関西からの直行便もなく、LCCもなかった昔と同じような状況じゃないかと、運賃も高くなるから無理だとそういう意見も当然あるかと思うんですけれども、その当時とちょっと違う状況なんですよね、今はね。御存じのとおり、世界自然遺産登録されておまして来島者、観光客が増える可能性は、まだまだポテンシャルは持っているわけなんです。部長もおっしゃいましたようにインバウンド客を取り込むにあたりまして、まだまだ方法はございます。実際県のほうは、おっしゃったクルーズ船のみならず鹿児島空港を利用する今、運行が再開しています韓国のソウル便、台湾の台北便、香港、あと最近では、ベトナムとの経済交流、いろんな文化交流も深めておりますので、それぞれの国から航空機を利用した来日というものも見込まれますので、そういった施策も是非取組をやっていければと思います。とにかく今の現状でできることを考えて今持っているもの、今持っていて使える材料と言うんですか、武器と言うんですか、そういったものを知恵を出し、持ち合せて新たな施策を打ち出せるようみんなで丸となり、前向きなアクションで、市長を筆頭にみんなが営業マンになれるように頑張っていきたいと思っておりますので是非よろしくお願いいたします。

それでは、2の②の質問に移らせていただきます。先ほども申し上げました、今の奄美大島に航空機を利用しての来島者の観光客の推移なんです、申し上げましたように新聞報道で見ますと、7.9パーセント増となっております明るい兆しも見えております。先ほど言いました奄美には、国内外を問わず観光客が増える可能性は、ポテンシャルは、まだまだあるという意見がありますが、これは私の意見とは別に島内、島外のいろんな識者からもそのような同じような意見は多く聞かれます。今後更なる成長を感じる奄美の観光業の未来に対して、当局におきまして今後できること、今持っている、先ほど言いました今持っている使える材料を使い、成長並びに発展するために新たな観光客を呼び込む計画や新たな観光地区施設を設ける予定はあるのでしょうか。お聞かせください。よろしく申し上げます。

**商工観光情報部長（麻井庄二君）** では、議員のほうからは、新たな観光客を呼び込む計画ということでございますが、本市におきましては、今年度からは、まずは関係人口の創出、拡大を図り将来的な移住者の増加にもつなげたいということでワーケーションの支援事業を実施いたします。具体的に申し上げますと、島外の企業を対象といたしまして本市内のワーケーション施設を活用したツアーを実施する際に宿泊費、交通費、施設利用料などを支援する事業となっております。補助率は、2分の1限度、1企業につき補助の上限額としまして30万円という形で考えております。また、県が、東京と福岡で開催をいたします企業誘致のためのワーケーションマッチングイベントにも本市も参加をしまして、この事業のPRを行い参加企業の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。そのほかにも今年度は、一般社団法人奄美群島観光物産協会の大都市圏で開催いたします奄美群島旅行説明会や奄美の観光と物産展などにも本市も参加しまして誘客のPRに取り組んでまいりたいと考えております。

また次に、新たな観光地区を設けるということでございますが、現在、マングローブパークや宇宿貝塚史跡公園のリニューアル計画も検討しているところでございます。これまでもあやまる岬観光公園、また、大浜海浜公園のリニューアルなども行ってきたところではございます。自然、歴史、文化などを体験し観光客の満足度向上につなげるように既存施設のリニューアル整備も検討しているところでございますので御理解を賜ればと思います。

**3番（帯屋誠二君）** ありがとうございます。新たな施設を設ける予定はないということなんですけれども、ちょっと具体的なお話になるんですが、市民の方から尋ねられたと言いますか、提案があったんですけれども、実際クルーズ船が寄港して乗客がバスツアーで出かける方と市内を散策されている方がいらっしゃる。バスツアーは目的に向かっているのだから乗っているだけでよいのだが、町中を散策されている方は買い物以外に何をやるんだろうと、近くには歩いておがみ山といういいところがあるのにもつたいなよと、皆さん、お客さんに紹介してくれよという意見がございました。それと、住用町のタンギョの滝ですが、あるツアーガイドの方に言われたんですけれども、とても雄大な景観で特に雨が降って

いるときのロケーションは最高だと、是非奄美の新しい名所として盛り上げてくれと言われました。おがみ山に関しては見晴らしもよく市外を一望できる場所でもあり地域と密着していて歴史のある語り継がれる由緒ある山です。タンギョの滝に関しましては、私は現地までは行ったことはないんですけども、インターネットやSNSでの記事を見ましたら、とても評価が高く、すばらしい佇まいの滝でございました。このようなすばらしい場所があるんですけども、これを新たな観光客を呼ぶ場所としては是非ちょっと整備していただけないかと言いますか、そういった計画はないのか。ちょっと御意見をお聞かせ願えないでしょうか。よろしくお願いたします。

**建設部長（坂元久幸君）** 私のほうからは、おがみ山公園について御説明をさせていただきます。おがみ山公園につきましては、昭和42年に供用されて以降、市街地を一望できる展望台や遊戯広場、奄美群島の日本復帰運動を伝える史跡の整備など市民に親しまれる公園として整備を進めてまいりました。最近では、近隣住民のウォーキングや観光客の散策など多くの方々に利用されているところでございます。このような状況から公園の管理者といたしましては、日頃から伐採や清掃等の適切な維持管理に努めるとともに、直近の5年間におきましても散策道の防護柵や広場の健康遊具の再整備など施設の安全性や利便性の確保に努めているところでございます。更に、今年度につきましては、久里町側からの園路の再整備につきましても実施する予定でございます。整備事業費につきましては、現在におきましても奄振の公共予算に計上されている公園の補助事業を活用しているところでございます。おがみ山は、保全する観点から今後新たな開発や大規模改修は厳しい中ではございますが、市街地に身近で豊かな自然を体感できる貴重な環境でありますので、これからも施設の適切な維持、管理と必要な整備には適宜取り組んでまいりたいと考えております。

**住用総合支所事務所長（平田博行君）** 私のほうからは、神屋タンギョの整備計画についてお答えをいたしたいと思えます。このタンギョというのは、島のほうではですね、このタンギョというが滝という意味でございますので、神屋タンギョということでございます。令和4年に開催をしました世界自然遺産活用プラットフォームの中で委員より、タンギョの滝に吊り橋をかけて住用地区の新たな観光スポットにできないか、との御意見をいただいたことから代替案も含めて関係各所と協議を行った経緯がございます。まず、タンギョの周辺の住用川を挟む岸側が国立公園第1種特別地域に該当することにより吊り橋をかけるには、様々な規制がかかることからこの案については困難であるとの結論となりました。

次に、代替案としましてタンギョに隣接した採石場より階段を設置して滝に行く案について県と協議を行いました。事業者からは、採石場閉山に向けての準備を進めていると聞いていたが、閉山に必要な手続が進んでおらず、閉山できない状態にあるとの回答でございました。このことによって整備をすることについては、難しい、現在では難しいという結論に至ったところです。また、更なる代替案としまして川べりに遊歩道を整備することについて河川管理者である県、環境省及び庁内関係課で現場確認や協議を行いました。先ほどの理由からも早急の実施は難しいという結論に至ったところでございます。今後も各種状況が変わることなども検討に、方法を模索してまいりたいと存じますので御理解を賜るようお願いを申し上げます。

**3番（帯屋誠二君）** どうもありがとうございました。おがみ山に関しましては、泉 芳朗先生の銅像も建立されており、奄美復帰運動の父、奄美のガンジーと称されているわけですので、国内はもちろん、国外の方にもお薦めできる場所だと思います。タンギョの滝にしましても非公式ながら九州一の落差のある滝として名所として薦めることもできますけれども、おっしゃったようにいろいろな問題、元は採石場ということであったので、いろいろと解決しなければならない問題、ハードルもかなり高そうな状況かと思えますので、でも願わくば新たな観光資源として名所として育ててくれればなと思います。ちょっと一つ申し上げたいことなんですけれども、観光客を呼び込む計画についてですけども、申し訳

ありませんが、私の意見を述べさせていただきます。ちなみに一口で観光、観光とは、遊覧や保養のための旅行、楽しむための旅行とあります。定義として。ということは、奄美にいらっしゃる観光客は、奄美を楽しむためにいらっしゃったお客様と定義付けられます。奄美には、お客様が楽しんでいただけるいろいろなものがございまして、並び上げたらちょっと時間も足りませんので省かせていただきますが、その中で楽しんでいただけるものと言えば、やはり奄美の自然ではないでしょうか。奄美世界自然遺産とは、文字通り世界中の人たちの宝物として守っていかねばならない奄美の自然ですから、もっと自然に関して掘り下げていくような対策を考えてはいかがかなと思いました。具体的に申し上げますと、奄美大島には、日本に住んでいる野鳥、固有種ですか、日本にいる10種類のうち3種類奄美に生息しているそうです。それを見てみたいという野鳥好き、生き物好きな方々が日本中、世界中にいらっしゃいます。そんな方々、すべての固有種をこの目で見たい、肉眼で見たい。ポケモンとかで言うコンプリートしたいという願望が非常に強いそうです。ですから、新たな観光客を取り込むためにこのような熱心な方々、つまり、野鳥マニア、生き物マニア、もっと言えば奄美フリーク、奄美の大ファンの方、そういった方々に的を絞ったPR、計画そういった誘致勧誘などなさってはいかがでしようかと思いました。1回来島して、もうすべて3種類見ればいいに越したことはないんですけど、なかなかそうはいかないということですので、そういう方々は何度も来島していただけます。日本野鳥の会というものがありますけど、それ約4万人。海外に目を向ければ、英国王立鳥類保護協会という団体などは約100万人以上の会員がいらっしゃいます。世界に併せてこういった団体を総合しますと約1,000万人以上の野鳥マニア、生き物マニアの方がいらっしゃいます。そんな方々に対してピンポイントで声を掛けたり、マーケットを絞って効率よく戦略をしかける。そうすることに1,000万人以上のマーケットですので、この中の数パーセントの方がインバウンドとして来ていただけるだけでもかなりの経済効果は見込めるのではないかなと思うんですよ。付け加えますと、数十年前に奄美のほうでも大規模な野鳥の会と言いますか、野鳥を見る会というのが催されたらしいんですけども、あいにくこのときは、もう悪天候で全く観察ができなかったそうです。多くの方々が来島して下さって野鳥を観察できずに残念、泣く泣く帰っていかれたそうなんですけれども、やはり、皆さん異口同音にまた来島したい。絶対に戻ってくるというそれぐらい鳥の好きな方々がいらっしゃったわけですので、その方々というのは、後々個別に来島なさって、もう本当にリピーターの方がものすごく多く続いているとのことでした。また、先ほどの質問のインバウンドの話になりますけれども、韓国ソウル便、台湾台北、香港、ベトナムなどのマニアの方々、もっと言えば富裕層の方ですよね、そういった方々にもこういった東南アジア、奄美よりも南の地区もありますけれども、奄美のそういった固有の自然を楽しんでいただけるような企画も是非PRできるのではないかなと思うんですけれども、このような企画なんですけれども、今年の3月に県が発表した生物多様性鹿児島県戦略やまた、未来の奄美市づくり、そういったものに十分合致しているようなことかと思しますので、是非御検討くださいますようお願いいたします。

最後の3の質問なんですけど、時間もちょっとありますので、今回ちょっと割愛させていただきます。申し訳ございません。最後になりますけど、今回の質問で改めて私いろいろと考えさせられたことがございました。今回私は、市民生活について、観光政策についてといろいろと質問させていただいてもらったんですけども、面白いことにそれらのことが様々なキーワードでつながっていきました。税の質問から始まり、森林保全、そこから環境問題、そこから観光政策へとつながり、また、森林保全に関する豊かな生活環境づくりに関しましては、豊かな介護環境をつくる環境にも役立っているんじゃないかと思うんです。更に、この3日間における同僚議員の一般質問に関しても勝手に名前を出させていただきましたけれども、関連、関係してくるようなことも多々ございました。突き詰めますと我々議員が、この席で話したこと、お願いしたいことというのは、すべてがもう繋がってくるのではないのでしょうか。生活、環境、医療、福祉、教育、経済、社会保障、いろいろたくさんある問題に対して改善したいという思いに共通することは、それぞれの市民の皆さんに豊かな生活を送っていただきたい、そうい

うことではないのかなと思います。そのために我々議員も一丸となって、一丸とならなければならないときはきちっと団結し、当局におかれましても、それぞれの部や課の連携、横のつながりを持っていただいて、そしてまた、市長を中心に様々な問題を改善していただければなと願いを込めまして私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（奥 輝人君） 以上で、無所属 帯屋誠二君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時42分）



議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

奄美笠誠会 前田 要君の発言を許可いたします。

11番（前田 要君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。奄美笠誠会の前田 要です。質問の前に所見を述べさせていただきます。同僚の泉議員と新しく会派を結成いたしました。会派名は奄美笠誠会、笠利の笠に誠と書いて笠誠会と読みます。市民の皆様の要望活動並びに政策集団として今以上に取り組んでまいります。お困りごとなどございましたら奄美笠誠会 前田 要へじゃんじゃん御連絡ください。次に、笠利地区の5月31日の現在の人口は、5,254名です。昨年の同日5月31日は、5,343名でした。5,000名を維持できるよう政策、立案にはりきってまいります。

それでは、通告に従い質問に移ります。1番、笠利地区の危険な通学路について（1）国道58号の喜瀬地区の道路について、宮久田橋という橋がございます。バスはもちろん普通車も離合できません。これが国道58号喜瀬地区の現状です。

次に、県道601号城間集落から宇宿集落、こちらの案件は、3年前に夢半ばで亡くなられた橋口先輩から現議長 奥 輝人議長へと引き継がれ、私出身地の集落、宇宿集落のために議長から引き継がれた案件でございます。同じく用集落も同様に3か所とも歩道とは名ばかり、側溝の上を通学路として歩いております。とてつもなく危険かつ歩くのに恐怖すら感じます。奄美市として3か所の国や鹿児島県への要望がどこまで届いているのか。1つ1つの進捗状況をお聞かせください。次の質問から発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

建設部長（坂元久幸君） それでは、御質問の国道58号喜瀬地区、県道601号佐仁・万屋・赤木名線の城間・宇宿地区間及び用地区につきまして、2車線は確保されているものの議員御指摘のとおり歩道がない現状でございます。国道58号喜瀬地区につきましては、平成11年、16年、25年、27年、令和3年に喜瀬集落等により改良に関する要望書が提出され、県道601号佐仁・万屋・赤木名線につきましては、平成10年、15年、16年、令和元年に笠利町宇宿、城間、万屋、土盛、崎原の各集落駐在員等より要望書と地権者約9割の同意書が提出され、県に市から進達をしております。

本市といたしましても歩道が未整備で著しく危険な状態であり、近年におきましては、観光客の道路利用も増えていると認識しており、地域の社会基盤整備にかかる意見交換や要望等を行う大島地域土木事業連絡会において、県へ継続的に要望を行っているところでございます。なお、用地区につきましては、地元からの要望はありませんが、地域の生活環境にも影響があることから今後、地元の意見をお伺いしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解のほどよろしく願いいたします。以上が、これまでの要望等でございますが、県にお伺いをしたところ御要望の各地区につきましては、2車線は確保されているものの一部線形が悪い区間や歩道のない箇所があることは認識しております。人家等も密集しており道路整備には多額の事業費を要することなど課題もあり、まずは、おがみ山バイパスな

ど事業中箇所の早期整備に努めてまいりたい。また、喜瀬及び城間・宇宿地区については、当面の安全対策としてラバーポール設置、路肩のカラー舗装などを実施いたしまして歩行者の安全対策に努めている。とのことであります。本市といたしましても地元集落や県と協力連携しまして早期事業着手に向け取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**1 1 番（前田 要君）** ありがとうございます。引き続き橋口先輩、奥議長からいろいろ何年も要望が出ています。でも要望を出す分には全然あれなんですけど、県のほうが、どこまで机の上に乗っているのか。そのへんで止まっているのかですね、おがみ山、僕も何回も電話します。もう言うことは一緒なんですよ。厳しい財政の中と一言先にありまして、その後今やっている工事がありますかとか、もうそういう話はですね、もう市民の皆様も全部聞いています。そうではなくてですね、何とかこの県の机の上に乗れるような段取りというのは、いかがなものかと思って、安田市長、すみませんが、一言何かございましたら、よろしくお願いいたします。

**市長（安田壮平君）** 繰り返しになるかもしれませんが県に対してはですね、毎年市のほうからも度々こういった機会を捉えてですね、要望しているところであります。笠利の、おっしゃっていただいた3つのうちの前者2つですね、そしてまた、おがみ山もですし、また、住用のほうもですね、城地区についても要望も出しているところであります。どうしても国の予算なども活用して県も事業をしているというふうに思いますので、その制約があるんだろうというふうに思いますけれども、やはり国の予算、県の予算の確保も含めてですね、また、しっかりと引き続き我々としても声を出していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**1 1 番（前田 要君）** ありがとうございます。一番はですね、歩道がない子どもたちの通学路をという皆さんの要望です。私もまだ7か月しか経ってませんが、任期といってもあと3年と4か月なんです。この間にこうテーブルの上に乗るように私も一生懸命、国会議員の方と一緒にですね、一生懸命頑張ってもらいますので市のほうも何とかよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。2番赤土等ですね、流失防止対策について質問いたします。大雨になりますと畑とか用水路からですね、そして、川を流れて海には、びっくりするほどの赤土、方言でハーミシャとか、私はハーミシャと言いますが、茶色になります。一度流失したものは、笠利半島が誇るきれいな海へ流れてしまいます。環境保全のためにもこの笠利半島のきれいな海岸線を保全するため海へ流れる前にこれ以上汚さない対策が更に必要ではないでしょうか。皆さん、名瀬に住んでいらっしゃるから分かるかどうか分かりませんが、用安からですね、節田に向かって空港に向かって行きますと用安過ぎて下って行ったら手前にハブ屋さんがございます。そこから見る海の景色って最高にいいと思うんですよ。でもですね、大雨が降ったもう5時間もすればですね、節田の海は、もう真っ茶です。びっくりするぐらいに真っ茶茶です。鹿児島県のホームページにもですね、STOPストップ赤土流失の啓発活動がございますが、（1）のですね、笠利地区の沈砂池の新規事業計画と現時点で笠利地区に何か所あるのかをお聞きします。お願いします。

**農林水産部長（大山茂雄君）** それでは、笠利地区の沈砂池について答弁申し上げます。議員御案内の笠利地区の海岸線の環境を保全するため、海へ赤土が流れる前に汚さない対策を講じる必要があることを十分認識しております。本市といたしましては、関係機関と一体となって総合的な赤土流失防止対策について協議し、必要な施策を積極的に推進するために平成12年6月に奄美地域赤土等流失防止対策協議会を設置しているところでございます。協議会の活動として、流失防止のための技術研修や合同パトロールなど総合的な活動を展開しております。笠利地区の農地は、約1,222ヘクタールあり奄美市の全体の農地の3分の2ほどを占めております。農地の赤土流失防止対策を講じることは大変有効なこ

と認識しております。農家への啓発としまして赤土等流失対策のパンフレットを配布するとともに農地内での工事の際は、農家や業者へ流失防止対策を指導しているところでございます。大雨時に側溝に流失した赤土は、沈砂池により河川への土砂流入量の軽減を図っており、笠利地区の沈砂池は、47か所ございます。本市として沈砂池の新規事業については、現在ございませんが、新規調整池の事業計画に向けて関係機関と協議を進めてまいります。かけがえのない美しい奄美の海を守り、子どもたちの世代につなげていくことが私どもの使命だと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

11番（前田 要君） ありがとうございます。トータル47とあとため池が6個あって53個、私も全部周ってきました。お伝えしたいことはですね、これだけ造っても昔の話をしてもしょうがないですけど、パイロット事業で通称パイロット事業でですね、ミチャが流れてサトウキビ畑、サトウキビ農家さんですけど、除草剤を撒くもんですからこういう感じになるんですけど、でも10年後、100年後を考えたらですね、今ですね、頑張って造ってもらえないともう本当にですね、私を含めてこの海の問題は、私で4人目のこの6月議会での質問だと思います。ですので、耕作放棄地いっぱいございます。川の近くに沈砂池造ってもらいまして、そこで頑張っている方の代替地とかいくらでも探せますので、私も一生懸命協力します。節田から大笠利、用まで何とかお願いします。以上で2番の質問を終わります。

続きまして、保育所の活用について、1、笠利地区の閉鎖保育所の現状と令和8年4月以降閉鎖予定保育所の活用についてをお伺いしたい。笠利地区の閉鎖した保育所の現状をお伺いしたいのと奄美市としてこの貴重な土地と施設をどのように有効活用されているのか。計画があればお示してください。お願いします。

笠利総合支所事務所長（國分正大君） それでは、お答えいたします。現在、笠利地区には、5つの休所、休園施設がございますが、それぞれの施設が、建設から50年余りが経過し、御承知のとおり老朽化が進んでおります。施設の有効活用につきましての御質問ですが、これまでも所在する施設の地域意向を優先的に尊重しながら、いわゆる地域住民ですね、のほうを尊重しながらということです。対応してきたものと我々は考えております。今後も地域の御意見を伺いながら今年度から新たに創設されました奄美市公共施設等民間提案制度を活用しまして民間事業者の皆様からのアイディアやノウハウを活かすとともに効率的かつ効果的な公共施設等の運営に結びつけることができるよう取り組んでまいります。以上です。

11番（前田 要君） ありがとうございます。5つの今、遊んでいるというか遊休の施設がございますということですね、この奄美市公共施設等民間提案制度に対して誰でも応募できる状態なんですか。それとも企業だけなんですか。もう1つすみません。この5つの中のどっか1か所でも何かそういう提案があるんですか。をお聞きしたいです。

笠利総合支所事務所長（國分正大君） お答えいたします。この奄美市民間提案制度の内容ですが、制度のポイントが5つございます。順を追って申し上げます。まず、民間企業等が自由な発想で提案できるということ。2つ目が、協議が整った場合、随意契約を保障するもの。3つ目に本市に新たな財政負担が生じない提案ということでございます。4つ目、市民サービスの向上につながるものなどございます。あと5つ目、民間事業者のアイディア、ノウハウを保護するものということでございます。現段階で既に今ある休所施設の保育園等につきまして関係課含めましてですね、現場を踏査したりとか、いろいろなアイディアを出しながら少しずつですが進ませていただいております。以上です。

11番（前田 要君） ありがとうございます。税金を使わないで、こういう感じで屋仁とか佐仁とか5

か所ありますけど、市民の税金を使わなくて新しく活用されるのが、一番だと思います。一番心配するのはですね、誰もいないもんですから空き巣とかですね、子どもの遊び場になったりして何かそういうのがならないようなちゃんとポールを立てたり、そういうのをお願いしたいと思います。

次にですね、令和8年4月に笠利認定子ども園が開園しますが、宇宿と節田保育所に関しましては、現状のままと聞いております。残り赤木名とですね、用安へき地保育所があると思いますが、この2つのこの先の方向性っていうのが分かるんでしたら教えてほしいです。

**笠利総合支所事務所長（國分正大君）** お答えいたします。新たに建設されます認定子ども園、今議会のほうで契約議案等を上程されております。この認定子ども園が、開園したあとの赤木名保育所及び用安へき地保育所の今後の活用についてお答えいたします。まず、赤木名保育所の今後の活用につきましては、先ほども申し上げましたが、地域の意向をまず尊重するということと、奄美市の公共施設等民間提案制度、先ほど御紹介した制度です。による意見等を参考に積極的な施設の活用を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、用安へき地保育所についてでございますが、御承知のとおり用安へき地保育所につきましては、今、用安集落会の集会施設をお借りして運営している状況でございます。今後の在り方につきましては、民間委員等から答申を令和3年度にいただいております奄美市笠利地区公立保育所施設等の在り方基本方針がございます。これを基に施設の段階的な今後の笠利地区の保育所の集約を含めて検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**11番（前田 要君）** 御丁寧にありがとうございます。笠利町はですね、住みやすいまち、住みたいまちにもですね、選ばれていまして2拠点生活をされているタレントの方も一生懸命ネットで発信されています。笠利地区の保育所と幼稚園がこれから先に活躍できることを祈りまして、次の質問にまいります。

4番、消防団の車庫について、先日令和6年度鹿児島県の総合防災訓練が、大々的に行われました。訓練の想定は、震源となる奄美大島近海震源とするマグニチュード8.2の地震、笠利地区の消防団の方々も一生懸命訓練されていまして。日々の精進に感謝申し上げます。笠利地区の消防団はですね、団の車庫は、全部で19か所、正確には18か所となると思いますが、令和3年度に作成された笠利地区の消防団車庫一覧表に基づき1軒、1軒回ってみました。実際に地震がきたらこの建物は大丈夫かと思ってですね、消防車両が活躍できるのか不安になり建物の耐震補強などを見てきました。耐震補強は見えていませんけど、不安になり見てきました。（1）笠利地区の耐震補強工事等の計画についてお聞きします。よろしくをお願いします。

**総務部参事（松崎幸一郎君）** 議員御質問の笠利地区消防団車庫の耐震補強工事等の計画についてお答えします。建築物の耐震改修の促進に関する法律及び県建築物耐震改修促進計画において耐震診断及び耐震改修の義務付けとなる車庫施設とは、多数の者が利用する建築物で階数3以上かつ1,000平米以上が該当建築物となります。したがって、本市消防団車庫施設においては、該当する建築物がございませんので耐震補強工事等の計画が、現時点ではないのが現状でございます。以上です。

**11番（前田 要君）** ありがとうございます。詳しく説明いただきました。法律的には問題ないということで御回答もいただきましたので、それは何とも答えできませんが。次ですね、土盛とか屋仁、佐仁地区、喜瀬地区も同様なんですけど、傷みがひどくですね、節田のですね、公民館の隣の節田の車庫はですね、もう白アリが噛んでまいてですね、質問は2番なんですけど、奄美市として建物建替えの予定計画とかはございますでしょうか。お願いします。

**総務部参事（松崎幸一郎君）** 建物の建替えの予定計画につきましては、笠利地区消防団車庫19か所のうち、議員の御質問で出ました屋仁地区、佐仁地区、喜瀬地区、節田地区と同じような築30年を超える車庫施設が9か所ございます。これらの車庫施設の点検を実施し、老朽化が著しい車庫施設の修繕または建替えにつきましては、関係各課と協議しながら実施計画の策定を行い進めていきたいと思っておりますので御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

**11番（前田 要君）** ありがとうございます。何とか見た目でもですね、ちょっとこれかと思うのが結構ありましたのでよろしくをお願いします。最後にですね、3番、消防団車庫整備事業の予算の中にですね、240万円ってございます。この内訳までお示しお願いいたします。

**総務部参事（松崎幸一郎君）** 御質問の消防団車庫整備事業の予算240万円の内訳につきましては、名瀬地区石橋車庫の照明更新修繕費及び名瀬地区里車庫の下水道切り替え修繕費となっております。以上です。

**11番（前田 要君）** 分かりました。笠利のほうも何とかよろしくをお願いします。昔から地震、雷、火事何かですね、災害は忘れた頃にやってきます。もしあつてはならないと、あつてとかなんですけど、もし地震が起きて本当に消防を出せるときにですね、こう出なくなったときのことを考えると、皆様も一度ですね、屋仁とか佐仁とか土盛もそうなんですけど、一度見に行ってもらって再度検討のほどよろしくをお願いいたします。

次に、宇宿貝塚公園修繕事業についてお伺いします。宇宿は、私の出身地でございます。貝塚のですね、昔、貝塚になる前は、私ども畑がございまして、小さい頃は、そこで農作業しているときに矢じりとかですね、土器がたくさん出てきたのを鮮明に覚えています。質問に入ります。（1）宇宿貝塚史跡公園リニューアルによるSDGsの拠点として観光、教育、環境の施設となる計画概要についてお伺いいたします。お願いします。

**市長（安田壮平君）** それでは、前田議員の御質問にお答えいたします。宇宿貝塚施設公園リニューアルによるSDGs加速化事業の概要についてでございますが、議員御案内のとおり笠利町宇宿にある宇宿貝塚は、縄文時代の竪穴住居跡や土器、石器、貝製品、中世の埋葬跡などが発見された縄文時代前期から中世にかけての複合遺跡であり昭和61年10月7日に奄美で初めての国指定史跡に指定をされた非常に重要な史跡でございます。今年度、内閣府の自治体SDGsモデル事業の採択を受けたことにより、宇宿貝塚史跡公園内のリニューアルを図り、SDGsとともに観光、教育、環境の拠点施設を目指して整備を行います。具体的には、自然や動植物とそこに暮らす人々が共存共生し環境に負荷をかけない縄文生活、また、世界に誇る自然環境、生物多様性と深い歴史が共に歩み、新しい価値を創造する環境文化を同時に発信する施設として施設内空間のリニューアル、体験スペース及びワークスペースの設置、展示設備の新設、情報発信ツール及び学習ツール等の作成を行います。本事業は、宇宿貝塚史跡公園をSDGsの拠点として整備するとともに周辺施設や地域資源等と連携した地域全体構想としており、観光、教育、環境に効果的な取組を実施するなど複数面に亘る事業でございます。次年度以降は、老朽化する施設の改修、施設内コンテンツの更なる充実、周辺施設や資源を活用した取組を検討し、奄美市SDGs未来都市計画の実現を目指してまいりたいと思っております。私自身も自然との共生であったり、結の精神、ユイワクなどのですね、フラットな社会構造という縄文文化が、奄美独自の環境文化の根底にあるというふうにご考えておりますので、そういった研究拠点としての活用も期待しているところでございます。以上です。

**11番（前田 要君）** 丁寧な御説明、本当にありがとうございます。昨日ですね、この検討委員会の中

江様のほうからですね、私も地域議員として任命されてですね、また、7月の26日の日にですね、検討委員会に初めて参加させてもらいます。本当にありがとうございます。子どもたちの更なる教育の場にですね、宇宿地区の観光の目玉になることを祈ります。市民の皆様も一度、先ほども市長はおっしゃいましたが、2,300年前です。縄文時代前期、そのまま、建物の上にそのままですね、掘り起こしたのがあります。一見の価値があると思いますので議場の皆様もリニューアルが終わった後でも構いませんが、是非宇宿貝塚を見に行ってください。以上で5番の質問は終わりました、次に6に移ります。

土盛海岸周辺環境整備事業について、こちらですね、市民の皆様や観光の方々からのたくさんの意見、提案、要望があり質問とは違うとは思いますが、市民の皆様の声の代弁をしたいと思います。土盛海岸はですね、皆様御承知かもしれませんが、質問内容(1)です。駐車場などの整備計画について、奄美大島の海、奄美の海岸と言ったら土盛海岸、こちらで毎朝、清掃活動をされている方々の調査結果によれば、1日約250名の観光客が来られます。来られているそうです。それではですね、皆様からの意見、提案、要望内容をお伝えします。駐車場が少なく、あちこちに停めてですね、近隣の土地に迷惑駐車されて困る。整備されていないから汚くごみが散乱している。お手洗いをどうにかしてほしい。海岸へ下りる道は凸凹で、どうしようもなく普通に歩けない状態である等々の声があります。土盛海岸周辺の環境の整備の検討を私、土盛集落在住の私も含めて市民の皆様とともに、どうにかしてほしいとの要望なんですが、担当の方、よろしく願いいたします。

**笠利総合支所事務所長(國分正大君)** お答えいたします。今置かれている土盛海岸周辺の状況は、議員御案内のとおりだと我々も十分認識をしております。このことを踏まえまして答弁させていただきます。御質問の土盛海岸の環境整備についてお答えいたします。土盛海岸は、景勝に大変優れた海岸であり、多くの来訪者が訪れる場所として広く認識されており、これまでも様々な観点から周辺の環境整備ができないかと検討されてきたところでございます。しかしながら、全体的な整備につきましては、土盛海岸周辺は、保安林にまず指定されており、国立公園内であることから開発に制限がかかること。また、現在利用されている、先ほど御案内がございました凸凹の道路につきましては、駐車場の一部に個人所有地が存在することにより土地所有者との協議が必要であることから計画を進めていくことが困難な状況でございました。このような状況におきまして個人所有地の所有者と昨今協議が行われまして、整備計画に協力がいただけるとの状況になってきたことから本市といたしましても土盛海岸の整備につきましては、開発の制限の範囲内で行えることを検討していきたいと考えております。御理解をお願いいたします。

**11番(前田 要君)** ありがとうございます。再度お伺いします。そういう計画があるってことでよろしいでしょうか。分かりました。ありがとうございます。本当にうれしいですね、早速、提案、要望されたたくさんの市民の皆様へ報告したいと思います。次にですね、提案といたしまして、7月から先ほど保安林でとおっしゃいましたが、7月から10月の期間限定とか、中じゃなくても土盛の生活館とかですね、キッチンカーなどを置くような感じでスペースを確保していただき、地元の企業、地元の住民で地域で稼ぐ力、地域を活性化させ、イコール人口増加に期待を提案したいと思います。提案ですね、これで市民の皆様からの土盛周辺環境整備の市民の皆様からの意見、提案、要望は終わります。

次にですね、あやまる岬改修工事について、2点まとめてお尋ねします。あやまる岬を題材にした唄はたくさんあるように、奄美大島ナンバー1の観光地と私は思って質問させていただきます。(1)あやまる岬改修工事の具体的な内容と(2)の施設管理委託料の令和5年度との差額の原因について2点まとめてお願いします。

**笠利総合支所事務所長(國分正大君)** それでは2点、順を追ってお答えいたします。まず、あやまる岬の今年度の改修工事の内容につきましては、御質問のあやまる岬改修工事につきましては、あやまる

岬観光公園内の須野、崎原集落側の駐車場内にあるトイレにおいて経年劣化によります爆裂等が起きていることから修繕を行うものでございます。修繕内容につきましては、外壁の補修、塗装、屋上の防水等を行うこととしております。今後とも施設の安全、管理につきましては、適宜対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の指定管理料の令和5年との差額の要因ということで聞いております。こちらにつきましては、令和6年度のあやまる岬観光公園の指定管理料73万8,000円の増額についてでございますが、こちらのほうは、職員の処遇改善による報酬の単価の増でございます。昨今の人員確保、処遇改善等を踏まえまして増額となったものです。以上です。

**11番（前田 要君）** 詳しく御説明ありがとうございます。あやまる岬の下のほうの改修工事、トイレのお手洗いの改修工事、本当に待ち望んでいました。グラウンドゴルフ大会があるときには、奄美、笠利町だけではなく名瀬、奄美本島からたくさんの方が、グラウンドゴルフを楽しみに来られます。工事が無事に終わることを祈ります。この差額の73.8万円の件は、物価上昇ともございますので、この件は差し控えたいと思います。

次に、8番に移ります。奄美市ゼロカーボンシティについてお伺いします。たくさんのお僚議員からも質問がありましたが、私、電気自動車10年、再生エネルギーのソーラーパネル事業も10年、奄美市のやっぴらっぴら奄美SDGsプラットホームのですね、推進パートナーの個人でのですね、第1号のあれをもらっています。そちらの観点から別な方向で少し質問させてください。1番の奄美市環境温暖化防止活動実行計画の概要についてお聞きしようと思いましたが、こちら先日のあれで聞いていますので省いてですね、地球温暖化対策法に基づく実行計画の中の目標を達成するための考え方の中です、目標達成のステップ4、4ステップでございます。そちらのですね、ステップ1の次世代自動車の導入、次に、ステップ2、再生エネルギーの導入の中のEV充電設備の普及、もう1個がですね、電気自動車を蓄電池として利用できるV2Homeというシステムがございますが、そちらの導入について奄美市として、この3つをですね、市民の方が、購入されたときに補助事業があるのかどうかをお聞かせください。

**市民環境部長（信島賢誌君）** それでは、御質問の3つの導入に関しての補助事業でございますけれども、現在奄美市としては、補助事業の計画はございません。国等におきまして補助金を創設されておりますので、その情報などを提供してまいりたいと考えております。以上です。

**11番（前田 要君）** ありがとうございます。国が、1つの新規事業者に対して55万円ですね、あとV2Homeも出てますが、充電施設も出ています。先月の補正予算案には、自動車購入とございましたので、4階の財政課に行ってちょっと聞いてみたら、電気自動車を購入、まだ決裁は下りていませんが、5台購入ということで、すごくうれしく思っています。私ごとですが、電気自動車って、私ども離島にですね、電気自動車の一番の欠点は、長く走らないってこと、すみません。ちょっと余談になりますが、でもですね、この離島においてですね、電気自動車ってすごく活用があると思うんです。極端に言ったら笠利から名瀬まで往復しても1回大体200円ぐらいで走れますので、それを月々1か月でも3,000円もあればですね、ゆっくり燃料代と言うか、燃費代もいいと思います。なので、このゼロカーボンシティにあれしてですね、私の目線から電気自動車普及第一で。一番はですね、新車の軽自動車を買おうと思ったら大体電気で300万円かかって、それから、55万円の補助が出て、軽ですから鹿児島県から20万円出ますので、大体220万円ぐらいで1個買えると思うんです。でも220万円を一般の方が出そうと思ったらなかなかだと思っんですよ。僕、電気自動車、4台目なんですけど、全部そのまま保有していますけど、ネットとかでですね、買って、電気はコイルで走りますので、エンジンは壊れません。10年経っても電池が減るだけです。お伝えしたいことは、40万円、50万

円ですね、昔のリーフ、30キロの蓄電池を積んだ車はですね、40万円、50万円出ています。鹿児島から航路2万5,000円くらいで運んでくれるんです。そうしたときに、たぶん日本全国自治体ですね、この新車の車には、補助は、屋久島は55万円とかですね、薩摩川内市も20万円とかいろいろ出ていますが、私が、お伝えしたいのは、中古自動車でも3万円とか5万円とかでもですね、奄美市が、こう補助を出せるような仕組みを取れば、この奄美市ゼロカーボンシティが宣言をされて電気自動車を5台、たぶん今全部で7台所有されて、5台追加したら7台になると思いますが、そういう私の個人の見解ですけど、そういう補助金も、中古自動車の補助金もあればいいと思ってるの提案、質問が、ちょっと質問やら言いたいことは、ちょっとバラバラになりましたけど、提案イコール質問になります。

次にですね、奄美市の重点施策の中のウ、脱炭素モデル地域の設定に省エネ、再エネ推進モデル地域を指定し、集中的に設備支援とございます。このモデル地域の計画地とかは、今現在で決定されているかどうかをお聞きしたいと思います。

**市民環境部長（信島賢誌君）** 御質問の脱炭素モデル地域の設定につきましては、今年度は、制度設計も含め検討段階でございまして、まだモデル地域の指定はございません。カーボンニュートラルの取組につきましては、市民、事業者アンケートでも必要性は認識されているものの、どのように取り組めばよいか分からないという声が多く挙げられております。まずは、市民や事業者の皆様に対し、必要な情報を適切に届けていくことから取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

**11番（前田 要君）** ありがとうございます。先ほどもお伝えしていますが、私、再エネのソーラー事業のですね、10年目ですね、奄美市さんが所有している笠利町の太陽ヶ丘のところに給食センター、あの真向に小さな発電所を持っているんですが、名前のとおりですね、太陽ヶ丘公園、太陽ヶ丘ですね、あそこって最高に朝、日が出て日没するまでの時間というのは、もう半端なくすごくて、私、発電の毎月統計取るんですけど、びっくりするぐらい発電します。自慢でもなんでもなく、そういう、それでも奄美市もたくさん空き地があると思うんです。その中をチェックされてですね、是非モデル地域を笠利町に持ってきてもらい、発電をしてもらって地域の皆様が、少しでも安い購入買価で買えるような仕組みを取ってもらったらいいなと思ってるの、また提案になりますけど、そういう感じでもよろしくお願いします。

(2)はですね、奄美市が契約する太陽光発電のプロポーザル結果について、昨年11月7日に公募公告した市有地等無償貸与による脱炭素推進事業の公募型プロポーザルについて、委託契約は締結されましたでしょうか。また、すみません。これは、自分が売るもんですから売電と書いていますけど買い取りですね、買い取りの単価というのは、もう契約されていらっしゃるのか。この2点をお聞きしたいと思います。

**市民環境部長（信島賢誌君）** それでは、御質問の本市が行いましたプロポーザルの委託契約の締結の状況、また、買い取り価格の契約状況について御答弁いたします。議員御質問のプロポーザルにつきましては、令和5年度に市有地等無償貸与による脱単価推進事業として実施いたしました。内容といたしましては、本市が保有する土地や施設、施設の一部を提案者に中長期間無償貸与し、提案者が実施する本市域全域の脱炭素につながる取組を推進するものです。公募型プロポーザル方式を採用し、島内外から広く提案を募集し、審査の結果、1事業者を契約候補者として選定いたしました。選択した提案内容につきましては、本市の2施設に屋根置き太陽光発電蓄電池を設置し当該施設で使用する電気の一部を発電するものであります。初期費用は必要とはなりますが、当該施設では、利用する電気の一部をクリーンな再生可能エネルギーに転換できるだけでなく、20年間という長期間利用することで、従来の火力発電由来の電力を使用するよりトータルでコストを低く抑えられるという経済性もございます。また、

蓄電池を設置することから災害停電時に電力が使用できるという防災の観点からもメリットがございます。本提案は、環境省の補助金が活用できることが条件となっており、現在、補助金に応募している段階でございます。このようなことから契約はまだ締結しておりませんで買い取り価格もまだ決まっていない状況でございます。以上です。

11番（前田 要君） ありがとうございます。契約先は決まったということで、あと売電じゃなくて買い取り金額もまだってことで、20年間の買い取りが九電さん、九電さんしかございませんので、それで少しずつ安くなっていくって判断でしょうか。どうですかね。

市民環境部長（信島賢誌君） 現在は、電力は九州電力さんのほうから買って使っておりますけれども、新しいプロポーザルで設置した後はですね、設置した事業者から市のほうが買い取りをするというような契約内容になります。その買い取り価格が、これまでの九州電力のほうに払っている金額、それと比較すると20年という長い目で見たとときには、トータル的に初期投資も含めて安くなるという状況でございます。以上です。

11番（前田 要君） ありがとうございます。環境的にもいいですし、市民の皆様の税金も安くなるということですのでいいと思います。もう1個すみません。5年度はそれで、6年度は終わりましたが、7年度もこうやって公募、またされるのでしょうか。

市民環境部長（信島賢誌君） 令和7年度以降につきましては、具体的なスケジュールは決まっておりますが、今後も民間のノウハウや資本の活用によって、本市の脱炭素につながる取組を積極的に推進してまいりたいと考えております。以上です。

11番（前田 要君） ありがとうございます。分かりました。続きましてですね、農地法についてお願いいたします。こちらの質問は、農地を所有されている方々の悲痛な訴えです。高齢により農業を辞め、跡取りもなく農地を手放そうとしたときに農地の法律があり売却できずに、にっちもさっちもならないとびっくりするほどのたくさんの方の相談があります。私、昨年当選させてもらいまして、一番多い相談が、こちらでございます。（1）農地転用の基準についてお伺いします。よろしくお伺いいたします。

農業委員会会長（岸田国広君） 御質問の農地転用の許可基準についてお答えします。農地転用につきましては、登記上の農地を住宅地や駐車場、資材置き場など地目を農地以外に変更して利用することを指します。通常の農地の転用許可申請については、本市農業委員会が県より権限移譲に基づいて承認を行うことができますが、転用する農地が3,000平米以上の場合は、県の許可が必要となります。農地転用許可の基準といたしましては、立地基準と一般基準の両方から判断されます。立地基準につきましては、農振農用地にあたる農地は、原則として転用が認められません。加えて農地転用により優良な農地が失われないよう農業生産力の維持が求められます。また、転用により周辺の農地や農業経営に悪影響を及ぼさないことが条件となります。

一般基準につきましては、転用農地が周辺の農地や農作業に悪影響を与えないように確実に行われること。転用実施者の資金力と信用性があることが求められます。加えて各法令等の許可の条件整備の見込みや集団的農地が分断されないこと。土砂の流失や災害の発生の恐れがないこと。農業用排水施設等の機能に支障が生じないことが審査の基準となります。

本市農業委員会は、以上2つの基準を踏まえ総合的に農地転用の審査を行っております。農地の転用につきましては、地域の農業や土地利用計画に大きな影響を与える可能性があるため慎重に判断を行っ

ております。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

11番(前田 要君) お忙しいところありがとうございました。農地法の第4条,第5条は確認ありがとうございます。次にですね,農用地区域外からの除外について御説明をお願いいたします。

農林水産部長(大山茂雄君) それでは,農振除外の基準についてお答えします。農用地利用計画の変更手続には,主に2つの方法がございます。1つは,市町村が定める農業振興地域整備計画の全体変更手続の際に除外する方法でございます。もう1つに個別の申し出による除外がございますので,こちらにつきまして御説明させていただきます。農業振興施策以外の開発行為につきましては,農用地区域の指定区域では,原則行えないわけですが,次に掲げる6つの要件すべてを満たす場合には,農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更の申し出が可能となります。1つ目に農用地以外の供することが必要かつ適当で農用地区域以外には代替すべき土地がないこと。2つ目に地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないこと。3つ目に農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。4つ目に効率的かつ安定的な農業経営を営むものの農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。5つ目に土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。6つ目に農業生産基盤整備事業の工事完了公告があった年度の翌年から起算して8年を経過している。この6つでございます。御説明いたしました6つのこの要件に加え,除外等の重要な変更手続の場合には,都道府県知事との事前協議が必要となりますが,その際,市長村長は,市町村整備計画を変更するときは,農業協同組合,土地改良区,農業委員会及び森林組合から意見を聞くとともに必要に応じて自治会や集落の代表者等から幅広く意見を求めるよう努めることとなっております。以上です。

11番(前田 要君) ありがとうございます。先ほど部長が,おっしゃるように6個の条件をクリアしないと農地は転用できないというのは分かりました。がですね,最初お伝えしましたが,もう高齢になり離れて,3条でしたら即変わりますけど,畑を買う人は,正直いないです。4条申請をしましてもですね,4条って言ったら,そのまま雑種地とか,転用ではなく,そのまま畑,自分の畑を駐車場に替えるのが4条であっていると思いますけど,4条申請しても,この先ほどの6個の条件をクリアしても通らないという声があるため,私ちょっとお時間使って御説明していますが,お伝えしたいのは,日本全国農地が耕作放棄地になり,もう畑も草ボウボウ,そういつてなる前にですね,もうその方は,できないとおっしゃって,どうにかしてほしいと,それで農業委員会さんをお願いして採択をもらう中にそれでも駄目となりますとですね,もう子どももいなくてですね,それこそもうほったらかしの土地になって藪になってしまう。でしたら頑張って農業委員会さんの人たちに頑張ってもらって4条申請でですね,農地から雑種地等に替えてもらって次の道へ進むのも,法律的にはどうかと思いますけど,そうやっていくのもこの6個の条件がありますのでクリアしたらですね,そういうふうになるのが,私個人の意見ではなくてですね,たくさんの方からの御相談の内容なんです。あまり農地法ですから法律もございます。ただ,同じことを3回も4回も言いますけど,条件をクリアしたら通す。後はもう決めるのは部長でもなく,先ほど委員長さんがおっしゃったみたいに農業委員会さん,18名か16名でしたかね,その方たちが決められることですが,この農地法第4条,第5条について,あと農振除外,これを何とかしてもらわないことには,もう草ボウボウ,空き家に対してもそうですけど,この問題はですね,非常に大きな問題だと私は思います。大変すみませんが,10番11番までございませぬ。本当に携わってきた課の方には申し訳ございませぬが,これですみませぬ終わりますけど,本当にこの農地法,農地転用に関しては,また9月にもまた少し質問させていただきます。本日は,何を言っているか分からなくなった状態も誠に申し訳ございませぬが,今で終わります。ありがとうございました。

議長(奥 輝人君) 以上をもちまして,本日の日程は終了いたしました。

6月25日午前9時30分，本会議を開きます。

本日は，前田 要議員，前田 要議員，まだ終わっていませんよ。ちゃんと最後まで座っててください。

本日は，これにて散会いたします。（午後2時30分）

第 2 回 定 例 会  
令和 6 年 6 月 25 日  
(第 5 日 目)

6月25日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帯 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	21 番	竹 山 耕 平 君
22 番	川 口 幸 義 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

20 番 伊 東 隆 吉 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
財 政 課 長	柳 樹 三 郎 君	契 約 ・ 検 査 指 導 課 長	奥 光 也 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	川 畑 良 二 君	市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君
税 務 課 長	福 山 優 君	国 保 年 金 課 長	西 幸 一 郎 君
市 民 福 祉 課 長	篤 泰 之 君	保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君
福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君	い き い き 健 康 課 長	中 村 明 広 君
商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君	商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君
デ ジ タ ル 戦 略 課 長	原 口 英 樹 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君
建 設 部 長	坂 元 久 幸 君	上 下 水 道 部 長	川 上 浩 一 君

6月25日(5日目)

教 育 部 長 正 本 英 紀 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	向 井 涉 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	押 川 治 君
議 事 係 長	田 川 正 盛 君	議 事 係 主 査	重 井 真 人 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程第2号のとおりであります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1，議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第47号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についてまでの7件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案7件に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

はじめに、奄美笠誠会、前田 要君の発言を許可いたします。

11番（前田 要君） おはようございます。奄美笠誠会、前田 要です。早速質疑に入ります。

議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について、（1）10ページ2款総務費1項総務管理費5目財産管理費17節設備購入費の自動車購入費1,450万円について、①自動車購入を予定している台数、メーカー、車種をお示しください。②購入車の配置先についてお示しください。③電気自動車を購入する場合、充電設備の整備予定、非常電源としての活用予定の有無についてお示しください。以上、よろしくお願ひします。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

財政課長（柳 樹三郎君） おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。

今回の自動車購入につきましては、奄美市出身の鹿児島市在住の方からの寄附金により、電気自動車を5台購入予定でございます。メーカーや車種につきましては、寄附者からの御意向に沿って、日産の電気自動車サクラを3台、三菱の軽商用電気自動車ミニキャブを2台購入予定でございます。

次に、②配置先についてでございますが、名瀬・住用・笠利各支所に配置の予定をしております。それぞれの配置台数につきましては、充電設備の整備等も必要となりますので、関係各課と調整の上、対応してまいりたいと考えております。

次に、充電設備につきましては、名瀬総合支所に普通充電スタンド2機4台分、住用総合支所に充電コンセント1機1台分がすでに整備されております。笠利総合支所におきましては、未だ充電設備がありませんので、今回の電気自動車の配置に合わせて充電コンセントを整備予定であります。

また、非常用電源としての活用予定につきましては、電気自動車の車載バッテリーが非常用電源として有効であることは十分に認識しております。今回で電気自動車の数も増えることとなりますので、非常用電源としての活用につきましても今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（奥 輝人君） 質疑ありますか。

11番（前田 要君） ありがとうございます。すみません、ちょっと最初にですね、鹿児島市在住の方の寄附でよろしいのでしょうか。それをお聞きしたいのと、すみません、寄附と思わなくてですね。

1,450万円の予算がありましたので、寄附と思わずにちょっとあれですけど、メーカーは分かりました。日産が3台と三菱さんが2台で、先ほどの充電設備は名瀬に2個、住用に1個で、新しく設置するときの予算もこの1,450万の中に入っているのかをお聞きしたいと思います。

1点目がですね、鹿児島市在住の方の寄附ですと、この1,450万円っていうお金がどうなのか。すみません、僕のちょっと聞き間違いかどうかを確認したいと思います。

2点目は、充電設備の今2と1ありますので、笠利に何箇所か新設する分の予算も1,450万円の中に入っているのか、この2点をお願いいたします。

**財政課長（柳 樹三郎君）** 最初の寄附におきましては、鹿児島市在住の方からの寄附金1,100万円を予定しております。

次に、充電設備の予算につきましては、今回の予算には入っておりませんが、金額や設置数などを見ながら今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**議長（奥 輝人君）** 3回目の質疑となります。

**11番（前田 要君）** ありがとうございます。もう最後の質問ですので、鹿児島市在住の方には本当にありがとうございますと私が言うのもあれですけど、おっしゃるとおり1,450万円のうちの1,100万円、残りの分で奄美市のEVの車を購入するってことで確認取れました。よく理解できました。ありがとうございます。以上です。

**議長（奥 輝人君）** 次に、自民党新政会、川口幸義君の発言を許可いたします。

**22番（川口幸義君）** おはようございます。自民党新政会の川口幸義でございます。議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について、（1）9ページ20款1項1目1節財政調整基金繰入金3億86万4,000円、ふるさと応援基金繰入金265万1,000円について、①財政調整基金、ふるさと応援基金の繰入後の基金残高と財政調整基金の適正な積立額、ふるさと応援基金の今年度の目標額をお示してください。

②財政調整基金3億86万4,000円は国が執行する物価高、物価高騰の緊急対策事業の財源のようである。国からの歳入の基準と歳入予定額、その時期を示すとともに、その歳入は、全額財政調整基金に積戻しをされるのかをお答えください。

（2）9ページ21款1項1目1節繰越金4,976万4,000円、前年度剰余繰越金について決算が確定していないと思うが、現段階の決算状況で下記についてお答えください。

①形式収支、②実質収支、③単年度収支、④実質単年度収支について示すとともに、繰越金4,976万4,000円の積算根拠と処分についてお答えください。

②地方財政法第7条、剰余金の2分の1を下らない額を翌々年度までに積み立て、または地方債の財源に充てなければならないとあるが、市はどう対応しているのか、令和5年度の決算予定での剰余金の2分の1は幾らになるのか、お答えください。

（3）11ページ2款1項6目12節委託料、SDGs情報発信宣伝物作成業務700万円の内容説明と、どのような業者にどのような方法で業務委託するのかをお答えください。

（4）12ページ2款1項15目18節負担金、補助金及び交付金2億8,000万円、定額減税調整給付金の概要説明と今後の支給日日程をお示してください。

（5）17ページ7款1項8目18節負担金、補助金及び交付金4,196万8,000円、自治体システム標準化整備事業負担金の根拠、事業内容と支払い先をお示してください。

議案第45号 工事請負契約の締結について住用地区新設こども園、議案第46号 工事請負契約の締結について笠利地区新設こども園、（1）プロポーザル方式で実施した理由と債務負担行為、令和7年度笠利地区新設認定こども園整備事業10億5,256万円、住用地区新設こども園整備事業5億3,908万8,000円、債務負担行為限度額の根拠についてお示してください。

(2) プロポーザル公募型募集要項の中にどのような資格要件を定め、広く提案を受ける仕組みづくりはどのようになされたのか。プロポーザルの一次評価メンバーの状況と結果、二次審査対象事業者の選定、契約予定者の決定状況とプロポーザル選定委員会のメンバーもお示してください。

(3) プロポーザル方式は最終的に、地方自治法施行令167の2第1項第2号、入札に適しないものにより随意契約となるが、随意契約の決定は指名業者選定委員会などで決定すべきと考えるが、いつどのような機関で決定したのかをお答えください。

(4) プロポーザル方式の契約締結は、プレゼンテーションの質疑応答も契約の一部と解されている。工事請負契約にあたって、特定結果の公表、説明等がないのはなぜなのか。全員協議会などで公表、説明すべきではないか。

(5) 今回一括方式を採用した理由と、一括方式の採用で、①質の高い施設整備、②工期の短縮、③コスト削減のメリットを説明していたが、今回の契約をすることで、従来の契約をしたときと比べ、①、②、③について具体的に説明をください。

(6) 地元の中小企業の育成と地域経済の活性化に不可欠な分離発注、分割発注ができなかった理由と、企業育成と地域経済に対する影響について伺います。

(7) 工事請負契約金額と予算計上額との差額について御説明ください。

議長（奥 輝人君） 川口議員，着席してください。答弁を求めます。

財政課長（柳 樹三郎君） おはようございます。財政課からは議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について、（1）と（2）について答弁いたします。

はじめに、（1）①についてでございます。基金の残高につきましては、現在決算の作業中でございますので、見込み額としてお答えさせていただきます。財政調整基金が38億2,748万4,000円、ふるさと応援基金が2億9,872万1,000円となる見込みでございます。財政調整基金の適正な積立額といたしましては、一般会計予算規模の1割程度を目安に確保しているところでございます。

次に、ふるさと応援基金の目標額についてですが、本基金は条例において、奄美市の発展を願い、応援する人々からの寄附金を財源として積み立て、寄附者の意向を反映した事業をすることを目的としており、金額の目標額を定めているわけではございませんが、多くの寄与を賜るべき努力をしているところでございます。

次に、②財政調整基金繰入金3億86万4,000円につきましては、物価高騰緊急対策事業費の財源としているところでございます。今回の定額減税調整給付金事業に係る経費については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象として、今後国から交付される予定でございます。国からの歳入基準と予定額及びその時期につきましては、支給実績をもとに金額の確定を行うことから、現在のところ金額については未確定であります。交付決定は令和7年3月と見込んでいるところでございます。また、交付決定後は財源の組替えを行い、全額財政調整基金に積戻しを行う予定としております。

次に、（2）①でございます。前年度剰余繰越金に関する令和5年度の決算についてでございます。現在作業中でございますので、見込額としてお答えいたします。一般会計総額の歳入から歳出を差し引いた形式収支額は18億7,214万6,000円、この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源8億9,873万円を差し引いた実質収支額は9億7,341万6,000円の見込みでございます。また、この実質収支額と令和4年度を比較した単年度収支額はマイナス627万5,000円を見込んでおります。この単年度収支に財政調整基金の積立金を加え、そして基金の取崩額を除いた実質単年度収支は、1億2,627万3,000円を見込んでおります。

次に、繰越金の4,976万4,000円の算出根拠といたしましては、剰余繰越金見込額9億7,341万6,000円のうちから今回の補正予算の財源不足分として計上しているものでございます。

この剰余繰越金は今年度の予算の歳入として補正予算に計上する予定でございます。

次に、②議員御案内のとおり、地方財政法の第7条において、歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額を翌々年度までに積み立て、または地方債の償還の財源に充てなければならぬとなっております。本市におきましては、決算剰余金のうち2分の1を下回らない額を毎年度財政調整基金に積み立てております。なお、令和5年度の決算剰余金の2分の1を下らない額につきましては4億9,000万円となる見込みでございます。以上です。

**プロジェクト推進課長（川畑良二君）** おはようございます。私のほうからは議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）の（3）SDGs情報発信宣伝物作成業務についてお答えをさせていただきます。

御質問のSDGs情報発信宣伝物作成業務委託料につきましてはSDGsの普及啓発を目指すために、縄文史跡である宇宿貝塚史跡公園をSDGsの拠点として位置づけ、観光、環境、教育に効果を発揮することを目的とし、施設内に学習コンテンツを設置、展示をする予定といたしております。学習コンテンツは、縄文時代と環境文化や世界自然遺産登録との関係性。そして、現代課題をどのように捉え、未来に向かってどのように行動を起こすのか、縄文生活をヒントにパネルや展示物等で発信する予定といたしております。なお、業務委託につきましては、施設展示物の制作が可能な事業者により、具体的な学習コンテンツの内容について企画提案、公募を行い、提案内容の審査により事業者を選定することといたしております。以上でございます。

**税務課長（福山 優君）** おはようございます。それでは、税務課が所管する定額減税に伴う調整給付金の概要についてお答えいたします。

本事業は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、物価高から国民の生活を守るための負担軽減措置として行われます政策の1つである定額減税の実施に伴い、1人につき所得税3万円、住民税1万円、計4万円となる定額減税の恩恵を最大限に受けられない方々へ給付金を支給する事業となります。想定しております対象者数は8,100名であり、令和5年度の数値を参考に算出しております。支給額に関しましては、推計所得税及び個人住民税所得割において1人当たり4万円となる定額減税に満たない税額の方に対しまして、その差額相当分を調整給付金として給付することとなります。このことから、納税義務者の扶養者数や税額などが異なるため、対象となる市民一人ひとりごと支給額も異なってまいります。

次に、今後の支給日程についてでございますが、現在該当する対象者の確認作業を進めており、遅くとも8月下旬までには対象者へ給付のお知らせを通知する予定となっております。その後、登録内容の確認や給付金の振込のための準備作業を行い、現時点での給付開始時期といたしましては、9月中旬までに行う予定といたしております。以上です。

**デジタル戦略課長（原口英樹君）** おはようございます。デジタル戦略課所管分（5）についてお答えいたします。

自治体情報システム標準化整備負担金の根拠についてお答えいたします。今回の整備につきましては、令和3年5月に制定されました地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、自治体の基幹業務システムの標準化を推進するものでございます。自治体ごとにバラバラの仕様で調達していた基幹業務システムについて、国が標準化の基準を定め、当該基準に準拠したシステムを利用することで、住民のサービス向上と行政の業務効率化を目指すものでございます。

令和6年度に行う業務内容といたしましては、現行システムと標準仕様の差分の確認、移行計画の作成やデータ抽出などのデータ移行に必要な準備、ガバメントクラウド上に構築するシステムの初期設定にかかる業務などがございます。また、令和7年度には、本番環境へのデータ移行や標準準拠システム

にかかると一連の連携テストなどを実施し、令和7年度末までに稼働することを目標としております。支払い先につきましては、鹿児島県自治体情報処理連絡協議会でございます。なお、当該協議会におきましては、県内の30市町村によるシステムの共同利用を行っており、今回の移行にかかる費用につきましては、加盟団体による負担金として支出するものでございます。

財源につきましては、国の補助率10分の10でございます。今回の補正予算での計上となりましたのは、国の補助金確定の通知が当初予算作成時において間に合わなかったというためでございます。以上でございます。

**契約・検査指導課長（奥 光也君）** 私の方からは、工事請負契約の締結について、議案第45号 住用地区新設認定こども園、議案第46号 笠利地区新設認定こども園に関する事項について御説明いたします。

御説明内容につきましては、契約・検査指導課と笠利・住用両支所の担当課にまたがりまますので、まず、契約・検査指導課に関することについてお答えいたします。

2の(1)プロポーザル方式で実施した理由について御説明いたします。

今般の公共建築工事におきましては、資材の高騰や職人不足による工事費の増加、さらに工期が見通せないなどの課題解決には至っていない現状の中、今回の新設認定こども園整備事業におきましても同様の課題が懸念されております。また、施設整備にあたっては、施設の特性を踏まえた特徴のある設計や、認定こども園にふさわしい施設の機能性やデザイン性も求められていると考えております。このようななか、設計施工一括方式を採用することにより、設計段階から施工者が関わってくることで、工事着手前の早い段階から資材や職人の確保に計画的調達が期待でき、工事費の確保や工期が早い段階で一定の見通しがつきやすくなるなど、今般の公共建築工事の課題解決に取り組むため、今回の実施に至っております。プロポーザル方式の採用につきましては、設計施工一括発注方式が技術提案に基づいて優先交渉権者を決定することから、価格競争のみではなく、提案内容を総合的に評価する必要があることから、企画提案方式であるプロポーザル方式を採用したものでございます。

(2) 公募要領の資格要件について御説明いたします。両地区新設認定こども園整備事業の募集要項では、募集者は複数の企業により構成された参加グループとしております。設計、施工監理業務を行う設計施工監理企業、工事を行う施工企業、備品選定業務を行う備品選定企業の3つの企業により構成された参加グループとし、そのうち設計工事監理企業、施工管理企業、備品選定企業の中から代表企業を定めることとしております。

設計、施工監理企業の参加要件としましては、奄美市に本店を有するもので令和5年度奄美市建設工事入札参加資格を有する設計A級の企業、または国内に本店を有するもので令和5年度奄美市建設工事入札参加資格を有する設計の登録のある企業の単体、または複数の企業で設計共同企業体で参加する場合は、構成員は2社の設計共同企業体としております。工事を行う施工企業につきましては、特定建設工事共同企業体、以下JVと御説明いたします、を結成することとしており、代表構成員1名と構成員1名の組み合わせとし、代表構成員または構成員の参加資格は、令和5年度奄美市建設工事入札参加資格を有する建築工事A級に格付けされたものとしております。電気工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事などの設備工事につきましては、再委任によることとして、令和5年度奄美市建設工事入札参加資格を有する電気及び管の格付けそれぞれA級のものとしております。

備品選定企業につきましては、設計企業または施工企業が兼任することとしており、再委任する場合は、奄美市物品役務入札参加資格者に登録されており、奄美市内に営業所があることとしております。

(3) 随意契約の契約相手先の決定について御説明いたします。議員御案内のとおり、本請負契約は地方自治法施行令により随意契約による契約に該当いたします。奄美市契約規則では、指名競争入札に参加させようとする工事の場合は、奄美市建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会にて指名業者を決定することとしておりますが、プロポーザル方式により選定されたものと契約する必要があると認

められる場合には、地方自治法施行令で随意契約により契約を行うこととなっております。

(4) プレゼンテーションのやり取りも評価対象となるのかについて御説明いたします。国交省によるガイドラインによりますと、企画提案の審査、評価にあたっては、技術提案の記載事項からだけでは確認できない事項等について、ヒアリングの結果を含めて評価するとあります。プロポーザル方式は、事業について企画提案書の提出を求め、企画提案を総合的に評価し、最も優れたものを選定する方式です。したがって、企画提案内容及びプレゼンテーションのヒアリングの質疑応答についても、今後、発注者と受注者と契約に基づいて実施されることとなります。

(5) 設計施工一括発注方式と採用したメリットについて御説明いたします。①質の高い施設整備につましましては、設計段階から施工企業が加わることで、設計者が発注者の求める機能性や独自のデザイン性を施工者が即実施できるまで調整ができることで、質の高い施設整備につながると考えております。

②の工期短縮と③コスト縮減につましましては、同様に設計段階から施工企業が加わることで、設計段階の進捗に応じて資材や職人の確保ができることや、そのことにより物価上昇などの影響による事業費の早期確定が期待されることから、工期短縮とコスト縮減につながると考えております。

(6) 分離分割発注ができなかったことについて御説明いたします。今般の公共建築工事課題解決に取り組むにあたりまして、庁内入札制度検討委員会におきまして議論を重ね、課題解決の一つとして期待し、設計施工一括発注方式を採用したところでございます。企業育成と地域経済に対する影響につましましては、地元発注を基本として実施してきたところでございます。

**いきいき健康課長（中村明広君）** おはようございます。加えて、担当課のほうからもお答えをいたしますが、住用・笠利、共通する部分が多いため、私のほうで一括してお答えをさせていただきます。

まず1番目、債務負担行為についてでございます。両地区の債務負担行為の限度額について御説明をいたします。今回の事業は令和6年度と令和7年度の2年間の事業でございます。そのため、令和6年度の支払予定額については令和6年度の予算において、令和7年度の支払予定額については債務負担行為により事業者へ債務を約束するものでございます。したがって、議員御質問の令和7年度の債務負担行為限度額は、事業費総額、即ち提案上限額から令和6年度に支払う予定額を差し引いた金額となっております。

次に、2番目、プロポーザルの一次評価のメンバーの状況と結果、それから二次審査対象事業者の選定、契約予定者の決定状況とプロポーザル選定委員会のメンバーについてお答えをいたします。当事業は、議員御案内のとおり、一次審査と二次審査により事業者を選定いたしました。

一次審査の内容は、当事業への参加資格があるかどうかを審査するものであり、募集要項において定めた要件を満たしているかどうか、事業の担当部署と発注支援業者の両方で確認をさせていただきました。その結果、住用地区では応募のあった3グループ、それから笠利地区におきましては応募のあった4グループともに参加資格を満たしていることを確認いたしました。

二次審査の方はプレゼンテーション、ヒアリングであり、住用地区では3グループを審査した結果、江藤、中山、重信、竹山、中村特定建設工事共同事業体を、笠利地区におきましては4グループを審査した結果、松山、有吉、松元、政共同事業体を優先交渉権者として決定をいたしました。

プロポーザルの選定委員会は、今回8名の委員で構成しており、内訳といたしまして、庁内関係者として、建設部長、福祉事務所長、総合事務所長、保育所長代表、幼稚園副園長の5名、外部委員として、大学教授、大学准教授、保護者代表の3名となっております。

次に、4番のほうですね。工事請負契約にあたって、選定結果の公表、説明等がないのはなぜかということですが、お答えいたします。選定結果の公表、説明につましましては、両事業の優先交渉権者を選定した過程やその点数、審査公表を含む内容を募集要項で定めており、5月20日に奄美市のホームページ上で公表を行いました。このことにより、議員の皆様はもとより、広く市民の皆様にも周知した

ものと認識しておりましたが、今後、同様の案件がある際にはさらに丁寧に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

次に、7番工事請負契約金額と予算計上額との差額についてお答えをいたします。議員御案内の住用地区4、730万円、それから笠利地区4、323万円という設計に係る費用についてでございますが、先ほど予算計上額と工事請負契約金額との差額でも触れましたが、今回の契約金額につきましては、優先交渉権者が提案した金額となっており、本市におきましては提案上限額の範囲内であることを条件としております。よって、設計に係る費用についても、優先交渉権者が提案した金額であり、失礼しました。大変失礼をいたしました。7番、工事請負契約金額と予算計上額の差額について、再度お答えさせていただきます。失礼をいたしました。予算計上額と工事請負契約金額との差額についてお答えします。今回、両事業は、本市が設定した提案上限額の範囲内で、優先交渉権者が提示した金額で契約を締結しております。この提案上限額が予算計上額となり、住用地区では予算計上額6億1,713万6,000円に対し、工事契約金額が6億1,600万円、笠利地区におきましては予算計上額13億1,166万7,000円に対し、工事請負契約金額が13億900万円となっております。今回、両事業ともに優先交渉権者が提案した金額が提案上限額よりも低い金額でしたので、その差額が生じているところです。以上でございます。

議長（奥 輝人君） 質疑ありますか。

22番（川口幸義君） いろいろ答弁がございましたが、今回の設計施工一括発注方式は、プロポーザル方式を活用して優先交渉権者を決定し、優先交渉権者と市が提示した限度額で、地方自治法施行令第167条の2第1項2号、工事請負契約随意契約をするものと理解してはいます。

そこで、質問いたします。①プロポーザル方式をとることで民間業者のノウハウを行政サービスの提供に活かすと市の説明がありました。今回の契約において、民間業者のノウハウが行政サービスの提供にどのように活かされたのか、お答えください。

②本来競争であるべき契約案件がプロポーザル方式の活用で随意契約として処理されたことで弊害があると思うが、当局の見解をお示してください。

③分離発注、分割方式で、電気、給排水、空調、外構工事の業者が一括方式で受注者からの下請けになるが、一括発注の元請け業者から適正な価格で下請けをしているのか確認をする制度は作られているのか、伺います。

④住用地区の設計額が4,730万円、契約金額が6億1,600万円の7.6パーセント、笠利地区の設計額は4,323万円で、契約金額が13億900万円の3.2パーセントとかなりの差があるが、その理由についてお答えください。契約金額の多いほうが設計料が多くなるのが常識だが、逆転になっている理由は何か。住用地区の代表構成委員、構成員の説明と2社を必要とする理由、笠利地区はなぜ代表構成員だけの1社なのか、違いを説明ください。再々質問ではございますけれども、奄美市の公共工事において、地元の中小企業の育成と地域経済の活性化を目指す公共工事の目的からすれば、一括方式、大企業優先発注は好ましいとは言えないと思うが、今後もこのような契約方式を積極的に行うのか、見解を伺い、私の総括質疑を終わります。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

契約・検査指導課長（奥 光也君） まず、①民間事業者のノウハウを行政サービスにどう活かされ、活かしていくのかについて御説明いたします。これまで、設計と施工の分離発注方式によっては、それぞれの分野をまたいだ提案が反映されにくい点がございました。設計と施工の一括発注方式によって、それぞれの分野に設計と施工が最初から関わることで、民間企業の持つノウハウが行政サービスに実行し

やすい状況が作れたことで、今回複数の企画提案を受ける結果ともなり、今後の実施に向けても民間企業のノウハウが活かされていくと考えております。

②プロポーザル方式で活用にあたっての随意契約の手続きについて御説明をいたします。議員御案内のとおり、本請負契約は地方自治法施行令の随意契約に該当いたします。随意契約の要件として、プロポーザル方式により選定されたものと契約する必要があると認められた場合は、地方自治法施行令では随意契約により契約に至ることとなっております。本方式の適用に際しては、公平性及び経済性を確保することは当然に必要であり、不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれることがないように、事業の段階に合わせて情報を公開し、慎重に行ってきたところであり、今後も同様の考えのもと実施を行っていきたいと考えております。

③設備工事の元請けと下請けの契約について説明をいたします。本契約では、電気工事、給排水衛生設備工事、空調工事などを受け持つ企業は、元請け業者の再委任として下請け業者となります。建設業法では、元請業者が自己の取引上の地位を利用し、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負契約とする場合には、法が禁止する不当に低い請負代金に該当することになり、下請契約も同様の取り扱いとして建設業法に違反することとなります。元請けと下請けの請負契約に片務的内容が含まれ、建設業法違反がある場合には、国交大臣、知事あるいは中小企業庁長官が公正取引委員会に対し、措置要求ができるものとされていますし、奄美市が定める入札参加資格者の指名停止基準において、指名停止要件として建設業法違反行為が挙げられます。また、工事の着手後におきましては、受注者は施工体制台帳を整備しなくてはならず、発注者は施工体制台帳の下請契約の確認により、元請けと下請けの契約内容をチェックできます。再質問、再々質問の今後の発注方式について御説明いたします。平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、発注者は、入札及び契約の方法にあたっては、その発注に関わる公共工事の性格、地域の実情に応じて多様な方法の中から適切な方法を選択し、これらの組み合わせによることができると明記されており、今回、設計施工一括発注方式を採用したものでございます。今後の公共工事の発注にあたりましては、従来の設計施工分離発注方式を基本としながら、事業ごとの性格や地域の実情、課題なども十分考慮し、検討していきたいと考えております。以上でございます。

**いきいき健康課長（中村明広君）** 私のほうからは設計額の差額、それから代表構成員、構成員の説明をさせていただきます。先ほど、予算計上額と工事請負契約金額との差額でも触れましたが、今回の契約金額は優先交渉権者が提案した金額となっており、本市におきましては、提案上限額の範囲内であることを条件としております。よって、設計に係る費用についても優先交渉権者が提案した金額でございますので、その積算内容につきましては優先交渉権者のみが把握しているということになります。また、事業の契約相手方についてなんですけれども、両事業ともに、代表構成員1名、それから構成員3社というグループ構成になっております。以上でございます。

**議長（奥 輝人君）** ほかに質疑はありますか。

**22番（川口幸義君）** 今回のですね、分離発注がなかったっていうところに非常に私は残念に思っているわけですよ。何もプロポーザル方式が悪いとは思っておりません。これはすべて地元企業が事業を行うわけですね、税金も地元へ落ちるといって、これは非常に高く評価してるんです。ただ、電気工事給排水、こういったものでもう億単位の金額に上がるわけですよ。そうすることによって、これらもやっぱり県が認定するA級業者ですからね、この方々が下請けに入ることが私にとって非常に残念だなと僕は思っているんですよ。ということは、いわゆる皆さんが一括方式をとったということは、①、②、③を見ると、いわゆる早く工事ができる、安くで仕上がるとか、こういうのが原因となっていると思うんですけども、本当に一括方式をすれば要するに安くでできあがるかということも、これは

1つ私は疑問に思っているところなんです。これは、元請けと下請けとの問題の間でかなり差額が、開きがあった時には、先ほどおっしゃったように公取というのも入ってくるということもね、我々は認識を改めなければならないと思っておりますので、今後はできるものなら零細業者、設備関係の業者をね、行政として育ててあげるといふ皆さんは使命があるから、公共事業は。そういうことであれば、下請けを2億取ろうが3億取ろうと1つも実績にならないんです、企業にとっては。ペけなんです、これは下請けだから。1,000万の元請けの法人の方が本人の企業に対しては実績になる。それが総合的に評価されて、経審にも評価されて点数が上がってくるんですよ。だから、企業というのは必死になって努力をしてるから、こういうことも行政がしっかり念頭に置いて今後取り組んでいただきたいと、このように思っております。奄美市が確定した金額ですよ、確認しますけれど、金額、こうしんになりました。下請けの問題は、これは企業と下請け業者が値決めをして進めるのが、これがやっぱり意に沿わなければ、行政としては投げっぱなしでは、僕はちょっといかなもんかなと思っておりますけど、こういったことについては、皆さんはどのように認識ありますか。一応これについて、私はもうここで一応総括を終わりたいと思います。1つ今後努力をしていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。終わります。

**契約・検査指導課長（奥 光也君）** 元請けと下請けの関係につきまして御質問がありましたので、回答いたします。今後、事業が着手した後はですね、基本設計が始まります。で、実施設計が行われます。この中に、元請けの建築工事及び設備、電気設備工事、それから給排水衛生設備、空調工事の業者さんも一緒に入って設計に加わっていただくということになりますので、その中で設計額、お互い元請けと下請けの契約については決まってくるものと理解しております。そこで、先ほど御質問にあった経営事項審査の評価点について御質問があったので、県のほうにですね、問い合わせをしたんですけども、経営事項審査の評定値の算出にあたりましては、経営規模と経営状況と技術力、その他の社会性について評価をしますとあります。経営規模については、完成工事高について評価をするということで、元請け、下請けに関係なく、完成工事高を計上すると評価するということでありました。技術力の方については、元請けの完成工事高のみの評価をするということですので、下請けの完成工事高は、丸々評価できるということではありませんけれども、評価をしてるということでありましたので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

**議長（奥 輝人君）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第43号、議案第44号及び議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての3件は、これを総務企画委員会に、議案第42号、議案第45号から議案第47号及び案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての5件は、これを文教厚生委員会に、議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項については、これを産業建設委員会に、それぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日26日から7月4日まで休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日26日から7月4日まで休会とすることに決定いたしました。  
以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。  
7月5日午前9時30分本会議を開きます。  
本日はこれにて散会いたします。（午前10時30分）

第 2 回 定 例 会  
令 和 6 年 7 月 5 日  
(第 6 日 目)

7月5日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帯 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	向 美 芳 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	藤 原 俊 輔 君
総 務 課 長	藤 江 俊 生 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	柳 樹 三 郎 君	市 民 環 境 部 長	信 島 賢 誌 君
国 保 年 金 課 長	西 幸 一 郎 君	保 健 福 祉 部 長	平 田 宏 尚 君
福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君	商 工 観 光 情 報 部 長	麻 井 庄 二 君
農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君	建 設 部 長	坂 元 久 幸 君
上 下 水 道 部 長	川 上 浩 一 君	教 育 部 長	正 本 英 紀 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

7月5日(6日目)

議会事務局長 向 井 渉 君

議会事務局次長兼  
調査係長事務取扱

押 川 治 君

議事係長 田 川 正 盛 君

議事係主査

重 井 真 人 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の会議は、お手元に配布してあります、議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1，議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第47号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についてまでの7件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（竹山耕平君） おはようございます。自民党新政会、竹山耕平でございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は去る6月26日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第41号から議案第42号及び議案第45号から議案第47号までの5件を慎重かつ丁寧に審査いたしました。5件の議案につきましては、お手元に配布してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

はじめに、議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項について審査いたしました。

まず、3款民生費、4款衛生費について、当局からの補足説明の後に、委員より老人福祉総務費中、扶助費、老人保護措置費297万7,000円について、処遇改善と併せて物価引上げ分の加算額の根拠について、また、どの施設に何名分の加算なのかという質疑に対し、当局より、今回の処遇改善等生活費の引上げについては、国からの通知に基づくもので、物価高騰、光熱費が上がっているということで、1人当たり1日60円程度の引き上げ。基準費用額については、令和4年度の家計調査において、高齢者世帯の光熱水道費は令和元年度家計調査と比べ上昇しており、60円程度の引上げになっているということでございます。また、施設については、養護老人ホームなぎさ園で月額6,000円程度の加算となり、職員数は常勤で24名ということでございます。

また、委員より、重点政策推進費中、保育体制強化事業補助金1,197万円についての質疑に対し、当局より、認可及び地域型保育施設14施設において、保育の資格を持たなくてもできる業務を担うものであり、例えば、クラスで子どもがトイレに行く時に一緒についていき、トイレのサポートをしてあげたり、給食の配膳、片付け、水遊びやお昼寝のお手伝いなど、専門的な資格を有しなくてもできる周辺業務のサポートを行うことで、保育士の方々に一息つくような時間帯を作り出すなどにつながる事業であるということでもあります。募集においては各施設で行い、雇用していただくことに対する補助金であります。

また、委員より、生活保護総務費中、システム改修業務1,161万9,000円についての質疑に対し、当局より、コロナの定期接種化に対応するための改修費用に35万7,500円、予防接種の改正に伴う改修で5種混合という形で接種の内容が変わったのと、高齢者肺炎球菌に伴う改修として33万円を計上。更に、マイナンバー情報連携に伴う改修で、HPVワクチン9価にマイナンバーの情報を紐付ける形の改修費用に11万円、残りの342万3,000円は、健康管理システムの標準化に伴う改修となるということでもあります。

ほかにも多くの質疑がございましたが、この際、省略をいたします。

次に、2款総務費のうち、教育費の関係事項分と10款教育費についての審査を行いました。当局からの補足説明の後に、委員より、社会教育施設管理費中、工事請負費、宇宿貝塚史跡公園1,900万円について、今回のSDGsと事業費の費用対効果に関する質疑に対しては、当局より、昨年度の入館

者は1,947名、目標者数としては1,500名を想定している。また、令和2年度は1,386名、令和3年度はコロナ禍で935名、令和4年度は1,629名となっている。SDGsモデル事業を取り入れながらリニューアルを図った上で、更に体験型ができる施設、そして情報発信などを行う中で収益を上げていけることができるのではないかも含め、今後検討委員会を立ち上げ、収益化、そして今後の宇宿貝塚と周辺施設も含めた収益事業の在り方を検討していく。歴史民俗資料館とともに連携した形で収益を上げることができないかも検討していくということでございます。

ほかにも、宇宿貝塚公園については多くの質疑がございました。ほかにも中学生国際交流補助金についての質疑もございましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第47号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中、関係事項分についての審査を行いました。当局の補足説明の後に、議員より予防費中、委託料、各種予防接種業務4,388万5,000円についての質疑に対し、また委託先について、そして事業の詳細についての質疑に対して、当局より、今年の3月までは臨時特例接種という形で集団接種を実施していたが、令和6年度以降はインフルエンザと同じB類に移行されたことにより、医療機関で接種いただく形となった。予防という形と重症化しないための事業であること、費用負担については保険適用のためそれぞれで負担していただく形となるが、今回国の方が示した接種に係る費用について、メーカーからの希望だと1万5,300円となっている。以前から国のほうから説明を受けていた自己負担額は7,000円であったことから、その接種率が芳しくないのではと思います、今回4,000円を市のほうから助成を行うことで、1人当たりの自己負担額を3,000円に抑えることで、未然に重症化をすることを予防するという形での今回の予算計上になっているということでございます。

次に、議案第42号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について審査を行いました。当局の補足説明の後に、委員より、今回の条例改正において奄美市にある施設への影響に対しての質疑に対し、当局より、今回の条例改正においては、奄美市にある小規模保育施設が対象となる、小規模保育施設については、基本的には0歳から2歳を預かる施設ということで、法令で例外的に3歳以上を預かることがある場合の配置基準を改正するものであること、現在奄美市内の小規模保育施設においては影響がないこと。また、保育所や幼稚園があることから、3歳以上を預かることということは現在実施されていないということでございます。

次に、議案第45及び議案第46号 工事請負契約の締結についての2件を一括して審査を行いました。当局の補足説明の後に、委員より、今回のプロポーザル方式において、各項目があるが、提案型として審査する上で特に重視された評価項目についての質疑に対し、当局より、今回の住用・笠利各施設とも8名で構成される選定委員会の審査においては、評価項目は大きく分けて6項目ある。実施体制、建築設計業務、工事管理業務、備品選定業務、地域貢献、提案価格などにかかる評価となっている。この中で特に配点を高くしているのが、建築設計業務にかかる評価の中の施設計画となっている。中身としては、デザインであったり、利用するお子様、保護者、職員、そしてSDGs、これらの使いやすさ、提案がなされているかという点であります。しかしながら、コストの削減、納期の順守などを含めて、個々の項目だけで判断をせず、総合点で評価をする配点となっており、今回、優先交渉者が決定されたということでもあります。

また、委員より、契約金額がそれぞれ住用6億1,600万円、笠利13億900万円となっている。当然、プロポーザルの提案価格の中でもこの範囲内となっていると思うが、この金額については工事が進捗する中で、追加があるのか、または、あるとしたらどのような場合が想定されるのかという質疑に対し、当局より、追加に対してはあり得るということでございます。ただし、原則的には、今回契約する金額において事業を完了することを業者と自治体が協力して進めることを原則としている。また、契約書の中でうたっているのが、日本国内における賃金水準または物価水準変動により、契約金額のうち施工にかかる契約金額が不相当となったと認めた時、また、特別な要因により主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、工事請負代金が不相当となったときは、請負代金の変更を請求することがで

きるというふうになっている。以上の2点が増額の要因となっているということでございます。

ほかにも質疑がございましたが、この際、省略をさせていただきます。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。なお、御質疑等ございましたら、他の委員の協力を得てお答えをさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**議長（奥 輝人君）** 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

**産業建設委員長（弓削洋平君）** おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会は去る6月27日の1日間開会し、付託議案1件の案件について丁寧に審査いたしました。審査の結果は、お手元に配布してあります審査報告書のとおり原案可決すべきものと決しました。

以下、この審査内容について御報告いたします。

議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項のうち第1表、歳入歳出予算補正のうち6款農林水産業費、7款商工費を歳入歳出一括して審査をいたしました。当局の補足説明後に、委員より、16ページ、3目農業振興費、23節投資及び出資金52万1,000円について質疑があり、当局より、中央青果株式会社では、今年の5月に株式総会と臨時委員会において新しい代表取締役が選任された。これまでは代表取締役が株式を保有しており、株式を代々新たな代表取締役が購入をするということが慣例であった。しかしながら、法令及び会社の定款上、代表取締役がこの株式を保有しなければならないということではなかったことから、新たに代表取締役になる方の株式購入の負担をなくしてはどうかという提案がなされた。それで、筆頭株主である奄美市のほうがこの株式を購入することで、過去4年間コロナ禍の影響で市場の運営が赤字決算でもあったことから、今回この持ち株を増やすことで経営改善に積極的に取り組んでいこうということでの予算計上である。現在の持ち株比率が46.5パーセント、今回の補正予算が成立して新たに買い増しをすると51.7パーセントになるとのことでした。

次に、委員より、7款1項6目観光施設管理費、14節工事請負費3,654万6,000円のマンガローブパークグランドゴルフ場の詳細について質疑があり、当局より、グランドゴルフ場内の通路舗装である。この場内の通路は、場所によって凸凹があり、利用者が転倒する危険性もあることから、指定管理者のほうからも早急な整備が必要である旨の要望があったとのことでした。

委員より、トイレ整備の質疑があり、当局より、マンガローブパークの全体リニューアルに先行しまして関係各所と調整を行っており、いつごろかというのはお示しは難しいが、早急な整備を行うよう努めているとのことでした。

次に、委員より、工事請負費3,654万6,000円は当初予算で計上できなかったのかという質疑があり、当局より、本工事は相応の事業費が必要となるので補助事業の確保を事業執行の条件としていた。併せて工事期間を7か月と見込んでおり、6月補正後の事業執行でも年度内の工事完成が十分見込まれることから、この補助事業の確保を見極めるために当初予算での計上を見送ったとのことでした。

そのほかにも多くの質疑がなされましたが、この際省略いたします。

以上で、産業建設委員会の審査報告を終わります。なお、質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。

**議長（奥 輝人君）** 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

**総務企画委員長（栄 ヤスエ君）** 皆様、おはようございます。総務企画委員会は去る6月28日付託されました5件の案件について、全て丁寧に審査いたしました。それでは、総務企画委員会に付託されま

した議案第41号、議案第43号、議案第44号の3件につきましては、お手元に配布してあります総務企画委員会報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

議案第41号 令和6年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項について、最初に、当局より、歳入の19款寄付金、1項寄付金、3目総務費寄付金、1節総務費寄付金1、100万円は、総務行政指定寄付金として、鹿児島市在住の才納壽二様から電気自動車の購入費にとの思いで賜った寄付金とのこと。20款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金の財政調整基金繰入金3億86万4,000円は、物価高騰緊急対策事業の財源として繰り入れるものとのこと。21款繰入金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金4,976万4,000円は前年度剰余金繰越金とのこと。また、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、地方創生支援事業費補助金1、880万4,000円は内閣府の自治体SDGsモデル事業補助金で、うち897万5,000円はソフト事業分の国庫補助金額として計上とのこと。20款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金265万1,000円はふるさと納税推進費内の中学生国際交流補助金及び世界自然遺産費の会計年度任用職員に係る経費の増額によるものとのこと。歳出の2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、17節備品購入費1、450万円は歳入の総務管理費として計上した寄付金で、寄付者の意向のもと、電気自動車を購入するものとのこと。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、10節事業費、印刷製本費70万円は宇宿貝塚史跡公園とSDGsを関連付け、分かりやすく学べるパンフレット等を作成するものとのこと。同じく12節委託料720万円のうち700万円は宇宿貝塚史跡公園内に設置する、縄文生活を見直し、環境文化からSDGsにつなげていくための学習コンテンツ開発を行う業務を委託するもの。奄美版SDGsアイコン作成事業20万円は、市民に親しみやすく分かりやすいアイコンデザインの作成業務を委託すること。また、2款総務費、1項総務管理費、1目物価高騰緊急対策事業3億86万4,000円について、1節報酬から8節旅費までの合計613万9,000円は事業実施にあたり会計年度任用職員2名の雇用する経費で、10節事業費300万円は事業に要する消耗品費である。11節役務費600万円は、案内文や郵送手数料、新聞広告手数料など給付金の口座振替、振込みに係る金融機関手数料とのこと。12節委託料450万円は、寄付金対象者への案内文書、文書等の印刷発送業務の委託料とのこと。18節負担金補助および交付金2億8,000万円は、定額減税調整交付金支給対象者8,100名を対象に計上しているとのことなど補足説明があり、委員より、2款総務費、1項総務管理費、1目企画費、1節委託料のSDGs情報発信宣伝作成業務の宇宿貝塚史跡公園の学習コンテンツについて質疑があり、当局より、宇宿貝塚史跡公園を訪れた方が施設内で学べるコンテンツを作成するもの。また、子どもから大人まで観光客、インバウンドにも対応できるよう、幅広い層をターゲットとした学習ツールとして、パネルまたは模型等の展示物を想定しているとのこと。また、奄美版SDGsアイコンについては、国連が定める17の目標以外に奄美らしい目標を3件加える予定で、例えば天然記念物のロードキルをなくそうだとか、結の精神などの案も出ているとのこと。委員より定額減税について質疑があり、当局より今後の日程は、住民税のデータをもとに令和6年度所得税額を推計し、令和6年度の個人住民所得額と併せて給付対象額を算出し、個人ごとの給付金対象者を抽出する。抽出された対象者の確認作業をし、8月の下旬までには対象者へのお知らせをする予定で、申請を受けて9月の中旬が開始時期の予定とのこと。

そのほかにも委員より質疑はございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第43号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について、当局より補足説明がありましたが、委員より特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第44号 奄美市過疎地域持続的発展計画の変更について、当局より補足説明がありましたが、委員より特段の質疑はございませんでした。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお、御質問がございませ

たら、ほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。

**議長（奥 輝人君）** これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第41号から議案第47号までの7件を一括して採決いたします。

この議案7件に関する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案7件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第47号までの7件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

**議長（奥 輝人君）** 日程第2、請願第1号 国立療養所奄美和光園の医療・福祉の充実と将来構想の確立に関する請願について、陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について及び陳情第5号 奄美市の義務教育における学校給食費の無償化を求める陳情についての3件を議題といたします。

ただいまの3件に関する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

**文教厚生委員長（竹山耕平君）** 御報告申し上げます。文教厚生委員会に付託されました請願、陳情につきまして審査の結果を御報告申し上げます。審査結果におきましては、お手元に配布してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、3件全てにおいて採択すべきものと決しました。

以下、審査の御報告をいたします。

請願第1号 国立療養所奄美和光園の医療・福祉の充実と将来構想の確立に関する請願についての審査についてです。請願第1号の提出者は、岡山県瀬戸内市邑久町の全国ハンセン病療養所入所者協議会会長、屋 猛司さん、奄美市名瀬伊津部町の奄美和光園とともに歩む会代表、福田恵信さん、奄美市名瀬矢之脇町の全医労奄美支部支部長、福崎昭徳さんからでございます。紹介議員は、伊東隆吉議員、崎田信正議員でございます。審査における委員からの発言を述べさせていただきます。

委員より、市当局の現在の考え方といたしても、現在入所されている入所者を大事にするということであるが、将来構想についても、日本全国のハンセン病施設含め、連携しながら、本市としても先んじて進めることはいいことであるという意見がございました。取扱いについて協議の後、正会に移し、質疑を終結し、討論省略のうちに、採決の結果、請願第1号 国立療養所奄美和光園の医療・福祉の充実と将来構想の確立に関する請願についての請願書については、全会一致でこれを採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための2025年度以降政府予算に係る意見書採択の陳情について審査いたしました。陳情第3号の提出者は、奄美市名瀬大字浦上

の黒木健史さんからであります。委員からの特段の質疑はございませんでした。採決の結果、陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための2025年度以降政府予算に係る意見書採択の陳情については、全会一致でこれを採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第5号 奄美市の義務教育における学校給食費の無償化を求める陳情について審査を行いました。陳情第5号の提出者は、奄美市名瀬長浜町の奄美民主団体協議会代表、荒田まゆみさんからであります。審査結果は、お手元に配布してあります審査報告書のとおり採択すべきものと決しました。

以下、審査内容の御報告を申し上げます。委員より、全国の学校給食無償化につきましては、厚労省が行った調査結果、2023年9月時点において、無償化提供は30.5パーセントだった。2017年の調査では4.4パーセント、一部無償化を含めると現在4割を超える状況にある。同調査において、鹿児島県内では13市町村が実施、2017年は4市町村という状況であった。ここで、学校給食センター所長のほうから、現在の県内の状況について説明がありました。県内19市中8市、大島郡内の5町村と大島郡以外の5町村を合わせ、18市町村が令和6年度に無償化を実施しているということでもあります。ほかにも、無償化に伴う財源については、基本的には、財源に対しては市の単費を用いることとなるということでございます。

そのほかにも意見がございましたが、この際、省略をいたします。

取扱いについて協議の後、正会に移し、質疑を終結、討論省略ののちに採決の結果、陳情第5号 奄美市の義務教育における学校給食費の無償化を求める陳情については、全会一致でこれを採択すべきものと決しました。

以上で、請願、陳情の3件についての審査報告を終わります。なお、御質疑等ございましたら、他の委員の協力を得てお答えをいたしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**議長（奥 輝人君）** これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これから、この3件について一括して採決をいたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

それでは、この3件について採決を行います。

請願第1号、陳情第3号及び陳情第5号に対する委員長報告は採択すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号、陳情第3号及び陳情第5号は 委員長報告のとおり採択することに決定しました。



議長（奥 輝人君） 日程第3，陳情第4号 肉用子牛価格の急落に関する陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情に関する産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設員長（弓削洋平君） 御報告申し上げます。産業建設委員会に付託されました陳情第4号 肉用子牛価格の急落に関する陳情は、奄美市名瀬小浜町の奄美農業協同組合代表理事組合長，窪田博州さん，農村政治連盟奄美総支部奄美支部長，伊集院巖さんからであります。慎重に審査を行い，お手元に配布しております審査報告書のとおり，全会一致により採択すべきものと決しております。

審査内容といたしましては，当局より，把握していることに関して説明があり，奄美大島家畜市場における子牛競り価格の推移について，子牛1頭当たりの平均販売価格は，令和3年度税込みで72万9,796円，令和4年度62万3,233円，令和5年度51万8,621円となっているとのことでした。各委員に御意見を伺いましたところ，全委員は陳情趣旨に賛同との意見であり，採決の結果，全会一致により採択すべきものと決しております。

以上で報告を終わりますが，御質疑がありましたら，他の委員の協力を得てお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（奥 輝人君） これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，陳情第4号について採決を行います。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この陳情は，委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，この陳情第4号は採択することに決定いたしました。



議長（奥 輝人君） 日程第4，陳情第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書の採択を求める陳情について及び陳情第7号 米軍機オスプレイの奄美群島上空での訓練飛行，禁止を求める陳情書についての2件を議題といたします。

ただいまの陳情に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（栄 ヤスエ君） それでは，総務企画委員会に付託されました陳情につきまして，審査の結果について御報告申し上げます。

総務企画委員会に付託されました陳情第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書の採択を求める陳情についての審査は6月28日，同委員会におきまして，慎重に審査いたしました。陳情第6号の陳

情者は、奄美市名瀬浜里町にお住まいの関 誠之さんからであります。審査結果は、お手元に配布してあります総務企画委員会審査報告書のとおり採択すべきものと決しました。

また、陳情第7号 米軍機オスプレイの奄美群島上空での訓練飛行禁止を求める陳情書についての審査は、同じく6月28日、同委員会におきまして慎重に審査いたしました。陳情第7号の陳情者は、奄美市名瀬永田町にお住まいの奄美の自然と平和を守る郡民会議議長、富さつきさんからであります。審査結果は、お手元に配布してあります総務企画委員会審査報告書のとおり不採択とすべきものと決しました。

その審査において、委員より陳情事項の、米軍、防衛省に奄美大島上空での訓練飛行禁止を求める意見書を提出してくださいとの陳情事項について、米軍に対しての意見書は難しいのではないかと、訓練は海上の上空での訓練を推進していただきたい、オスプレイの整備不良の機体が飛ぶことはまかりならない、未来永劫飛ばないことを願うのか、安全が確認されたら低空飛行はあるのかなど活発な意見がございました。当局からの意見の中で、陳情の趣旨に記載されている内容と実際の報道の内容と若干齟齬があるとの説明がありました。その後、継続審査にするか採決を行うかの取扱いの協議により採決を行うことを決し、挙手採決の結果、賛成なしにより不採択とすべきものと決しました。

以上で、報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**議長（奥 輝人君）** これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑を認めます。

**14番（崎田信正君）** ただいま委員長報告をお聞きをいたしました。1点だけ伺いたいんですが、6月29日の地元の2紙にですね、総務企画委員会の審査報告の報道がありました。南海日日新聞は、米軍機飛行禁止の陳情不採択との見出しをつけ、当局側は、陳情書に記載されている一部メディア報道の引用部分について、実際の報道と異なり、内容に誤りがある可能性を指摘、採決の結果、陳情への賛成はなく不採択となったと書かれています。奄美新聞でも、オスプレイ飛行禁止陳情不採択の見出しがあり、当局からは陳情内容の一部誤りの指摘もあり、不採択となったとあることからですね、委員長報告にもありましたけれども、この新聞報道を見た市民にはですね、陳情の内容に誤りがあったから不採択だというふうに受け止められかねないという思いもしますので、どのような誤りを指摘されたのか、お答えできればですね、よろしくお願いいたします。

**議長（奥 輝人君）** 答弁を求めます。

それでは、今委員長から暫時休憩の申し出がありましたので、暫時休憩いたします。

おおむね10分ほど行いたいと思います。（午前10時13分）

○

**議長（奥 輝人君）** 再開いたします。（午前10時22分）

答弁を求めます。

**総務企画委員長（栄 ヤスエ君）** 先ほどの崎田議員の質疑に関してお答えいたします。委員会の委員の皆さんと一緒に話した中で、しっかりまた、この当局の説明があったから不採択になった訳ではないということがまず1つの大きなもともとでございます。理由としては先ほど、こちらの方で、委員長報告の中でさせていただいたとおりの内容でございますので、そこの中身をまた確認していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

14番（崎田信正君） 私はどのような誤りがあったのか、指摘されたのかということでお尋ねをしたんですけども、これは討論の中でやりますので、これで。

議長（奥 輝人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党、崎田信正君の発言を許可いたします。

14番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は、陳情第7号 米軍機オスプレイの奄美群島上空での訓練飛行禁止を求める陳情書について、賛成の立場から採択を求めて討論を行います。

今回の陳情は、米軍、防衛省に奄美大島上空での訓練飛行禁止を求める意見書を提出してくださいというものであります。この陳情と同じ内容だと思えますけれども、奄美市議会は平成30年3月23日にオスプレイの飛行訓練に関する意見書を内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣宛てに提出をしております。同じ内容だと申し上げましたが、新人議員の皆様が多い本議会で、この意見書の内容を改めて御紹介をいたします。こうありました。オスプレイについては、構造的欠陥がかねてより指摘されており、詳細な検証が十分にされているとは言えない状況のまま、全国各地で実施される訓練にオスプレイが参加することに対する地域住民の懸念は払拭されていない。このような状況のもとで、奄美本島内一部においてもパープルルートと呼ばれるルートでの低空飛行訓練の実施が指摘されているところである。また、パープルルートに指定されていない本市市街地をはじめとする本島内各地においても低空飛行する機体がたびたび目撃されるなど、地元住民の不安、事故への懸念にも理解を示すところである。また、2017年、平成29年6月10日夜、オスプレイは奄美群島上空を飛行中、緊急事態を宣言し、奄美空港に緊急着陸を行っている。このような状況に鑑み、国においては、MV22、オスプレイの安全性や事故原因、飛行訓練による周辺住民への影響等について、責任を持って関係地方公共団体に対し詳細に説明するとともに、奄美大島上空の飛行等の中止を含めた対応を強く要望するとした意見書であります。この平成30年の時点で明確に奄美大島上空の飛行等の中止を求めております。この意見書でも、詳細に説明との文言があります。昨年11月29日の屋久島沖に墜落をし、乗務員8人全員が死亡するという重大事故にもかかわらず、事故原因の詳細が示されておられません。今回の陳情が不採択ということになれば、奄美市議会自らが求めたこの意見書の内容を自ら反故にするようなこととなります。こんなことあってはならないと思います。更に、米軍には令和3年8月23日付で、当時の与 勝広議長名で、米軍機による奄美市上空での低空飛行しないことの要請書を送付しております。しかし、この要請書は配達日8月25日、保管期日9月1日で、9月2日に保管期間を経過しましたのでお返ししますと郵便局から返還されており、残念ながら私たちの切実な願いは米軍には伝わらなかったようであります。しかし、要請の内容は奄美市上空での低空飛行をしないことであります。また、平成30年7月19日付で、奄美本島5市町村町名で、在日米軍機オスプレイによる奄美空港への緊急着陸及び奄美大島上空における低空飛行にかかる対応についてを九州防衛局長に提出をしております。その内容は、緊急着陸について、低空飛行について、速やかな情報の収集と提供についての3項目について要請をしておりますけれども、守られている状況ではないというのは現状が物語っているのではないのでしょうか。これらの要請書は、市長も当時同僚議員としてこの意見書の提出に関わっておられることも事実として紹介しておきます。

先ほど委員長質疑ありましたが、当局より、基地じゃなく緊急着陸可能な空港との違いなど、陳情書の内容について指摘をされました。確かに基地ではなく空港との報道内容ですが、奄美市議会の意見書

や5市町村長の要請は、緊急着陸が繰り返されていることに明確な説明がないことを問題視しているのではないのでしょうか。当局のこの説明だけでは、30分以内に緊急着陸できる奄美空港があるからオスプレイの飛行は問題ないと捉えられているように感じます。緊急着陸を想定しなければならないオスプレイが市街地上空を飛行していることこそ大問題ではないのでしょうか。

オスプレイの死亡事故は、直近でも2022年3月18日ノルウェーで4人、同じく6月8日に米本土で5人、2023年、昨年です。8月27日にオーストラリアで3人。そして11月29日の屋久島沖での8人の死亡事故が発生をしております。この屋久島沖での事故は、岩国から嘉手納基地に向かう途上での事故であり、数十分時間がずれておれば奄美での事故につながるようなものであります。在日米軍や陸上自衛隊は特定の部品の不具合が原因だとしておりますけれども、具体的な部品名や、なぜ不具合が起こり、どのように墜落につながったのかなど、肝心な点は全く明らかにされないまま飛行が再開されたわけであります。

総務企画委員会でも真摯な質疑がされたかと思えますけれども、今述べてきたように、これまでの経過からして、今後も繰り返される恐れがあります。このことを心配することこそ、市民の安全・安心を守る議員の役割だと私は信じております。30分以内に着陸できる空港の存在を必要としていることから、米国当局も不具合が解決していないことを認めていることとなります。このようなオスプレイが私たちの頭上を現に飛行しているわけです。更に、昨年日本国内の山岳地帯などで飛行訓練をする際の最低高度が約150メートルから約60メートルに引き下げられた。具体的な訓練区域は公表されず、地元への説明も行う予定はない、高度制限の緩和により危険性はさらに高まっていると、南海日日新聞でも報道されております。

最後に、同じ世界自然遺産に登録されている沖縄、そして兄弟島とも称される沖縄の県議会について、3月29日の琉球新報社は、オスプレイ抗議決議、政府は全会一致直視せよとの見出しをつけ、県議会がオスプレイの飛行再開に抗議し、配備撤回を求める決議を全会一致で可決した。県議会がオスプレイの配備撤回や撤収を全会一致で求めるのは、2013年7月11日のオスプレイ追加配備抗議決議と意見書以来11年ぶりだ。政府は全会一致の重い意味を直視し、県民に真摯に向き合うべきだなどと報じております。これはもう皆さん、防衛論議の賛成とか反対ではないと私は思います。

オスプレイが運用される当初から、私は反対の立場を明らかにしてきました。撤収されることが望ましいと思っておりますけれども、しかし、議会では、意見書を挙げるためには議員皆様方の賛同が必要です。陳情の内容は訓練の中止を求めたものではありません。陳情趣旨でも海上の飛行を求めています。総務企画委員会では賛成者がなく不採択となっておりますけれども、今申し上げましたことに全面的に賛成はできないという方であっても、現状ではオスプレイの奄美大島上空での訓練飛行はやっぱり容認できないんだ、このことに賛同いただけるのなら、今回の陳情についても採択していただき、墜落原因の説明もないままオスプレイの飛行を再開するようなやり方は認められないとの意思を示すことが必要だと申し上げ、採択を求めた討論といたします。よろしく願いいたします。

議長（奥 輝人君） ほかに討論はありませんか。

20番（伊東隆吉君） 皆さん、こんにちは。今回のこの陳情案件、奄美上空をオスプレイの飛行を禁止していただきたいと、こういう旨でございます。

先ほど崎田議員から、過去において、我が、この議会においての全会一致でもって、そのルートのように関して飛ばないでほしい旨の案件を出したことがあります。それはもうそのとおりでございます。その時の内容の、当時として、時々刻々と変わるんですけども、我々はこのオスプレイの米軍関係のルート、これは、さっき崎田議員も言われてましたけど、パープルライン、ちゃんとしっかりしたルートが決定されております。このパープルラインをしっかり通ることをしっかり厳守してくれと、そういう思いでもって、あの時に各、我々自民党関係の議員、社民党、今、立憲民主党いませんが、共産党関

係を含めて色々とみんなで議論をして、このパープルラインをしっかりと踏襲してくれということでの思いをして、字句の訂正までして全会一致に持っていった、そういう経緯なんです。何を言いたいかと言うと、やはりこの奄美上空において、奄美の住民においていろんな災害があってもいけない、それは根底から思っております。この陳情をされた、この陳情案件に対しての思いは、住民に対して大変大きな危害が起こらないために全然飛ばないでくれということも個人的には、感情的にはよく理解できます。しかし、皆様、今、奄美、この群島、そして沖縄含め、我々のその近海で行われている今の現状、これは確かに専管事業ということで、国の専権事項でございますけれども、実際、陸上自衛隊がこの奄美に開設されもう5年過ぎました。なおかつ、南西諸島、この第一列島線の全部いろんな、あります、その中に全部、これはどういう意味か。我々のこの外海離島である奄美が隣国の脅威にさらされていることは言うまでもありません。そういうことを含めながら、この奄美が今大変、南西諸島の中においても、国の最先端の中でもしっかりと守らなければいけない、そういうこともありうると思ってる1人であります。ですので、今回のこの陳情案件に関しましては、内容的には大変個人的には理解をできます。しかし、今回、そういう意味、総体的な流れの中で言いますと、やはり全面禁止ということにはなかなかかなり得ないじゃなかろうかと、こういう思いがありますので、今、崎田議員の賛成討論に関して、私は、今回のこの案件に関しましては否決の意味で不採択ということで討論といたします。皆様の御理解と、一つよろしくお願いいたします。終わります。

議長（奥 輝人君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、この2件について採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

最初に、陳情第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書の採択を求める陳情についてを採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この陳情は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第7号、米軍機オスプレイの奄美群島上空での訓練飛行、禁止を求める陳情書についてを採決いたします。

この採決は、起立表決に替わり電子表決により行います。

本件に関する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択の時は、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決にあたっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

それでは、どうぞ押してください。

（電子表決）

なお、出席議員が投票機の、賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していない時は、会議規則第73条第5項の規定により、その議員は投票機の反対のボタンを押したものとみなします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

以上のおおり、賛成少数であります。

よって、陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩を入れます。(午前10時43分)

○

**議長(奥 輝人君)** 再開いたします。(午前11時00分)

日程第5、議案第48号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、議案第50号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任についての3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

**市長(安田壮平君)** ただいま上程されました議案第48号から議案第50号までの固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を御説明いたします。

本市の固定資産評価審査委員会委員の任期が令和6年7月7日をもって満了となりますことから、引き続き塩崎博成氏、浦口一弘氏を、また新たに柴 一夫氏をそれぞれ選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

**議長(奥 輝人君)** これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これから、採決をいたします。

採決は、これを1件ごとに行います。

まず、議案第48号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第48号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第49号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、これに同意することに決定しました。

次に、議案第50号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、これに同意することに決定いたしました。

○

**議長(奥 輝人君)** 日程第6, 発議第2号 国立療養所奄美和光園の医療・福祉の充実と将来構想の確立を求める意見書の提出について、発議第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための2025年度政府予算に係る意見書の提出について、発議第4号 肉用子牛価格の急落に関する意見書の提出について及び発議第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についての4件を一括して議題といたします。

この4件は提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略いたします。

お諮りいたします。

これから、この4件について一括して採決をいたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

それでは、発議第2号から発議第5号までの4件について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、発議第2号から発議第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

**議長(奥 輝人君)** 日程第7, 閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び総務企画委員長から、お手元に配布の文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，各委員長の申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。  
以上で，本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和6年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前11時07分）

○

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長 奥 輝人

奄美市議会議員 幸多 拓磨

奄美市議会議員 盛 剛

奄美市議会議員 竹山 耕平

( 別 紙 )

## 文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

### 記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第41号	令和6年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第42号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第45号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
(4)	議案第46号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
(5)	議案第47号	令和6年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(6)	請願第1号	国立療養所奄美和光園の医療・福祉の充実と、将来構想の確立に関する請願について	採択すべきもの
(7)	陳情第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	採択すべきもの
(8)	陳情第5号	奄美市の義務教育における学校給食費の無償化を求める陳情	採択すべきもの

令和6年7月5日

文教厚生委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

## 産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

### 記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第41号	令和6年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	陳情第4号	肉用子牛価格の急落に関する陳情	採択すべきもの

令和6年7月5日

産業建設委員長 弓削 洋平

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

## 総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

### 記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第41号	令和6年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第43号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(3)	議案第44号	奄美市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決すべきもの
(4)	陳情第6号	地方財政の充実・強化に関する意見書の採択を求める陳情	採択すべきもの
(5)	陳情第7号	米軍機オスプレイの奄美群島上空での訓練飛行、禁止を求める陳情書	不採択とすべきもの

令和6年7月5日

総務企画委員長 栄 ヤスエ

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

令和6年7月5日

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

議会運営委員長 多田 義一

総務企画委員長 栄 ヤスエ

閉会中の継続審査及び調査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査及び調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

- 議会運営委員会
  - 1 議会運営に関する事項について
  - 2 議長の諮問する事項について
  
- 総務企画委員会
  - 1 委員会の所管事務に関する調査について

◎ 所管事務調査計画表（案）

- 委員会名 総務企画委員会
- 調査期間 令和6年第3回定例会開会までの間
- 調査場所 兵庫県加古川市，同豊岡市
- 参加委員 栄 ヤスエ，川口 幸義，朝木 一仁，帯屋 誠二，瀧 真一郎，  
正野 卓矢，奥 輝人，奥 晃郎
- 調査目的 ジェンダーギャップ解消の取組みについて，書かないワンストップ窓  
口について
- 経費等 委員1人につき20万円以内

参 考 资 料  
( 意 见 书 等 )

## 国立療養所奄美和光園の医療・福祉の充実と、将来構想の確立を 求める意見書

衆議院・参議院両院で、全会一致で可決成立いたしました「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（以下『ハンセン病問題基本法』と表記）」が施行され、15年目となりました。

この法律の前文では、「国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害，その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている」とし、「ハンセン病患者であった者等」及び「その家族」が、「社会生活から孤立することなく，良好かつ平穏な生活を営むことが出来るようにするための基盤整備は喫緊の課題」であり、「適切な対応が急がれる」と謳っています。

今日、国立療養所奄美和光園（以下『和光園』と表記）の入所者の平均年齢は88.1歳（2024年4月1日現在），入所者数も11名（同）となり，現在でも困難な医師確保だけでなく，今後，看護師・介護員等職員を含めた安定確保は一層困難となることが予想されます。入所者の良好な療養環境，入所者の高齢化や障害の重度・重複化に対応した医療・看護・介護体制の整備及び充実のために，ハンセン病問題基本法第11条に謳われるとおり，国・厚生労働省の責務として必要な措置を講じるよう求めるものです。

また，第12条では、「国は，入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため，国立ハンセン病療養所の土地，建物，設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講じることが出来る」と謳っています。

和光園では，1983年から皮膚科を中心に一般外来診療を行ない，長年，奄美群島の医療に貢献してきました。2013年4月からは保険入院も実施され，奄美群島になくてはならない施設となっています。

医療・福祉の拡充は国民のもっとも切実な要求です。和光園をより一層地域に開かれた施設として存続・発展させることは地域の願いであり，その実現が入所者の方々の医療を確保し療養生活を最後まで保障することにもなります。

国の責任で，入所者の最後の1人まで和光園で豊かな療養生活を送れるよう医療・看護・介護等福祉の確保を実現するとともに，奄美群島の財産として恒久的な存続を実現し，差別・隔離の歴史に終止符を打つためにも下記のとおり要望いたします。

## 記

1. 奄美和光園の医療・看護・福祉体制の充実をはかり入所者の療養生活に万全を期すこと。
2. 奄美和光園の地域開放を一層促進すること。そのための必要な運営費を引き続き国の予算で確保すること。
3. 奄美和光園を地域住民の医療・福祉施設として永続化するよう、ハンセン病問題基本法の改正等必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき提出いたします。

令和 6 年 7 月 5 日

奄 美 市 議 会

## 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種配置の増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画通り進捗すれば、2025年度で完了します。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年7月5日

奄美市議会

## 肉用子牛価格の急落に関する意見書

肉用牛を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足等により、生産基盤の縮小が深刻化するとともに、配合飼料価格の高騰による経営圧迫や家畜疾病の侵入リスクなど、厳しい状況が続いております。

このような中、肥育農家の配合飼料価格高騰に伴う購買意欲の低減や枝肉価格の低落による先行きへの不安感などから、肉用子牛価格については、依然として厳しい状況が続いております。さらに、直近のセリ価格についても大きく下落しており、農家経営が立ち行かなくなることを危惧しております。

つきましては、肉用牛農家の経営安定と生産基盤の維持が図られるよう、下記事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 子牛価格や枝肉価格の回復に向け、繁殖・肥育農家に対する緊急対策として、経営体質強化や生産の安定化を図るための取組等を実施する農家を対象に支援を行うこと。また、畜産農家の経営安定に資するため、配合飼料価格安定制度の十分な財源を確保するとともに、配合飼料価格の高止まり時に対する制度拡充を図ること。
2. 特に、子牛価格の急落に対し、既存事業の拡充や飼料輸送経費の軽減に資する事業の創設検討、島内における牛肉消費拡大対策等、特段の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年7月5日

奄美市議会

## 地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針 2021」に基づき、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

### 記

1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への

税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 政府が減税対策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政

策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 5 日

奄 美 市 議 会